

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第1回つくば市男女共同参画審議会		
開催日時	令和4年(2022年)5月25日 10時00分～12時00分		
開催場所	つくば市役所 2階 防災会議室(2)(3)		
事務局(担当課)	市民部市民活動課男女共同参画室		
出席者	委員	生田目 美紀委員(会長)、土井 隆義委員(副会長)、 有光 直子委員、飯田 哲雄委員、石山 武委員、大谷 加津代 委員、栗山 賢司委員、北口 ひとみ委員、長 卓良委員、 福村 佳美委員、間野 聡子委員、山中 真弓委員	
	その他	男女共同参画推進基本計画策定支援業務委託事業所	
	事務局	市民部：大久保部長、池畑次長、市民活動課：荒澤課長 男女共同参画室：横田室長、松崎係長、水谷主任主査 健康増進課：永井保健係長、科学技術振興課：稲邊係長 こども政策課：馬場主任主査、宮本主任 人事課：鈴木課長補佐、平野係長、産業振興課：寺田係長 危機管理課：登坂課長補佐、生涯学習推進課：福田係長 ワークライフバランス推進課：東泉係長、丸山主査 学び推進課：岡野課長補佐、関指導主事(主査) 農業政策課：根本課長、大野係長	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合は その理由			
議題	協議事項 (1) つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022) 2021年度施策実施状況及び2022年度施策実施計画に ついて (2) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)の策 定について		

会議録署名人		確定年月日	平成	年	月	日
会	1	開会				
議	2	部長あいさつ				
次	3	議事				
第	4	その他				
	5	閉会				

<審議内容>

(1) つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

2021年度施策実施状況及び2022年度施策実施計画について

会 長：議事（1） つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
2021年度施策実施状況及び2022年度施策実施計画について、事務局
からご説明をお願いいたします。

事務局：（配布資料に基づき説明）

会 長：本日の審議では、事前に皆様からご意見をいただいた28の施策のうち、
9施策について進めてまいります。施策番号2、14、18、19、21、22、
23、24、27の9つについて進めていきますので、よろしく申し上げます。
あらかじめ皆様からいただいたご意見は、一番下の欄の審議会意見とい
うことで、今は仮置きして、皆様と審議しやすいように入れさせていた
だいております。

施策番号2について、こちらは福村委員、栗山委員、間野委員のご意
見を仮置きしております。「男女共同参画に関する意識の向上を図り、
能力や行動力を深めるため、セミナーを開催します」といった施策に対
して、『ジェンダーに対する理解は、世代によって開きがある。ターゲ
ットとする世代を絞り、そこを狙った企画で、必要な層に必要な普及啓
発をしてはどうか』、もう1つは『コロナ禍ではあるが、オンラインの
導入により、参加者の増加に伴う「男女共同参画に関する意識の向上」

を期待する』ということで、審議会意見をこのようにしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、このような形で審議会意見として掲載してまいりたいと思います。

続きまして、施策番号 14 です。こちらは、大谷委員からご意見をいただいたものを審議会意見として仮置きしております。この施策内容は、

「妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します」ということです。2021 年度は、いくつかのマタニティーサロンの結果を書いています。

審議会意見としては、『夫やパートナーの育児参加を視覚的に見せる工夫が見られ、実績増の効果としても表れている。』ということで、審議会意見は、こちらの内容でよろしいでしょうか。実績も確実に上がっており、計画実施度は A、達成度も◎です。こちらはそのまま進めたいと思います。

続きまして、施策番号 18 になります。23 ページです。間野委員から、ご意見をいただいております。こちらの施策内容は、「市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映されることができる環境づくりを進めます」と書かれています。各課で設置している附属機関委員等の登用状況調査の際に、女性が市政の方針や政策決定に関わり、多様な意見が反映されるよう、新たに任命・改選する際の女性委員の積極的な登用について依頼を行ったということです。計画実施度は C、指標達成度は△となっています。今後の課題として、審議会ごとに 30%を超える委員の割合については、全体で 43.8%と前年度より 3.3%下がっています。引き続き、各課等に対し女性委員の積極的な登用について働きかけが必要であるということが課題になってきます。

間野委員からいただいた審議会意見として、『コロナ禍で、更に女性が

活躍しづらい状況ではあるが、女性委員の登用は引き続き積極的に進めていただきたい』ということに記載してよろしいでしょうか。

委員：審議会意見に異論はないですが、私が質問した中で前年度より下がった要因に、充て職で選任した際に、男性の委員に偏ってしまう傾向になることも原因の一つかと思うとのコメントがありました。それを改善していかない限り、これは積極的に進めていただきたいといっても改善されないだろうと思います。私の意見に付け加えていただけるのであれば、選任する側にも、後任のところで、女性に交代できる団体があればそれを積極的にしていただきたい。具体的に提言した方がよいのではないかと思います。

会長：充て職で後任の際に、女性の登用を検討していただけないか、といった感じでよいでしょうか。

委員：おそらく区長や学校長など、割と男性の方が長になることが多いと思います。副などで、もし女性の方がいらっしゃるのであれば、必ずしも長でなくてもよいと思いますので、その団体の代表意見を持っていける人に、女性割合がアンバランスになっているのであれば、そういったことも考えていただきたいという意見です。

委員：充て職で選任した際に、男性の委員に偏ってしまう傾向というのが私には分かりません。全部の審議会を見てみないと分かりませんし、概ね私たちが傍聴して感じるはその辺かと思います。また、子ども子育て会議の時なども、民間の保育園や幼稚園の代表の方は男性がずっと出ていらっしゃいます。やはり、それはもう少し考慮されてもよいと思います。そういったことを所々で感じるなので、やはり団体の中でも工夫していただきたいところです。働きかけはこちらからしないといけません。どのような働きかけをすればよいのか、テクニカル的によく分かりません。

会長：その辺りのことは文章で上手に加えていただくことは可能でしょうか。

事務局：加えてまいります。

副会長：今の点ですが、問題が2つあって、1つは充て職という制度の問題です。

つまり充て職にせずに、改めて委員をお願いし、その方は女性にということも依頼できますし、もう1つは、そうはいつでも難しいので、充て職にするでしょうから、そうすると充て職になっている本委員の方の女性を増やすということですよ。そうすると、例えば文案としては、『女性委員の登用とともに女性の管理職等の登用も含めて』と入れると、本職のほうで女性が増えれば、充て職も女性となってくるわけですから、そのような一文を入れるというのはいかがでしょうか。

会長：皆さま、よろしいでしょうか。そもそもが変わっていけば自然に変わっていくという流れも大切だと思います。

続いて、24ページの施策番号19です。こちらは、大谷委員と間野委員のご意見を仮置きしております。施策内容は、「女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適正に応じ、管理職登用・昇任を進めます」ということで、2021年度の実施状況は、女性職員の持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めるため、研修を実施、派遣を行った。また、複数部署において、女性職員による意見交換会を実施し、女性が活躍しやすい職場環境等について議論・理解を深めたということ、計画実施度がB、指標達成度は△ということ。成果・課題は、部長補佐における「女性活躍推進のための環境づくり研修」45名受講、茨城県自治研修所「女性職員キャリアデザイン講座」女性職員2名を派遣した。配偶者同行休業制度は1名派遣した。審議会意見としては、『第5次男女共同参画基本計画の成果目標よりも高く設定しているため、実施値は未達であるが、女性係長級の承認割合は評価できる。』2つ目が、『根底にあるジェンダーの考え方の払しょくが難しく、女性職員の管理職等登用施策は難しいと思うが、継続して進めていただきたい。』2つの審議会意見について、ご審議いただきたいと思います。こ

ちらについてはよろしいでしょうか。それでは、このような形で施策番号 19 については進めていきたいと思えます。

続きまして 26 ページ、施策番号 21 です。こちらは飯田委員のご意見を仮置きしております。こちらの内容は、「職場等におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関し、研修を通して職場単位での防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます」ということで、2021 年度の実績は、研修は 2 回、受講者は 45 人、53 人、19 人ということで、計画実施度は B となっております。課題としては、全職員が相談・利用しやすいような体制づくりをし、所属部署内での早期解決に努めていくということです。それに対する審議会の意見は、『2021 年度実施のハラスメント職員研修で、受講できなかった人が、1～3 割程度いるようだが、後日受講できる体制があるとよい。』ということで、よろしいでしょうか。

委員：意見にも書きましたが、これは市職員の話になるので該当しない人もいるかもしれませんが、中小企業もハラスメントの具体施策を義務付けているので、そこをまずしっかりと職員も分かった上で動かないと、企業は進まないかと思えます。企業向けの施策はどこにありますか。

会長：企業に対する意識啓発のような含みというのは、この施策の中に盛り込まれていますか。

事務局：現計画の中では、企業向けのパワハラやセクハラに関する施策は入っていないです。市から働きかけるような施策があるとよいということでしょうか。労働局や厚生労働省から企業向けには行っているかと思えます。

委員：あえてここで取り組まなくてもよいですか。

事務局：例えば、セクハラについては男女雇用均等法、パワハラについては労働施策総合推進法というものがあり、それぞれの法律で、指導や事業監督

などを労働局が実施しているため、市がパンフレットを発行したり、法令に基づいて実施してください、とはなっていないので、計画には入っていません。

委員：計画の中には、そういった視点もどこかに入れたほうがよいと思っています。

会長：続きまして、施策番号 22 に移ります。27 ページです。間野委員、大谷委員のご意見を仮置きしました。こちらの施策内容は、「男性職員の育児休業取得を奨励し、2 週間以上 100%の取得を目指します」ということで、2021 年度の実施状況は、行政職は 93.9%、消防本部のほうでは 80%ということで、計画実施度は B、達成度は◎ということです。課題としては、男性職員の育児休業も定着してきている。その中でも取得しない男性職員もいるので、取得しない、できない原因を把握し、全員が取得できる職場環境を整えるということです。審議会の意見として提案したいのは、『男性の育児休業は、親子関係や夫婦関係をつくる上で非常に重要（母親の産後鬱の防止や、父親としての意識の形成などに非常に効果的）であることから、市職員から一般市民に広げていただきたい』2 つ目、『男性職員の育児休業取得率の高さは評価できる』ということで、審議会意見として提案してもよろしいでしょうか。大変よい意見でよいと思います。では、こちらのお認めいただいたということで次にまいります。

続きまして、施策番号 23、28 ページです。こちらは北口委員と間野委員のご意見を仮置きしております。施策内容は、「配偶者・パートナー等からの暴力は犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等において啓発活動を行います」。2021 年度の実施状況は、セミナー参加者に相談カードを配布したほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、ポスター掲示と各種相談機関のチラシ等を配置し、情報提供を行ったということで、計画実施度は B

です。課題としては、女性が抱える様々な悩み・問題に対して適切な相談窓口につながるよう、あらゆる機会を通じた情報提供が必要である。審議会意見としましては、『同性パートナー間でもDV被害はある、女性に対する暴力とその子どもに対する暴力は同時に発生しているケースが多いなどの周知が必要』、『啓発ポスターやチラシ等の周知を引き続き積極的に情報提供されたい』ということで審議会意見を進めてよろしいでしょうか。

委員：次の施策で触れていますが、国会で困難な問題を抱える女性の支援に関する法律案というのが今後、成立する見込みがあるんですね。これについては、相談所を設けるなど色々書いてあり、今、つくば市は庁舎がそういった役割を担っているのですが、やはり今後、広いつくば市を考えると、もっと公共交通の便利なところに置くとか、庁舎とは別に設けるなど、そういったことを考えていかなければならないかと思います。その辺りをここに書き込むのがよいのか、次のところに国の動きを鑑みながら順次施策を入れるのか、何か少し触れた方がよいのではないかと思います。

会長：国の流れに沿って色々変化しています。どちらで入れるのがよいでしょうか。

事務局：施策 23 ですと、広報と啓発という面の施策になるので、今のお話を入れるとすれば、施策番号 24 で入れるのがよいかと思います。

会長：それでは、施策番号 23 はこれでよろしいでしょうか。

続きまして、施策番号 24 の 29 ページに移ります。こちらは間野委員の意見を仮置きしております。施策内容は、「夫婦・親子の問題、人間関係、DV（配偶者・パートナー等からの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います」ということで、実績は「電話相談 165 件、面接相談計 579 件、その他対応 34 件ということで、実施度が

Bとなっております。成果・課題としては、相談室機能が庁舎に移転したことで、関係課との連携が取りやすくなり、一般相談及び法律相談は昨年度の1.6倍増となった。働き方や生活スタイルの変化により、相談件数が増加していることから、相談事業の充実及び専門職（社会福祉士等）の職員配置の検討も今後必要であるとなっております。審議会意見としては、『庁内関係課との連携、必要な情報提供等、相談事業の充実について継続して進めていただきたい』、また、先ほどご意見がありました、『国の状況を見ながら、それに沿った形でより一層充実した体制を整えていただきたい』といった感じを加えるということでしょうか。施策番号24について、お認めいただいたということでしょうか。

続きまして、施策番号27の32ページです。こちらは間野委員からのご意見を仮置きしました。施策内容は、「DV被害者への的確な支援を図るため、相談事例の情報交換を行うなど、関係機関相互による連携を強化します」。実施状況は、真ん中辺りです。DV相談など、緊急を要する事案や支援が必要な際には、庁内関係課の担当者が集まり、ケースに応じた支援策・対応方法について協議・検討を行った。2022年に県女性相談センター主催「ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク地域会議」の書面会議に参加し、福祉相談センターや県内市町村、警察等と協議・情報交換を行ったということで、実施度がBとなっております。課題は、相談者の状況に応じて、必要な関係課と迅速に連携・対応ができるよう、定期的な情報交換を行うなど、連携体制を図ることが重要である。審議会の意見としては、『DV被害者への切れ目のない支援を継続してほしい』ということでしょうか。

委員:意見として採用していただいています、とてもざっくりしています。

DV被害者が、連携がうまくいかないことで、個人情報が出てしまったりする被害にあったりして、また怖い思いをしなければならなかったな

ど、ニュースなどで聞きます。成果・課題にも、連携・対応を書いてくださっているのですが、本当にそこをきちんとしていただけたらと思います。切れ目のないことが重要だと思います。今回のところには関わらないかもしれませんが、意見として出ささせていただきました。また、加害者への支援もとても重要です。被害者を守ることに重点が置かれがちですが、やはり色々な意味で問題を抱えている人が加害者になりやすいということがあります。加害者の再発防止への支援を新しい計画に入れていただけたらと思います。それが、結局は被害者を守ることに繋がっていくことだと思います。

会 長：ご意見ありがとうございます。それでは、DV被害者への支援については、より一層連携体制を図り、迅速かつ切れ目のない支援をとという感じで、もう少し具体的なところも盛り込んでいただければと思います。迅速であることが非常に重要ですので、そちらも入れていただくことでお願いしたいと思います。また、可能であれば、『今後は加害者への支援等も検討していただきたい』ということを審議会の意見として入れてみてはどうかと思います。いかがでしょうか。

委 員：こういった連携や情報共有というのは、頻度としてはどれくらいやっているのか教えてください。自治体によっては、月に1回ケース会議をやっているところもあります。そこに警察や民生委員といった方が入り、毎回定例でやることで状況を追っていくことができるので、切れ目のないというのはそういったところに繋がるのではないかと思います。実際に今、どのような形で行っているのか教えてください。

事務局：関係課との連携ですが、月に1回、定期的な会議は行っていません。相談者が来た場合、その都度という形で、その人の状況・ケースに応じて必要な関係課を集めて、どのような支援をしていったらよいかということケース会議のような形でやっています。

委 員：そういうことであれば、定期的にやっている事例なども研究していた

だければと思います。継続的に追うことで、例えば、子どもたちが今どこで保護されているのか、DV被害から逃げられた家庭、また、加害者の方は大体貧困であったり、仕事がなくなったりというきっかけで起こる場合もあるので、仕事の支援も計画的に行うことで、被害が少しでも次に繋がらないような施策になっていくと思います。ぜひ、他の自治体の事例を参考にして、ケース会議がやれないことはないと思うので、定期的なやり方も参考にしていただければと思います。

会 長：大変貴重な意見かと思えます。こちらを加えてみたらどうかと思えますがいかがでしょうか。

副委員長：おっしゃっている内容はよく分かります。その時に、加害者支援という言葉を使うと、反発があるかもしれませんので、加害行為が起らないような支援にしたほうがよいです。

会 長：イメージとしては、それが2つ目の審議会意見で、3つ目の審議会意見は、切れ目ない支援に繋がるよう定期的な、つまり今緊急だから招集して、ということでは足りないということですね。フォローして、追跡して無事かどうか確認していかないといけないですし、そのためには定例で集まっていかないと切れてしまったりする、というところが3つ目の審議会意見だと思うので、委員会の意見としては、こちらに挙げていただいていることプラスが必要だと思います。

副会長：2つ目と3つ目、両方に係るものだと思います。そもそも被害が起らないようにする支援ということですね。それは前もっての支援ですし、起こってしまった後に、それが今後起らないような支援もあります。両方あると思います。

会 長：この2つを加害者に対する問題と、その追跡をしていくということで、審議会の意見としては2つ別々でもよいですし、うまくまとめられるのであれば、1つのカテゴリとして文面を考えていただくということでもよろしいでしょうか。

委員：今の件ですが、加害の背景を調査・研究することで未然にDVを防ぐような支援体制を取っていただきたいということではないかと思えます。それと、個人情報保護が非常にあちこちの自治体で漏れて、誤って発送されたこともありますので、引き続き徹底していただきたいと思えます。また、もう1つは今、SNSを通じてとか、18歳成人になることで、非常に若年層のDV被害が発生しているという情報もあります。そのような背景を踏まえた調査・研究をしていただきたいと思えます。調査・研究とともに、若年女性への教育・情報を知らせるといったことも必要になってきていると感じています。

会長：今いただいたご意見で、若年層の問題なども新しい基本計画の文章に入れたほうがよいですか。

委員：もちろんです。今起きていることです。

会長：いかがでしょうか。

副会長：例えば、従来にない新たなDVが起きているので、それに対することを今後考えてもらいたいという形でよいかもしれません。

会長：ありがとうございます。そのような形で少し膨らませていただいたり、審議会意見を増やすかたちで、後日、皆様にチェックしていただきたいと思えます。

委員：今回28施策を拝見させていただきました。その中からピックアップして、今議論をしたという背景は何があるのでしょうか。

事務局：事前に審議委員から実施計画を見ていただいて出たご意見やご質問に対して、意見があった部分について今回議論していただきました。質問内容については、資料3で各担当課から回答させていただいています。その他の施策に関しては、質問であったため、意見のある部分だけ今回、審議いただいております。

委員：私としては、質問して聞かないと意見も出せないという状況もありました。このような形になるのであれば、次からは先に意見を述べるよ

うにします。

副会長：以前は、この場に施策担当課がいなかったもので、出された意見も評価できなかったもので、新たに施策担当課の方も同席いただいて、ここで疑問があれば質問するという形になったと思います。

会 長：次回から、まず意見を述べるということで、進めていただければと思います。その他の施策については、今年度は意見なしということで進めてよろしいでしょうか。

それでは、議事の（１）はこれで終了させていただきます。

（２）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023-2027）の策定について

会 長：議事（２）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023-2027）の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：○資料４ 策定スケジュール

○男女共同参画推進基本計画の位置づけと計画の基本的考え方

○資料５ 現計画の進捗状況及び市民意識調査結果を踏まえ、計画見直しに向けた課題の洗い出し作業を説明

○資料５ 新計画の体系案として、３つの基本目標の設定と「生涯を通じた健康支援」の追加について説明。

会 長：現在の計画に、国の動向や社会の動向などを捉え、市の現状や市民意識調査結果から見えてきた課題、新計画案の体系・骨子説明がありました。何かご意見はございますか。

委 員：大変まとまっており、これから大きく飛躍しているのではないかと期待しております。１点、新規ということで「生涯を通じた健康支援」を組んでいただきありがとうございます。私事ですが、現在、乳がん治療中でこのような頭をしています。アピアランスケアで、見た目をケアいただいて、乳がんの人って脱毛してしまいます。なおかつ、こちらの乳房が落ちているので、乳房の大きさが違います。ピンクリボ

ン運動がありますが、それを隠すためにこのような着物を着用することになりました。ウィッグや乳房を再建するためのプラスチックやシリコンで胸を後付けすることはできるのですが、こういったことに対しての補助をつくば市はあまりやったことがないと思うので、そういった必要性があるということをお伝えしたかったのが1点です。また、私のことではないですが、入院中に女子中学生、女子高校生の子どもでも、乳がんではないにしてもがん治療をしています。多感な女子学生中の髪の毛が抜けてしまうことに対して、ものすごくネガティブになってしまいます。性差は関係ないということはあるのですが、自分が女性でいたいと思うのに、それを奪われることに対する心理的な負担というのは経験しないと分かりません。逆に、私みたいにウィッグを取ってもよいと思っても、周りからなぜ付けていないのか、気持ち悪いからやめてくれといったことを言われてしまったりします。実はウィッグはとてもつらいです。暑いし、痛いしかぶれますので、そういった自由な選択があるような形で、もう一步踏み込んでいけるような海外の事例を知らせていただけるとありがたいと思いました。

委員：見直しの体系について、中身に異論はないです。見直しの観点、新しく作った観点ですが、前回の5年間、これからの5年間で社会状況や私たちの生活、暮らし方、働き方は大きく変わってきていると思います。新しいものもたくさん出てきているので、先ほどから色々と話が出ていると思いますが、5年間の社会状況の変化を踏まえた観点から新たな問題を取り込んでいくなど、そういったことも必要だと思います。この中にどのように書くのかは分かりませんが、非常に大事なことでと思います。社会は大きく変わっているが、男女共同参画の数値を見るとあまり変わっていないこともありますので、社会の変化に応じた新たな課題や取り組み方をぜひ新しい計画に盛り込んでいただければと思います。

会長：世の中はすぐ変わります。他の会議であったのですが、こういった基本計画は、一度立ててしまうと、ガチガチで動かせなくなってしまうのですが、そちらの委員会では別途アクションプランを作っていました。アクションプランは、臨機応変に変えてよいものだといった立場で、それを作っている委員会があります。今のご意見を反映するとしたら、そのような仕組みづくりが必要なのではないかと思います。

委員：新しい体系に、今まであった「人権の尊重」がなくなってしまったのが気になります。下に、DV防止基本計画がついているので、一人ひとりの人権の尊重と挙げてあるのですが、大きな目標として、人権の尊重が挙がっていた方が、私はとてもよいと思っていました。それが新しい方には完全になくなっていて、確かに今までと今回入れようとしている計画としては、「安全・安心な暮らしの実現」で表せると思うのですが、だとしたらその中にそれぞれ皆さん誰もが等しく人権が尊重されるような部分をぜひ入れていただきたいと思います。DV防止だけでなく、色々な人、マイノリティの人が暮らしやすい、差別されることなく生活できる、そういった意味での安全・安心には変更してほしいと思います。そこに対しての施策も入っていると思いますので、できれば新しい計画の方にも入っていたらよいと思います。

あとは、5年の間で社会が変わると私も思っています。子育て支援をしているのですが、この5年間でお母さん達の状況が本当に変わりました。前は主婦の方、ワーキングマザーの方、それぞれいらっしゃって、仕事をされている方は、育休の間だけ支援拠点で過ごし、また職場に復帰されるという形なのですが、ワーキングマザーが格段に増えました。なので、育休の間だけ、とにかく子どもと過ごして、終わったらすぐに出勤してという方が増えたと思います。また、SNSがものすごく使われるようになりました。お母さん達がどこから情報を取っているかという、インスタグラムなどのSNSです。情報の取り

方もどんどん変わってきました。前は、メールやホームページから取っている印象でしたが、どんどん情報の取り方が変わってきている時に、5年間ガチガチでこのようにやりますというのが変えられないとなかなか不便だと思います。市民側としては、このようなものがあればよいのに、なかなか行政で対応してもらえないもどかしさも出てきそうだという不安があります。国の施策も変わっていく時に、すごく怖い思いをするような女性や子どもが出てくると思います。そこに対して、決まっているから変えられないのではなく、臨機応変にできることを検討していただきたいと思います。

副会長：今おっしゃった2点ですが、まず基本目標3「人権の尊重」から表現が変わった背景を説明します。また、その時々臨機応変にアクションプランを作っていくということについて、「そういった制度を作ります」とここに入れることができると思います。

会長：事務局はいかがですか。1つは、人権という言葉を使っていたところが、新規を入れることによって、「安全・安心」という文言に変わったと思います。

事務局：背景としては、人権だけでなく、新規で組み込む「生涯を通じた健康支援」を入れるにあたり、暴力や性差別、健康など、全てを含む目標とできるのは「安全・安心な暮らしの実現」という名称かと考え、検討したところです。「一人ひとりの人権の尊重」に名称を戻すか、「安全・安心な暮らしの実現」に「人権」を加え、長い名称とした方がよいでしょうか。

会長：一人ひとりが自分らしくでいいんだよというところは外してはいけないと思います。男女共同参画だよりの愛言葉はとてもいいです。この感覚を盛り込みたいという意見だったと思います。

委員：関連して質問していいですか。カテゴリの中に、色々なものが入ったという説明でした。「生涯を通じた健康支援」というのは、先ほど

福村さんがおっしゃられた内容と理解してもよいですか。

事務局：女性の健康支援や男性もそうですが、健康支援は今まで入っていなかったもので、その分野も入れたいということです。

委員：実務を担当するのは健康推進課ですか。

事務局：はい。自殺対策などは考えられるかと思いますが、まだ具体的な施策に関しては決まっています。

委員：カテゴリですが、元々の現計画が、DV防止基本計画の中に「性に関する差別の解消」が入っていること自体に違和感があります。今回、作り直すにあたって、別にされたらどうかと思っていました。基本目標は3つに限らず、4つにしても5つにしてもよいのですね。DV防止基本計画に関するものは、1本立てしていくという方向性があればよいと思います。また、基本目標1の「男女共同参画社会に向けた基盤の整備」は、本当に全部を包括する目標になっていくだろうと理解しています。「広報・啓発のさらなる推進」は、施策の方向性よりは、具体的な事業の1つだと思います。だからここは、「男女共同参画社会に向けた基盤の整備」の中に、ジェンダーの不平等をなくすとか、若年層に対しての周知を図る、LGBTQの理解を進めるなど、そういった大きな基盤にあって、人権という括りはどうなのかと思っています。そういったことをもう少し審議会でも議論していただければと考えています。

委員：国の方針の第7分野で「生涯を通じた健康支援」がありますが、これは厚生労働省管轄と全く同じような形になっていて、男女共同参画に関係ないのではないかと思います。ただ、女性特有のがんというだけではなく、なった後、社会の中で自分の意志とは関係なく性差を奪われてしまった女性、あるいは男性を受け入れる社会をつくるための計画であってほしいと思います。そのときに、「安全・安心な暮らしの実現」というのは、人権に関わるということで、私も違和感はない

いです。DV防止基本方針は、暮らしの中でいきなり自分の体が変わってしまうという衝撃は思った以上にひどいショックを受けますので、若い女性がうつになってしまうということもあるので、市としてサポート体制をつくるきっかけに、この計画がなればよいと思います。基本目標のどこに入れたらよいのか私では判断が付きませんが、福祉、健康分野を超えた男女共同だからこそその健康の視点というのは必ずあると思うので、ぜひつくば市が主導で走るくらい頑張っていただけたらと思います。

副会長：先ほど北口委員がおっしゃった通り、基本目標3を2つに分けることも1つの案としてあると思います。元々あった人権というのは、憲法では基本的人権の問題で、今度新しく入っている安全・安心というのは社会権の問題なので違うものが詰まっているわけです。極端なことをいえば、伝統的な古い価値観でいえば、夫が妻の安全・安心を守ってやるという意識があるものだから、家族になれば安全・安心でよいのかといえばそうではないところが人権なので、この安全・安心と人権は両立しないところもあります。もし、これを混ぜるのなら、基本目標3でいくのなら併記して「一人ひとりの人権の尊重及び安全・安心な暮らしの実現」とすべきか、あるいは福村委員がおっしゃったように、男女共同参画ならではの安全・安心を追求していくなら、続けて「人権の尊重及び安全・安心な暮らしの実現」にして一本にするかです。あるいは、そもそも違う原理で動いているものなので、北口委員がおっしゃったように、一本ずつ立てるか、それは私たちがここでどうしていくか議論したら良いと思います。

会長：基本目標3の文言の工夫をするパターンが1案、もう1つはカテゴリで分ける北口委員のアイデア、どちらが良いでしょうか。

委員：(3)「性に関する差別の解消」の項目は、ここに位置づけられること自体に違和感があります。これは1の「男女共同参画社会に向けた

基盤の整備」になります。性的マイノリティは、今12人に1人と
いわれていますが、カミングアウトしていないだけで、たくさんの方
がいらっしゃるのが統計的に分かってきているので、それを踏まえて
男女共同参画の「男女」という分け方自体が議題で、今後私たちが取
組まなければならない意識変革だと考えています。そういったことを
考えると、「広報・啓発のさらなる推進」の1つとしてLGBTへの
理解というのは位置づけられるべきものだと考えています。

会 長：基本目標3のカテゴリに、人権という言葉を入れるといった問題ではな
く、基本目標3の(3)は、基本目標1のカテゴリに入れたほうがよい
ということですね。

委 員：本人たちにしてみれば、性自認が男性であったり、女性であったりし
ます。それがきちんと世間で認められないための不都合さがある状況
なので、人権よりは男女というどちらかに属していますよね。けれど、
無理解のもとで不都合が出ている状態なので、それは人権を尊重する
というレベルの問題ではなく、男女共同参画社会という中の構成メン
バーの一人という位置づけにして考えてたらどうかと思います。

副会長：基本目標1と3で、1は全体の仕組みづくり、基盤整備なので、特定の
トピックに限定せずに全体の仕組みづくりの話で、個々の人権や社会権
の問題は、基本目標3のほうで扱うという分け方になっていると思いま
す。性的マイノリティの方の差別の解消という点では、当然基盤整備を
つくることは大切だけど、差別の解消自体は人権の問題だと思います。
なので、社会全体がこちらに向かっていくための制度設計は、基本目標
1で、社会的な差別解消は人権の問題だと思うので、基本目標3の方が
よいと思います。

会 長：個人的な意見ですが、そもそも男女共同参画室という名前が今時ではな
いと思います。基本目標4というカテゴリで、多様性を認め合うという
ニュアンスで、性に対する差別を包括できないでしょうか。男女共同と

言い続けているけれど、どこかにダイバーシティ、多様性を認め合うという言葉も入れていくのも1案ではないかと思います。

委員：基本目標3は、多様性とかそういった文言の方がよいと思います。男女共同参画、多様性を受容することがベースになっているわけですね。そのような言葉で盛り込んで、ここにあるように「安全・安心な暮らし」というのは非常に包括的な言葉です。だから、広すぎるのではないかと思います。防災、交通事故、色々なことがあります。多様性といった言葉を入れて、その中に人権や差別を入れていく方向性がよいのではないかと思います。

副会長：会長がおっしゃった点は、立てつけ自体の問題であって、そもそも担当しているのが、男女共同参画室なのでそうなっているのですよね。これを僕たち自体は、ジェンダー間の差別、格差があるから、それを解消しましょうということでは始まっているわけです。なので、これは「ジェンダー平等」の問題です。一方、今出てきているのは、性の多様性の話で、これは「ジェンダーフリー」の問題です。そこは別の話なのですが、ジェンダーフリー、性の多様性は人権問題なので、それはそれで本当にやるべきことなのですが、つくば市ではそれを担当する専門の部署がないです。私たちは、今ある男女間の差別をどう解消するかという問題と、性の多様性をどのように尊重していきましょうという問題が重なってしまっています。それを、どこまで取り入れるかというのは検討すべきだと思います。なので、新しい軸を立てればよいと思います。マジョリティは男性、女性も多いですから、まずその差別をなくしましょう、格差をなくしましょうというのがあって、それプラス、性の多様性の問題があってマイノリティで苦しんでいる方もいらっしゃるのので、既にある男女間の格差や差別の問題の解消自体をそこで分けたらまずいと思います。プラスアルファで性の多様性も尊重しなければならないことを付け加えていく方向で考えていくとよいと思います。

会 長：基本目標 1 は、男女の問題をきっちり押さえていくカテゴリにして、基本目標 3 の言葉を変えるか 4 をつくるかというところです。皆さまと議論を交わして思っていたのが、まず言葉として、「安全・安心な暮らしの実現」はちょっと大き過ぎる感じなので、例えば「心から安心できる暮らしの実現」など、心の問題を含めた表現にするとか、あるいは体を守るなど、心と分けるように立てるか。

副会長：間野委員のご意見をいただいて、「人権の尊重」という言葉は残した方がよいと思います。これは、本来の男女間の差別の問題があるわけですから、人権の尊重は残した方が、人権問題と社会権の問題は別のカテゴリなので、その他の意見に入れたほうがよいと思います。

会 長：いかがでしょうか。基本目標 4 を立てるといったイメージですね。

副会長：あるいは基本目標 3 で、「人権及び安全・安心」と繋げるかです。人権を消さない方がよいです。

会 長：事務局としてはどちらの方がよいですか。

事務局：今は基本目標を 3 つに分けていますが、人権尊重を別に設けた方がよいというご意見もありましたので、今まである基本目標を残しつつ、新たな課題に対応するための目標をもう 1 つ作った方が整理できるのではないかと思います。その辺については確認したいと思います。

会 長：それではご提案を私たちは待つという形でよろしいでしょうか。また、(4) の「生涯を通じた健康支援」ですが、これは先ほど言っていたような、心の問題が欠けていると思います。体だけが元気でよいというわけではないので、「生涯を通じた心と体の健康支援」というようになりませんか。ぜひ、心と体の両方を支援できるような文言があればそのようをお願いしたいと思います。

副会長：今おっしゃったことは、基本目標 1 の基盤整備に入ってよい気がします。安全・安心よりは、全体なので、基本目標 1 に入れるということも検討していただければと思いました。そうすると、量のバランスも取れるの

ではないですか。担当部署が違いますか。基本目標1は男女共同参画室ですね。

事務局：半分位はそうなるかと思うのですが、私たちも考えてきた体系をすぐに変えることは難しいので、少しお時間を頂戴したいと思います。

会長：皆さまから意見をたくさん出していただきました。他にご意見はございませんか。

委員：カテゴリのどこに入れるのがよいか分かりませんが、今回コロナ禍で非常に女性の貧困が浮き彫りになってきました。やはり、職業的な弱者がどうしても女性に多いので、そういった影響を受けやすいのが露呈したと思います。そういったものは、女性活躍推進計画に入っていくのですか。どこに位置づけるのがよいのかと考えていました。もう1点、社会環境の変化による若年層への教育は、DV防止基本計画に入るのですか。性被害とは違うようです。なので、どうしたらよいかと思います。具体的に、この辺に入りそうというのがあれば教えてください。

事務局：若年層への教育、性被害に関する啓発を考えれば、基本目標3の(1)がよいと考えます。女性の貧困については、市民、それとも市職員に向けてですか。

副会長：北口委員がおっしゃったのは、コロナ渦で貧困問題が特に女性に偏っていることが浮き彫りになったというところなので、貧困自体は男女関係なくあるけれど、特に女性の深刻度が強いので、それに対する何らかのアクションが必要ではないかという意見ですね。それは、安全・安心だと思います。安全・安心の中には健康上の安全・安心と、経済的な安全・安心があるので、貧困問題は基本目標3に入ってくると思います。性被害は人権問題です。今、女性の貧困問題が入っていないので、どこかに立てないといけなくなると思います。

事務局：どのような施策が考えられるか即答できませんが、施策の方向性に入れ

てはどうかとのご意見をいただきましたので検討したいと思います。

会長：随分意見も出ましたし、考えていることを事務局に伝えることができたと思います。事務局に預けて、よりよい計画を作っていければと思います。引き続き、よろしく願いいたします。

委員：スケジュールは承知しました。パブリックコメントで意見を募集するにあたり、オンラインでよいので説明会をするなり、前回とどこが変わったというポイントを説明するような、意見交換をする場面は想定されているのですか。

また、8月下旬に素案について審議して、素案が送られてきますよね。素案は骨子だと思うので、その時点で意見交換ができると一番よいと思います。作業的に時間がかかるので大変だと思いますが、この計画は本当に認知度を上げるしかないので、説明会を通じて認知度を広げる、アンケートを通じて認知を広げるとか、事あるごとにPRしていくべきだと思います。提案です、いかがでしょうか。パブリックコメントをする前に、オンラインで説明することはできませんか。

事務局：現時点では考えておりません。パブリックコメントがそのような場であると思いますので、説明会は考えておりません。

副会長：おそらくパブリックコメント自体の認知度を上げていかなければいけないということだと思います。思いつきに過ぎないのですが、毎年色々とセミナーをやっていますよね。その中の1つのイベントに、そういった会を設けてもよいと思います。

委員：市民意識調査の中に、健康に関する部分は入っていないですよね。例えば、乳がんに罹患した、子宮を摘出した、などそういったところで自分の性の認識が変わってしまったり、社会から子宮がないことで差別されることがあるのですが、そういったところの意識改革がないと思うので、ワークショップみたいなことをやっていただくことで、今回は方向性を示すだけでよいかもしれませんが、市民からの声を入れ

ていただけるとよいです。特に女子中学生、高校生は本当に苦しんでいると思います。卵巣を取る女性の方、出産経験のない、まだこれから彼氏をつくらなければいけない子が卵子凍結という話を聞くと、本当に辛いので、ぜひその辺を救えるといいと思います。

副会長：これもセミナーの中の1回で、福村委員に講師になっていただいてイベントしてもよいですね。

事務局：計画の中で考えられるのは、土井先生がおっしゃられたセミナーを年に何回かやっていますので、そういった機会を利用して若年層への啓発をしていければよいかと思います。

委員：お子さん自身は辛くて来ることができないと思うのですが、それを支えるご家族の方は本当に困っていらっしゃると思います。

委員：オンラインを活用していただきたいのは、マイノリティの方たちは、顔を出して会場に来るのをためられるそうです。できたらオンラインで開催していただくと参加できます。

会長：それでは、ご意見が出たということによろしいでしょうか。皆さまから本日いただいたご意見は、できるだけ新計画に盛り込んでいただけるよう、事務局で再度検討していただければと思います。

本日は、活発なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

事務局：本日の会議録及び修正案について、事務局で内容を検討し、決まり次第皆さまにお送りしたいと思います。またご確認をお願いいたします。

なお、次回の審議会は、新計画の施策案について、各課にヒアリングを行い、施策の基本的目標を整理したものをご審議いただく予定となっております。8月頃、2回目の審議会を開催する予定ですので、ご出席くださいますようお願いいたします。

事務局：以上をもちまして、第1回つくば市男女共同参画審議会を閉会します。ありがとうございました。 以上

令和4年度 第1回つくば市男女共同参画審議会次第

日時 令和4年(2022年)5月25日(水)

10:00～12:00

場所 市役所2階 防災会議室(2)(3)

1 開 会

2 部長あいさつ

3 議 事

(1) つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

2021年度施策実施状況及び2022年度施策実施計画について

(2) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)の策定について

4 その他

5 閉 会

<配布資料>

資料1 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)2021年度施策実施状況
及び2022年度施策実施計画

資料2 指標の見方

資料3 令和3年度(2021年度)実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計
画事前質問及び回答

資料4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)策定予定スケジュール

資料5 つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)に向けた課題

つくば市男女共同参画推進基本計画の体系・骨子の検討

つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）

2021年度施策実施状況

2022年度施策実施計画

令和3年度（2021年度）つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）評価一覧表

施策番号	施策内容	計画実施度	指標達成度	施策担当課
1	男女共同参画意識の幅広い啓発と、市民の交流促進を図るため、男女共同参画会議を開催します。	B	-	男女共同参画室
2	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	B	△	男女共同参画室
3	男女共同参画に関する取組や関係法令について、広報紙・ホームページ・イベント等で意識啓発や情報提供を行います。	B	-	男女共同参画室
4	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	B	-	学び推進課
5	小中学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	B	-	学び推進課
6	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	B	-	危機管理課
7	各国の男女共同参画の取組情報を収集し、紹介します。	B	-	男女共同参画室
8	女性活躍推進法により、一般事業主行動計画策定が努力義務となっている事業主に対し、策定・推進のための情報提供を行います。	B	-	男女共同参画室
9	国・県等と連携し、新しい就業形態などに関する情報の収集・提供を行います。また、つくば市ふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介を行い、再就職及び職場復帰を支援します。	B	△	産業振興課
10	各種セミナーや支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	B	△	産業振興課
11	家族経営協定の普及啓発を行い、快適な労働環境づくりを促進します。また、女性の能力・感性等を生かした新しい産業の創出が図れるよう、6次産業化のためのセミナー等を開催します。	A	◎	農業政策課
12	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル（具体的な行動や考え方の模範となる人物）の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。	B	-	科学技術振興課
13	市内事業者に対し、国や県の支援・助成制度や優良事例などの情報を提供し、制度利用を促進します。	B	-	産業振興課
14	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	A	◎	健康増進課
15	両親子育て教室を開催し、家庭における男女の役割分担などについて考える機会を提供します。	B	-	生涯学習推進課
16	子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	B	-	こども政策課
	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。（「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進）		△	幼児保育課
	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。（「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進）		◎	幼児保育課
	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。（「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進）		◎	こども育成課
	仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。（「つくば市高齢者福祉計画」により推進）			高齢福祉課／介護保険課
17	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	B	-	産業振興課
18	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	C	△	男女共同参画室
19	女性が管理職を目指すような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	B	△	人事課
20	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用することができる職場の雰囲気づくりに努めます。	B	-	ワークライフバランス推進課
21	職場等におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関し、研修を通して職場単位での防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	B	-	ワークライフバランス推進課
22	男性職員の育児休業取得を奨励し、2週間以上100%の取得を目指します。	B	◎	ワークライフバランス推進課
23	配偶者・パートナー等からの暴力は犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等において、啓発活動を行います。	B	-	男女共同参画室
24	夫婦・親子の問題、人間関係、DV（配偶者・パートナー等からの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	B	-	男女共同参画室
25	相談業務についての必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう相談員の資質を高めます。	B	-	男女共同参画室
26	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	B	○	男女共同参画室
27	DV被害者への的確な支援を図るため、相談事例の情報交換を行うなど、関係機関相互による連携を強化します。	B	-	男女共同参画室
28	性的指向や性同一性障害の理解を深めるための情報発信を行います。また、このことで、悩み・問題を抱えている方に対し相談支援を行います。	B	-	男女共同参画室

【計画実施度】

- A：順調（当初の計画以上に施策を実施した）
- B：おおむね順調（当初の計画どおり施策を実施した）
- C：遅れ（当初計画した施策を一部実施できなかった）
- D：未実施（当初計画した施策を全部実施できなかった）
- ：終了（計画年度（2018～2022）途中で終了した施策）

【指標達成度】

- ◎：実績値が年次目標値を上回った
- ：実績値が年次目標値どおり
- △：実績値が年次目標値を下回った
- ：指標のない施策

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室		施策番号	1		
基本目標	1 男女共同参画社会の基盤整備					
施策の方向	1 広報・啓発のさらなる推進					
施策名	1 男女共同参画会議の開催					
施策内容	男女共同参画意識の幅広い啓発と、市民の交流促進を図るため、男女共同参画会議を開催します。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
<p>○事業の規模及び会議内容・構成の検討を行うため、実行委員会を開催する。 ○ミンナのつどい開催予定日:12月4日(土)10:00～13:00 つくばカピオ(仮) ○第16回つくば市男女共同参画推進標語「愛ことば」展示・表彰式 ○男女共同参画社会づくりに関する基調講演 ○男女共同参画推進団体による活動紹介及びパネル展示</p> <p>※新型コロナウイルス感染症も考慮し、開催にあたっては、オンライン形式による開催も視野に検討を行う。</p>		<p>○実行委員会:市民活動団体、企業、県男女共同参画推進員など11人で構成。実行委員会議は、メールを中心にやりとりし、次年度以降のつどい構成等についてはオンラインで会議を開催。 1月28日(金)出席人数:8人 ○ミンナのつどい:オンライン配信 「仕事も家庭も一生懸命！」 菊地 幸夫氏(弁護士) ・配信期間12月3日(金)～9日(木) 登録人数:161人、再生回数:139回 ・録画上映会<庁舎会議室>12月4日(土)10:00～11:30、参加人数:10人 ○実行委員会への参画団体等を紹介した冊子を発行 「卒 男らしさ 女らしさ」</p>			<p>○会議内容・構成等の検討を行うため、実行委員会を設置する。 ○ミンナのつどい開催:12月4日(日)10:00～13:00 市役所2階 ○男女共同参画社会づくりに関する基調講演 ○男女共同参画推進団体による活動紹介及びパネル展示</p>	
成果・課題	オンライン参加者からは、“とても良かった”59%、“良かった”34%と概ね満足度は高く、『好きな時間に見れるのが良い』、『配信期間が短い』などの意見があった。参加者は、40代が32%と高かったが、幅広い年代層の参加者数・配信回数を増やすための検討が必要である。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室		施策番号	2		
基本目標	1	男女共同参画社会の基盤整備				
施策の方向	1	広報・啓発のさらなる推進				
施策名	2	男女共同参画を推進するためのセミナー開催				
施策内容	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。					
指標	項目	男女共同参画セミナー参加者数			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	男42人 女509人
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	男53人 女500人	男64人 女500人	男76人 女350人	男88人 女350人	男100人 女350人
	実績値	男97人 女212人	男100人 女322人	男17人 女112人	男75人 女151人	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、様々な視点・テーマで男女共同参画セミナーを年15回開催する。 開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症を考慮しながら、男性や勤労者も参加しやすいようセミナー内容や開催日時等に配慮し、事業企画を行う。		男女共同参画セミナーを年9回開催し、226人(男性75人、女性151人)の参加があった。 ①4/20(火)エンパワメント講座<防災>18人(内男性4人) ②5/31(月)ワークライフバランス講座14人(内男性4人) ③6/20(日)家族コミュニケーション講座Ⅰ29人(内男性19人) ④6/20(日)家族コミュニケーション講座Ⅱ29人(内男性19人) ⑤7/15(木)LGBTQ講座40人(内男性8人) ⑥9/8(水)エンパワメント講座<法律> ※延期 ⑦10/13(水)エンパワメント講座Ⅱ24人(内男性4人) ⑧10/30(土)再就職支援講座9人(内男性0人) ⑨11/13(土)女性活躍推進講座63人(内男性17人)			男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、男女共同参画セミナーを年10回開催する。 開催にあたっては、オンラインの導入や男性・勤労者も参加しやすいよう、セミナー内容や開催日時等にも配慮し、企画実施する。	
成果・課題	新型コロナウイルス感染症の拡大により計9回の実施となった。参加者層は、40代28%、60代23%、70代以上16%で、10～30代の参加は18%であった。 幅広い年齢層に啓発する機会とするため、セミナー内容や対象年代に合わせた企画内容等の工夫が必要である。				計画実施度	B
					指標達成度	△
審議会意見	・ジェンダーに対する理解は、世代によって開きがある。ターゲットとする世代を絞り、そこを狙った企画で、必要な層に必要な普及啓発をしてはどうか。 ・コロナ禍ではあるが、オンラインの導入により、参加者の増加に伴う「男女共同参画に関する意識の向上」を期待する。					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室			施策番号	3	
基本目標	1 男女共同参画社会の基盤整備					
施策の方向	1 広報・啓発のさらなる推進					
施策名	3 男女共同参画情報発信					
施策内容	男女共同参画に関する取組や関係法令について、広報紙・ホームページ・イベント等で意識啓発や情報提供を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
国や県など男女共同参画推進に関する取組・情報について、市HPや男女共同参画室だより等に取上げ情報提供を行う。 また、国の男女共同参画週間(6月)及び県の男女共同参画推進月間(11月)に合わせ、中央図書館において啓発のための展示を行う。		「男女共同参画室だより」を年4回発行し、ジェンダーやDV、性的マイノリティなど様々なテーマで記事を掲載した。また、国の男女共同参画週間(6月)及び県の男女共同参画推進月間(11月)に合わせ、中央図書館で関連図書の特集・展示を行ったほか、政府の「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日から25日)」期間では、庁舎1階展示コーナーに、同期間中ポスターや相談機関チラシ等を掲示し、啓発を行った。			「男女共同参画室だより」を年4回発行し、男女共同参画意識の普及啓発を図る。また、国の男女共同参画週間(6月)及び県の男女共同参画推進月間(11月)に合わせ、庁舎展示コーナーや中央図書館において啓発のための展示を行う。	
成果・課題	男女共同参画室だよりの発行を通して、身近な問題に気付き考える機会となるよう、掲載内容の充実を図る。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	学び推進課			施策番号	4	★重点施策
基本目標	1	男女共同参画社会の基盤整備				
施策の方向	2	男女共同参画意識醸成のための教育の充実				
施策名	1	学校での男女共同参画の視点に立った教育				
施策内容	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
学校の教育活動全体を通して、男女平等の意識を醸成していく。一人一人の個性や能力を発揮できる学びの場の充実を図り、相互理解を深め、協力し合う態度も育成する。		道徳及び特別活動、その他教科領域の学習及び学校行事等の学校教育活動全体を通して、人権の尊重や男女の平等などについて学習を行った。いじめ撲滅を目的としたピア・サポート活動を取り入れ、より良い人間関係づくりのための取組を実施した学園もあった。			児童生徒の発達段階に応じて人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての学習を行う機会を設定することで、実践力を育成する。	
成果・課題	学校の教育活動全体を通して、人権意識の育成を図ることができた。人権集会やフォーラムを実施する方法は感染対策を施しながら工夫して取り組むことができた。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	学び推進課			施策番号	5	★重点施策
基本目標	1	男女共同参画社会の基盤整備				
施策の方向	2	男女共同参画意識醸成のための教育の充実				
施策名	1	学校での男女共同参画の視点に立った教育				
施策内容	小中学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
教育大綱に示されている自己・他者・社会を探求する学びを教育活動全体を通して行うことで、自己を理解し、他者を尊重し、他者と協力し合う態度を育成する。また、児童生徒が色々な場面で自分の個性や能力を発揮できるようにし、集団の中で自らの役割を果たそうとする意欲や態度を育成する。		特別活動において係活動の活性化を図ったり、つくばスタイル科においてキャリア教育を実施したりした。キャリア教育の学習では、オンラインで外部人材とつながるなど、新しい取組を実施した学校もあった。			つくばスタイル科キャリア単元において、1年生から9年間かけて系統的にキャリア教育を実施する。1・2年は「人との関わり」、3・4年は「つくばの魅力」、5・6年は「社会との関わり」、7・8年は「共存する社会」、9年は「未来をつくるもの」という課題について学習する。道徳や特別活動においても、児童生徒の個性や能力が発揮できるような題材で実践を図る。	
成果・課題	職場訪問をオンラインに切り替えるなど、感染症対策をしながらも実社会とのつながりを持ち、主体性や社会力を高めることができた。今後は、直接触れる体験をどのようにもつかが課題である。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課		危機管理課			施策番号		6	
基本目標		1 男女共同参画社会の基盤整備						
施策の方向		3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立						
施策名		1 女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり						
施策内容		災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。						
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)		—	
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)		
	年次目標値	—	—	—	—	—		
	実績値	—	—	—	—	—		
2021年度実施計画(予定)			2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)		
女性やこどもに配慮した備蓄品(ミルクや授乳服等)を継続的に整備を行う。			粉ミルク、液体ミルク、おむつ、生理用品(昼用・夜用)、授乳服等を購入し女性やこどもに配慮した備蓄を行った。 令和2年度に購入した粉ミルク、液体ミルクについては、賞味期限前に公立保育園で利用してもらった。			女性やこどもに配慮した備蓄品(ミルクや授乳服等)を継続的に整備を行う。また、新設する研究学園地区、香取台地区の学校にも、他の防災倉庫を整備している学校と同様に備蓄品を整備を行う。		
成果・課題		災害時における女性ニーズに対応できるよう備蓄体制に努めた。生理用品については、各指定避難所にある防災倉庫の備蓄の入替えを行った。ミルクは保存期間が短いため毎年入れ替えが必要である。				計画実施度	B	
						指標達成度	—	
審議会意見								

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室		施策番号	7		
基本目標	1 男女共同参画社会の基盤整備					
施策の方向	4 国際的な男女共同参画の動向理解					
施策名	1 各国の男女共同参画施策の情報収集・紹介					
施策内容	各国の男女共同参画の取組情報を収集し、紹介します。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
「男女共同参画室だより」を発行し、各国の男女共同参画の取組状況や子育て事情、ジェンダーギャップ指数等を取り上げ、国際的な男女共同参画の動向について紹介する。		男女共同参画室だより(令和3年11月発行)において、男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダーギャップ指数2021」を取り上げ、世界156か国における日本(120位)の現状とアイスランド(1位)の取組みについて紹介。 同内容をホームページに掲載したほか、市内37施設等に配置し、啓発を行った。			「男女共同参画室だより」を発行し、諸外国の男女共同参画の取組状況や先進事例等を取り上げ、国際的な男女共同参画の動向について紹介する。	
成果・課題	引き続き、男女共同参画室だよりやHP等への掲載を通して、諸外国の男女共同参画の取組みや先進事例等を知ってもらい、男女共同参画について関心を持ってもらえるよう周知を行う。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室			施策番号	8	★重点施策
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	1	職業生活における活躍推進				
施策名	1	一般事業主行動計画に関する啓発				
施策内容	女性活躍推進法により、一般事業主行動計画策定が努力義務となっている事業主に対し、策定・推進のための情報提供を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
「女性活躍推進法」について、行動計画策定支援情報や女性活躍促進が優良な企業を認定する制度(えるぼし認定)の市内認定企業を紹介する機会を設け、女性が社会で活躍できる環境整備の推進を図る。また、男女共同参画セミナーにおいて、ワークライフバランスや再チャレンジ応援講座を企画・開催する。		男女共同参画室だより(令和3年11月発行)において、「女性の働き方」を取り上げ、女性活躍推進企業「えるぼし」や子育てサポート企業「くるみん」の紹介のほか、働く女性の相談窓口について情報提供を行った。また、女性活躍推進講座として男女共同参画セミナーを開催した。 ・10/30(土)女性のための就職支援セミナー&ワークショップ9人(内男性0人) ・11/13(土)第27回松本清張賞受賞作家 千葉ともこ先生講演会63人(内男性17人)			男女共同参画室だよりを発行し、「女性活躍推進法」の改正内容など、一般事業主行動計画策定推進のための情報提供を行う。また、男女共同参画セミナーにおいて、ワークライフバランスや再就職応援講座等を企画・開催する。	
成果・課題	令和4年4月から施行された「女性活躍推進法」の改正について、一般事業主行動計画の策定届出義務の対象範囲が拡大されたため、事業所向けの情報提供について周知方法を検討する。			計画実施度	B	
				指標達成度	—	
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課		産業振興課			施策番号		9	
基本目標		2 あらゆる分野での活躍推進						
施策の方向		1 職業生活における活躍推進						
施策名		2 就業関連情報提供及び再就職・職場復帰の支援						
施策内容		国・県等と連携し、新しい就業形態などに関する情報の収集・提供を行います。また、つくば市ふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介を行い、再就職及び職場復帰を支援します。						
指標	項目	つくば市ふるさとハローワークでの女性正規雇用の就業者数			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)		273人	
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)		
	年次目標値	290人	305人	320人	335人	350人		
	実績値	244人	213人	146人	143人	—		
2021年度実施計画(予定)			2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)		
つくば市ふるさとハローワークにおいて、求職者ニーズに合った情報発信コーナーの設置を検討する。また、新型コロナウイルス感染状況を考慮しながら、保育職求職者に対する就労支援を実施する。			つくば市ふるさとハローワークにおいて、国・県等が実施している事業を周知するなど、求職者のニーズに合った情報発信を行った。また、ハローワーク土浦と連携し、保育施設の企業説明会及び面接会を開催した(3社、4名採用)。			引き続き、関係機関と連携し、新しい就業形態などに関する情報の収集・提供を行っていく。また、つくば市ふるさとハローワークにおいて、求職者のニーズに合わせた情報発信コーナー等を充実させていく。		
成果・課題		女性378人(常時雇用143人、臨時雇用235人)が就職することができた。女性求職者の中には、常時雇用を望まない方もいるため、求職者ニーズに合った情報発信を行う必要がある。				計画実施度		B
						指標達成度		△
審議会意見								

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	産業振興課		施策番号	10		
基本目標	2 あらゆる分野での活躍推進					
施策の方向	1 職業生活における活躍推進					
施策名	3 起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助					
施策内容	各種セミナーや支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。					
指標	項目	特定創業支援事業による女性の創業件数			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	11人
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	11人	12人	13人	14人	15人
	実績値	26人	22人	20人	11人	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
引き続き、産業競争力強化法により国から認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、支援機関(商工会、研究支援センター、筑波大学、産総研、日本政策金融公庫等)と共に、幅広い創業支援事業を実施し、創業時の資金面の援助策として、法人設立時の登録免許税及び定款認証手数料を最大125,000円補助する。また、創業啓発セミナー等において、先輩創業者などにも参加いただき、創業希望者に経験談などを伝える機会なども検討していく。		国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、「つくば市創業啓発セミナー」を1回実施。加えて、創業支援の総合相談窓口を前年度に引き続き常設し、創業に関する制度や支援メニューを紹介することで、女性起業に関する支援を行った。 (※実績値については、経産省からの調査依頼に基づき各支援機関にて6月に集計実施予定) また、法人設立時の登録免許税の全額補助及び定款認証手数料補助を9件交付決定した。			引き続き、産業競争力強化法により国から認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、支援機関(商工会、研究支援センター、筑波大学、産総研、日本政策金融公庫等)と共に、幅広い創業支援事業を実施し、創業時の資金面の援助策として、法人設立時の登録免許税及び定款認証手数料を最大125,000円補助する。また、創業啓発セミナー等において、先輩創業者などにも参加いただき、創業希望者に経験談などの伝える機会を検討していく。	
成果・課題	女性の創業希望者に対して、実施計画に基づき円滑に支援を実施することができた。 引き続き、女性創業希望者に対し、創業機運の醸成を図る必要がある。				計画実施度	B
					指標達成度	△
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	農業政策課			施策番号	11	★重点施策
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	1	職業生活における活躍推進				
施策名	4	女性の参画が少ない分野での支援				
施策内容	家族経営協定の普及啓発を行い、快適な労働環境づくりを促進します。また、女性の能力・感性等を生かした新しい産業の創出が図れるよう、6次産業化のためのセミナー等を開催します。					
指標	項目	家族経営協定締結累計			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	193件
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	200件	201件	202件	203件	205件
	実績値	203件	206件	206件	209件	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
引き続き女性の能力・感性等を生かした新しい産業の創出が図れるよう、6次産業化のためのセミナーを年度内に1回開催する。		6次産業化のためのセミナーを2回開催。			引き続き女性の能力・感性等を生かした新しい産業の創出が図れるよう、6次産化のためのセミナーを年1回以上実施する。	
成果・課題	県等の関係機関と連携しセミナーを2回開催し、26名が参加した。農業者全体の高齢化が進む中、セミナー等の開催による若い世代の積極的な参加を促していく必要がある。				計画実施度	A
					指標達成度	◎
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	科学技術振興課	施策番号	12	★重点施策		
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	1	職業生活における活躍推進				
施策名	4	女性の参画が少ない分野での支援				
施策内容	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
<p>○つくばで輝く研究者の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月～3月まで毎月1回、市のウェブサイトで女性研究者、男性研究者をそれぞれ紹介する。 ・常陽リビングの紙面でも掲載する。 ・研究内容だけでなく、進路選択や家族との休日の過ごし方を掲載し、理工系研究者のロールモデルを紹介する。 <p>○中高生理工系進学応援シンポジウムとリケジョサイエンス合宿の実施は未定。</p>		<p>○つくばで輝く研究者の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年6月から2022年3月まで毎月1回、主に理工系分野で活躍する計10人の研究者を市ウェブサイトで紹介した。(女性:4名 男性:6名) ・記事掲載先: https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/torikumi/kagaku/1001875.html(市HP) ・記事は常陽リビングでも掲載された。 ・研究内容だけでなく、進路選択や家族との休日の過ごし方を掲載し、研究者のロールモデルを紹介した。 <p>○中高生理工系進学応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に全国の中高生を対象に、理系の研究分野で活躍する女性から、その研究や仕事内容の魅力を紹介する「リケジョサイエンスフォーラム」を、夏と冬の計2回、筑波大学と共催で、オンラインにて実施した。 ・日時 夏:2021/8/23 13:30～15:30、参加人数:69名 冬:2022/1/7 10:30～15:00、参加人数:66名(保護者含む) <p>○つくば女性研究者支援協議会</p> <p>第2回協議会のワークショップにて、産総研、森林総合研究所、筑波大学の職員と、女子中高生向け理工系進路応援プログラム(リケジョプログラム)についての意見交換を行い、各機関における取組や今後の取組へのアイデアなどを紹介し合った。</p> <p>日時:2021/10/20 13:30～14:00、方法:オンライン 参加人数:14名</p>			<p>○つくばで輝く研究者の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月～3月まで毎月1回、市のウェブサイトで女性研究者、男性研究者をそれぞれ紹介する。 ・市HPに加え、SNSやアプリでの情報発信も行う。 ・常陽リビングの紙面でも掲載する。 ・研究内容だけでなく、進路選択や家族との休日の過ごし方を掲載し、理工系研究者のロールモデルを紹介する。 <p>○中高生理工系進学応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの状況が見通せないことや、遠方からの参加も可能であるという利点から、昨年度に引き続きオンラインイベントを実施予定。※詳細未定 	
成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPに加え、SNS等での情報発信を積極的に行い、主として理工系人材のロールモデルを継続的に紹介することができた。 ・成果の数値化、可視化が難しい性質の事業ではあるものの、認知度、読者層、要望などがある程度把握し、他事業との連携も視野に入れた、より効果的な内容にしていく必要がある。 ・理工系人材育成と、女性研究者を取りまく環境改善に関し、意見交換をするなどして市内の各機関との連携体制を維持することができた。 ・以前のように中高生理工系進学応援シンポジウムとリケジョサイエンス合宿のような対面で行う事業が難しい状況の中、効果的に体験型のイベントを企画していく必要がある。 				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	産業振興課		施策番号	13		★重点施策
基本目標	2 あらゆる分野での活躍推進					
施策の方向	2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備					
施策名	1 男性の育児・介護休業取得を促進するための企業への情報提供					
施策内容	市内事業者に対し、国や県の支援・助成制度や優良事例などの情報を提供し、制度利用を促進します。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
引き続き、市内企業等へのフォローアップ訪問の際、男性の育休取得に関する情報提供や、国、県の制度について周知、啓発、男性の育休取得状況についてのヒアリング等を実施し、現状の把握に努める。		国、県の支援、助成制度やワークライフバランスに関する情報について周知、啓発を行うとともに、市内立地企業へのフォローアップ訪問時に、男性の育休制度に関するヒアリングを実施(18社)した。			引き続き、市内立地企業へのフォローアップ訪問の際、男性の育休取得に関する情報提供や、国、県の支援、助成制度等のワークライフバランスに関する情報について周知、啓発を行っていく。 また、男性の育休取得状況等についてのヒアリング等を実施し、現状の把握に努める。	
成果・課題	企業訪問を行った市内立地企業において、多くの企業で男性の育休制度を設けており、かつ、実際に当該制度を活用した従業員も多く見受けられた。 引き続き、普及啓発を推進していく。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	健康増進課			施策番号	14	★重点施策
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備				
施策名	2	男性の家庭生活への参画促進				
施策内容	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。					
指標	項目	マタニティサロンの夫又はパートナーの参加者の割合			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	41.5%
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	42.1%	42.7%	43.3%	43.9%	44.4%
	実績値	44.0%	45.4%	42.8%	46.3%	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
引き続き、仕事と家庭生活を両立しやすい就労形態に関する周知、啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による労働環境の変化や改善について現状把握に努める。		<p>○マタニティサロン育児編 【開催回数】年25回 【参加人数】妊婦:255人 夫又はパートナー:251人 【アンケート結果】満足:84% やや満足:14% やや不満:2%</p> <p>【沐浴動画視聴回数】実:842回 延:1,041回 ○マタニティ講演会 【開催回数】年4回 緊急事態宣言中は動画配信で対応 【参加人数】妊婦:53人 夫又はパートナー:15人 【アンケート結果】満足:69% やや満足:29% やや不満:2%</p>			<p>○マタニティサロン育児編 【開催回数】年23回(土日に18回開催) 【内容】妊婦疑似体験、沐浴体験 マタニティブルーズについて 赤ちゃんの泣きの特徴について学ぶ ○マタニティ講演会 【開催回数】年4回 【内容】歯科医師講話、小児科医師講話 先輩パパからの経験談 ライフプランすこやかやつくば市子育てハンドブック、HP、つくこすくすくアプリ等で周知</p>	
成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大時期には開催を中止した。感染拡大が落ち着いた時に臨時開催を行い、参加希望の方全員が参加できた。 ・育児編と講演会の夫又はパートナーの参加人数が昨年に比べて増加した。 ・感染状況に応じて動画配信等のオンラインで開催した。 ・沐浴動画を公開することで、夫又はパートナーが積極的に育児参加できるようになった。 ・引き続き感染状況に応じて実施体制を整えていく必要がある。 				計画実施度	A
					指標達成度	◎
審議会意見	・夫やパートナーの育児参加を視覚的に見せる工夫が見られ、実績増の効果としても表れている。					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課		生涯学習推進課		施策番号	15	★重点施策	
基本目標		2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向		2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備				
施策名		2	男性の家庭生活への参画促進				
施策内容		両親子育て教室を開催し、家庭における男女の役割分担などについて考える機会を提供します。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—	
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)	
	年次目標値	—	—	—	—	—	
	実績値	—	—	—	—	—	
2021年度実施計画(予定)			2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
講演会を9月と2月に予定。 講演内容、会場、開催方法は現在検討中。		社会教育講演会 (第1回) 「子どものからだところの今～子どものからだの“おかしさ”を科学する～」 日本体育大学教授 野井 慎吾氏 開催日 10/23(日) 開催場所 つくば市役所・動画配信 参加者 74名(男女別集計なし) (第2回) 「コロナ禍のメンタルケアの備えのために～社会抑うつ度調査から見えるもの～」 NPOストップいじめ!ナビ 代表理事 荻上 チキ氏 開催日 3/5(土) 開催場所 オンラインによる配信 参加者 62名(男女別集計なし) 周知のため、市広報紙・ホームページに記事を掲載し、市立幼、小、中、義務教育学校、各交流センターへチラシを配布			講演会を開催予定。 講演内容、会場、開催方法は現在検討中。 家庭の日講座を開催予定。 講座内容、会場、開催方法は現在検討中。		
成果・課題	子育て世代に関心が高いテーマと講師を選び、親子一緒に聞ける講演会にすることができた。 コロナ禍により、定員や開催方法などを試行錯誤している。	計画実施度		B			
		指標達成度		—			
審議会意見							

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	こども政策課			施策番号	16	★重点施策
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備				
施策名	2	男性の家庭生活への参画促進				
施策内容	子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
<p>赤ちゃんの駅の登録のための民間事業者、公共施設への周知と支援及び、出生・転入等で新しく子育て家庭となった世帯も安心して外出できるよう広く情報提供を図る。</p> <p>移動型の赤ちゃんの駅としておむつ替えテント一式を貸し出し、市主催のイベントのほか共催、後援イベントでも活用してもらう。</p>		<p>あかちゃんの駅として登録している施設のうち、市内全ての地域交流センター、市民ホール及び児童館において、あかちゃんの駅の状況調査を行った。設置から10年経過により設備等の維持ができなくなった施設が見られたことから、地域交流センターの授乳やおむつ替えスペースに目隠し用のパーテーションを追加し利用者がさらに安心して利用できるよう整備した。</p> <p>また、授乳用の椅子がない施設に授乳者と乳児が安全な体勢で授乳できるよう、授乳用の椅子を設置した。</p> <p>情報提供については、子育てハンドブックの配布や子育て総合支援センター、各地域子育て支援拠点、民間支援団体等を通じて広く情報提供を図った。</p>			<p>令和3年度に行ったあかちゃんの駅の状況調査に基づき、児童館等のあかちゃんの駅の整備を進める。</p> <p>また、子育てハンドブックの配布や子育て総合支援センター、各地域子育て支援拠点、民間支援団体等を通じて広く情報を提供し、安心して子育て世代が外出できるよう整備と情報提供を図る。</p> <p>移動型のあかちゃんの駅としておむつ替えテント一式を貸し出し、市主催のイベントのほか共催、後援イベントでも活用してもらう。</p>	
成果・課題	あかちゃんの駅の状況調査を行い、整備を進めてより一層利用しやすい環境を整えた。今後も整備を行い、出生・転入等で新しく子育て家庭となった世帯も安心して外出できるよう広く情報提供を図る。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課		幼児保育課			施策番号		
基本目標		2 あらゆる分野での活躍推進					
施策の方向		2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備					
施策名		3 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり					
施策内容		仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。					
指標	項目	保育所待機児童数*			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)		114人
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)	
	年次目標値	0人	30人	0人	0人	0人	
	実績値	116人	131人	42人	2人	-	
2021年度実施計画(予定)			2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
(※)「つくば市子ども・子育て支援プラン」により施策を実施し、子ども子育て会議が評価を実施。		-			-		
成果・課題	待機児童数は計画当初より112人減少しており、仕事と育児の両立を支援できている。				計画実施度	-	
					指標達成度	△	
審議会意見		-					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	幼児保育課		施策番号			
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備				
施策名	3	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり				
施策内容	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。					
指標	項目	病児・病後児保育実施施設数			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	3施設
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
	実績値	4施設	4施設	5施設	8施設	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
(※)「つくば市子ども・子育て支援プラン」により施策を実施し、子ども子育て会議が評価を実施。		—			—	
成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業所が目標値を超えて増加したことにより、仕事と育児の両立に貢献し、男女共同参画社会の形成に資する。 ・新型コロナウイルス感染拡大の社会状況の中で病児保育の運営の難しさが課題である。 				計画実施度	—
					指標達成度	◎
審議会意見	—					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課		こども育成課			施策番号		
基本目標		2 あらゆる分野での活躍推進					
施策の方向		2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備					
施策名		3 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり					
施策内容		仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。					
指標	項目	放課後児童クラブ受け入れ児童数			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)		3,090人
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)	
	年次目標値	3,287人	3,490人	3,686人	3,874人	4,028人	
	実績値	3,801人	4,312人	4,746人	5,013人	—	
2021年度実施計画(予定)			2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
(※)「つくば市子ども・子育て支援プラン」により施策を実施し、子ども子育て会議が評価を実施。		—			—		
成果・課題	前年度から公設公営・民設民営児童クラブ合わせて14クラブが増え、受入れ人数の拡充が図れた。 つくばエクスプレス沿線開発に伴う急速な人口増加により、待機児童が発生していることや、既存施設において床面積要件超過して受け入れている課題に引き続き取り組んでいく。	計画実施度					
		指標達成度		◎			
審議会意見		—					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課		高齢福祉課/介護保険課			施策番号		
基本目標		2 あらゆる分野での活躍推進					
施策の方向		2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備					
施策名							
施策内容		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)		—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)	
	年次目標値	—	—	—	—	—	
	実績値	—	—	—	—	—	
2021年度実施計画(予定)			2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
(※)「つくば市高齢者福祉計画」により施策を実施し、高齢者福祉推進会議が評価を実施。			—			—	
成果・課題		介護を必要とする方が必要なサービスを利用できるように、介護サービスの充実や質の向上を図った。介護を必要とする方や介護する方が適切な介護サービスを選択できるように、介護サービスに関する情報の広報・周知の充実を推進する。				計画実施度	—
						指標達成度	—
審議会意見		—					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	産業振興課			施策番号	17	★重点施策
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備				
施策名	4	労働環境改善のための情報提供・啓発				
施策内容	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
引き続き仕事と家庭生活を両立しやすい就労形態に関する周知、啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響での労働環境の変化や改善について現状把握に努める。		国、県の支援、助成制度やワークライフバランスに関する情報について、窓口での啓発チラシの配布や工業団地立地企業への周知、啓発を行った。 また、市内立地企業へのフォローアップ訪問時に、テレワークの利用に関するヒアリングを実施(18社)した。			引き続き、仕事と家庭生活を両立しやすい就労形態に関する周知、啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による労働環境の変化や改善について現状把握に努める。	
成果・課題	工業団地立地企業等に対して、国、県制度等ワークライフバランスに関して情報提供することができた。 長時間労働の是正等、労働環境改善については、引き続き、市内企業に対し、労働環境改善に関する正確な情報を把握する必要がある。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室			施策番号	18	★重点施策
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	3	市政における女性の参画促進				
施策名	1	審議会等委員の女性委員の登用				
施策内容	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。					
指標	項目	審議会等委員の女性委員の割合* / 審議会等委員の女性の長の割合*			基礎となった数値(2017年 4月1日又は2016年度末)	全体で30.0%/ 全体で9.4%
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	60.0%/ 10.0%	70.0%/ 15.0%	80.0%/ 20.0%	90.0%/ 25.0%	100.0%/ 30.0%
	実績値	62.5%/ 12.5%	61.8%/ 11.8%	54.5%/ 12.1%	47.1% 8.8%	43.8%/ 6.3%
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
<p>附属機関委員等を新たに任命・改選する際の女性委員の積極的な登用について推進するよう全庁に周知する。 また、審議会・委員会等における女性委員の登用率について調査を実施し、結果を公表・報告する。</p>		<p>令和4年(2022年)4月13日付で、各課で設置している附属機関委員等の登用状況調査の際に、女性が市政の方針や政策決定に関わり、多様な意見が反映されるよう、新たに任命・改選する際の女性委員の積極的な登用について依頼した。また、同年7月28日開催の男女共同参画推進本部会議においても、本部員(各部長等)に対し依頼・周知を行った。</p>			<p>附属機関委員等を新たに任命・改選する際の女性委員の積極的な登用の推進について、全庁に周知を行う。また、審議会・委員会等における女性委員の登用率について調査を実施し、結果を公表・報告する。</p>	
成果・課題	<p>審議会ごとに30%を超える委員会の割合については、全体で43.8%と前年度より3.3%下がっている。 引き続き、各課等に対し女性委員の積極的な登用について働きかけが必要である。</p>				計画実施度	C
					指標達成度	△
審議会意見	<p>・コロナ禍で、更に女性が活躍しづらい状況ではあるが、女性委員の登用は引き続き積極的に進めていただきたい。</p>					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	人事課	施策番号	19	★重点施策		
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	4	市と市職員が率先して行う取組				
施策名	1	女性職員の管理職等登用の推進				
施策内容	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。					
指標	項目	市職員(行政職)の管理職に占める女性の割合(課長補佐職以上)* / 市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合*			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	23.5% / 19.1%
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	24.0% / 20.0%	25.0% / 27.5%	26.0% / 35.0%	27.0% / 42.5%	28.0% / 50.0%
	実績値	20.9% / 20.9%	21.7% / 21.2%	24.2% / 27.6%	23.4% / 30.2%	24.4% / 31.2%
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
女性職員が持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めることを目的とした研修へ継続して職員を派遣するとともに、課長補佐級の階層研修にて「女性活躍推進のための職場づくり研修」を実施し、女性が活躍しやすい職場環境の整備を図る。 また、「配偶者同行休業」や「旧姓使用」を継続して運用し、女性が活躍しやすい職場環境づくりを進めていく。		女性職員が持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めるため、研修を実施、派遣を行った。 また、複数部署において、女性職員による意見交換会を実施し、女性が活躍しやすい職場環境等について議論・理解を深めた。			女性職員が持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めるため、研修へ継続して職員を派遣する、課長補佐級の階層研修にて「女性活躍推進のための職場づくり研修」を実施、女性が活躍しやすい職場環境のづくりのための意見交換会を継続する。 「配偶者同行休業」や「旧姓使用」を継続して運用し、女性が活躍しやすい職場環境づくりを進めていく。	
成果・課題	課長補佐級における「女性活躍推進のための職場づくり研修」45名受講、茨城県自治研修所「女性職員キャリアデザイン講座」女性職員に2名派遣した。 配偶者同行休業制度は1名活用した。			計画実施度	B	
				指標達成度	△	
審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> 第5次男女共同参画基本計画の指標目標よりも高く設定しているため、実績値は未達ではあるが、女性係長級の昇任割合は評価できる。 根底にあるジェンダーの考え方の払しょくが難しく、女性職員の管理職等登用施策は難しいと思うが、継続して進めていただきたい。 					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	ワークライフバランス推進課		施策番号	20		
基本目標	2 あらゆる分野での活躍推進					
施策の方向	4 市と市職員が率先して行う取組					
施策名	2 育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり					
施策内容	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用することができる職場の雰囲気づくりに努めます。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
<p>啓発のため、イントラ掲示板等において、育児や介護に関する制度や情報を定期的に掲載する。</p> <p>職場復帰面談シートの活用を促進させ、職員が仕事と家庭生活とのバランスを保ちながら、意欲をもって職務に専念できるような職場環境づくりに努める。</p>		<p>○育児休業・介護休暇等を取得しやすい職場づくりに資するため、制度をまとめたワークライフバランスハンドブックを作成し、イントラ掲示板等で周知した。</p> <p>○育児休業を取得した職員が、復帰後の働き方や職場での配慮希望などを目的として、職場復帰面談シートを活用し、所属長と復帰前に面談を実施するよう通知した。</p>			<p>○啓発のため、イントラ掲示板等において、育児や介護等に関する制度や情報を定期的に掲載する。</p> <p>○職場復帰面談シートの活用を促進させ、職員が仕事と家庭生活とのバランスを保ちながら、意欲をもって職務に専念できるような職場環境づくりに努める。</p>	
成果・課題	<p>女性職員の育児休業取得率は100%を達成。男性職員の育児休業取得率も年々増加傾向にある(2021年度実績48人中43人取得 89.6%)</p> <p>男性職員も長期的な育児休業を取得できるよう、代替職員の確保が課題である。</p>				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	ワークライフバランス推進課		施策番号	21		
基本目標	2 あらゆる分野での活躍推進					
施策の方向	4 市と市職員が率先して行う取組					
施策名	3 職場におけるハラスメント防止対策の推進					
施策内容	職場等におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関し、研修を通して職場単位での防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
外部相談窓口の設置が効果的なものができるよう定期的に周知する。また、ハラスメント防止に向けた啓発としてハラスメント事例・判例を掲示板に掲載する。		職層研修において、職員がハラスメントについて学ぶ機会を設けた。 【主任級研修】4月16日(46人中45人受講) 【係長級研修】6月24日(54人中53人受講) 【課長級研修】5月25日(22人中19人受講)			外部相談窓口をより効果的なものができるよう定期的に周知する。また、ハラスメント防止に向けた啓発として、具体的なハラスメント事例・判例を掲示板に掲載する。	
成果・課題	全職員が相談・利用しやすいような体制づくりをし、所属部署内での早期解決に努めていく。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見	2021年度実施のハラスメント職員研修で、受講できなかった人が1～3割いるようだが、後日受講できる体制があると良い。					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	ワークライフバランス推進課			施策番号	22	★重点施策
基本目標	2	あらゆる分野での活躍推進				
施策の方向	4	市と市職員が率先して行う取組				
施策名	4	男性職員の育児休業取得促進				
施策内容	男性職員の育児休業取得を奨励し、2週間以上100%の取得を目指します。					
指標	項目	男性職員の2週間以上の育児休業取得			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	5.4%
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100.0%
	実績値	28.9%	41.9%	74.5%	89.6%	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
今年度も引き続き、年度中に子どもが生まれる男性職員とその所属長に対し、出産期や子育てに関する制度等の個別説明を実施し、2週間以上の育児休業取得に向けた具体的なプランの検討を促す。		年度中に子どもが産まれる男性職員とその所属長に対し、出産期や子育てに関する制度等の個別説明を実施した。 【行政職】 33人中31人取得 93.9% 【消防本部】 15人中12人取得 80.0%			今年度も引き続き、年度中に子どもが生まれる男性職員とその所属長に制度等の個別説明実施する。また、男性職員には、育児休業の大切さを説明し、2週間にとらわれず、長期的な育児休業の取得促進に繋げる。	
成果・課題	男性職員の育児休業も定着してきている。その中でも取得しない男性職員もいるので、取得しない、できない原因を解決し、全員が取得できる職場環境を整える。				計画実施度	B
					指標達成度	◎
審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業は、親子関係や夫婦関係を作る上で非常に重要(母親の産後鬱の防止や、父親としての意識の形成などに非常に効果的)であることから、市職員から一般市民に広げていただきたい。 ・男性職員の育児休業取得率の高さは評価できる。 					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)
令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室			施策番号	23	
基本目標	3 一人ひとりの人権の尊重					
施策の方向	1 配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発					
施策名	1 DV防止のための広報・啓発					
施策内容	配偶者・パートナー等からの暴力は犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等において、啓発活動を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、出先機関や庁内展示コーナーで関連リーフレットの配置や女性のための相談室など、各種相談窓口等の周知を行う。		男女共同参画セミナー参加者に対し、女性のための相談室カードを配布したほか、政府の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、庁舎1階展示コーナーにDV・人身取引防止のポスター掲示と各種相談機関のチラシ等を配置し、情報提供を行った。			各種相談機関のチラシ等を庁内掲示コーナーに配置する。また、11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、庁舎1階展示コーナーにおいて関連ポスターの掲示及び女性のための相談室など、各種相談窓口等の周知を行う。	
成果・課題	女性が抱える様々な悩み・問題に対して、適切な相談窓口につながるよう、あらゆる機会を通じた情報提供が必要である。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・『同性パートナー間でもDV被害はある、女性に対する暴力とその子どもに対する暴力は同時に発生しているケースが多い』などの周知が必要。 ・啓発ポスターやチラシ等の周知について、引き続き積極的に情報提供されたい。 					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室			施策番号	24	
基本目標	3 一人ひとりの人権の尊重					
施策の方向	2 相談体制の充実と被害者の保護					
施策名	1 女性のための相談室の実施					
施策内容	夫婦・親子の問題、人間関係、DV(配偶者・パートナー等からの暴力)、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
女性が抱える様々な悩みに、女性相談員やフェミニストカウンセラー、女性弁護士による、女性のための相談室を実施する。 女性のための相談室移転により、相談機能の充実を図る。また、法律相談の回数制限緩和により、相談事業の利便性を図る。		○つくば市女性のための相談室実績 ・電話相談 165件 ・面接相談 ①一般相談 201件 ②心と生き方相談 159件 ③法律相談 54件 計579件 ○その他 ・男女共同参画室対応 34件			女性が抱える様々な悩みに、女性のための相談員やフェミニストカウンセラー、女性弁護士による「女性のための相談室」を実施する。 相談にあたっては、庁内関係課と連携を図りながら、必要な情報提供等が行えるよう支援を行う。	
成果・課題	相談室機能が庁舎に移転したことで、関係課との連携が取りやすくなり、一般相談及び法律相談は昨年度の1.6倍増となった。 働き方や生活スタイルの変化等により、相談件数が増加していることから、相談事業の充実及び専門職(社会福祉士等)の職員配置の検討も今後必要である。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見	・庁内関係課との連携、必要な情報提供等、相談事業の充実について継続して進めていただきたい。					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室		施策番号	25		
基本目標	3	一人ひとりの人権の尊重				
施策の方向	2	相談体制の充実と被害者の保護				
施策名	2	相談員研修の充実				
施策内容	相談業務についての必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう相談員の資質を高めます。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
女性が抱える問題等は年々複雑多様化していることから、様々な悩み・相談に対応できるよう、相談員の資質向上と情報交換の機会を目的に相談員研修会を年2回実施する。また、相談員の情報共有及び意見交換の場として、年4回、事例検討会を実施する。		女性のための相談員研修会を年2回実施した。 ①7/15(木)※男女共同参画セミナーに参加 「性的マイノリティ当事者から見たダイバーシティ」 講師: (株)G-pit 井上健斗氏 ②12月22日(水)茨城県女性相談センター事業動画配信研修 ○警察におけるDV被害者への対応について ～DV被害者支援のための研修講座～ 講師: 県警察本部生活安全部人身安全対策課 ○子供を連れての離婚を選択する時、 知っておきたい法知識 講師: 法テラス弁護士 ○担当職員と相談員で事例検討会を実施し、情報共有及び意見交換を行った。(年3回)			相談員に必要とされる資質向上を図ることを目的に、相談員研修会を年2回実施する。また、相談員の情報共有及び意見交換の場として、年2回事例検討会を実施する。	
成果・課題	相談者の抱えている問題や悩み等に対し、気持ちの整理や必要な情報提供ができるよう、今後も研修会や事例検討会の実施が必要である。			計画実施度	B	
				指標達成度	—	
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室		施策番号	26		
基本目標	3 一人ひとりの人権の尊重					
施策の方向	2 相談体制の充実と被害者の保護					
施策名	3 男性のための電話相談の実施					
施策内容	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。					
指標	項目	男性のための電話相談			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	4回
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	5回	5回	6回	6回	6回
	実績値	6回	6回	6回	6回	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
男性が抱える悩みや不安等について、男性の産業カウンセラーによる電話相談を年6回実施する。 市関連施設や広報紙、HP、セミナー、Twitter等で、男性のための電話相談の周知を図る。		男性のための電話相談事業を年6回実施し、男性が抱える悩みや問題等に、男性の産業カウンセラーが相談対応を行った。 相談日:5月13日(木)、7月8日(木)、 9月9日(木)、11月11日(木)、 1月13日(木)、3月10日(木) 相談時間:18:00～20:30 相談件数:計10件			男性が抱える悩みや問題等について、男性の産業カウンセラーによる電話相談を年6回実施する。 相談の実施にあたっては、市関連施設や広報紙、HP、セミナー、Twitter等で、相談日の周知を図る。	
成果・課題	男性を対象とした電話相談を年6回実施しているが、相談件数は横ばいの状態である。 実施日によっては、相談が全くない日もあるため、実施日の周知方法について検討が必要である。				計画実施度	B
					指標達成度	○
審議会意見						

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室			施策番号	27	
基本目標	3 一人ひとりの人権の尊重					
施策の方向	2 相談体制の充実と被害者の保護					
施策名	4 保護のための関係機関との連携強化					
施策内容	DV被害者への的確な支援を図るため、相談事例の情報交換を行うなど、関係機関相互による連携を強化します。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)			2021年度実施状況(実績)		2022年度実施計画(予定)	
茨城県や警察、県内外のNPO法人等、庁内の関係各課と連携し、DV被害者の相談受付、一時保護所への移送、自立支援といった切れ目のない支援が行えるよう、各機関との情報共有・連携を密に行う。			DV相談など、緊急を要する事案や支援が必要な際には、庁内関係課の担当者が集まり、ケースに応じた支援策・対応方法について協議・検討を行った。 ○2022年1月21日付、県女性相談センター主催「ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク地域会議」の書面会議に参加し、福祉相談センターや県内市町村、警察等と協議・情報交換を行った。		DV被害者の相談対応や一時保護所への移送、自立支援といった切れ目のない支援等が行えるよう、県の女性相談センターをはじめ、警察、民間支援団体、庁内関係課等との情報共有・連携を密に行う。	
成果・課題	相談者の状況に応じて、必要な関係課と迅速に連携・対応ができるよう、定期的な情報交換を行うなど、連携体制を図ることが重要である。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見	・DV被害者への切れ目のない支援を継続してほしい。					

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)

令和3年度(2021年度)施策実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画

担当課	男女共同参画室			施策番号	28	★重点施策
基本目標	3	一人ひとりの人権の尊重				
施策の方向	3	性に関する差別の解消				
施策名	1	性的指向や性同一性障害の理解を深めるための情報発信や相談支援				
施策内容	性的指向や性同一性障害の理解を深めるための情報発信を行います。また、このことで、悩み・問題を抱えている方に対し相談支援を行います。					
指標	項目	—			基礎となった数値(2017年4月1日又は2016年度末)	—
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(将来指標)
	年次目標値	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—	—	—
2021年度実施計画(予定)		2021年度実施状況(実績)			2022年度実施計画(予定)	
性的マイノリティ等に対する理解を深めるため、男女共同参画セミナーや男女共同参画室だより等で取上げ、啓発活動を行う。 また、セクシュアル・マイノリティに関する悩みについて、相談窓口の情報提供を行う。		男女共同参画室だよりを発行し、多様な性別とLGBT等について市民及び市内小中学生向けに啓発を行った。発行物は、庁内情報コーナーや出先機関、男女共同参画室パンフレットブース、HP等に掲載を行った。 ○子ども男女共同参画室だより(令和3年7月発行) ※男女共同参画推進標語の募集も兼ねて市内全小・中・義務教育学校学校に配布 「男女平等と性別について考えてみよう」 ○男女共同参画室だより(令和4年3月発行) 「アンコンジャス・バイアス～無意識の思い込み・偏見～」、セミナー参加者アンケート「あなたが思うジェンダー問題とは？」			性的マイノリティ等に対する理解を深めるため、男女共同参画セミナーや男女共同参画室だより等で啓発活動を行う。また、性的マイノリティに関する相談について、県の相談窓口の情報提供を行う。	
成果・課題	性的マイノリティ等に対する理解を深める機会として、継続的な啓発活動を行う必要がある。また、当事者支援の相談窓口についても情報提供を行う。				計画実施度	B
					指標達成度	—
審議会意見						

「つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）」 計画実施度・指標達成度の設定について

◆計画実施度について

※A評価は、指標目標のある施策で、かつ◎の場合のみ付することができます。
指標設定のない施策は、Bが最高ランクになります。

- A（順調）＝当初の計画以上に施策を実施した。
- B（おおむね順調）＝当初の計画どおり施策を実施した。
- C（遅れ）＝当初計画した施策を一部実施できなかった。
- D（未実施）＝当初計画した施策を全部実施できなかった。
- －（終了）＝計画年度（2018～2022）途中で終了した施策

◆指標達成度について

- ◎＝実績値が年次目標値を上回った。
- ＝実績値が年次目標値どおり。
- △＝実績値が年次目標値を下回った。
- －＝指標のない施策

令和3年度(2021年度)実施状況及び令和4年度(2022年度)施策実施計画
事前質問及び回答

施策	内容	回答
施策1	<p>○「ミナのとどい」オンライン配信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の開催方法としてよかった。 ・登録人数より再生回数が下回った要因は？ ・録画上映会は時期をずらせばよかったのではないか？ ・2022年度もオンライン配信できないか。(北口委員) 	<p>【男女共同参画室】</p> <p>本つどいのオンライン配信は事前申込制としており、申込者にのみ配信動画のURLをお送りする形としていました。そのため、申込をした方が配信期間中に視聴できなかったことが再生回数が下回った要因の一つとして考えられます。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。指標がない事情を確認したいです。(数値で指標を作るのは難しいですが、アンケート回答等での評価をすることは可能かと思うのですが、いかがでしょうか。)</p> <p>コロナ禍でも何らかの形で開催し、継続することは大事だと思います。今年度は市役所で行う計画で、新たな試みで創っていくことを楽しみにしています。</p> <p>「卒 男らしさ 女らしさ」は何部発行し、配布はどちらへどのように行われたのでしょうか？(間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】</p> <p>指標設定については、全体についての御質問箇所に記載しましたので御確認をお願いします。</p> <p>「卒 男らしさ 女らしさ」は、200部発行し、掲載団体様に5部ずつ配布したほか、庁内掲示コーナーに設置しています。また、ホームページやつどいの動画配信の際にも掲載を行いました。</p>
施策2	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー参加者は延べ人数？実数？参加者のうち職員以外は何人か？ ・周知方法と課題をどのように分析しているか？(北口委員) 	<p>【男女共同参画室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数はセミナー毎の実数です。 ・参加者数のうち職員は3人です。 ・周知方法としては、広報紙、ホームページ、市内公共施設への掲示を行っています。課題としては、紙媒体や市ホームページを見ない市民への周知方法の検討が必要です。
	<p>男女共同参画を推進するためのセミナー開催コロナ禍でのセミナー開催はとても大変だったと推察します。ご尽力に感謝します。</p> <p>今年度もセミナーを開催されるそうですが、対象とする年齢層と内容を絞ってシリーズで行うのはいかがでしょうか？</p> <p>ジェンダーに対する理解は、世代によって開きがあるといます。ターゲットとする世代を絞り、そこを狙った企画を行うことで、必要な層に必要な普及啓発が行えるのではないかと考えました。(福村委員)</p>	<p>【男女共同参画室】</p> <p>セミナーのシリーズ化や対象者を絞った内容の検討は進めており、幅広い世代に効果的に意識啓発を行いたいと思います。</p>

	<p>評価は妥当と考えます。 コロナ禍でも開催・継続することは大事だと思います。とても興味深い内容が多く、今年度はオンラインの導入も行われるとのことで、参加者の増加に伴う「男女共同参画に関する意識の向上」を期待しています。(間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 オンライン導入に理解のある講師選定など、実施に向けて取り組めます。</p>
<p>施策2</p>	<p>○セミナーの参加者は、男女共同参画に関心の高い人である。関心の低い人や様々な理由で会場に行けない人も気軽に講座に参加できるよう、配信可能な講座などオンライン導入も必要である。 ○都合で参加できなかった人のためにも、期間を限定してオンデマンド配信したらどうか。(栗山委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 オンライン配信を身近に感じる年代層の参加が取り込めるよう、オンデマンド配信も含め取り組んでいきたいと思っています。</p>
	<p>1の施策はイベント参加者の感想を聞いていらっしゃいますが、セミナーについては参加者のアンケートを取られていますか。ニーズを次回企画に反映されたいと思います。(大谷委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 ミンナのつどいに加え、男女共同参画セミナー参加者に対して、毎回アンケートを実施し、セミナーの感想や周知媒体、参加動機などをお聞きしています。</p>
	<p>家族コミュニケーション講座のセミナーや男性の家庭生活への参画促進など、男性の理解や行動の質の向上を図る上で、これからますます重要になる取り組みになると思います。そのことが、結果として女性職員の管理職等登用の推進や女性が働きやすい環境づくりにつながる大切な取り組みになると思います。(飯田委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>
<p>施策3</p>	<p>「女性に対する～」について「パープルライトアップ」の呼びかけがあるが、参加しないのか？(北口委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 市内にはライトアップに適した公共施設等がないため参加していませんが、その他の啓発事業により、運動自体には参加しています。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。 「男女共同参画だより」は内容がとてもよいので、是非配布範囲を広げ、施策番号4にもつながるよう、特に若い世代(中学、高校生から)への配布を検討して頂きたいです。 また、指標がない事情も確認したいです。(数値で指標を作るのは難しいですが、アンケート回答等での評価をすることは可能かと思うのですが、いかがでしょうか。)(間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 「男女共同参画室だより」の第2号発行時は、男女共同参画推進標語の募集も兼ねて、市内の小中学校の生徒に配布を行っています。標語の作成を通して、男女共同参画を考える機会になればと考えています。</p>

<p>施策3</p>	<p>○レイアウトを工夫したり、イラストや4コマ漫画を多く入れるなど、読者が一目見て読みたいと思うような工夫が必要である。全体的に文字が多いため、読む前に敬遠してしまうかもしれない。</p> <p>○こども男女共同参画室だよりは、書き込む欄やイラストが取り入れられる等、課題意識が高まる工夫がなされている。</p> <p>(栗山委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 男女共同参画を知っていただきたいとの思いから活字が多くなりがちですが、読み手の気持ちにも配慮しながら作成したいと思いません。</p>
<p>施策4</p>	<p>・不登校等への対応として、人権の一環としてLGBTQへの理解を進める必要があるが、指導側の基礎研修が急務では？</p> <p>・2022年度の研修予定は？(北口委員)</p>	<p>【学び推進課】 今年度は7月に市内の全学校長を対象とした性的マイノリティへの理解促進のための研修会を行い、各学校職員への伝達をする計画です。さらに、県の事業である人権教育講師派遣、性的マイノリティへの理解促進に関する講師派遣等の周知をし、教職員、保護者含めての研修を実施しています。</p>
	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。具体的にどの学校にどのような内容の活動がされたのか、お聞きしたいです。また、指標がない事情も確認したいです。</p> <p>施策番号3に書きましたが、「男女共同参画だより」を学校で配布することはこちらの施策にもつながると思いますが、いかがでしょうか。(間野委員)</p>	<p>【学び推進課】 吾妻学園や竹園学園では、筑波大学庄司一子研究室と共に、よりよい人間関係作りのためのピア・サポート活動に取り組んでいます。これは、いじめ撲滅を目的として始まった活動で、様々なテーマに基づいた意見交換をしています。他の学園においても、人権フォーラムや人権集会等を実施しております。</p> <p>「男女共同参画だより」の配布に関しては、今後検討してまいります。</p>
	<p>○つくば市プレゼンテーションコンテストの作品の中に、「人権の尊重等の視点」等が加わるように各学校に働きかけていくことが大切と考える。(栗山委員)</p>	<p>【学び推進課】 プレゼンテーションコンテストに向け、各校が様々なテーマで学習を行っておりますが、その中には、様々な人権問題について学習したことをまとめ、発表しているところも多くございます。今後も各校において教育活動全体を通し、人権教育の推進に努めてまいります。</p>
	<p>未来を担う子供たちが男女平等に基づく考え方、行動をしっかりと身につけて成長することは、未来を明るくする基本になると思います。今年から小学校評議員になりましたが、私にとっても学びの場にしたいと思うので、実施日には参加したいと思います。(飯田委員)</p>	<p>【学び推進課】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>

<p>施策5</p>	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。施策番号4と同様、具体例をお聞きしたいです。また、指標がない事情も確認したいです。(数値で指標を作るのは難しいですが、参加児童等へのアンケート回答等で評価をすることは可能かと思うのですが、いかがでしょうか。)(間野委員)</p>	<p>【学び推進課】 つくば市の教育の根幹である「つくば市教育大綱」においては、つくば市の教育が目指す「考え方の転換」の柱として、「管理から自己決定へ」があります。自分たちで考えて行動できる児童生徒を目指すものです。例えば、クラスをもっとよくするためにどのような活動をすれば良いか、児童生徒が自ら考案することで、自分の役割やその効果を考えながら活動しております。 また、キャリア教育に関しましては、卒業生や地域人材の話を知ったり、実社会で学ぶ職場訪問や職場体験活動を実施したりすることで、児童生徒が現在と未来をつなげて考えることができるような機会を設けております。</p>
	<p>○基礎的・汎用的能力を育成する視点で授業を見直したり、一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるような授業改善等が必要である。 ○教師自身が社会人として常に自分を磨く意欲を持つことが大切である。(栗山委員)</p>	<p>【学び推進課】 つくば市教育大綱にある「教えから学びへ」という重点目標の中で、授業改善の視点として、学習課題へのこだわり、対話へのしかけ、振り返りの工夫がございませぬ。特に、振り返りの工夫については、児童生徒が自らの学びを自覚できるよう、メタ認知を促すために、視点が明確になるような振り返りの仕方に努めております。また、各校で研修の年間計画を立てて実施したり、自らが希望して行う希望研修の制度についても周知し、実施しております。</p>
<p>施策6</p>	<p>・性的マイノリティへ配慮した計画になっているか？ ・避難所での性被害や暴力に対する認識について把握は？ 計画の見直しの必要性の点検は？(北口委員)</p>	<p>【危機管理課】 ・性的マイノリティへの配慮については、防災計画等へ十分に取り入れられていないため、今後検討していきたいと考えます。 ・様々な人が利用する避難所において、性被害等の問題が潜在していることは、内閣府の研修等で把握しています。その点も踏まえ、避難所運営マニュアルでは更衣室や授乳室等の設置することとし、授乳服などの備蓄も行っています。</p>

<p>施策 6</p>	<p>防災士として、地域で地震を想定した避難訓練、洪水対策への取り組み訓練、地域防災マップづくりなどに3年かけて取り組んできました。市の補助金で自主防災組織での防災備品購入などもしてきましたが、女性の視点からの取り組みも必要と思い、私も学べればと思います。(飯田委員)</p>	<p>【危機管理課】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。 前年度の計画についての実施状況のみの報告となっていますが、この施策は常に多方面からの意見を取り入れつつ更新されているものだと思いますので、計画に挙げたものだけでなく、施策の現在の状況についても報告を頂きたいです。(間野委員)</p>	<p>【危機管理課】 国や男女共同参画に係る団体等が主催する災害対応研修などに積極的に参加し、最新の情報を収集するほか、防災の出前講座やイベント等で高齢世帯から乳幼児世帯まで、様々な世代の意見をアンケート等で聞き、施策実施のために参考にしています。</p>
<p>施策7</p>	<p>2022年の取り組みに性の多様性についても紹介しては？ (北口委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>
	<p>各国の男女共同参画施策の情報収集・紹介 昨年度はアイスランドの取り組みについて調査いただき、ありがとうございました。 大変興味深い内容ですが、つくば市が実際に実装できるような海外の取り組みを調べていただくと、次回の施策立案に役立つのではと考えました。 それとあわせて、国内のベストプラクティスを調査いただき、その方法を取り入れることもご検討いただけると幸いです。(福村委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 海外の取組みや成功事例等の紹介を通して、男女共同参画を考える機会にしたいと考えていますが、実装まではなかなか難しいところです。今後は、国内のベストプラクティスも調査し、紹介できるようにしたいと思います。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。 施策3にも書きましたが、「男女共同参画だより」は内容がとてもよいので、是非配布範囲を広げ、施策番号4にもつながるよう、特に若い世代(中学、高校生から)への配布を検討して頂きたいです。 また、指標がない事情も確認したいです。(数値で指標を作るのは難しいですが、アンケート回答等での評価をすることは可能かと思うのですが、いかがでしょうか。) (間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 「男女共同参画室だより」の第2号発行時は、男女共同参画推進標語の募集も兼ねて、市内の小中学校の生徒に配布を行っています。標語の作成を通して、男女共同参画を考える機会になればと考えています。</p>

施策8	<p>・2021年実施の講演会のテーマは何？効果は？ ・2022年度、一般事業主行動計画策定について進捗確認はどのように行うか？（北口委員）</p>	<p>【男女共同参画室】 ・10/30(土)テーマ:女性の就職支援を実践的に学ぶ、効果:就職面接や履歴書の書き方など、ハローワーク職員から具体的に指導を受けた。 ・11/13(土)テーマ:女性活躍推進講座、効果:県職員と作家、家庭、子育てとの両立について聴くことができた。 ・施策8は、一般事業主行動計画策定の進捗管理を行うものではなく、情報提供を行うものであるため、広報物への掲載・チラシの配置等を通して推進を行っています。</p>
	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。（間野委員）</p>	—
施策9	<p>求職者のニーズの内容は？コロナの影響を受け、女性が就業しにくくなった状況はないか？（北口委員）</p>	<p>・求職者のニーズとしては、パートタイム、テレワーク、フレックスタイム制の導入等がありますので各ニーズに合わせた情報発信等を充実させたいと考えています。 ・女性の雇用環境については、新型コロナウイルス感染症拡大初期は、宿泊・飲食等のサービス業が休業等したことにより女性の雇用環境が悪化しましたが、現在は、求人が求職を上回って推移していることから持ち直しの動きが見受けられます。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。（間野委員）</p>	—
施策10	<p>実績値は下降傾向だが、その理由は？（北口委員）</p>	<p>現在、各支援機関での支援を受けて創業した人数について集計中のため、暫定値を記載しており、確定値では現在の報告数より増加する予定です。なお、創業に関する女性からの市への相談件数は令和2年度の29件に対し、令和3年度は37件と増加しています。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。（間野委員）</p>	—

施策11	6次産業への取り組みは各地で行われていると思いますが、私の経験では、20年近く前のことで現在の状況は分かりませんが、長野県小布施の取り組みが先進的だったと思います。失敗事例もすごく大切です。意欲的に取り組みをしている地域から学ぶことは多いと思います。(飯田委員)	【農業政策課】御意見として承ります。今後の参考といたします。
	評価は妥当と考えます。(間野委員)	—
	女性就農者の実態把握(報酬、休暇など)はどのような状況か?(北口委員)	【農業政策課】茨城県にも確認し、男女別の就労者数や就農形態は調査しておりますが、報酬や休暇については把握しておりません。
施策12	つくば女性研究者支援協議会ではお世話になっております。産総研の女子中高生の理工系進路選択支援イベントの広報にもご協力いただきありがとうございます。今年度もオンラインで開催予定ですので、女性研究者、男性研究者のロールモデルの紹介にご協力できればと思います。(大谷委員)	【科学技術振興課】ご協力ありがとうございます。当市では本年4月に第3期となる「つくば市科学技術・イノベーション振興指針」を策定し、その重点施策の1つとして、研究者のロールモデル紹介といった「つくばで輝く研究者情報の発信」を掲げています。引き続き、大学・研究機関の皆様と連携し、市民に分かりやすい情報発信に努めていきます。
	評価は妥当と考えます。(間野委員)	—
施策13	・2021年のヒヤリング結果、制度利用実態は？数字で示せないか？ ・同性パートナーシップ間での子育て、養子縁組等による子育て支援について情報提供が必要(北口委員)	【産業振興課】 ・男性の育休制度について、立地企業フォローアップヒアリングを実施した際、18社のうち、当該制度を設けていると回答した事業者は17社でした。 ・市内立地企業への情報提供の手法としては、企業等と当課との意見交換等の際、県等が作成したチラシ等を配布するなどして啓発に努めます。
	2022年4月1日以降の育児介護休業法改正への対応が事業者にも求められるようになる状況下で、つくば市として施策で特に配慮されることはありますか。(大谷委員)	【産業振興課】国が作成した啓発用のチラシを市役所庁舎やふるさとハローワークの情報コーナー等に配置するとともに、市内立地企業へのフォローアップ訪問等を活用して、積極的に情報提供を行い、周知を図りたいと考えています。

<p>施策13</p>	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。(数値での指標を作れそうな印象を持ちますが、いかがでしょうか。) (間野委員)</p>	<p>【産業振興課】 ・市役所庁舎の市政情報コーナーやふるさとハローワーク等において、積極的に情報提供を行うとともに、市内企業等を訪問する際には、ヒアリング等を実施し、現状把握に努めました。 ・施策内容が情報提供、制度利用の促進であるため指標の設定はなじまないと判断しました。</p>
<p>施策14</p>	<p>・実施後の追跡はどのようになっているか？ ・産後の妻のホンネなど特集して資料にしてみても？ (北口委員)</p>	<p>【健康増進課】 ・追跡は行っていませんが、教室参加後アンケートによると「親になる実感がわいた」や「育児のイメージが出来た」等の記述がありました。また、1歳6か月健診時の問診の統計によると、父親の育児参加について「よくやっている」「時々やっている」割合が約95%となっています。 ・NPO団体が作成した産前産後の経験談をまとめた資料を配布しています。</p>
	<p>昨年度のご意見にもありましたが、夫やパートナーの育児参加を視覚的に見せる工夫が実績増の効果としても表れていると思います。引き続きお願いいたします。(大谷委員)</p>	<p>【健康増進課】 今後も引き続き、正しい知識を持ち、夫やパートナーの積極的な育児参加が推進するよう、事業を進めていきます。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。 講座はコロナ禍で実施が難しい時もあったと思いますが、オンラインなどを導入して継続できたことは大切だと思います。(間野委員)</p>	<p>—</p>
<p>施策15</p>	<p>各参加者の男女別集計をしなかった理由(北口委員)</p>	<p>【生涯学習推進課】 必要とする数字が総参加者数だけであり、男女別に集計する合理的理由がないため。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。 指標がない事情を確認したいです。(数値での指標を作れそうな印象を持ちますが、いかがでしょうか。) (間野委員)</p>	<p>【生涯学習推進課】 参加者数を指標値とした場合、毎回会場が異なり、定員も変わるため、数値での指標値が設定しづらいため。</p>

<p>施策16</p>	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。(数値での指標を作れそうな印象を持ちますが、いかがでしょうか。)</p> <p>前年度は公共施設についての整備が重点的に行われた印象ですが、民間事業者の「赤ちゃんの駅」の前年度の整備状況についての情報もお聞きしたいです。(間野委員)</p>	<p>【こども政策課】</p> <p>評価については、交流センター16か所、児童館18か所、合計34か所の施設に出向き、おむつ台、授乳環境の調査、施設の職員の聞き取り調査をし、設備の追加等を行ったことで、より一層利用しやすい環境を整えることができたため概ね順調としております。</p> <p>指標がないことにつきましては「あかちゃんの駅」は子育て環境の整備を目的としていることから、前年度の実績にもあるように、環境整備ということで、安全・安心な利用ができることを優先して進めています。</p> <p>また「あかちゃんの駅」に登録をして、御協力いただいている民間事業者(法人)の施設については、前年度、状況等の確認はしていませんが、今後、状況に応じて「あかちゃんの駅」の確認をしていく予定です。</p>
<p>施策17</p>	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。(数値での指標を作れそうな印象を持ちますが、いかがでしょうか。)</p> <p>前年度に配布した啓発チラシはどのような内容で、何部製作・配布したのでしょうか？また、フォローアップ訪問とのことですが、前提として企業とどのような連携をとられているのでしょうか？</p> <p>また、施策12～17については、同じ目標に向けての施策で、実施内容が重なる部分も多いと思いますので、各担当課で連携を取りながら進めている内容を知りたいです。(間野委員)</p>	<p>【産業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の設定は、施策内容が情報提供のためなじまないと判断しています。 ・配布した啓発チラシは、国及び県が作成したものを18社に配布するとともに、市役所やふるさとハローワークの窓口を設置しました(雇用、職場環境改善等)。 ・フォローアップ訪問は、市内各工業団地の企業及びつくば市が加盟する「つくば市工業団地企業連絡協議会」の企業が対象です。その枠組の中で連携・情報交換等を行っています。 ・現時点で、施策12～17のうちの産業振興課以外が所管する施策については、当課が主体的となって連携を進めている施策はありません。
	<p>・2021年度ヒヤリングによる実態把握の結果は？</p> <p>・2正確な情報把握のためにどのような手法を考えているか？(北口委員)</p>	<p>【産業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地企業フォローアップヒアリングを実施した際、ヒアリングを実施した18社のうち、テレワーク制度を導入していると回答した事業者は11社でした。 ・正確な情報を把握するためには、労働局や県の担当部署との連携を密にするとともに、引き続き、市内立地企業へのフォローアップ等を活用して、労働環境等の現状把握に努めていきたいと考えています。

	<p>前年度より下がってきた要因は何か？(北口委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 あて職で選任した際に、男性の委員に偏ってしまう傾向になることも原因の一つかと思えます。</p>
<p>施策18</p>	<p>評価は妥当と考えます。 コロナ禍で更に女性が活躍しづらい環境になった部分もあり、女性の登用は難しいかもしれませんが、ぜひ継続して進めて頂きたいと思えます。(間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>
<p>施策19</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議論の内容は？ ・成果・課題の欄の記載内容は実績。どのように成果を判断しているかを成果・課題で述べていただきたい。 ・「旧姓使用」についてはどのような状況か？(北口委員) 	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論の内容 管理職や係長における女性職員の割合が少ない状況の中、女性活躍を推進するためには何が必要かを検討する上で、職員が現状、どのような考えを持っているか、また昇格に対する考え等についてざっくばらんに意見交換を行った。 ・成果の判断について 女性管理職が増えることが成果と認識しているが、単純に女性職員を管理職に昇格させることがゴールではなく、管理職になる前の意欲や、なった後の働きやすさなど、数値で表せないものを醸成させていく必要があり、職員(特に女性)から仕事に対するモチベーションが上がったとの声が多くなれば成果だと考えている。課題は、そのモチベーションをどう上げていくかだと考える。 ・旧姓使用の状況 R4.4.1現在35名が承認を受け旧姓使用している。昨年度の報告時点から8人増。

<p>施策19</p>	<p>第5次男女共同参画基本計画の成果目標よりも高い指標を掲げられているので未達であっても、また、係長級の数値を見ても取組に尽力されていることが伺えます。女性職員の意見交換会で出た意見をご紹介しますでしょうか。(大谷委員)</p>	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長が多忙で、それを見ていると係長になりたいと思えない(男女ともにプレッシャーがあるのではないか)。 ・管理職や係長をサポートする体制があれば自信や安心感につながる。 ・育児を含めたプライベートと仕事の時間のバランスを考えると務まる自信がない。 ・管理職への登用や女性だけの問題ではなく、男女共通の課題で組織的に考える必要がある。 ・現在の女性管理職からの経験談などは参考になるのではないかと。 ・女性活躍は管理職を増やすという結論だけではないと思う(人間活躍、職員活躍が大事)。
	<p>評価は妥当と考えます。施策18と同様に、コロナ禍で更に女性が活躍しづらい環境になった部分もあり、根底にあるジェンダーの考え方の払しょくが難しく、女性の登用・昇任はとても難しいと思います。ですが、ぜひ継続して進めて頂きたいと思えます。(間野委員)</p>	<p>【人事課】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>
<p>施策20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の育児休暇取得者数は？ ・会計年度任用職員の場合の課題はないか？ ・介護休暇、看護休暇について実態は？(北口委員) 	<p>【ワークライフバランス推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の育児休業取得者数は、前年度から継続して取得している職員を含めると、82名です。 ・育児休業を取得できることを知らない会計年度任用職員もおり、周知が不足しております。今後は、産前産後休暇職員向け、所属長向けに手続き方法を含めた案内を配布する予定です。金銭的な課題として、国の非常勤職員と合わせて、会計年度任用職員は、家族の看護休暇(国は子の看護休暇)、介護休暇等は無給の休暇です。国の非常勤職員との均衡を踏まえながら、改善を検討していく必要があります(産前産後休暇はR4.1.1の国の改正に合わせ、R4.4.1に有給化)。 ・介護休暇は、家族がけがや病気により、2週間以上の介護が必要となった場合に取得可能な休暇で、令和3年度は、短期介護休暇は24名、長期介護休暇1名が取得しました。家族のための看護休暇は、家族を看護する必要がある場合に取得可能な休暇で、令和3年度は238名が取得しました。 <p>【長期介護休暇】 通算6か月間以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1名(女性) <p>【短期介護休暇】 年度5日取得可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24名(女性14名、男性10名)女性は58%。男性は42%。 <p>【家族の看護休暇】 年度5日取得可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・238名(女性127名、男性111名)女性53%。男性は47%。

<p>施策20</p>	<p>「成果・課題」の内容から、評価は妥当と考えます。指標がない事情を確認したいです。(数値での指標も作れそうな印象を持ちますが、いかがでしょうか。)とても大事な施策としますので、ぜひ計画を進めて頂きたいです。(間野委員)</p>	<p>【ワークライフバランス推進課】 計画策定時は、「各制度を活用することができる職場の雰囲気作り」は数値目標を設定することになじまないと考え、設定しませんでした。</p>
<p>施策21</p>	<p>課題:2022年4月から中小企業もSOGIハラスメントの具体的防止策を組織として講ずるよう義務付けされました。2022年度どのように進捗を確認するか?(北口委員)</p>	<p>【ワークライフバランス推進課】 ハラスメント相談員への相談や外部相談窓口への相談内容を管理し、進捗確認を行います。</p>
	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。(数値での指標も作れそうな印象を持ちますが、いかがでしょうか。)内容に「相談員の配置」がありますが、そちらの現状はどのようなになっているのでしょうか?(間野委員)</p>	<p>【ワークライフバランス推進課】 計画策定時は、「ハラスメント防止対策の推進」は数値目標を設定することになじまないと考え、設定しませんでした。 相談員は、ワークライフバランス推進課3名、教育総務課2名、消防総務課2名の配置となっています。</p>
	<p>2021年度実施のハラスメントの職員研修で、対象者の中で受講できなかった人が1~3割いるようですが、その人たちへのフォロー体制はどうなっているのでしょうか?後日受講できる体制が大切だと思います。(飯田委員)</p>	<p>【ワークライフバランス推進課】 研修当日の欠席者に対しては、研修テキストの配布により対応しています。</p>
<p>施策22</p>	<p>取得できなかった所属課、理由は?(北口委員)</p>	<p>【ワークライフバランス推進課】 育児休業を取得していない職員の所属部署や理由は、個別に回答することはできませんが、取得の意思があるにも関わらず、取得させてもらえなかったという職員はおりませんでした。</p>
	<p>評価は妥当と考えます。 男性の育児休業により、新たな家族を迎えた家庭のスタートを家族みんなでしっかり時間を使って共有できることは、その後の親子関係や夫婦関係を作る上で非常に重要(母親の産後鬱の防止や、父親としての意識の形成などに非常に効果的)なので、市職員から一般へと是非広げて行って頂きたいです。(間野委員)</p>	<p>【ワークライフバランス推進課】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>

<p>施策22</p>	<p>長期的な育児休業の取得促進も目指されているところですが、取得率の高さは評価に値すると思います。育休を取得しやすい職場環境づくりの取組で、風土の醸成(上司の理解、みんなが取得しているから取りやすい)、所属部署の業務支援などあるかと思いますが、2018年度以降、飛躍的に取得率が上昇した要因を分析されましたら教えてください。(大谷委員)</p>	<p>【ワークライフバランス推進課】 2018年度から、「男性職員の2週間以上の育児休業取得率100%」という高い目標を掲げ、強く推進しています。 当初は、職場の理解が得られないケースもありましたが、全体的な啓発だけでなく、子が生まれる予定の職員とその所属長に、育児休業の必要性などを個別に説明していることが、職場全体の意識の変化に繋がっていると分析しています。</p>
<p>施策23</p>	<p>・アンケートを通して、少なくとも約2000人へ周知できた。 ・課題:「同性パートナー間でもDV被害はある、女性に対する暴力とその子供に対する暴力は同時に発生しているケースが多い」など周知が必要(北口委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 御意見として承ります。今後の参考といたします。</p>
<p>施策23</p>	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。私も啓発ポスターやチラシ等は目にしたことがあり、周知が積極的にされている印象を持ちます。ぜひ継続して頂きたいです。(間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 指標設定については、全体についての御質問箇所に記載しましたので御確認をお願いします。</p>
<p>施策24</p>	<p>・相談内容の内訳は？ ・庁内関係課だけでなく、専門NPOとの連携も進めるべき？ ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案」が国会で審議中で、2022年度成立が見込まれ、地方自治体の責務など新法に対する情報共有・調査研究が必要。(北口委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 ・相談内容は、離婚27.2%、生き方18.4%、DV11.3%となっています。 ・専門NPO法人との連携は、ケースに応じて現在連携を図っています。 ・随時、県の通知等で情報を把握し、情報共有に努めます。</p>
<p>施策24</p>	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。(数値での指標も作れそうな印象を持ちますが、いかがでしょうか。) 庁内関係課との連携、必要な情報提供等、相談事業の充実を是非進めて頂きたいです。(間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 ・指標設定については、全体についての御質問箇所に記載しましたので御確認をお願いします。 ・庁内関係課との連携は、ケースに応じて現在連携を図っています。</p>

施策25	相談員も新法の情報共有が必要。(北口委員)	【男女共同参画室】 ・随時、県の通知等で情報を把握し、情報共有に努めます。
	評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。(相談者や相談員へのアンケート回答等での指標設定を検討してもいいのでは?)(間野委員)	【男女共同参画室】 指標設定については、全体についての御質問箇所に記載しましたので御確認をお願いします。
施策26	・周知が課題か? ・若い人や性的マイノリティの場合、メールやラインのほう が使いやすいという傾向も踏まえ、電話以外のツール拡 大が必要?(北口委員)	【男女共同参画室】 ・市民意識調査からも、女性のため の相談室の周知度が低いことが わかり、引き続き必要な相談窓 口の周知が必要であると考えて います。 ・性的マイノリティ当事者の相談 窓口(県)では、メールと電話によ る相談対応を実施しています。令 和3年度は113件の相談があり、う ち87件が電話によるもので、前年 度と比較すると、電話による相談 が増加しているとのことでした。ま た、相談も、「話を聞いてほしい」 というものが多かったとのこと でした。
	評価は妥当と考えます。 指標について、相談開催回数だけでなく、相談件数も含 めてははいかがでしょうか?(間野委員)	【男女共同参画室】 相談件数の指標設定につい ては、相談が多いのが必ずしも良 いとは言えないため、相談実施回 数を指標としています。
施策27	2022年度計画として、新法の情報共有・調査研究を行 い、体制づくりを進める。(北口委員)	【男女共同参画室】 困難女性支援法が施策27と現時 点でどのように関わるか分からな いため、今年度実施計画には入 れられませんが、情報収集は実 施していきます。
	評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。 DV被害者への切れ目のない支援はとても大切だと思 いますので、継続をお願いしたいです。また、加害者への支 援の必要性が言われ、それが被害者の保護にもつな がりますので、そちらの対応も計画して頂きたいです。(間 野委員)	【男女共同参画室】 御意見として承ります。参考とい たします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・課題:理解を深めるために基礎研修が必要 ・2022年度 LGBTQ研修(職員400名)の予定(北口委員) 	<p>【男女共同参画室】 職員研修については、人事課で実施を予定していますが、現計画の施策ではないため、実施計画には入っていません。</p>
<p>施策28</p>	<p>評価が妥当かの判断が、この報告のみではできません。また、指標がない事情も確認したいです。(相談者や相談員へのアンケート回答等での指標設定を検討してもいいのでは?) 性的マイノリティの人への支援もとても大切だと思いますが、実際にどのような悩みがあり、具体的にどのような困難が日常生活で生じるのかの情報を知る機会が少なく、一般の人たちの理解が進んでいないことにも問題があると思います。当事者への支援と共に、施策2～5とも連携を取りながら、情報発信・相談支援の継続をお願いしたいです。(間野委員)</p>	<p>【男女共同参画室】 ・指標設定については、全体についての御質問箇所に記載しましたので御確認をお願いします。 ・性的マイノリティ当事者が抱える悩みや困難は個人で異なると思いますが、セミナー講師(当事者)から聴くお話は具体的で、理解を深める良い機会であると考えています。</p>
<p>全体について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指標がない施策が多く、それらの事情を確認したいです。数値で指標を作るのは難しくても、アンケート回答等での評価をすることは可能かと思うので、指標を作ることも検討が必要かと思いました。(アンケートを取り、集計することは予算がかかるとは思いますが、指標が無いまま施策を進めることと照らし合わせて、検討が必要かと思っています。) ・こちらの報告書の内容のみで評価が妥当かを判断するというのは、かなり難しいと感じました。こちらの報告書は担当課の自己評価で、それが妥当かを判断させるのであれば、前提としての施策の具体的な内容を聞く機会を頂きたいです。または、例えば「詳細はHPの情報を参照」等の指示を頂きたい。(間野委員) 	<p>【男女共同参画室】 ・施策内容によっては、指標を掲げることで達成度を見ることが効果的な施策もありますが、数値目標にすることがない施策もあると考えています。 ・本計画を策定した際、審議会でも、計画実施度を資料2のとおり評価すると決定した経緯があります。評価方法の変更等については、新計画策定の際に再度検討できればと考えています。 ・アンケート結果は、指標ではなく成果・課題にあたるのではないかと考えています。</p>

つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)策定予定スケジュール

時 期	予定・会議等	内 容
5月25日	第1回男女共同参画審議会	推進基本計画の進捗状況報告と市民意識調査結果報告、新計画の概要と施策体系等について
6月29日	第1回推進本部会議	推進基本計画の進捗状況及び市民意識調査結果報告、新計画策定について
6～7月	施策担当部課に施策提案調査、各課ヒヤリング実施	第5次推進基本計画の見直し、第6次推進基本計画素案作成
8月下旬	第2回男女共同参画審議会	素案について審議
9月28日	第2回推進本部会議	中間報告
10月中旬	第3回男女共同参画審議会	パブコメ(案)の審議
11月24日	庁議(第3回男女共同参画推進本部会議)	パブコメ(案)の審議
12/2～1/4	パブリックコメント意見募集開始	
2月上旬	第4回男女共同参画審議会	パブコメ実施結果報告・審議、答申案作成
2月中旬	第6次男女共同参画推進基本計画(案)について市長に答申	会長、副会長、その他委員
2月22日	庁議(第4回男女共同参画推進本部会議)	最終案の審議及びパブコメ実施結果について報告
3月末	計画書納品	

つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)に向けた課題

「基本目標1 男女共同参画社会の基盤整備」についての課題 (P51)

現計画の方向性	<p>男女共同参画意識を高めるために、会議やセミナーなどの機会を積極的に設け、広報紙やホームページなどの媒体やイベントなどあらゆる機会を活用するなどして、男女共同参画に関する啓発活動を推進します。</p> <p>新たに社会に出て家庭を築くことになる子どもたちが、当たり前で男女の平等が実現できるように、学校における男女共同参画の視点に立った教育の更なる充実を図ります。</p> <p>災害の発生に備え、女性の視点を取り入れた防災体制を整えることは、非常時に厳しい立場に追い込まれやすい女性自身や子ども、高齢者や障害者などを守るために重要な取組であるとの視点に立ち、施策を推進します。</p> <p>収集した情報を市民に広く提供し、世界の動向についての理解促進を図ります。</p> <hr/> <p>(1) 広報・啓発のさらなる推進 (2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実 (3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 (4) 国際的な男女共同参画の動向理解</p>
2 市の現状・事業 評価結果 (施策実施状況より)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会実現のためのセミナーの開催について、参加者層は、40代28%、60代23%、70代以上16%の割合が高く、10～30代の参加は18%となっている。幅広い年齢層に啓発する機会とするため、セミナー内容や対象年代に合わせた企画内容等の工夫が必要である。(施策番号2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実について、学校の教育活動全体を通して、人権意識の育成を図ることができた。(施策番号4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立について、災害時における女性ニーズに対応できるよう生理用品、ミルク等の備蓄体制に努めた。(施策番号6) 国際的な男女共同参画の動向理解について、男女共同参画室だよりやHP等への掲載を通して、諸外国の男女共同参画の取り組みや先進事例等を紹介し、啓発を行った。(施策番号7)
3 市民意識調査 結果	<ul style="list-style-type: none"> 「次あげる分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」について、『学校教育の場』以外の全ての項目で、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。特に、『政治の場』『社会通念、慣習、しきたりなど』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。(P13 問1) 「男女共同参画社会の実現に向けて、市としてどのようなことに力を入れたら良いと思いますか。」について、「保健・子育て環境の充実」の割合が30.8%と最も高く、次いで「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が23.6%、「学校教育における男女共同参画意識の育成」の割合が23.5%となっています。(P134 問27) 「災害が起きた時、避難所にはどのようなものが必要だと考えますか。」について、すべての項目で、「必要」、「どちらかといえば必要」を合わせた割合が80%を超えています。(P109 問23)
4 見直しに向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> 男女の地位の平等に関する意識は、前回調査から大きな変化はなく、依然として男性優遇の傾向が見られることから、引き続き男女共同参画意識の醸成は必要です。 男女共同参画を進めることは、すべての人が暮らしやすくなるという理解が促進されるよう、意識啓発のためのセミナー開催や情報提供を充実させていく必要があります。 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある方がより多くの影響を受けると想定されることから、女性の視点からの防災の取組を進める必要があります。

「基本目標2 あらゆる分野での活躍推進」についての課題（P54）

<p>現計画の方向性</p>	<p>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を未策定の事業主に対しては、計画策定に必要な情報を提供するなどの啓発活動に努めます。また、就業や起業を目指す人に対しては、支援制度に関する情報の提供を行います。さらに、農業や理工系の分野などでの女性の活躍促進に向けた支援を行います。</p> <p>男性の家事や育児や介護の能力を向上させる具体的な働きかけを行うとともに、事業所に対して育児休業・介護休業を取得しやすい労働環境改善のための支援制度や事例の紹介を行います。さらに、子育てや介護のしやすい社会環境づくりを推進します。</p> <p>女性が市政の方針や施策の決定に関わり、その意見がより反映されることは、女性自身に対してのみならず、市の施策を全ての市民に対しより良いものとするために大切なことです。そのために、審議会等において女性委員が活動しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>男女共同参画において特に重要な施策に、市と市職員とが率先して取り組みます。</p> <hr/> <p>(1)職業生活における活躍推進 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備 (3)市政における女性の参画促進 (4)市と市職員が率先して行う取組</p>
<p>2 市の現状・事業 評価結果 (施策実施状況より)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の創業希望者に対して、実施計画に基づき円滑に支援を実施することができた。引き続き、女性創業希望者に対し、創業機運の醸成を図る必要がある。(施策番号 10) ・審議会ごとに 30%を超える委員会の割合については、全体で 43.8%と前年度より 3.3%下がっている。各課等に対し女性委員の積極的な登用について働きかけが必要である。(施策番号18) ・女性職員が持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めるため、研修・派遣の実施を行った。(施策番号19)
<p>3 市民意識調査 結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所調査で、「結婚、出産、育児または介護に際して退職した従業員はいますか。」について、「いない」の割合が58.3%で最も高くなっており、前回調査の53.5%より増加しています。しかし、退職した従業員の割合のうち、93.0%が女性でした。(P155 問6) ・女性が起業して社会に出ていると思わないと回答した理由として、「家庭における女性の負担が大きいから」の割合が 63.5%と最も高く、「起業を希望する女性が少ないから」の割合が 47.4%、「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が 38.7%となっています。(P74 問 15-2) ・「つくば市の市政運営において、女性の意見や視点が十分に活かされていると思いますか。」について、「あまり活かされていない」と「全く活かされていない」をあわせた“活かされていない”の割合は 22.9%となっており、“活かされていない”理由として、「市政運営の中心的主体が男性だから」の割合が最も高くなっています。(P118 問 24、P120 問 24-1) ・女性の意見や視点をより一層市政に反映させるための有効策として、「審議会・委員会等への女性の登用増」や「市民の意見や提案等の募集拡充」、「女性議員の増員」、「市職員の女性管理職を増やす」の割合が高くなっています。(P121 問 25) ・職員意識調査で、女性管理職が増えないと思う理由に、「管理職を希望する女性が少ないから」の割合が 59.3%と最も高く、「仕事と家庭の両立が難しいから」の割合が 50%となっています。(P183 問6)
<p>4 見直しに向けた 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護等で一時離職しても、就業を希望する人の再チャレンジを応援するため、仕事と家庭の両立や再就職について、学習機会や情報の提供を図る必要があります。 ・多様な働き方の一つとして起業支援を継続していくことが必要です。 ・委員会や審議会等への女性の参画を促進し、政策・方針決定の場における女性の参画をより一層進める必要があります。 ・市政運営に女性の意見や視点を活かすため、女性職員の管理職への昇進意欲を高めるため、意識啓発や職場環境の整備を進める必要があります。

「基本目標3 一人ひとりの人権の尊重」についての課題 (P58)

現計画の方向性	<p>DVを根絶するため、配偶者・パートナー等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることへの理解を、被害者となりがちな女性も含め、浸透させるよう、様々な機会や媒体を利用し、周知・啓発活動を行います。</p> <p>DVを受けた被害者が安心・信頼して相談できるよう、相談に対応する相談員の資質の向上を図るとともに、被害者を保護する体制の整備を推進します。</p> <p>性的指向や性同一性障害が差別につながらないように適切な情報発信に努めるとともに、現実の問題を抱えている人への支援を行います。</p> <hr/> <p>(1)配偶者等暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)根絶のための啓発 (2)相談体制の充実と被害者の保護 (3)性に関する差別の解消</p>
2 市の現状・事業 評価結果 (施策実施状況より)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための相談室が庁舎に移転したことで、関係課との連携が取りやすくなり、一般相談及び法律相談は昨年度の1.6倍増となった。相談件数の増加により、相談事業の充実及び専門職(社会福祉士等)の職員配置の検討も必要である。(施策番号24) ・性的マイノリティ等に対する理解を深める機会として、継続的な啓発活動を行う必要がある。また、当事者支援の相談窓口についても情報提供を行う。(施策番号28)
3 市民意識調査 結果	<ul style="list-style-type: none"> ・DVを受けたことがあると回答した方で、「これまでに受けたそのような行為を誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。」について、「相談した」の割合が43.3%と最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」の割合が33.3%、「相談したかったが、相談しなかった」の割合が21.7%となっています。(P93問20-2) ・相談しなかった理由について、「相談しても無駄だと思ったから」の割合が51.5%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればよいと思ったから」の割合が42.4%、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が36.4%となっています。(P95問20-3) ・「言葉や意味について聞いたことや意味を知っていますか」について、「カミングアウト」や「セクシュアル・マイノリティ、性的少数者」、「LGBT、LGBTQ等」の言葉は聞いたり意味も知っているとの割合が高い一方で、本人の了解を得ずに他人に公にしている性的指向や性同一性等の秘密を暴露する行動を指す「アウトティング」や性的指向や性自認を指す「SOGI(ソジ、ソギ)」、LGBTを理解する人・支援する人を指す「アライ(Ally)」の言葉を聞いたり意味を知っている割合は低くなっています。(P97問21) ・セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の当事者に関連することについて知っていたものについて、「茨城県において当事者の相談窓口が設置されていること」や「いばらきパートナーシップ宣誓制度が実施されていること」、「当事者はそうでない人に比べて性被害を受けやすいこと」、「当事者はそうでない人に比べて精神面で不調となる率や自殺率が高いこと」を知っている人の割合は低くなっています。(P106問22)
4 見直しに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、茨城県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。 ・市民意識調査結果からも、DVを受けた際に相談する人の割合は増えているものの、相談しない人も依然として一定の割合を占めていることから、相談窓口の周知や情報提供の充実を図るとともに、被害者の保護や自立支援に対し、関係機関との連携を図り、きめ細かく対応することが必要です。 ・性的少数者に関する正しい理解が深まるよう、引き続き情報提供、広報・啓発を図る必要があります。 ・性的少数者当事者に対し、適切な相談窓口に繋がるよう、関係機関の情報提供を行うことが必要です。

つくば市男女共同参画推進基本計画の体系・骨子の検討

つくば市男女共同参画推進基本計画 (既計画)の体系		体系見直しの要素		つくば市男女共同参画推進基本計画の体系(案)	
基本目標	施策の方向性	国の方針	県・市の方針	基本目標(案)	施策の方向性(案)
I 男女共同参画社会の基盤整備	(1) 広報・啓発のさらなる推進	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ○改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ○男性の育児休業の取得促進 ○就活セクハラ防止 第3分野 地域における男女共同参画の推進 ○女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援 ○農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 ○若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件 ○大学や研究機関に対して、アカデミックハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進 ○「生命(いのち)を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ○ひとり親家庭への養育費の支払い確保 ○高齢男女の就業を促進 ○人権教育・啓発活動の促進 第7分野 生涯を通じた健康支援 ○子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上 ○不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 ○市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進 ○地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置 第9分野 各種制度等の整備 ○個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。 ○社会保障制度は、更なる被用者保険の適用拡大を進める。 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ○校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。 ○校長・教頭への女性の登用 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 ○SDGs 達成に向けた取組をステークホルダーと連携して推進・実施	○茨城県男女共同参画基本計画(第4次)(令和3年3月) ・活力ある地域社会をつくるためには、女性の更なる社会参画の促進はもとより、県民の意識改革、男女の働き方の見直し、女性に対する暴力の根絶など、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められています。 基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進 (i) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (ii) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (iii) 地域・農山漁村における男女共同参画の推進 (iv) 科学技術・学術における男女共同参画の推進 基本目標 II 安全・安心な暮らしの実現 (i) あらゆる暴力の根絶 (ii) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 (iii) 生涯を通じた健康支援 (iv) 防災・復興における男女共同参画の推進 基本目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 (i) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 (ii) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備	(1) 広報・啓発のさらなる推進
	(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実				(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実
	(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立				
	(4) 国際的な男女共同参画の動向理解				
あらゆる分野での活躍推進【女性活躍推進計画】	(1) 職業生活における活躍推進	基本目標 II 安全・安心な暮らしの実現 (i) あらゆる暴力の根絶 (ii) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 (iii) 生涯を通じた健康支援 (iv) 防災・復興における男女共同参画の推進 基本目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 (i) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 (ii) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	【つくば市未来構想 第2期つくば市戦略プラン】(2020-2024) 基本施策Ⅲ-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる ・男女共同参画会議の参加者数を増加させます。 ・男女共同参画や性的多様性に関する意識醸成のための広報、啓発の充実	II あらゆる分野における男女共同参画の推進 ★【女性活躍推進計画】	★(1) 職業生活における活躍推進
	(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備				★(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備
	(3) 市政における女性の参画促進				★(3) 市政における女性の参画促進
	(4) 市と市職員が率先して行う取組				★(4) 市と市職員が率先して行う取組
III 一人ひとりの人権の尊重【DV防止基本計画】	(1) 配偶者等暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)根絶のための啓発	【つくば市未来構想 第2期つくば市戦略プラン】(2020-2024) 基本施策Ⅲ-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる ・男女共同参画会議の参加者数を増加させます。 ・男女共同参画や性的多様性に関する意識醸成のための広報、啓発の充実	III 安全・安心な暮らしの実現 ◎【DV防止基本計画】	◎(1) 配偶者等暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)根絶のための啓発	
	(2) 相談体制の充実と被害者の保護			◎(2) 相談体制の充実と被害者の保護	
	(3) 性に関する差別の解消			(3) 性に関する差別の解消	
					(4) 生涯を通じた健康支援<新規>
					(5) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

様式第1号

会 議 録

会議の名称		令和4年度 第2回つくば市男女共同参画審議会		
開催日時		令和4年(2022年)8月30日 10時00分～12時00分		
開催場所		つくば市役所 2階 防災会議室(2)(3)		
事務局(担当課)		市民部市民活動課男女共同参画室		
出席者	委員	生田目 美紀委員(会長)、土井 隆義委員(副会長)、有光 直子委員、石山 武委員、浦里 晴美委員、大谷 加津代委員、川本 愛子委員、北口 ひとみ委員、栗山 賢司委員、長 卓良委員、福村 佳美委員、間野 聡子委員、山中 真弓委員		
	その他	男女共同参画推進基本計画策定支援業務委託事業所		
	事務局	市民部：大久保部長、池畑次長、市民活動課：荒澤課長 男女共同参画室：横田室長、松崎係長、水谷主任主査		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		協議事項 (1) 第6次つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)素案について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会議次第	1	開会		
	2	会長あいさつ		
	3	議事		
	4	その他		
	5	閉会		

様式第1号

<審議内容>

(1) 第6次つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)素案について

会 長：議事 第6次つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)素案について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：(第6次つくば市男女共同参画推進基本計画(2022~2027)素案内容について説明)

会 長：第1章から第5章まで、順番に審議していきたいと思います。

まず、第1章について、ご意見等があればお願いいたします。

委 員：1ページ目の中ほどの段落に「しかし近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが」という文章があります。この文章は、「しかし」で始まり、「ありますが」で終わるので、再度逆転する表現になっています。文頭の「しかし」は不要かと思います。2点目は、最後の段落「そうした状況を踏まえ」という表現がありますが、「そうした」という言葉は口語的で柔らかい印象です。ここでは「そのような」という文言がふさわしいかと思います。

会 長：皆さま、いかがでしょうか。ご意見の通りだと思いますので、修正をお願いいたします。他に、第1章についてご意見等があればお願いいたします。

では、第2章について、ご意見等があればお願いいたします。

委 員：6、7ページで「国の動き」としてまとめていただき、大変わかりやすいと思います。次の計画が2023年から始まりますので、最後に、2022年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も加えたほうがよいと思います。いかがでしょうか。

会 長：皆さま、いかがでしょうか。では、追加してください。他に、第2章についてご意見等があればお願いいたします。

委 員：8ページの「県の動き」について、令和元年だったと思いますが、茨城パートナーシップ宣誓制度が加わっています。これは、性的マイノリ

ティの方が、婚姻はできなくても共同で生計をたてられるということで、住宅をローンで購入する際等にお互いに保証人になれるという制度だと思います。ご確認いただき、もし適切であれば加えていただけたらよいと思います。

会 長：皆さま、いかがでしょうか。では、事務局はご確認の上、追加を検討してください。他に、第2章についてご意見等があればお願いいたします。

委 員：36 ページ「一人一人の人権尊重の推進」の最後の段落に、「また、性的少数者や、LGBTQ等の言葉」というように、「LGBT」と「LGBTQ」という言葉が重なっていますが、「LGBT」を削除しても問題ないと思いますが、いかがですか。

事務局：「LGBT」と「LGBTQ等」が表記されていますが、「LGBT」を削除して表記する形にしたいと思います。

会 長：では、「LGBT」は削除してください。

先ほど、パートナーシップのところ、「仮置きする」という表現をしましたが、この会議の最後にご相談したい内容があり、それと関連するために、仮置きさせていただきました。ご了承ください。

他にご意見等はございませんか。

委 員：32 ページの指標一覧の2-2「病児・病後児保育実施施設数」で、基準値3施設、実績値8施設、将来指標4施設となっていますが、これらの根拠はどこかにお示しいただいていますか。

事務局：記載誤りだと思いますので、担当課に確認して修正させていただきます。申し訳ありませんでした。

会 長：お気づきいただき、ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

委 員：これはどこに体系づければよいのか迷っていますが、昨今、ヘアロスの方からご相談を受けました。ヘアロスは、抗がん剤の副作用だけでなく、先天的なものもありますし、病気が原因のものもあります。それを「人

権尊重の推進」に課題として取り上げるのがよいのか、「健康」に関する課題とするのは馴染まないのか、苦慮しています。36 ページに「今後の課題」をまとめるのであれば、「一人一人の人権尊重の推進」の中に差し込むことも必要かと思います。いかがでしょうか。

会 長：ありがとうございます。確認ですが、ヘアロスの問題が皆さまに伝わるような書き方をするというご意見ですか。それとも、健康を含めて書き方を加えるというご意見でしょうか。

委 員：ヘアロスの問題は、健康を維持するという観点からではなく、「その人がありのままの状況でも受け入れられる」という意味合いがとても強いと思います。大人になってからヘアロスになる方もおられますが、子どものときから先天的なヘアロスの方もおられます。男の子でも、髪の毛がないことで、からかわれることがあります。特に女の子では、その傾向は強くなります。ウィッグをつけることが困難な状況の中で、そのままだでも受け入れられるような社会を私は望んでいます。

よく似た構造がLGBTQだと思いますので、「人権促進の推進」という括りで、まずそのような状況があるという理解を進めることが重要だと思います。それに対し、どのような行政的支援ができるのかは、次の問題だと思います。現状を確認して、それに対する対応を検討していくということが、今回の計画には盛り込まれないと、先に進まないと考えています。

会 長：ご意見は大変よくわかるのですが、ヘアロスの問題は、女性にとって重大だという考え方は以前からありましたが、「身体の形成不全はいろいろな方と同じ」という捉え方もできると思います。つまり、どんな自分であっても認めてもらえるような社会が必要ですし、そういう教育が必要だということでは全くその通りだと思います。そこで、男女共同参画の立場としてどのように書いたらいいのかが難しく、皆さまからご意見をいただくと、世の中にはいろいろな形があって、それはあたり

前だと思うんですけど、それをヘアロスに特化して書くことは、少し違うように思います。反対に、男女共同参画が人権を扱うにしても、どのように書けば着地できるのか、思いつきません。皆様からご意見をいただけないでしょうか。

副会長：ヘアロスの問題は、性的少数者の問題とも繋がっていると思います。例えば、ヘアロスの問題はルッキズムに関わってきます。男女共同参画の中で言えば、例えば「ミスターコンテストはあまりないが、ミスコンテストは多い」ということは、明らかにルッキズムに関わる男女差別の問題です。それに対し、性的少数者の問題や容姿の問題は、大切な人権問題ではありますが、それが男女の不平等という問題に関わるのかどうかと考えると、本来であれば、これは人権問題として、1つの部署を作ってやるべきものだと思います。現在は、その部署は市にありませんので、とりあえずここで抱え込んで置くことは必要かと思いますが、将来的には、男女の不平等の問題とマイノリティの問題と分けてやった方がいいかと思います。歴史の古い差別問題として、例えば同和対策等は、すでに対策室があり、人権問題として取り組まれています。同じように、性的少数者の問題も、本来はそのような部局を作り、茨城県ではすでにそのようになっているようですから、本来そうやるべきだと思うのですが、つくば市はまだそこまで規模を持っておらず、やっている部署がないので、ここで抱え込まざるを得ないかなと思っていますが、将来的にはきちんと分けてちゃんとした規模を持ってやらないと、男女共同参画の本来の目的である「男女の不平等の解消」というものから、あまりにも広がり過ぎてしまうと思いますので、後程お話をさせていただきたいと思っています。

会 長：よろしくお願いたします。

委 員：副会長のご意見はよくわかりました。今回の骨子は、大きな表で体系分けされており、前回の審議会でもLGBTを男女共同参画のジェンダ

一のほうに含めるほうがよいのではないかという意見を申し上げました。この体系に沿っていくと、法に基づきⅠがあり、女性活躍推進法に基づくものがⅡ、DV防止基本計画がⅢとなっています。そこに、DVと合わせて「人権」という括りをつくるという話でした。Ⅲの(4)「多文化共生を踏まえた相談体制の充実」という部分を「多様性を踏まえた相談体制の充実」とすると、広い意味になり、ヘアロス等の問題も位置付けられると思いました。

偏見的な考え方かもしれませんが、女性の髪が短いことは、文化的、社会的にあまり市民権を得ていないように思います。そのような中でヘアロスを乗り越えていくことは非常に困難があると思いますので、ヘアロスを男女共同参画で取り扱っていただけると適切だと考えました。将来的に、人権問題を取り扱う部署ができればよいですが、現段階ではつくば市でここで取り上げないと取り扱う場所はないように思いますので、ぜひ位置付けていただきたいと考えます。

会 長：よろしく願いいたします。

委 員：ヘアロス当事者ですが、前回の会議の後に、提言したことが良かったのかもう少し考えてみたんですが、髪の毛がないということに加えて、いろいろな形で自分が自認する性と乖離した状態が非常に受け入れがたいと。社会の中で自認されている性と自分が求める性は一致しているけれども、そこに乖離していることがLGBTQであり、ヘアロスであり、乳房や子宮の切除であると思います。そのようなものが存在しているわけで、社会の価値感を変えていくために守らなければならないことは、性を乗り越えた多様な人がいるということで、人権を確保することになるのかなと思います。その1つの形が、ヘアロスであり、LGBTQであり、乳房や子宮の切除であり、前立腺ガンや男性不妊などの男性の人権尊重であり、そのようなところにも社会的な配慮があってしかるべきかと思います。そのための取っ掛かりとなるのが、性的自認から入

ってくるような、男女の共同で参画する社会のあり方かと思います。そして、将来的には社会全体での人権として入れていただけたらと思います。

副会長：私も今のご意見に同意します。例えば、「人は見た目で差別されるべきではない」ということは普遍的な問題なので、とても重要であり、取り組むべきだと思います。同時に、見た目で差別されるときに、男性はそれほど差別されないが、女性のほうは見た目で差別される場合が大きいということは、男女の差別の問題なので、ここに当たる問題だと思います。男性より女性は見た目で差別されやすいということは、男女共同参画の問題だと思うので、ここに明確に盛りこめると思います。「人は誰も見た目で差別されるべきではない」という普遍的なものは、重要で必要なので、現在、取り組む部署がないのであれば、ここにルッキズムの問題は、今は書き込んでおいてしかるべきだと思いますが、将来的には分けて考えるべきだと思います。それは、Ⅲ-（4）にある「多文化共生」は、副市長さんからの意見を受けて検討したものを新たに入れていただいております。中身は、「国籍によって差別されない」ということです。もちろん、これも大きな人権問題で大切なことなんですけど、本来は男女共同参画の問題かといえども、違うように思います。現在、国籍差別の問題に取り組む部署がないということで、ここにしていることに異論はありませんが、本来は男女共同参画とは別の部署で分けて考えるべきだと思います。二段階で考えるとよいと思います。

会長：今のご意見の通りだと思います。どのように着地するか少し思いついたんですけど、例えば、「性による固定観念の身体的特徴への理解」という書き方をするというのはいかがでしょうか。この問題を大きく捉えることは、将来的に絶対に必要なことだと思いますが、男女共同参画室として、この5年間の計画に掲げるとしたら、性による固定的な認識によって、身体的な差別はいけないとか。

様式第1号

副会長：追加させていただきます。例えば、ヘアロスという言葉を入れるのであれば、「ヘアロスに象徴されるようなルッキズムの問題は、普遍的な人権問題ではあるが、かつ、この問題は、現状では男性よりも女性に偏って表れており、これを解消しないとイケない」となれば、これは男女の不平等にかかわってくるのでここに書けるのではないかと思います。

会 長：もう一つ助けていただきたいことは、例えば、「乳房がなくても、精子がなくても問題ない」ということは、どのように扱えばよろしいですか。

副会長：それも人権問題であり、例えば、不妊等の問題は、本来それで差別されるべきものではないが、そのときに男性よりも女性が責められやすいということは、男女の問題ですよね。子どもをつくるか、つくらないかは個人の自由であり、不妊という問題も、個人の身体的な問題で、それらによって差別されてはならない普遍的な問題である。さらに、今現在において、差別されるのは男性よりも女性のほうがより大きい、まずはこの部分を解消しなければいけないと考えます。全体として解消しなければいけません、まずは男女の不平等を解消するというのがこの審議会の目的になると思いますので、2段目に書いたらいいに入れてもおかしくないと思います。

委 員：見た目の差別というものは、精神的なダメージが非常に大きいということで、それに対する配慮は大変ありがたいと思います。一方で、外からの差別というよりも、自分の中でのアイデンティティが乗り越えられず苦しんでいることをわかってもらいたいという面もあります。見た目以上に、自分の中でのアイデンティティが思うところと合致しないことの辛さを分かった上で、一人一人の差別がなくなるようにしてもらいたいということを書いていたいただけたらと思います。

性によって期待される役割というものがありますが、それを果たさないときの個人の苦痛に、社会が目を向ける、そして、性によって期待される役割を果たせないことに対する社会の差別をなくしていくために、今

回は、男女という括りだけではなく、色々な人たちが共同で明るい社会を築くための計画であるとうれしく思います。その中に、例えば、男女の身体的差異を使ったDVや、ヘアロスによって固定概念にそぐわないアピランスに対する差別、性的自認と周囲が認める性別とのかい離やLGBTQ等が、その先にあるのだと思います。一番先にあるものは、自分が求める性と社会の性が合致しない心の苦しみ、それに目を向けていただけたとうれしいです。

副会長：今のご意見は、どちらかといえば、Ⅳの「こころの健康」の問題にも関わってくると思います。Ⅲの柱とⅣの柱は、実は別のものではなく、繋がっていて、Ⅲは人権の問題であり、その根っこにあるので、Ⅳの健康の問題に反映してくるので両方関わってきます。書き方としては、ご意見のように心の面を強調するのであれば、両方に記載してもよいと思います。

私も50歳代を過ぎてから、だいぶヘアロスで、あまり気になりませんが、私の妻は自分の毛が薄くなったことを、とても気にしています。これはジェンダーの問題だと思います。男性は容姿によって判断されにくいけれど、女性は判断されやすいということで、これは不平等の問題であり、それは言ってみれば、個人の生き方、健康の問題に関わってくるとするなら、健康支援の問題でもありますので、Ⅳにひと言書き込むこともできると思います。

委員：体系の骨組みのところで、どこに何を配置するのかは、今後、どこで話をすればいいのかと思っていたのですが、今言ってもいいですか。

会長：お願いいたします。

委員：基本目標Ⅳ「安全・安心な暮らしの実現」の括りですが、(1)は「安全・安心な暮らしの実現」に当てはまると思いますが、(2)(3)の防災体制の確立や生活上の困難に対する支援は、もともと国の男女共同参画基本法の中の位置付けであるとするれば、ジェンダーそのものに触れ

てくる内容になってきますので、基本目標Ⅰに組み込むことが適切だと思っただのですが、皆さん、いかがですか。

「防災」というと、すぐに「安全」に結び付くので、「安全・安心な暮らしの実現」の括りに入ってしまったのだと思いますが、内容は、ジェンダーによる不都合が起きないように防災体制、避難所の設営等のために女性の視点を入れたり、女性の参画を促すということですので、基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤の整備」に位置付けることが適切だと思います。また、(3)のほうも、女性の貧困はよく言われています。女性のほうが賃金も安い傾向にあり、会計年度任用職員のこともあります。女性が子育てをしながら働くことは、世界で非常に難しいということを見ると、これも基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤の整備」に位置付けたほうが適切ではないかと考えた次第です。

副会長：ご意見はよくわかります。基本的には、(2) (3) (4)も全て男女共同参画社会に向けた基盤の整備ですので、本来、基本目標Ⅰというものもあると思いますが、市の都合を察するに、基本目標Ⅰの担当部署は男女共同参画室が担当するのだと思います。対して、基本目標Ⅳは、別の部署が担当するのではないのでしょうか。基本目標で担当部署が違うのかなと思うのですが違いますか。

委員：施策の後ろに担当課が記載されていますが、多岐に渡る施策もありますので、担当課の違いは問題ではないと思います。

会長：事務局、いかがですか。

事務局：分け方に関しては、国と県の計画を勘案した区分けにしています。

もともと3つの基本目標であったものを、「人権」を分けて基本目標を4つにしたという経緯もあります。ここは、国と県の計画の区分けと同じようにしていきたいと思います。

会長：よろしいでしょうか。

委員：阪神淡路大震災の被害経験者です。ここは細かい施策という意味で、分

様式第1号

けていただけるとありがたいです。たぶん、基本目標Ⅰに入れると、漠としてしまうと思います。これは命に関わるクリティカルな部分ですので、小分けにさせていただきたいと思います。

会 長：基本目標Ⅰは、皆さんの理解を促す大きな括りだと思います。理想の考え方を皆さんにお示しするというので、このままでよいと思います。提案ですが、第1章の趣旨の2行目の「つくば市女性行動計画を策定し、全ての個人が」という表現を、「つくば市女性行動計画を策定し、男女による固定概念の意識の有無に関わらず、全ての個人が」としてはいかがでしょうか。1ページ目に、重要な「男女の違いでみんなの気持ちが変わるということ」が、書かれていないと思います。

委 員：中段に「固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がまだまだ根強く残り」とあり、少し書かれていると思います。「それを乗り越えて、全ての個人が」ということですね。

会 長：はい、そうです。中ほどに書かれているので、最初の部分で無理に触れなくてもよいかもしれません。

副会長：前振りで一言入れておくと、効果的だと思います。

会 長：最初の1、2行は、とても大事だと思います。後で補足説明があるにせよ、もしかけるようであればご検討ください。

委 員：中段の「近年、様々な法整備が進み」という段落を最初に移動しても問題はないと思います。

会 長：その辺のテクニックは事務局に預けさせていただくことにして、今申し上げたかったことは、本当に強く書いていけば、後ろのほうも分かりやすくなるかなと思いました。

第2章について、副会長の文言を加えていく形進めていきたいと思いません。他にご意見等はございませんか。

副会長：記述の問題ですが、統計等のタイトルに「つくば市の」という文言がついているものと付いていないものがあります。統一したほうがよいと思

います。例えば、12、13 ページでは、②③は「つくば市の」という文言がついていますが、④ではついていません。

事務局：「つくば市の」という文言が入っているものと、入っていないものの違いですが、区別して表記しています。例えば、12、13 ページの③はつくば市だけのデータですが、④ではつくば市の他に、茨城県と国のデータも比較のために載せており、分けた形で表記しています。

副会長：比較のデータが入っているのは、「つくば市の」という文言を抜いているということですね。

事務局：そうなります。

副会長：わかりました。

事務局：1点、訂正させていただきます。先ほど、32 ページの2-2「病児・病後児保育実施施設数」についてご質問をいただき、ご回答させていただきましたが、勘違いしておりました。

31 ページをみると、現計画の推進状況の指標一覧になっています。病児・病後児保育実施施設数は当初、基準値は3施設でしたが、目標として5年間に4施設をめざして推進するということでした。実際は、令和3年度の段階で8施設設置できたということになりますので、誤りではなく、目標値以上に施設設置が進んだということになります。

委員：では、「将来指標」という表記ではなく、他の表現にしたほうがわかりやすいと思います。

会長：どこかに備考をつけて、わかりやすくしていただけるとよいと思います。

事務局：承知しました。

会長：では、第3章について、ご意見等があればお願いいたします。

委員：42 ページの活動目標量の2番目「家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合」の現状値が86.3%となっていますが、32 ページの2-2「マタニティサロンの夫又はパートナーの参加者の割合」は46.3%となっています。両者に

様式第1号

違いがあるということですか。

事務局：現計画では、夫又はパートナーの参加の割合を 50%を最大にして考えたときの将来指数が 44.4%と設定していましたが、新計画では二人合わせた 100%を最大にして考え、87.3%と設定しています。男性は、ほぼ参加されているということです。

委員：そのような表記方法だと、2つの表を見比べるときに、活動目標量の現状値は 32 ページの実績値を書き写したことになると思いますね。数が倍になっているという説明が必要だと思います。

事務局：わかりました。下に説明を追記いたします。

会長：他にご意見等はございませんか。

委員：41 ページの成果指標の表の4つ目「女性のための相談室を知っている市民の割合」で、前回調査は 33.8%、現状値は 35.6%、目標値は、現状値に 3%を加えた 38%となっています。こちらの成果指標に対して、具体的にどこの活動量・目標、施策から 3%増に繋げようとしているのかわからなかったなので教えてほしいです。

事務局：「女性のための相談室を知っている市民の割合」の目標値を 38%として理由をご質問されているということによろしいですか。

委員：目標値を 38%とした理由というよりも、この 3%をどの施策をもって上げようとしているのかをお聞きしたいです。その中間指標として、活動目標量等を見ていくことになるとは思いますが、対応する活動目標量または参考値があれば、知りたいと思います。

事務局：平成 28 年度の前回調査では 33.8%、令和 3 年度の現状値は 35.6%となっており、1.8%程度の増加にしかありませんが、5年間で周知活動等に努め、38%にまで到達できたという希望的な数値にもなっています。明確な根拠ではありませんが、前回調査と現状値の変化の差異から割り当てて、38%程度をめざしたいということで設定しています。

副会長：今の質問の趣旨は、数値の妥当性に関するものではなく、今後それに対

応する施策はどれかがわかりにくいということだと思います。どの施策をやった結果数値が上がるのかっていうことだと思います。

事務局：施策で考えますと、49 ページの 23 番「DV防止のための広報・啓発」や 24 番「女性のための相談室の実施」等があります。また、現在、庁内および出先機関、市内のスーパー等にも周知させていただいていますが、それを拡大してやっていきたいと考えております。

委員：ありがとうございます。40 ページの施策の体系の 3 「一人一人の人権の尊重」に載っている施策の成果指標として、「女性のための相談室を知っている市民の割合」を上げていくと理解してよろしいですか。

事務局：はい。

委員：わかりました。ありがとうございます。もう1点、質問させていただきます。成果指標の一番上「社会全体における男女の地位の平等感を感じる市民の割合」で、前回調査が 16.4%、現状値が 15.1%と下がっています。目標値は 17%ということで、元に戻した上で上げています。一方で、3 番目の「職場における男女の地位の平等感を感じる市民の割合」は、前回調査が 22.2%、現状値が 26.7%と 4%ほど伸びています。目標値はさらに上って 30%となっています。前回調査と現状値を比較すると、職場に対する平等感を感じる市民の割合は増えているにも関わらず、社会全体だと、その割合は減っているという状況だと思います。そこで、「社会全体における男女の地位の平等感を感じる市民の割合」を増やしていきたいという目標値があるのだと思います。これをめざしていく上で、40 ページの施策をみると、職場に対する平等感を増やすような施策はかなり充実していますが、それ以外の施策はあまりないように思います。この施策の量のバランスは適切なのでしょうか。お考えに背景等があればお聞かせください。

事務局：今回設定している成果指標ですが、市民意識調査を実施した中で、主な比較になるものとして、いくつかの目標をピックアップさせていただき

ました。「この施策をするから、この調査項目の数値が上る」という考え方よりは、さまざまな施策を総合的に進めることによって、今後社会で平等感を感じる市民の割合が増えればよいと考えております。基本目標全体に対して設定する意味合いで、これらの項目を挙げています。確かに「職場における男女の地位の平等感を感じる市民の割合」は増えています。「今後、男女が社会のあらゆる分野でどのようなところを進めれば平等が感じられるか」という市民意識調査が、前回の審議会で配布した資料の30ページにあります。「女性を取りまくさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」、「学校教育や社会教育の生涯教育の場で、男女平等と相互理解についての学習を充実する」、「法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改める」等が高くなっています。そのようなものを含め、全体的な施策でこの数値を高くしていきたいと考えております。

委員：ありがとうございます。

先ほどの「どのようなことをすれば、社会での平等が実現できると思いますか」という設問の回答の中に、職場以外に関する回答がかなりの数ありました。そこに対し、どのような取り組みがしていけるのか、ご説明いただけますか。

事務局：この施策の中で挙げるとすると、48ページ「審議会等委員の女性委員の登用」、「女性職員の管理職等登用の推進」など、まだまだ女性が参画できる機会が少ない分野が多く、必ずしも男女平等にはなっていないと思いますので、このような政策方針決定の場への女性の参画を進めていきたいと考えています。

委員：ありがとうございます。

委員：40ページの施策の体系のⅡとⅢでは、タイトルの後に括弧書きにある「女性活躍推進計画」、「DV防止基本計画」が挙がっていますが、これらは、計画に基づく目標だと理解すればよろしいですか。

様式第1号

事務局：2ページをご覧ください。○の4つ目と5つ目に包含するという説明をしていますが、「DV防止基本計画」と「女性活躍推進計画」を1つにまとめた計画にしますという記載をしています。

委員：それは理解しています。ただ、例えば、基本目標Ⅲ「一人一人の人権の尊重（■DV基本計画）」と表記すると、Ⅲの項目が全てDV基本計画に関わっているように感じられます。そうではなくて、Ⅲはより広義なものだと思いますが、いかがですか。

事務局：■の印がついているものが、DV防止基本計画であり、◆の印がついているものが、女性活躍推進計画であるという意味の表記をしています。

委員：それは理解していますが、例えば、基本目標Ⅲであれば、「一人一人の人権の尊重」＝「DV防止基本計画」と受け取れてしまうかもしれないと懸念します。それは違いますね。

事務局：そのような解釈ではなく、一部が関連するということです。

委員：そうであれば、施策名の後に括弧書きで計画名を入れる必要はないと思いますが、いかがですか。

事務局：わかりやすくするために、括弧書きで計画名を入れていますが、不要であれば削除します。

会長：今のご意見はごもつともだと思いますが、削除する必要はなく、図の外側の右下等に、■や◆の印の意味を記せばよいと思います。タイトルの中に括弧書きで書かれているので、誤解の心配があります。全体を意味しないように示せばよいと思います。

事務局：表記の見直しを検討させていただきます。

会長：よろしく願いいたします。

委員：42ページの活動目標量の表に目標値の欄があり、「令和8年度末又は令和9年4月1日現在」とありますが、表現として「現在」という文言を使うものでしょうか。「4月1日時点」ということでしょうか。また、2番目の「家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に

対する夫またはパートナーの参加者の割合」が、小数点一位の数値になっていますが、目標値をそこまで細かくする必要はありますか。

会 長：事務局、いかがですか。

事務局：修正させていただきます。

会 長：よろしく願いいたします。

委 員：41 ページの成果指標「女性のための相談室を知っている市民の割合」が、目標値 38%とありますが、非常に低いと感じます。本来であれば、皆さんがご存知でなければいけないものだと思います。施策としては、広報紙による周知等が挙がっていますが、そもそも相談の窓口が開いている時間帯が平日の昼間だけということで、非常に使いにくいという話も聞いています。ひとり親やDVの被害者はそのような時間帯に電話をすることは難しいと考えます。ひとり親の方はダブルワークされている方も多く、昼間はもちろん夜間も電話する時間はなく、利用することはできないと相談を受けたことがあります。まずは、相談窓口の開設時間等を改善していくことは必要なことだと思います。そのような改善をすることで、利用しやすくなり、周知が広がるきっかけにもなると思います。また、他の自治体では、このような相談窓口に、弁護士を常駐させているところもあります。今回、「女性の相談員が相談を受けます」と書いてありますが、そのようなことも併せて必要だと思います。もちろん、相談室に電話して弁護士につなげることになると思いますが、切羽詰まって相談の電話をしてきた方に、「次はここに電話してください」と言えば、どんどん先延ばしになってしまいます。相談時にすぐに対応していただけるような体制が整えられていることは必須だと思います。電話で相談された方の中には「たらいまわしにされて、結局使えない」と言っている方もおられますので、そのようなところは改善が必要だと思います。また、周知方法ですが、単に「広報紙に載せる」「チラシを置いておく」ということでは、お困りの方には届かないと思います。ひとり

親の方は広報紙等を開く時間もない方が多いでしょうし、交流センターでチラシを手にとって読むという余裕もないと思います。そのような方にも、どのようにしたら届きやすいのかを考える必要があります。例えば、保育所利用の方が多いと思いますので、保育所の配布チラシの中に入れてもらうとか、何かの手続きの際にお渡しするとか、いろいろな周知の方法が考えられます。

「女性のための相談室を知っている市民の割合」は、限りなく100%に近づけていただきたいと思います。これは女性の相談室に限らず、男性の相談室や他の相談室等、すべての相談室を100%の人が知っている窓口体制をつくってほしいと願っています。

会 長：貴重なご意見をありがとうございます。取り組むべき大きな課題だと思います。指標に取り入れていただきたいことをまとめていただきましたが、まずどのあたりが必要だとお考えですか。

委 員：まずは目標値を上げてほしいと思います。3%上げて、何が改善されるのでしょうか。また、他部署ではなく、男女共同参画室が取り組むべき課題として49ページに挙がっていますので、すぐに対応可能ではないかと思います。実際、男女共同参画室で全てを行うことは難しいと思いますが、今回、相談体制を構築するきっかけにいただければよいと思います。他の自治体では、定期的な関係者の連携会議等を実施しているところもあります。そのような自治体の取り組みも勉強もしていただきながら、相談窓口をつくるだけでなく、その次にどう早くつなぐ体制をつくり、サポートしていけるかはできるんじゃないかと思います。この目標の中でも、相談体制を整えますだけでなく、より相談が受けやすいように、窓口の開設時間を延長したり、土日も開くというようなことを書き込んでいくことが必要だと思います。

会 長：まず、新しく書き込むことについては、第4章で検討できるとよいと思います。目標値の数値の変更については、すでに審議が終わっているの

ですか。それとも、今からでも変更は可能ですか。

事務局：変更できます。

会 長：では、まずは目標値をもう少し高くして、力を入れていただきたいと思っています。ただ、設定するに当たり、どのような目安で設定したらよいか、アイデアがあればお願いいたします。もう少し値を上げるにしても、根拠をもって設定しなければいけないと思います。

事務局：セミナー等でも参加してくれた方に、アンケートを取っているのですが、そこで相談室を知っている方の割合を計ることはできます。また、ご意見にありました、保育所の配布チラシ等は実施したことがありませんので、ご協力いただけるのであればやってみたいと思います。以前は、トイレにチラシを置いたり、カードをつくって周知したこともありますが、まだまだ周知し切れていないと思いますので、周知の方法を変えていきたいと思っています。

目標値をどのように設定するのかは、再検討させていただきます。

会 長：では、数値については、ご検討をよろしくお願いいたします。

委 員：私も大変同意しております。困ったときに相談する窓口等があるということ、皆さんが知っていることは重要で、達成できないとしても100%をめざしていただきたいと思います。加えて、周知の方法については、例えば、子育て中のお母さんが、仕事の両立や子育てのこと、夫のこと等で困りごとを抱えている割合はかなり高いと思います。また、結婚前の若い女性の方も仕事や家庭などの悩みを考えるとと思います。周知の方法として、対象となる方が通るような場所にチラシ等を設置すると有効だと思います。子育て中の方を対象とするのであれば、母子手帳の交付の際や、赤ちゃんの退院時や検診時、乳幼児家庭訪問の際に渡せば周知度が上がると思います。ホームページやSNS見る人も多いので、そのような媒体の利用も有効だと思います。

また、使いやすいことは絶対に必要で、「相談したら、ここを紹介して

いただき、とても助かった」という口コミが広がれば、SNS等でも拡散されるかもしれません。必要としている人に使いやすい体制を考えていただき、実施していただきたい。利用したくても利用できないという事例を聞きますので、力を入れて100%をめざしていただきたい。

もう1点、40ページの施策の体系のⅢのタイトルですが、「DV基本計画」ではなくて、「DV防止基本計画」が正しいと思います。

事務局：修正させていただきます。

委員：先ほどの議論で、■や◆の印がついているものについては対応するものだということがわかりましたが、基本方針Ⅱでは、全てに◆がついています。「基本方針Ⅱ＝女性活躍推進法」ということなので、基本方針Ⅲについても、同じような感じに見えるのだと思います。■や◆の印が対応していることを説明するか、または、基本方針Ⅲについて、「含■」というような表現をして、混乱しないような表記をした方がよいと思います。

副会長：先ほどの「女性のための相談室を知っている市民の割合」の目標値ですが、私も将来的には100%をめざすべきだと思います。次の計画は4年間ですので、その4年間で達成できそうなところで、目標値を高めを設定するというのであれば、50%程度として、周知の方法を検討していただき、まずは4年間で半数の人に周知するというだけでもよいと思います。ただ、周知をしても、実際に対応できなければ何もなりません。周知とともに実態も改善していかないとはいけません。そのためには、市の予算や組織の問題も関わってくると思います。

性的マイノリティ等の問題については、きちんと専門の部署をつくっていただきたいと、この審議会として、市長に答申をしてもよいと思います。その際に、もう1つ項目をたて、「女性のための相談室」の周知を市の取り組みとして、きちんと実施してほしいと意見書を提出してもよいと思います。今の組織の中でできることと、できないことがあると思

います。

会 長：意見書については最後にお話ししたいと考えております。

3章について、他にご意見等はございませんか。

委 員：基本目標のところに書き込むとよいと思うものがいくつかあります。

38 ページ、基本目標Ⅱの1段落目の最後に「法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実します」とあります。情報発信に力を入れるということはよくわかります。今回、女性活躍推進法が改正され、101人以上の労働者数の事業主が義務化されましたので、そのようなことを周知することが必要です。働くほうも知ることは必要ですが、事業主が、その働きかけに応じているのかどうかを点検していくことも必要だと思います。目標として挙げるとすれば、「事業主への働きかけを行う」「事業主の実施状況を確認する」ということを加えるとよいと思います。

39 ページ、基本目標Ⅲ「一人一人の人権の尊重」ですが、DVについては、国は「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げており、すでに取り組みが始まっています。性犯罪、性暴力対策の強化の方針に基づき、この3年間を強化年間としていますので、ここでもDVだけでよいのか、性犯罪にも取り組んだほうがよいのかなと考えます。どこに入れ込むとよいのか、「重大な人権侵害であるDV等に対応するため」のところに、「DV等および性犯罪に対応するため」とする形がよいかと思えます。

3行目の「相談しやすい体制づくり」について、先ほどもご提案がありましたが、そのような方向になるとよいと思いました。体制づくりも必要ですが、それと共に公的支援の構築も重要になると思います。ここでは、「相談しやすい体制づくり、および公的支援の構築」としていただくと、具体策が出てくるのではないかと考えています。

その次の段落で「性の多様性や性的少数者への正しい理解」という表現

がありますが、「性の多様性」に限らず、「性の」を取り、「多様性を認めることと、性的少数者への正しい理解」としてもよいと思います。基本目標Ⅳの文章を読むと、女性参画の重要性や視点を取り入れることに限局されそうにも読めますので、下から2行目の「防災・減災への女性参画の重要性および災害による女性への多くの影響の発生に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点を取り入れた」とすると、避難所のこと等も含まれると思います。ご検討ください。

会 長：具体的なご意見をありがとうございます。大変よいご提案だと思いますので、盛り込む形でご検討ください。

では、第4章について、ご意見等があればお願いいたします。

委 員：45 ページに教育の充実ということで2点挙げられています。これらは非常に進めていただきたい内容です。A3の骨子の表をみると、国では「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」に、「校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る」ということで、先生方の研修等々がなかなか進んでいないという実態もあるかと思いますので、市としてもそのようなこともお願いしたいと思います。特にLGBTについては、昨今話題になってきたものであり、校長や教頭職が教員になられたときには、ほとんど研修等はなかったものだと思います。そう考えると、校長や教頭職も含む形で研修を進めていくという施策があってもよいと思います。

46 ページの10番「女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定」という項目も大変よいと思います。加えて、先ほど申し上げた「事業主の確認」をここに入れ込むとよいと思います。ご検討ください。

49 ページの24番「女性のための相談室の実施」の周知のあり方に、いわゆる「配偶者暴力相談支援センター」というものが女性のための相談

室として掲げられていると思いますが、やはり「相談窓口がここにある」という表記が非常に大事だと思います。「女性のための相談室」というと、内容がぼやけてしまいます。はっきりとDV根絶のための啓発に位置付けられているのであれば、横浜市や川崎市のように「DV相談支援センター」と明確に掲げておりますので、具体的な内容を示さないと発信力に欠けると思います。

27番「関係機関との連携強化」で、DV被害者の件については、昨今、子どもの虐待から母親の被害がわかるという事例があります。そのような意味からも、子どもの虐待が大変注目されています。必ず「親は大丈夫か」ということを必ず確認しています。ここは、男女共同参画室だけが担当するのではなく、子ども未来課とも、しっかりと連携していただきたいと思います。また、関係機関には民間のものもありますので、「庁内および民間等の関係機関との連携強化」という表記のほうがわかりやすいと思います。

50 ページに、ヘアロスの問題を施策として、どのように位置付けていくのか、ご検討いただきたいと思います。「多文化共生」だけではもったいないと思いますので、「多様性を踏まえた相談体制の充実」とすると、外国人の方への相談体制の充実や多様な人権に関する相談体制の充実も含まれると思います。

51 ページの33番「性教育の推進」を「生涯を通じた健康支援」として位置付けることも1つの方法だと思いますが、教育という視点から考えると、Iの(2)学校教育に位置付けてもよいと思います。性教育を生涯教育として取り組んでいくのであれば別ですが、担当課は「学び推進課」となっていますので、Iの(2)に移動してもよいと思います。

52 ページ、ひとり親家庭に対する施策はあるが、女性の貧困の問題が抜けています。女性だから就業しにくい、就業しても賃金が低いというような問題を考えると、ここに何か施策を1つ加えたほうがよいと思い

ます。

会 長：具体的なご意見をありがとうございました。確認いたします。

45-（2）に教職員を含めた研修を入れてはどうかという意見。

51 ページの 33 番「性教育の推進」を「生涯を通じた健康支援」として位置付けではどうかというご意見でしたが、皆さま、いかがですか。

委 員：性教育を基本目標 I へ移動するというご意見ですが、この枠組みを見ると、I-（2）は、全体的な男女共同参画の意識の話での教育というイメージです。性教育については、どちらかというところ「人権の尊重」に入るのではないかと思います。いろいろなところに含まれるのかもしれませんが。性教育に関しては、最近では、学校以外にも、「赤ちゃんの頃から性教育をしていくとよい」という動きが民間でもありますし、積極的に性教育を行っている幼稚園や保育園の話も聞きますので、学校だけではなく、民間を含めて生涯を通じた教育というイメージをもっていますので、個人的には、このままの枠組みでもよいと思います。

会 長：いかがですか。

委 員：担当課を、学び推進課以外にも増やすとよいと思います。生涯学習課等です。

会 長：では、担当課に生涯学習課等を追加するというごことで、ご検討をお願いいたします。

49 ページの 24 番「女性のための相談室」では、内容がはっきりしないので、「DV相談支援センター」等、内容を示す名称にしてはどうかというご意見でした。皆さま、いかがですか。

委 員：施策そのものでなく、内容に「女性のための相談室」で扱う内容について、「DV相談支援センター」の看板を掲げる等の取り組みが入るとよいという意見です。

会 長：この場で「検討する」等、言い切ってしまうのでしょうか。

事務局：実際に、相談を受けている立場としての意見としては、自治体のDV相

談支援センターの名称は、機関の名称ではなく機能の名称です。あえて看板を出していないということがあります。「女性のための相談」という形で、大きく広く相談を受けていると、DV被害を受けている方で、「自分の困りごとはDVではない」という切り口で来られる方がかなりの数で相談に来られます。相談員が「それはDVですよ」と伝えても、違うと否定する方も相当数おられます。「DV相談支援センター」とすると、そのような方の中には相談に来られない方が出てきてしまうという懸念があります。ここは、大きく窓口を広げておきたいと、現場では考えております。

会 長：大変現実的なご説明をありがとうございました。

では、このままの形で進めてよろしいでしょうか。

委 員：検討を続けていただければ結構です。

会 長：27番の施策内容に「庁内および民間の関係機関」とすること、子ども未来課を担当課に追加してはどうかというご意見について、いかがですか。「民間の関係機関」という表現を入れることに問題はありますか。

事務局：実際に相談を受けた際に、NPO団体の他の方等にも連携して協力支援をしていただくこともありますので、追加することは可能です。

会 長：ありがとうございます。では、そのように修正をしてください。

50ページの(4)のタイトルを「多様性を踏まえた相談体制の充実」とするとよいというご意見でしたが、いかがですか。

委 員：(4)のタイトルを「多様性を踏まえた相談体制の充実」とすることは賛成ですが、そうすると、30番「つくば市外国人相談窓口の設置」のみになっているので、別の相談窓口の設置や担当課も増えてくるのではないかと思います、その点が気になりました。

会 長：確かにそのように思います。用意した施策の中で、こちらに該当するものはありますか。

委 員：「多様性」というのは、どこに係るものなのでしょうか。外国人の多様

性なのでしょうか。(3)でも「性の多様性」という文言は使われています。ここでは、何に係る多様性なのかによって、相談窓口がどのような相談を受けるのかがよくわからなかったのですが。

委員：先ほどご紹介したヘアロス等の性的多様性ではなく、包括する意味合いになると思います。この性的少数者のところは、LGBTQに特化していると思いますので、そこには入っていかないと思います。どのように表記したら適切なのかまでは考えておりませんでした。

委員：多様性を踏まえた相談体制ということで、外国の方の相談先がないということで、それを入れるために(4)ができたのだと思います。基本目標Ⅲで、人権という意味での多様性、男性女性に関わらず、その人になり得るということで、それが阻害されるような何かがあったときに、相談ができるような窓口があればよいと思います。(2)「相談体制の充実と被害者の保護」に、施策としては集約されると思いますが、「女性のための相談室」と「男性のための相談」となっているので、そのほかの括りは、どこに相談すればよいのかが明らかにできたらよいと思います。

委員：多様性の中には人種や宗教等も含まれると思います。本日ご欠席の委員が宗教学のご専門ですので、その観点から、今回の旧統一教会の問題について懸念されており、メッセージを預かりましたので、お伝えします。

(委員からのご意見) 合同結婚式、祝福による夫からの暴力や虐待、本人の自己決定を無視した人身売買にも類する婚姻、さらには二世信者の苦悩等を踏まえ、宗教に絡んで女性が孤立し、深刻に苦悩する事態が昨今、問題となっている。背景も複雑で一般の相談員では対応できないので、宗教問題を始め、相談員の専門的スキルを向上させることや、善意や社会貢献を隠れ蓑に、女性から収奪する様な団体にも対応できるようにしていく必要があるのではないかと。多様性の中に、このようなことも含まれてくるのではないかと。紹介させていただきます。

様式第1号

委員：あまり対象を広げてしまうと、男女共同参画の分野からずれてしまいますので、対象を絞ったほうがよいと思います。

ヘアロスについての多様性については、政策の方向性として周知することを考えると、現在の計画の体系からすると、学校教育に含めることは最良ではないかと思います。施策としては、直接的な支援というものはウィッグの提供になるかと思います。施策として認知も必要だと思いますが、それは学校教育やセミナー等での学習推進になると思います。ヘアロスだけでなく、性が多様化していることについて、まずは学校教育に入れていただくのがよいと思います。

会長：ありがとうございます。例えば、45 ページの4番「学校での男女共同参画の視点に立った教育」の内容に、「LGBTQやルッキズムの問題等」と加えて、少し具体的に示すことで対応できると思いますが、いかがですか。

委員：「セミナーの開催」のところにも挙げていただきたいと思います。

会長：44 ページの1番「男女共同参画を推進するためのセミナーの開催」です。では、基本目標ⅠかⅣ、もしくは両方に入れるか、事務局に検討していただきます。少し具体的に、この場での議論が反映されるような表記をお願いいたします。

52 ページ、36「ひとり親家庭に対する支援の充実」の内容に、「ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進」という表現がありますが、「等」で括らず、「ひとり親家庭・貧困に直面している家庭等」という表現でよろしいですか。

委員：提案ですが、施策の名称を「ひとり親家庭および女性の貧困に対する支援の充実」としてはいかがでしょうか。すると、内容は変更せずに済むと思います。

会長：よいと思います。皆さま、いかがですか。では、そのように修正をお願いいたします。他にご意見等はございませんか。

様式第1号

委員：4点、施策に関して提案します。

1点目。46ページの「職業生活における活躍推進」の10番に「女性技術者」を追加していただきましたが、「女性創業者」も追加していただけますか。

2点目です。国の厚生労働省では、「子育てしやすい会社を応援する」ということで、「くるみん」という制度をつくり認定をしています。くるみん認定している業者を総合評価でプラス加配するようなものも追加してもよいと思います。

3点目です。50ページの性的少数者に関してですが、茨城県ではパートナーシップ宣誓制度を追加したので、市でもそのようなものを広報していただける施策があってもよいと思います。

4点目です。「生涯を通じた健康支援」に関して、人工乳房とウィッグの助成を近隣市では実施しており、筑波大学附属病院では、助成支援一覧を出しています。できれば、つくば市でもそのような助成をしていただけるとよいと思います。

会長：ありがとうございます。確認いたします。

46ページの7に「女性創業者」を追加するというご意見ですが、事務局よろしいでしょうか。

事務局：ご意見としてうかがって、担当課とも検討させていただきますが、すべてをこの計画に入れるということにはできないかもしれません。国と県と役割分担をしながら取り組んでおり、こちらは市町村計画ですので、市町村でできること、やるべきことが入る形になります。

委員：パートナーシップに限らず、性的少数者の問題は多様で、同性カップルでは市営住宅の入居時や入院時の家族としての認定やDV防止法が適用されにくいので、保護命令や退去命令、接近禁止命令等も実行性をもつ形で構築しようとするれば、市で条例をつくるしかないと思います。そのような公的対応を考えていくということで、調査研究を始める、市で

様式第1号

検討する等の施策が入っていると、実効性が高くなると思います。いかがですか。

会長：パートナーシップとウィッグ等の女性への支援については、将来に繋がる形で、どこかに書き込むということでもよろしいでしょうか。他の部分のとの調整もあると思いますので、よろしく願いいたします。

委員：先ほど申し上げた意見を盛り込んでいただくとすると、49 ページ（2）「相談体制の充実と被害者の保護」で、「被害者の早期発見、早期対応を図るため、利用しやすい時間等を拡充し、相談窓口の周知を図り男女ともに相談事業へつなげていく」というような文言を追加していただくとよいと思います。全体に関係することだと思いますので、最初の文章に加えていただき、取り組んでいただくとよいと思います。

会長：利用しやすい時間に限らず、利用しやすい体制等の大きな括りで、できることを考えていくということでもよろしいですか。

委員：はい、結構です。

副会長：1点落ちていたご指摘があります。46 ページの事業主への確認ですが、現在、私どもが情報を得ているものは、4年に1回の事業所調査の際のデータですが、これはあくまでも任意の調査です。市が強制力をもって、定期的に事業者の数値を報告していただくということは、たぶんできないのではないのでしょうか。

委員：今回の改正では、情報発信の義務付けがされたということだけでしょうか。

事務局：女性活躍推進法の一般事業主行動計画の作成義務が101人まで下がったということは、すでに法律で義務付けられているので、当然知っているはずということで、策定状況も9割近くきています。市町村が広報、啓発するというよりは、茨城労働局から策定していない事業主に対しては、県から督促等もされているということで、もう啓発を市町村も一緒に進めるという時期は過ぎてしまったところがあります。国の計画があ

り、県の計画があり、市町村の計画があるという形です。市の計画には市ができることを書いていきたいと考えております。

会 長：ありがとうございます。では、第5章について、ご意見等があればお願いいたします。

ご意見がないようですので、簡単にまとめたいと思います。本日は、多くの貴重なご意見と具体的な案を出していただき、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたように、市の計画には市ができることを記載していくということです。他課との調整が必要なものもありますので、100%は反映できないかもしれないけれども、できる限り盛り込んでいく形で修正を進めさせていただきたいと思います。

男女共同参画室では、多様性やLGBTQ等を取り込んで進めていますが、この形を続けていくのは発展的ではないと考えます。人が限られている中で、あれもこれも広がってしまって、全体的に手薄になる懸念もありますので、委員会として、男女共同参画をめざすところは一緒であっても、多様性等を含めたところを専門に扱う部署が必要だという内容の意見書を提出できるとよいと考えています。それをまとめることを、次年度の初めの目標にできるように、準備を整えていってはいかがでしょうかと思いますが、皆様のご意見はいかがですか。

賛成のご意見をいただき、ありがとうございます。では、意見書を出し、市全体できちんと問題に向き合っていけるように意見書を出せるように整えたいと思います。その節はご意見等いただきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

他にご意見等はございませんか。

4 その他

会 長：その他として、事務局から何かありますか。

様式第1号

事務局：本日、審議会委員の皆さまにさまざまなご意見等をいただきましたので、今後、担当課と協議させていただき、できるだけ反映できるようにしたいと思います。

(次回の審議会の予定の説明)

5 閉 会

会 長：以上をもちまして、令和4年度第2回つくば市男女共同参画審議会を閉会いたします。本日は慎重な審議をありがとうございました。

令和4年度 第2回つくば市男女共同参画審議会次第

日時 令和4年(2022年)8月30日(火)

10:00～12:00

場所 市役所2階 防災会議室(2)(3)

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

第6次つくば市男女共同参画推進基本計画(2022～2027)素案について

4 その他

5 閉 会

つくば市男女共同参画推進基本計画の体系・骨子の検討

つくば市男女共同参画推進基本計画 (既計画)の体系		体系見直しの要素		つくば市男女共同参画推進基本計画の体系(案)		施策(案) (37 施策)
基本目標	施策の方向性	国の方針	県・市の方針	基本目標(案)	施策の方向性(案)	
I 男女共同参画社会の基盤整備	(1) 広報・啓発のさらなる推進	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ○改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ○男性の育児休業の取得促進 ○就活セクハラ防止 第3分野 地域における男女共同参画の推進 ○女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援 ○農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 ○若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件 ○大学や研究機関に対して、アカデミックハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進 ○「生命(いのち)を大切にす」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ○ひとり親家庭への養育費の支払い確保 ○高齢男女の就業を促進 ○人権教育・啓発活動の促進 第7分野 生涯を通じた健康支援 ○子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上 ○不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 ○市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進 ○地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置 第9分野 各種制度等の整備 ○個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。 ○社会保障制度は、更なる被用者保険の適用拡大を進める。 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ○校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。 ○校長・教頭への女性の登用 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 ○SDGs 達成に向けた取組をステークホルダーと連携して推進・実施	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)(令和3年3月) ・活力ある地域社会をつくるためには、女性の更なる社会参画の促進はもとより、県民の意識改革、男女の働き方の見直し、女性に対する暴力の根絶など、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められています。 基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進 (i) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (ii) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (iii) 地域・農山漁村における男女共同参画の推進 (iv) 科学技術・学術における男女共同参画の推進 基本目標 II 安全・安心な暮らしの実現 (i) あらゆる暴力の根絶 (ii) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 (iii) 生涯を通じた健康支援 (iv) 防災・復興における男女共同参画の推進 基本目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 (i) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 (ii) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備	(1) 広報・啓発のさらなる推進	○男女共同参画を推進するためのセミナー開催 ○男女共同参画情報発信
	(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実				○学校での男女共同参画の視点に立った教育	
	(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立					
	(4) 国際的な男女共同参画の動向理解					
II あらゆる分野での活躍推進 【女性活躍推進計画】	(1) 職業生活における活躍推進	【つくば市未来構想 第2期つくば市戦略プラン】(2020-2024) 基本施策Ⅲ-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる ・男女共同参画会議の参加者数を増加させます。 ・男女共同参画や性的多様性に関する意識醸成のための広報、啓発の充実	II あらゆる分野における男女共同参画の推進 ◆【女性活躍推進計画】	(1) 職業生活における活躍推進	◆就労を希望する人への情報提供及び再就職・職場復帰への支援 ◆起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助 ◆女性の参画が少ない分野での支援 ◆女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	
	(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備			◆男性の育児休業取得を促進するための企業への支援 ◆男性の家庭生活への参画促進 ◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり ◆労働環境改善のための情報提供・啓発		
	(3) 市政における女性の参画促進			◆審議会等委員の女性委員の登用		
	(4) 市と市職員が率先して行う取組			◆女性職員の管理職等登用の推進 ◆育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり ◆職場におけるハラスメント防止対策の推進		
III 一人ひとりの人権の尊重 【DV防止基本計画】	(1) 配偶者等暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)根絶のための啓発	【つくば市未来構想 第2期つくば市戦略プラン】(2020-2024) 基本施策Ⅲ-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる ・男女共同参画会議の参加者数を増加させます。 ・男女共同参画や性的多様性に関する意識醸成のための広報、啓発の充実	III 一人ひとりの人権の尊重 ■【DV防止基本計画】	(1) 配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発	■DV防止のための広報・啓発	
				(2) 相談体制の充実と被害者の保護	■女性のための相談室の実施 ■相談員研修の充実 ■男性のための電話相談の実施 ■関係機関との連携強化	
				(3) 性的少数者に関する差別の解消	○性的少数者に関する情報の発信と啓発 ○性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	
				(4) 多文化共生を踏まえた相談体制の充実 <新規>	○つくば市外国人相談窓口の設置	
	(2) 相談体制の充実と被害者の保護			(1) 生涯を通じた健康支援 <新規>	○女性特有のがん検診事業の推進 ○妊産婦の健康診査及び保健指導の推進 ○性教育の推進	
				(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	○女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり ○地域防災における女性の参画促進	
(3) 性に関する差別の解消	(3) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援 <新規>	○ひとり親家庭に対する支援の充実 ○つくばこどもの青い羽根学習会の実施				

第6次つくば市男女共同参画 推進基本計画(2023～2027)

(素案)

つくば市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 男女共同参画を取り巻く現状	4
1 国内・外の男女共同参画に関する動向	4
2 男女共同参画に関わる本市の現状	11
3 男女共同参画に関する市民意識	19
4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)の推進状況	31
5 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題	35
第3章 計画の基本的考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策の体系	40
4 指標一覧	41
第4章 施策の展開	44
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備	44
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	46
基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重	49
基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現	51
第5章 推進体制	53
1 庁内の推進体制	53
2 男女共同参画審議会	53
3 国や県、関係機関との連携	53
4 男女共同参画苦情等処理	53
5 PDCAサイクルによる進行管理	54

資料編	55
1 男女共同参画社会基本法	55
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
3 女性活躍推進法	65
4 つくば市男女共同参画社会基本条例	71

1 策定の趣旨

本市では、平成9年に現在の「つくば市男女共同参画推進基本計画」の先駆けとなる「つくば市女性行動計画」を策定し、全ての個人が、互いに人権を尊重し合い、責任も分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年に「男女共同参画都市」を宣言しました。

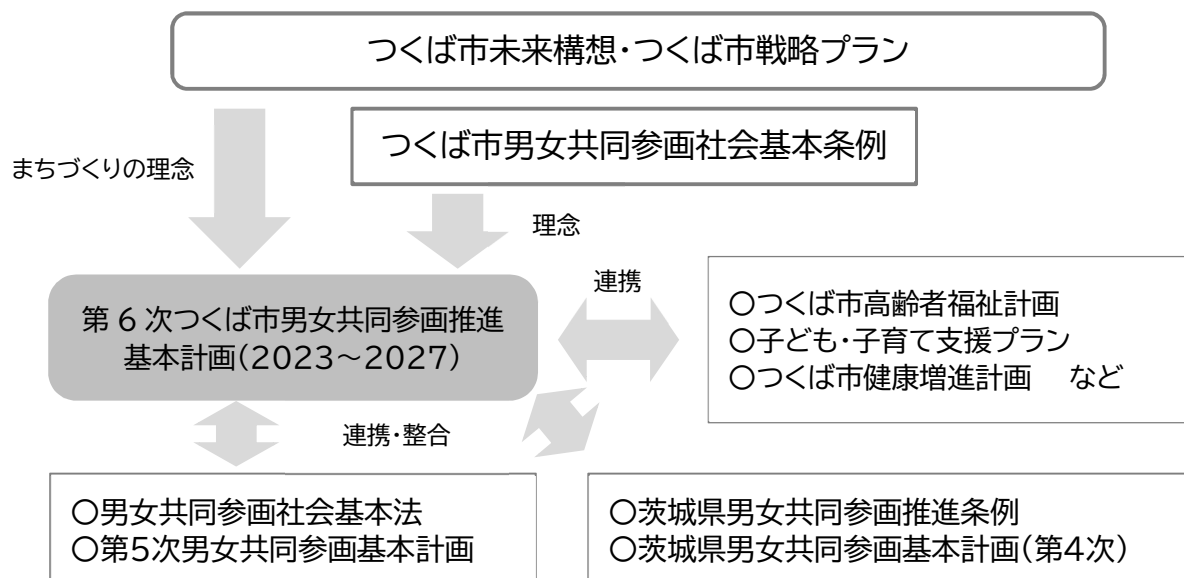
平成16年3月には「つくば市男女共同参画社会基本条例」(以下「条例」という。)を制定・施行し、この条例で男女共同参画社会の構築による人間性の尊重というまちづくりに向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取り組みを行うことを決めました。

しかし近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

そうした状況を踏まえ、この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の計画期間満了に当たり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、新たに「つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 / 計画の位置付け

- 本計画は、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の後継計画です。
- 本計画は、「つくば市未来構想」「つくば市戦略プラン」が示すまちづくりの理念、「つながりを力に未来をつくる」の実現に向けた個別計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」と整合するものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(DV防止基本計画)」を含みます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含みます。



3 / 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
つくば市	つくば市男女共同 参画推進基本計画 (2018~2022)		第6次つくば市男女共同参画推進基本計画 (2023~2027)				
茨城県	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)						
国	第5次男女共同参画基本計画						

1 国内・外の男女共同参画に関する動向

(1)世界の動き

○ 昭和 50(1975)年 「国際婦人年」設定

昭和51(1976)年からの10年間を「国連婦人の10年」とすることが決まりました。同年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の自立と地位向上を目指し、各国が10年間に取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

○ 昭和 55(1980)年 「女子差別撤廃条約」署名

デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年世界会議」で、国連憲章や女子差別撤廃宣言等に規定された性による差別禁止の原則を更に具体化した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式が行われました。

○ 昭和 60(1985)年 「ナイロビ将来戦略」採択

ケニアのナイロビで開催された「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」で、世界行動計画の実現期限を2000年まで延長することが決定され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

○ 平成5(1993)年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連総会で「宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

○ 平成7(1995)年 「北京行動綱領」採択

中国の北京で開催されたアジアで初めての世界女性会議で、21世紀に向けて各国、NGOなどが取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択されました。

○ 平成 12(2000)年 「女性 2000 年会議」開催

国連本部で開催された会議で、21世紀に向けての行動指針である「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

○ 平成 17(2005)年 「北京宣言及び行動綱領」等の再確認の実施

第49回国連婦人地域委員会において「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

○ 平成 23(2011)年 「UN Women」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として平成22(2010)年の国連総会決議により設立された「UN Women」が発足しました。

○ 平成 27(2015)年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連総会において採択された「2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境などの開発問題に対応するための17のゴール(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals: SDGs)のひとつに、「ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメント」が掲げられました。

○ 平成 28(2016)年 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意

G7伊勢志摩サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダと全ての持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献するとの観点から、「女性の能力開花のためのG7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意しました。

○ 令和元(2019)年 G20 「大阪首脳宣言」を採択

G20大阪サミットにおいて、不平等への対処による成長の好循環の創出として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの必要性が「G20大阪首脳宣言」が採択されました。

○ 令和2(2020)年 第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合開催

グローバルなデータと分析に裏打ちされ、女性の権利についての広範で参加型、かつ実地調査に基づいた包括的な報告書に基づいて、UN Womenは「北京報告書25年後の女性の権利レビュー」(Women's rights in Review 25 Years After Beijing Report)を刊行し、1995年の北京宣言および行動綱領採択後の女性の権利の進展とそれを阻む障害を検証しました。

(2)国の動き

○ 昭和 50(1975)年 「婦人問題企画推進本部」設置

総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定されました。

○ 昭和 60(1985)年 「女子差別撤廃条約」批准

「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

○ 昭和 62(1987)年 「新国内行動計画」策定

長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本的方向を定めた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

○ 平成6(1994)年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置

○ 平成8(1996)年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定

21世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

○ 平成 11(1999)年 「男女共同参画社会基本法」公布

男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題として位置付ける「男女共同参画社会基本法」が公布されました。

○ 平成 12(2000)年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。

○ 平成 13(2001)年 「配偶者暴力(DV)防止法」公布

女性に対する暴力を人権に関わる問題と捉え、暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(「配偶者暴力防止法」又は「DV 防止法」)」が公布されました。

○ 平成 15(2003)年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」
閣議決定

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成32(2020)年までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。

- 平成 17(2005)年 「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 19(2007)年 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」
「仕事と生活の調和のための行動指針」策定

国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能なものにする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むための「憲章」と「行動指針」が、「官民トップ会議」において策定されました。

- 平成 22(2010)年 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 25(2013)年 「日本再興戦略」閣議決定

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが戦略の中核に位置付けられました。

- 平成 27(2015)年 「女性活躍推進法」公布

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするために、10年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布されました。

「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定

安保理決議第1325号(女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議)等の履行に関する行動計画を策定されました。

- 平成 30(2018)年 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行
「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定
- 令和元(2019)年 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布
- 令和2(2020)年 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

(3)県の動き

- 昭和 53(1978)年 「青少年婦人課」設置
茨城県における男女共同参画への取組が開始されました。
- 平成3(1991)年 「いばらきローズプラン」策定
「茨城県女性対策推進本部」設置
茨城県における女性行政施策の推進を図るために、庁内の体制が整備されました。
- 平成8(1996)年 「いばらきハーモニープラン」策定
茨城県が取り組むべき女性施策の指針として、男女のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。
- 平成 13(2001)年 「茨城県男女共同参画推進条例」制定
「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、「茨城県女性対策推進本部」の「茨城県男女共同参画推進本部」への名称変更など、推進体制が整備されました。
- 平成 14(2002)年 「茨城県男女共同参画基本計画」策定
「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」と「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- 平成 17(2005)年 「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
男女共同参画施策を推進する拠点として、「女性プラザ男女共同参画支援室」が、茨城県女性青少年課に開設されました。
- 平成 18(2006)年 「茨城県男女共同参画実施計画」策定
- 平成 23(2011)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定
- 平成 28(2016)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
- 平成 30(2018)年 女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編
- 平成 31(2019)年 「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正

- 令和2(2020)年 「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置
「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称

(4)市の動き

- 平成6(1994)年 女性行政担当を福祉部から企画部へ組織変更
- 平成7(1995)年 庁内組織である「つくば市女性行政連絡会議」設置
- 平成8(1996)年 市民による「つくば市女性懇話会」設置
- 平成9(1997)年 「つくば市女性行動計画」策定
- 平成11(1999)年 市民環境部市民活動課女性行政室に組織変更
市内において「いばらき国際女性会議」開催
- 平成12(2000)年 「つくば男・女のつどい」、「男・女セミナー」開始

国・県の主催による「いばらき国際女性会議」を継承・発展させ、市主催で、市民の交流を図る「つくば男・女(みんな)のつどい」と女性の能力開発支援などの学習会「男・女(ひとひと)セミナー」を開始しました。

- 平成14(2002)年 「つくば市女性のための相談室」開設
- 平成15(2003)年 男女共同参画推進課に組織変更
「つくば市男女共同参画推進計画(第2次)」策定
「男女共同参画都市」宣言

男女共同参画の推進を広く意思表示するために、県内5番目として「男女共同参画都市」宣言を行いました。

- 平成16(2004)年 「つくば市男女共同参画社会基本条例」制定

行政と市民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくことを明らかにするため、「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。

庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部」設置
市民による「つくば市男女共同参画審議会」設置
「つくば市男女共同参画苦情等処理規則」制定

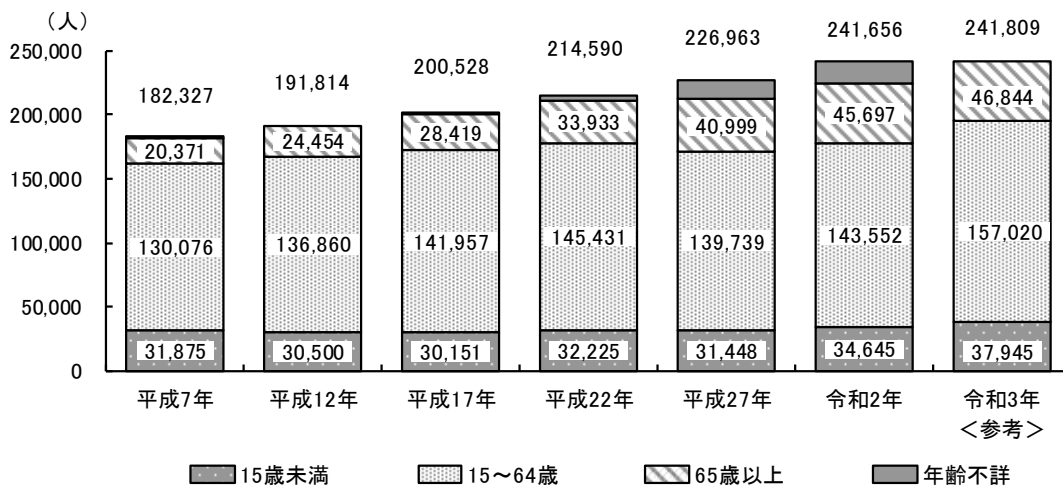
- 平成 19(2007)年 市民活動課男女共同参画室に組織変更
- 平成 20(2008)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2008~2012)」
策定
- 平成 22(2010)年 「つくば市男性のための電話相談」開設
- 平成 25(2013)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2013~2017)」
策定
- 平成 30(2018)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)」
策定
- 令和3(2021)年 「つくば市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

2 男女共同参画に関わる本市の現状

(1)人口に関する状況

① つくば市の人口の推移

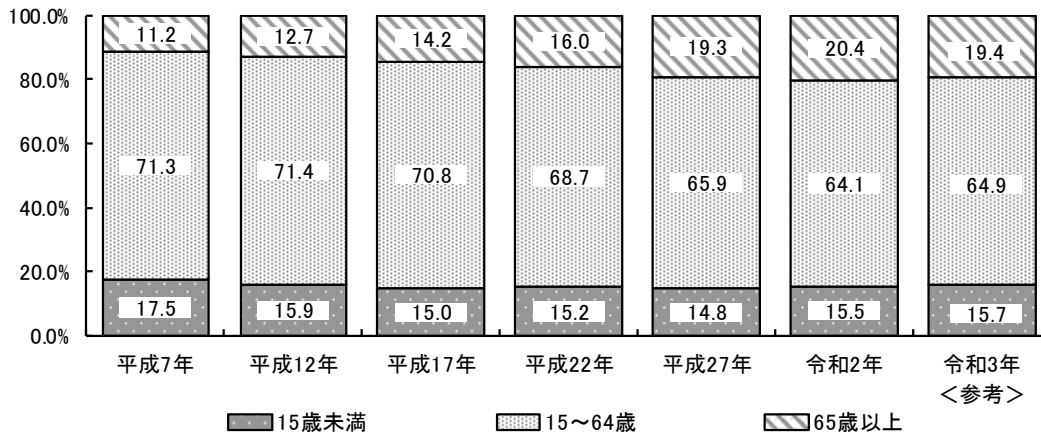
本市では、平成7年以降、5年ごとに9,000～14,000人の範囲で人口増加が続いており、令和2年には、約24万人となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在) <参考>は住民基本台帳による(令和3年1月1日)

② つくば市の年齢3区分別人口構成比の推移

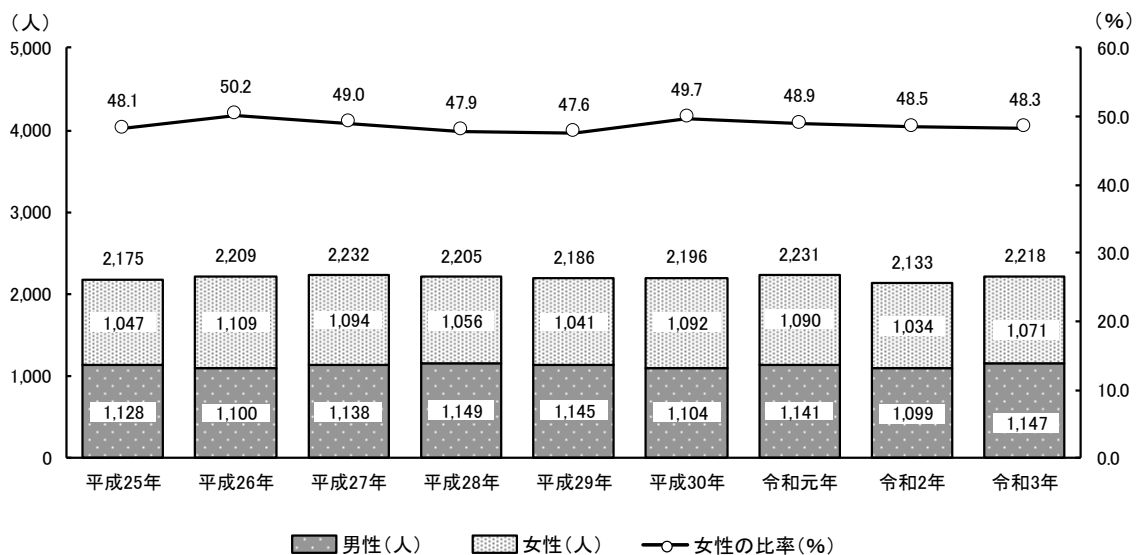
人口3区分別の構成比を見ると、65歳以上の高齢者人口割合が増加する一方で、15～64歳の人口構成比は減少傾向にあり、高齢化は徐々に進んでいることが分かります。



資料:国勢調査(各年10月1日現在) <参考>は住民基本台帳による

③ つくば市の出生数と男女比の推移

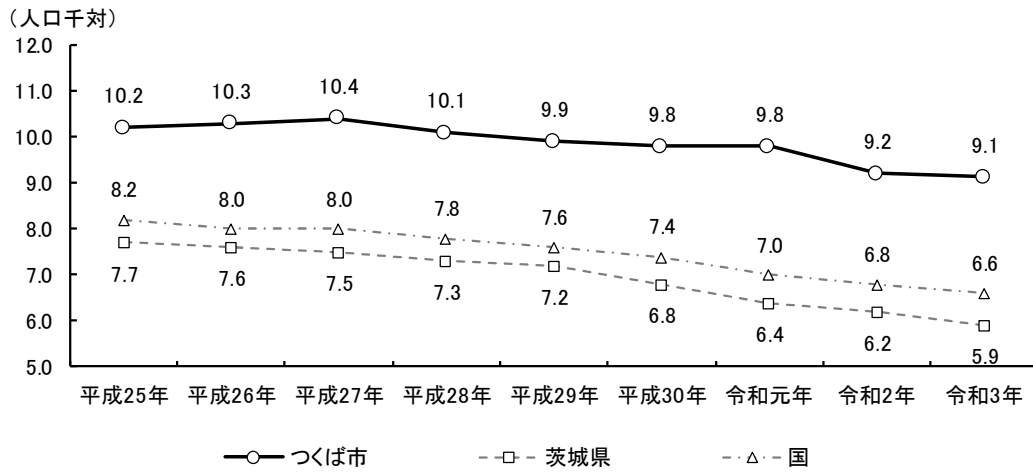
本市における年間の出生数は、平成25年から令和3年まで、ほぼ2,200人前後で安定した推移となっています。男女比については、女性の比率が50%をやや下回る年が多くなっています。



資料:人口動態統計(茨城県)

④ 出生率(人口千人当たり)の推移

人口千人当たりの出生率は、ゆるやかに低下している傾向がありますが、国や県に比べて、高くなっています。



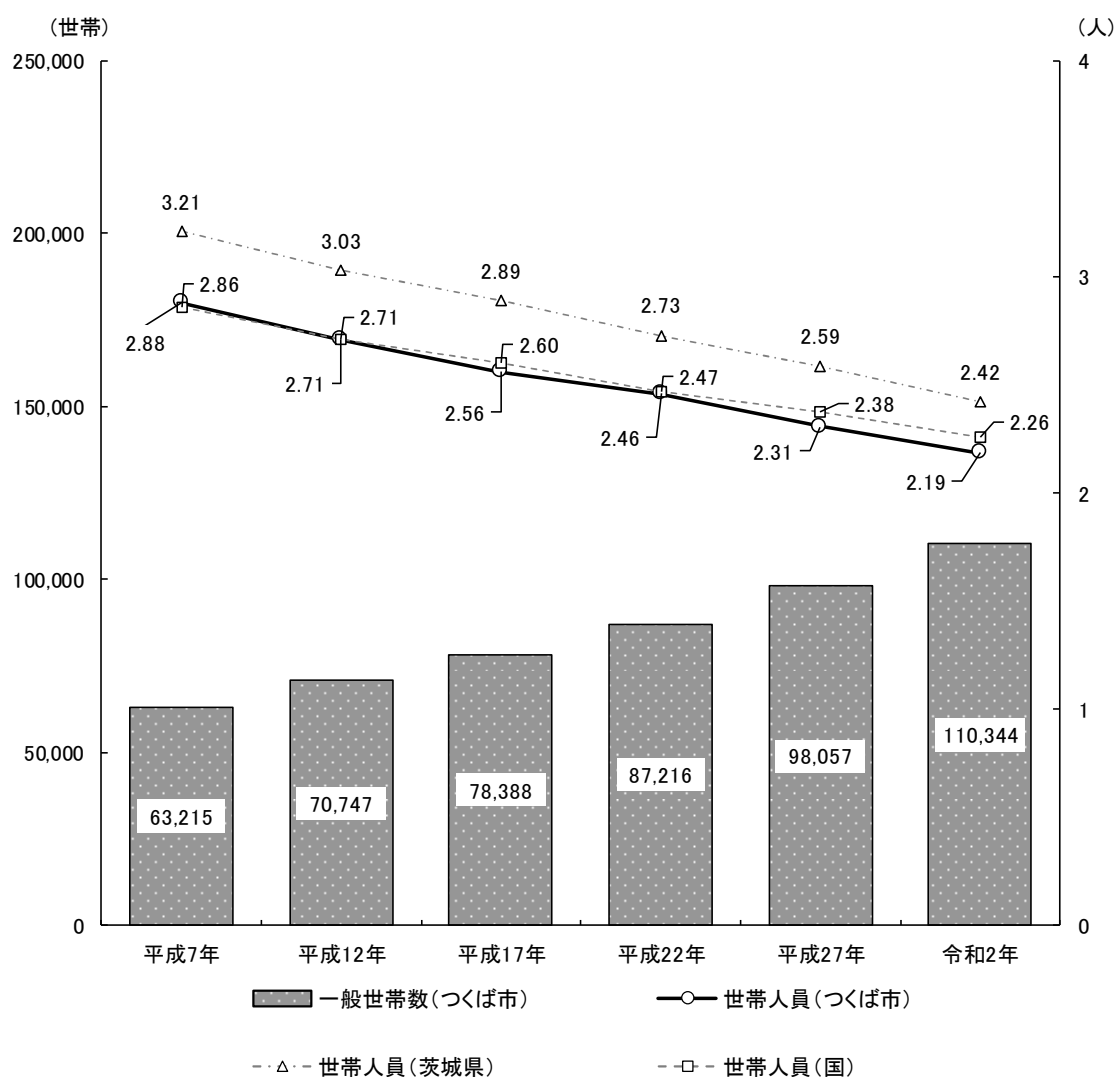
資料：人口動態統計(厚生労働省、茨城県)

(2)世帯に関する状況

⑤ 世帯数と世帯人員の推移

本市では世帯数も増加が続いており、令和2年では約11万世帯となっています。世帯当たりの人員(世帯人員)について見ると、世帯数の増加割合が人口の増加割合を上回っているため、減少傾向にあり、令和2年には2.19人となりました。

本市の世帯人員は、平成7年以降、茨城県全体よりも0.3人程度低く推移しています。また、国との比較では、ほぼ同様の値となっていますが、平成12年にクロスし、それ以降は本市の世帯人員のほうが低くなる傾向が見られます。



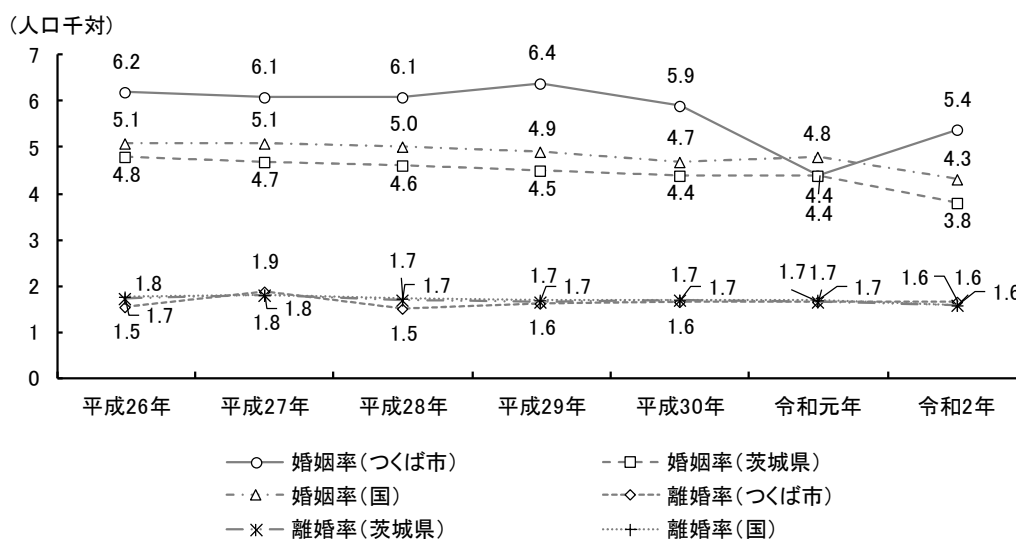
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(3)婚姻に関する状況

⑥ 人口千対の婚姻率・離婚率の推移

本市における人口千人当たりの婚姻率は、平成26年以降茨城県平均よりも高く推移し、令和2年で5.4となっています。

人口千人当たりの離婚率については、平成26年から令和2年まで、本市も茨城県も横ばいとなっています。



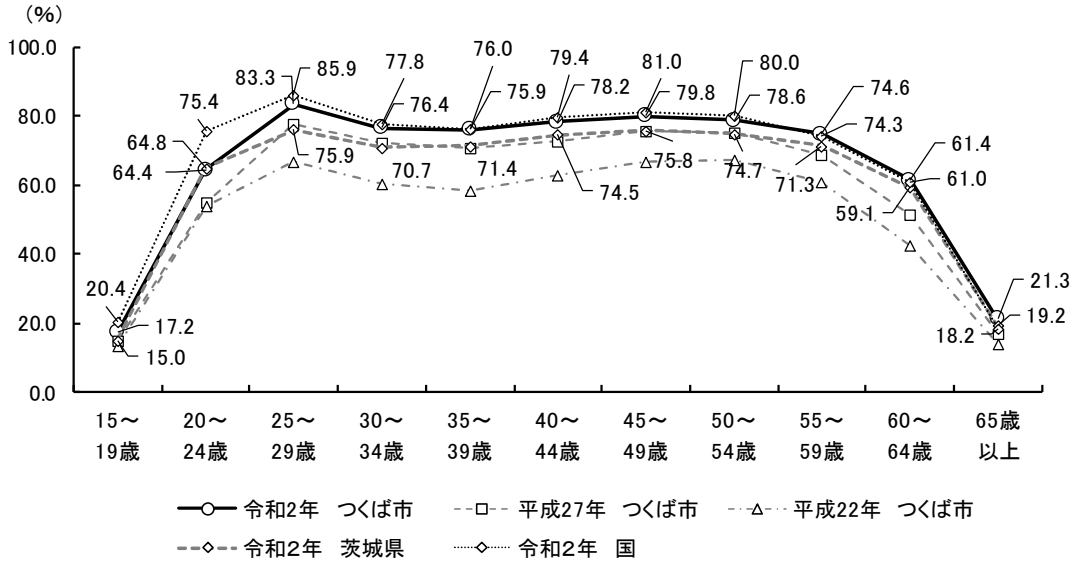
資料：茨城県人口動態統計、人口動態統計(厚生労働省)

※人口千対…1000人の人口集団の中での発生比率

(4) 就業に関する状況

⑦ 女性の年代別労働力率の推移

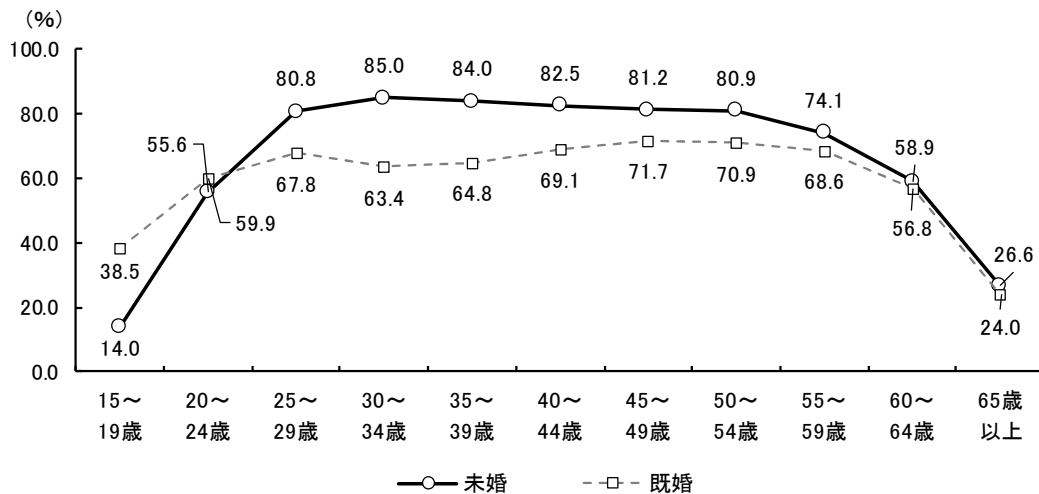
本市の令和2年における女性の労働力率は、25歳以上で茨城県に比べて高く、国と同程度となっています。また、本市の平成22年と比べると、30～44歳では、「M字カーブ」の凹みが浅くなっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

⑧ つくば市の女性の年代別・婚姻形態別労働力率の推移(令和2年)

婚姻形態別に見ると、令和2年において未婚女性と既婚女性の労働力率は、特に25歳から54歳までの年代で大きな差が見られています。

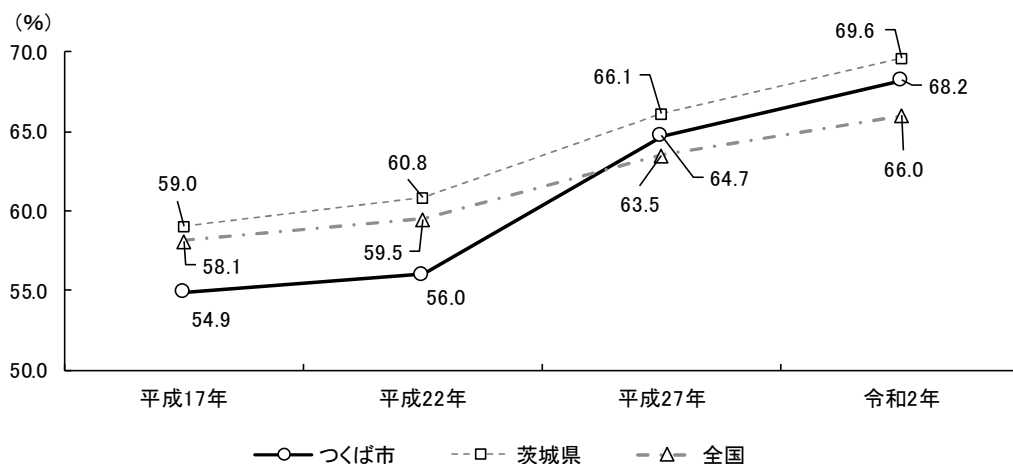


資料：国勢調査

※労働力率 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいいます。

⑨ 既婚女性の60歳未満の就業率の推移

既婚女性の60歳未満の就業率の推移を見ると、平成17年以降増加傾向にあります。平成22年までは国、茨城県と比較して低かったが、平成27年以降は国、茨城県と同程度となっています。



資料：国勢調査(各年 10月1日現在)

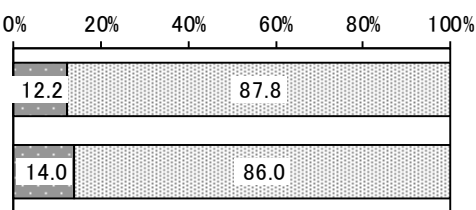
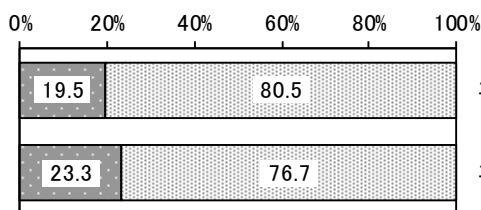
⑩ 小さな子どものいる夫婦の家事・育児の実施状況

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児の実施状況を、1日当たりの行動者率で見ると、平成28年で妻・夫共に有業(共働き)の世帯では家事で23.3%、育児で31.0%となっており、夫が有業で妻が無業の世帯では家事で14.0%、育児で29.6%となっています。平成23年と比較すると、大きな差異はみられません。

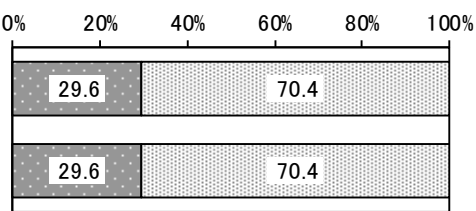
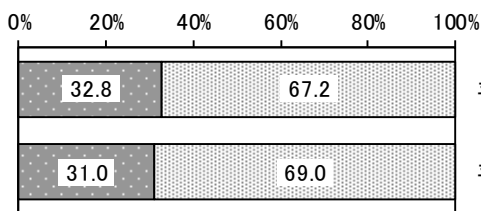
妻・夫共に有業(共働き)の世帯

夫が有業で妻が無業の世帯

<家事>



<育児>



■ 行動者率

■ 非行動者率

資料：令和2年版男女共同参画白書

※「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの「家事」及び「育児」の行動者率(週全体平均)

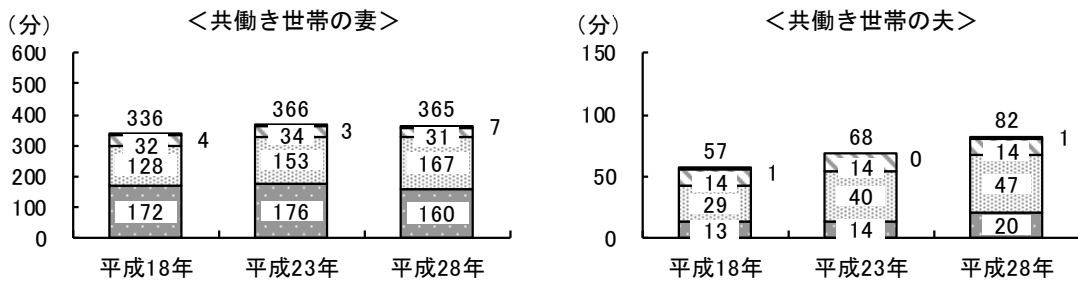
行動者率……該当する種類の行動をした人の割合(%)

非行動者率……100%－行動者率

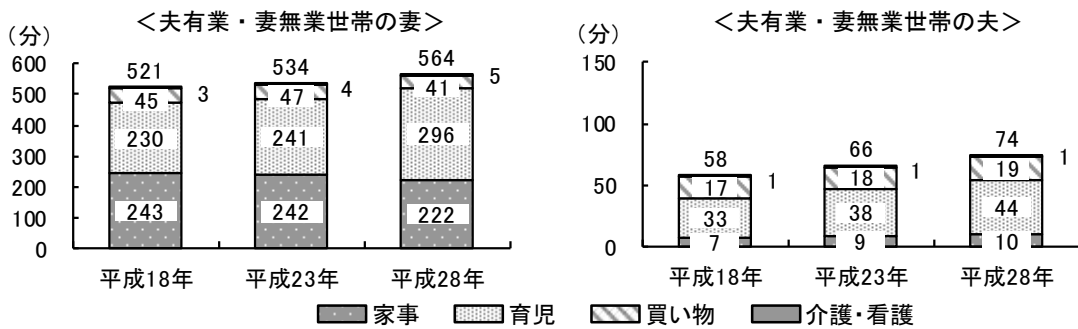
⑪ 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移を見ると、夫の家事・育児関連時間は、いずれの世帯も増加傾向にあるものの平成28年では共働き世帯の夫で82分、夫有業・妻無業世帯の夫で74分と妻と比較すると低くなっています。

6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻も有業（共働き）の世帯）



6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻は無業の世帯）



資料：令和3年版男女共同参画白書

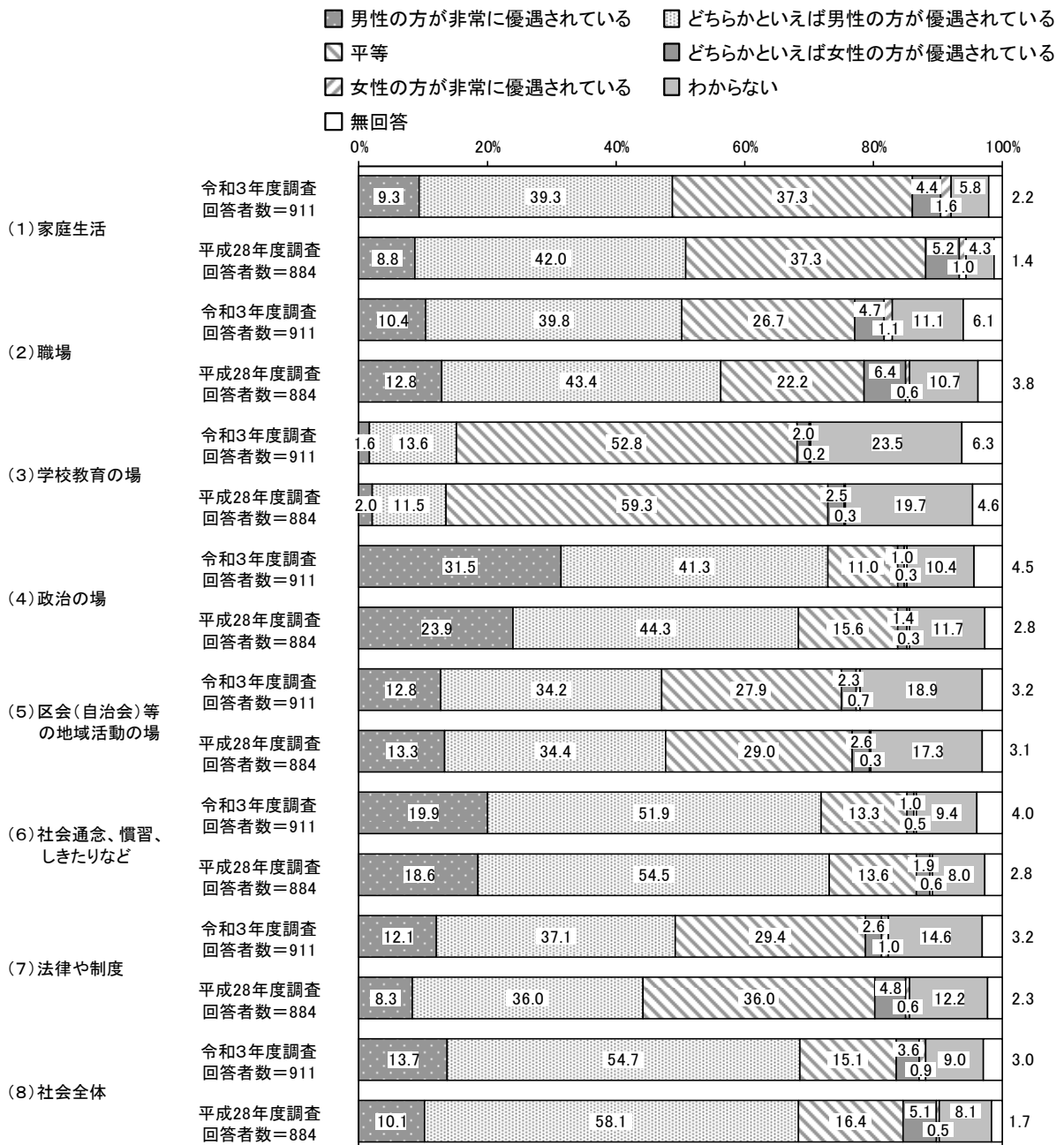
3 男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要)

(1) 男女共同参画の意識について

① 男女の地位の平等感【市民意識調査】

『学校教育の場』以外の全ての項目で、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた「男性の方が優遇されている」の割合が高くなっています。特に、『政治の場』『社会通念、慣習、しきたりなど』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『学校教育の場』では「平等」の割合が最も高くなっています。

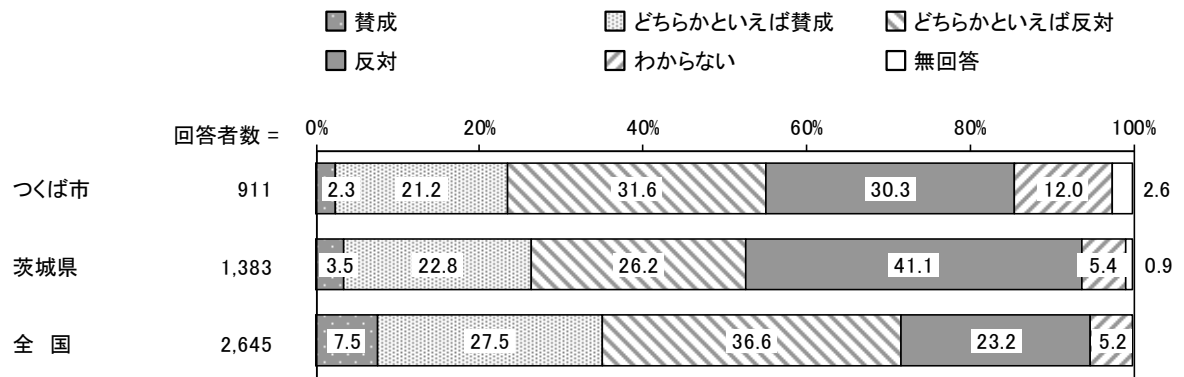
平成28年度調査と比較すると、『学校教育の場』『政治の場』『法律や制度』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が増加しています。



② 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方【市民意識調査】

「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が23.5%、「どちらかとい
えれば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が61.9%となっています。

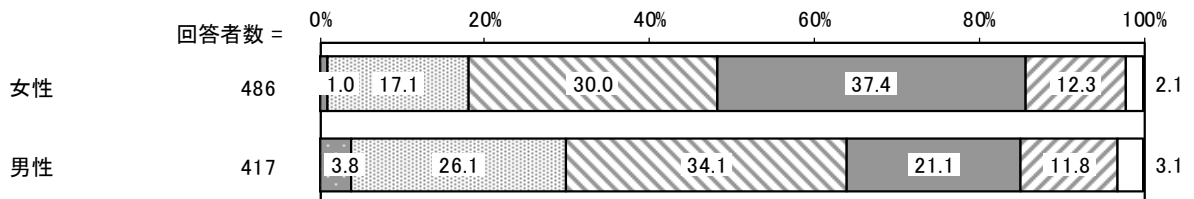
全国、茨城県と比較すると、“賛成”の割合が低くなっています。



※茨城県:令和元年度 県民意識調査
全国:令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査

【性別】

性別で見ると、男性に比べ、女性で“反対”の割合が高くなっています。一方、女性に比
べ、男性で“賛成”の割合が高くなっています。

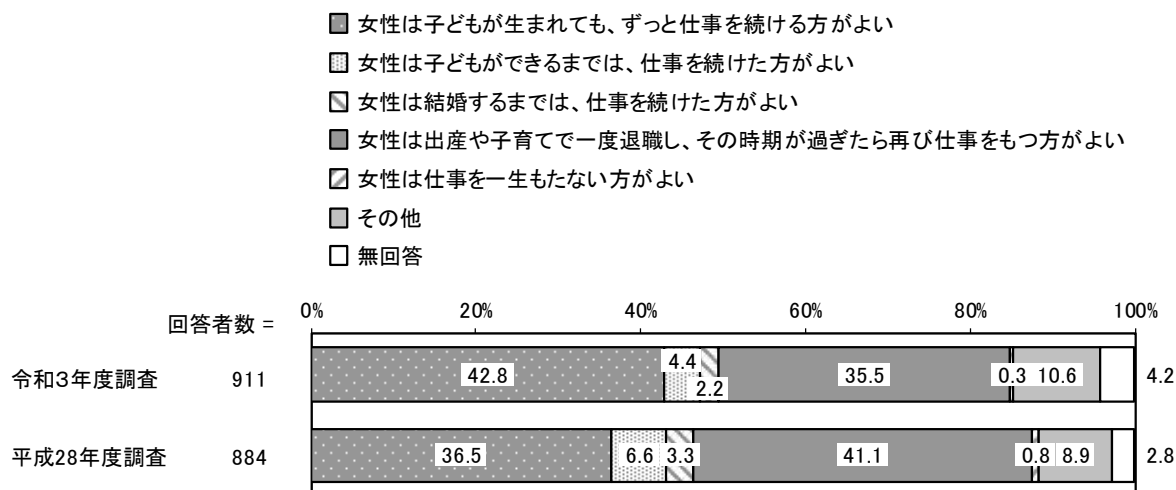


(2)女性の働き方

① 女性が職業をもつことに対する考え方【市民意識調査】

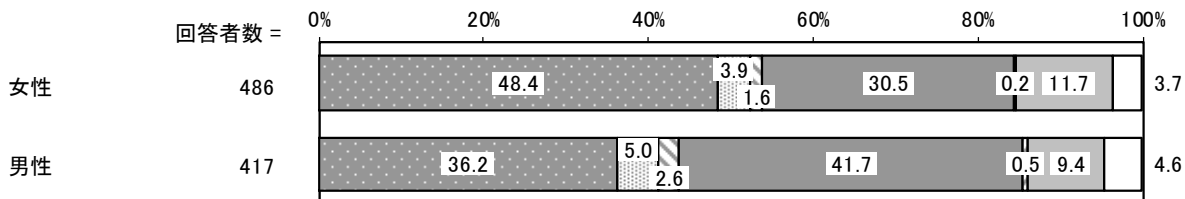
「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が42.8%と最も高く、次いで「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が35.5%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が増加しています。一方、「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が減少しています。



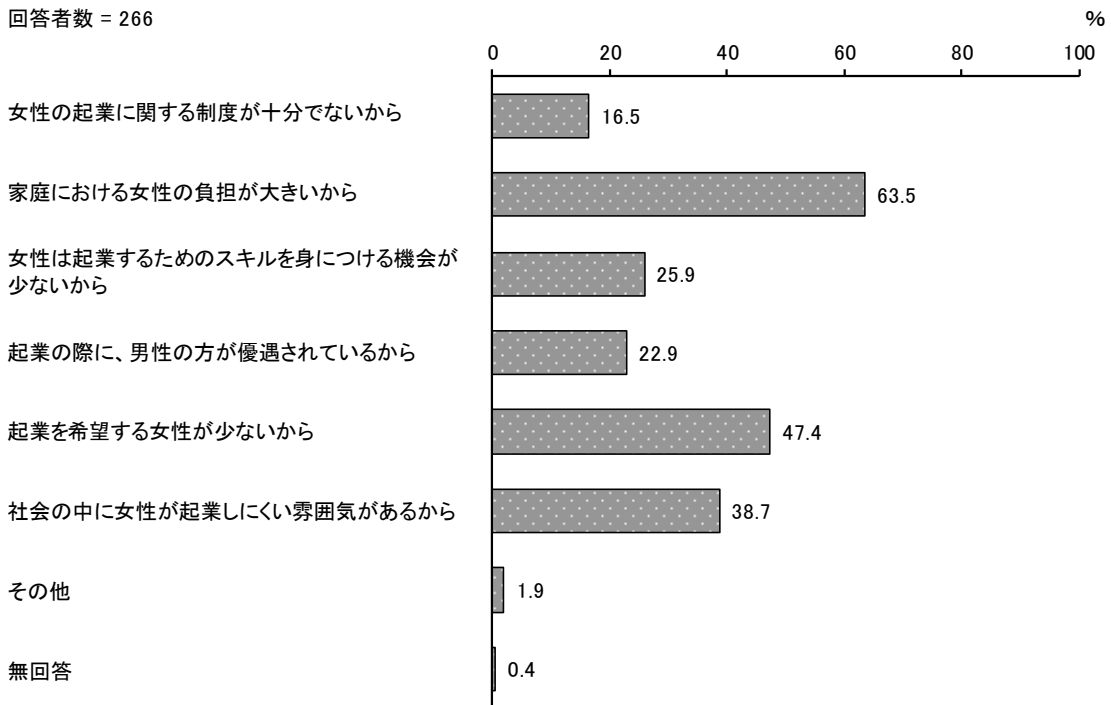
【性別】

性別で見ると、男性に比べ、女性で「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が高くなっています。



② 女性が起業して社会に出ていないと思う理由【市民意識調査】

「家庭における女性の負担が大きいから」の割合が63.5%と最も高く、次いで「起業を希望する女性が少ないから」の割合が47.4%、「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が38.7%となっています。



【性別】

性別で見ると、男性に比べ、女性で「家庭における女性の負担が大きいから」「起業の際に、男性の方が優遇されているから」「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が高くなっています。

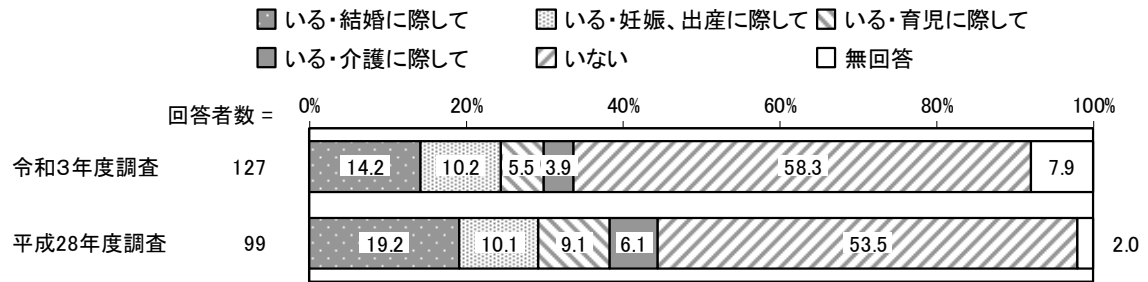
単位: %

区分	回答者数(件)	女性の起業に関する制度が十分でないから	家庭における女性の負担が大きいから	女性は起業するためのスキルを身につける機会が少ないから	起業の際に、男性の方が優遇されているから	起業を希望する女性が少ないから	社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから	その他	無回答
女性	131	15.3	70.2	24.4	29.8	45.0	42.0	0.8	0.8
男性	131	18.3	58.0	27.5	16.8	48.9	35.1	3.1	—

(3) ライフイベントにおける離職状況

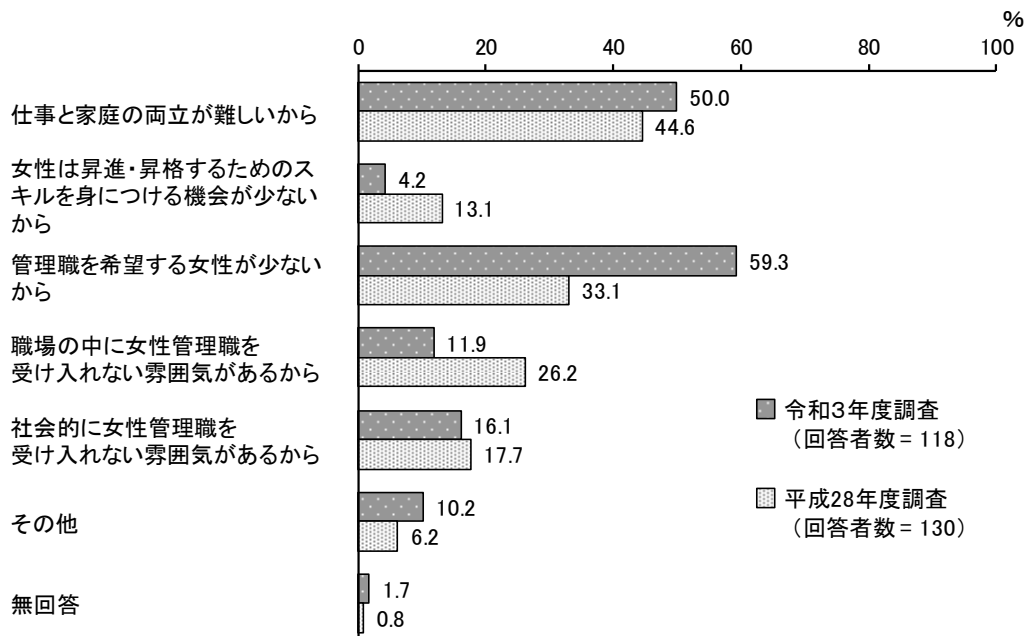
① 結婚、出産、育児、または介護に際して退職した従業員の有無【事業所調査】

「いない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「いる・結婚に際して」の割合が14.2%、「いる・妊娠、出産に際して」の割合が10.2%となっています。



② 市職員の女性管理職が増えないと思う理由【職員意識調査】

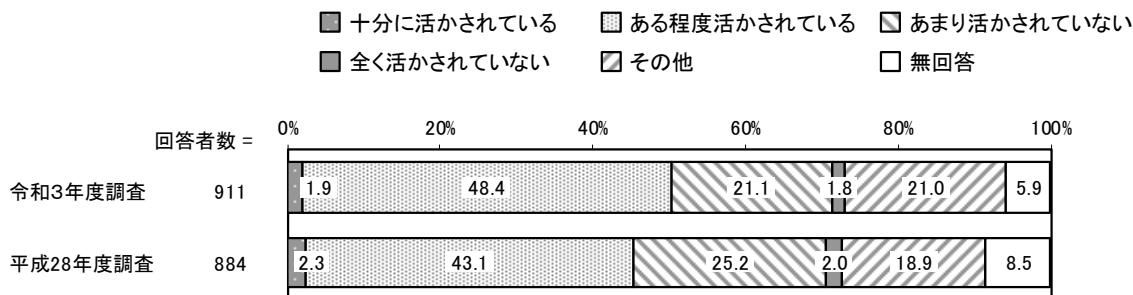
「管理職を希望する女性が少ないから」の割合が59.3%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立が難しいから」の割合が50.0%、「社会的に女性管理職を受け入れない雰囲気があるから」の割合が16.1%となっています。



(4) 市政運営について

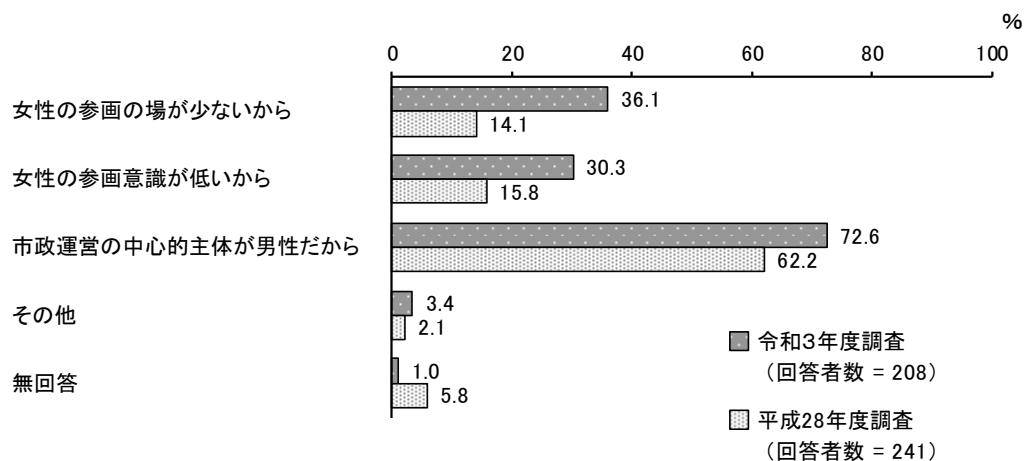
① つくば市の市政運営における女性の意見や視点の反映【市民意識調査】

「十分に活かされている」と「ある程度活かされている」をあわせた“活かされている”の割合が50.3%、「あまり活かされていない」と「全く活かされていない」をあわせた“活かされていない”の割合が22.9%となっています。



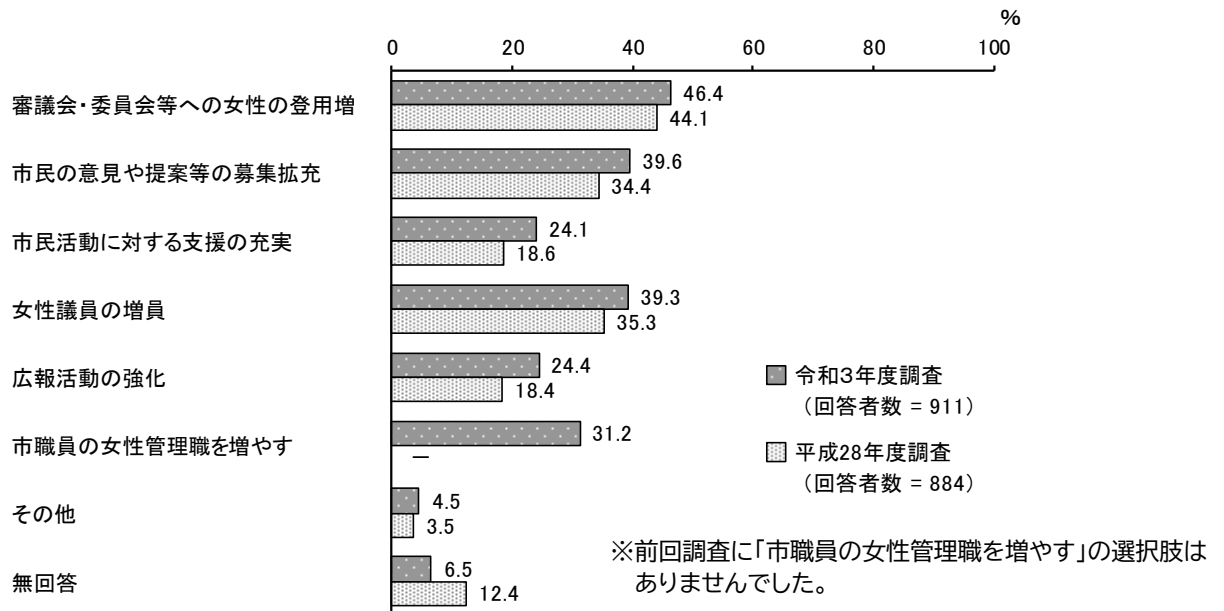
② 活かされていない理由【市民意識調査】

「市政運営の中心的主体が男性だから」の割合が72.6%と最も高く、次いで「女性の参画の場が少ないから」の割合が36.1%、「女性の参画意識が低いから」の割合が30.3%となっています。



③ 市政への女性参画の有効策【市民意識調査】

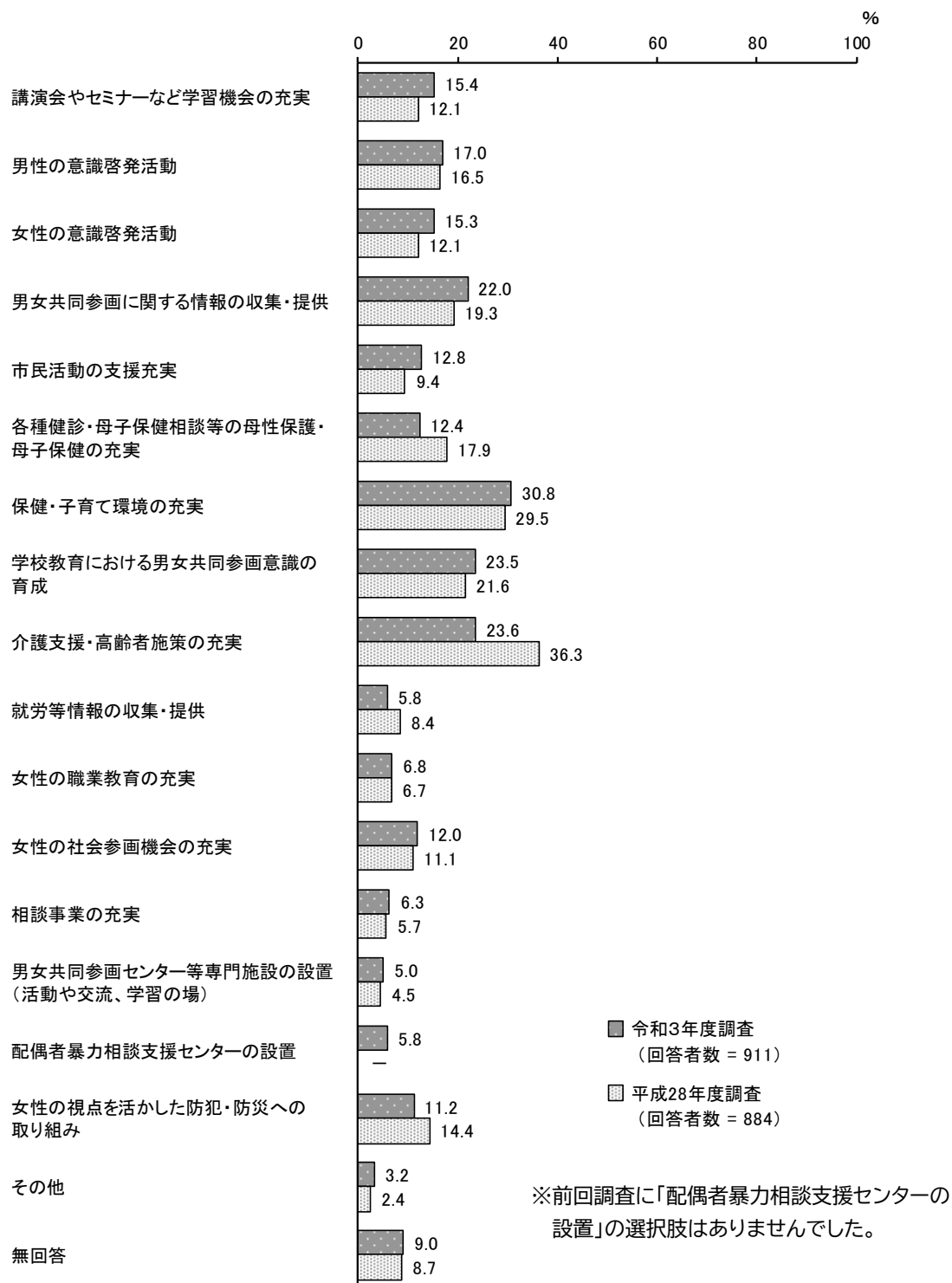
「審議会・委員会等への女性の登用増」の割合が46.4%と最も高く、次いで「市民の意見や提案等の募集拡充」の割合が39.6%、「女性議員の増員」の割合が39.3%となっています。



④ 男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべきこと【市民意識調査】

「保健・子育て環境の充実」の割合が30.8%と最も高く、次いで「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が23.6%、「学校教育における男女共同参画意識の育成」の割合が23.5%となっています。

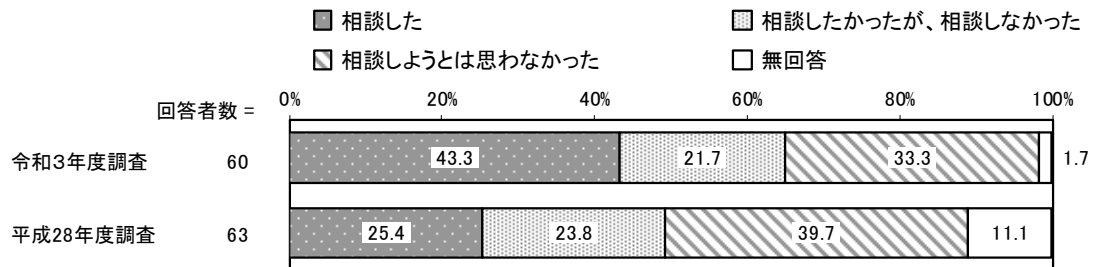
平成28年度調査と比較すると、「各種健診・母子保健相談等の母性保護・母子保健の充実」「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が減少しています。



(5)人権について

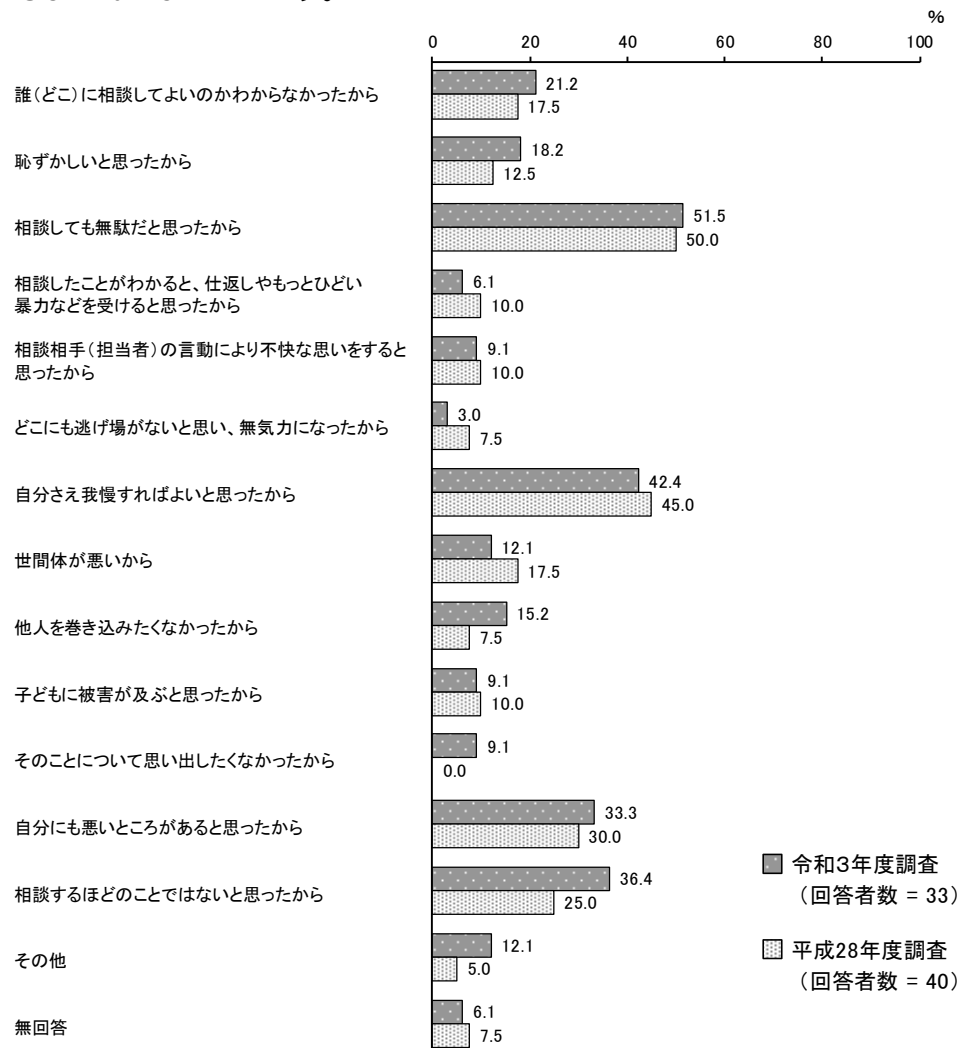
① DVを受けた人の相談の有無【市民意識調査】

「相談した」の割合が43.3%と最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」の割合が33.3%、「相談したかったが、相談しなかった」の割合が21.7%となっています。



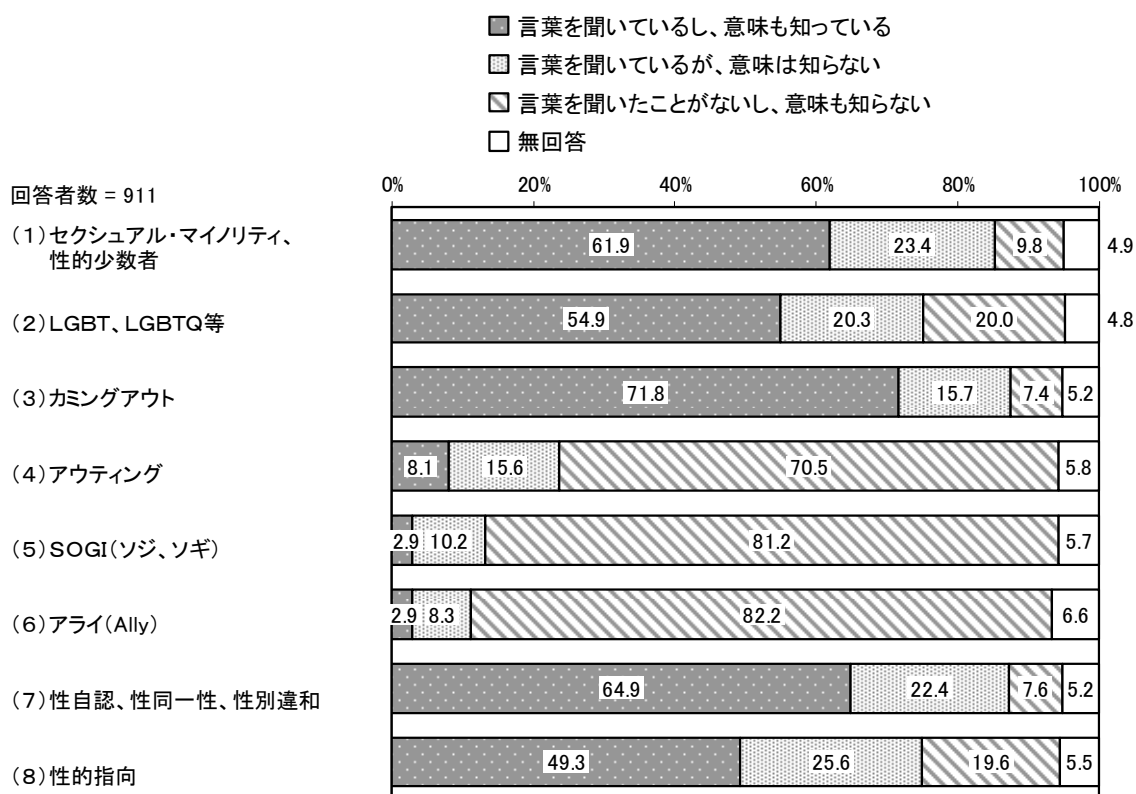
② 相談しなかった理由【市民意識調査】

「相談しても無駄だと思ったから」の割合が51.5%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればよいと思ったから」の割合が42.4%、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が36.4%となっています。



③ 性的少数者に関する言葉の認知度【市民意識調査】

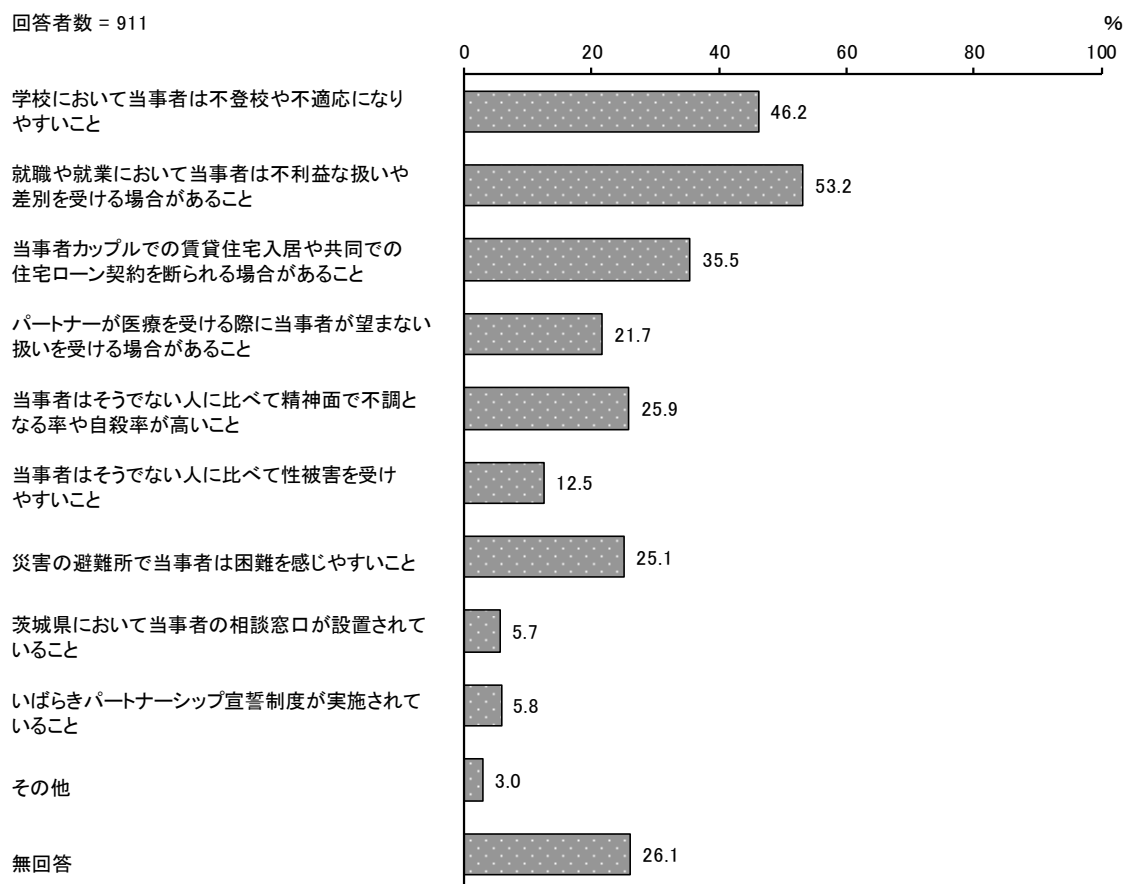
『セクシュアル・マイノリティ、性的少数者』『LGBT、LGBTQ等』『カミングアウト』『性自認、性同一性、性別違和』『性的指向』の項目で、「言葉を聞いているし、意味も知っている」の割合が高くなっています。一方、『アウトティング』『SOGI(ソジ、ソギ)』『アライ(Ally)』の項目で、「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」の割合が高くなっています。



④ 性的少数者に関連することの認知度【市民意識調査】

「就職や就業において当事者は不利益な扱いや差別を受ける場合があること」の割合が53.2%と最も高く、次いで「学校において当事者は不登校や不適應になりやすいこと」の割合が46.2%、「当事者カップルでの賃貸住宅入居や共同での住宅ローン契約を断られる場合があること」の割合が35.5%となっています。

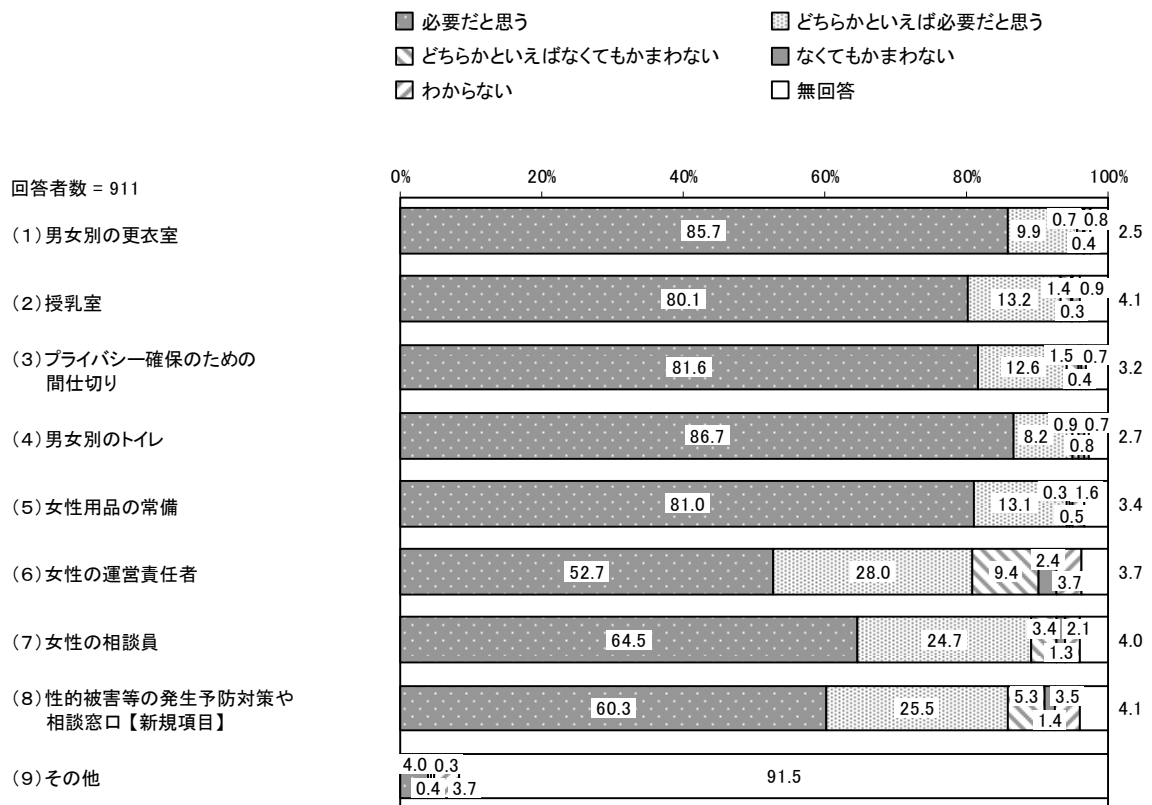
回答者数 = 911



(6)災害について

① 災害時に避難所に必要なもの【市民意識調査】

『男女別の更衣室』『授乳室』『プライバシー確保のための間仕切り』『男女別のトイレ』『女性用品の常備』の項目で、「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」をあわせた“必要だと思う”の割合が高くなっています。



4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)の推進状況

(1) 評価一覧

「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」では、3つの基本目標のもとで28の施策を推進してきました。令和3(2021)年度の推進計画について、以下のA～Eの基準により、各施策の実施度の評価を行った結果は、次のとおりでした。

【計画実施度の評価】

A	順調(当初の計画以上に施策を実施した)
B	おおむね順調(当初の計画どおり施策を実施した)
C	遅れ(当初計画した施策を一部実施できなかった)
D	未実施(当初計画した施策を全部実施できなかった)
E	終了(計画期間(2018～2022)途中で終了した施策)

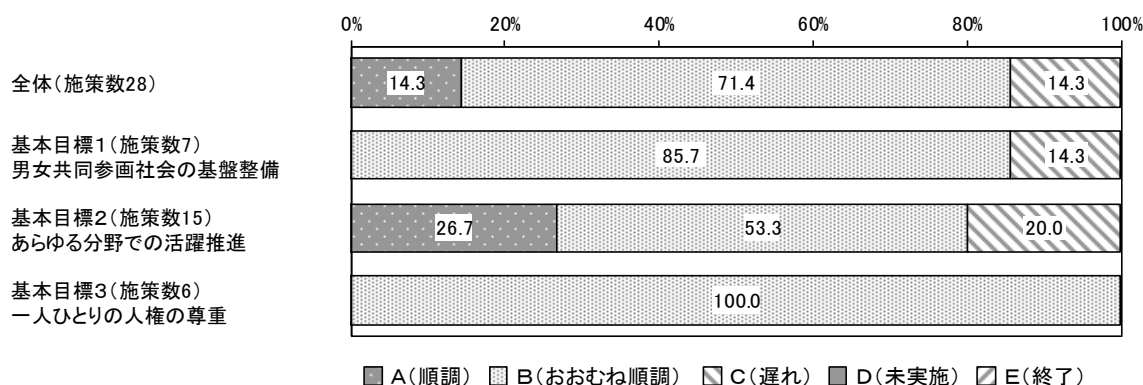
全体で見ると14.3%の施策が評価A、71.4%の施策が評価B、評価Cの施策は14.3%、評価D、評価Eはありませんでした。

基本目標別に見ると、基本目標3(一人ひとりの人権の尊重)では、全ての施策が評価Bでした。

また、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Aの施策が4つ(「起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助」「女性の参画が少ない分野での支援」「男性の家庭生活への参画促進」「男性職員の育児休業取得促進」)ありました。

一方、基本目標1(男女共同参画社会の基盤整備)で評価Cの施策が1つ(「男女共同参画を推進するためのセミナー開催」)、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Cの施策が3つ(「就業関連情報提供及び再就職・職場復帰の支援」「審議会等委員の女性委員の登用」「女性職員の管理職等登用の推進」)ありました。

施策の担当部署は、施策の85.7%は評価Aもしくは評価Bであり、順調又はおおむね順調に施策を実行していると評価しています。一方、市民意識調査では、社会全体の男女の地位に対する平等意識は、7割近くが男性優遇と回答する結果となっており、さらなる施策の推進が必要となっています。



また、計画で設定した指標について、令和3年度の実績値を将来指標(令和4年度)とともに以下に示します。

【指標一覧】

No.	項目	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和3年度)	将来指標 (令和4年度)
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	男 42 人 女 509 人	男 75 人 女 151 人	男 100 人 女 350 人
2-1	つくば市ふるさとハローワークでの女性の正規雇用の就業者数	273 人	143 人	350 人
2-1	特定創業支援事業による女性の創業件数	11 人	11 人	15 人
2-1	家族経営協定締結累計	193 件	209 件	205 件
2-2	マタニティサロンの夫又はパートナーの参加者の割合	41.5%	46.3%	44.4%
2-2	保育所待機児童数	114 人 (平成29年4月1日現在)	2人	0人
2-2	病児・病後児保育実施施設数	3施設	8施設	4施設
2-2	放課後児童クラブ受け入れ児童数	3,090 人	5,013 人	4,028 人
2-3	審議会等委員の女性委員の割合	全体で 30.0% (平成29年4月1日現在)	女性委員 30% 以上の審議会の 割合 48.5% (令和4年4月1日現在)	各審議会毎 に 30.0% (目標 100%)
2-3	審議会等委員の女性の長の割合	全体で 9.4% (平成29年4月1日現在)	全体で 6.1% (令和4年4月1日現在)	全体で 30.0%
2-4	市職員(行政職)の管理職に占める女性の割合 (課長補佐職以上)	23.4% (平成29年4月1日現在)	24.4% (令和4年4月1日現在)	28.0%
2-4	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	19.1%	40.3% (令和4年4月1日現在)	50.0%
2-4	男性職員の2週間以上の育児休業取得	5.4%	89.6%	100.0%
3-2	男性のための電話相談	4回/年	6回/年	6回/年

【「男女共同参画に関する市民意識調査」における実績値】

No.	項目	平成 23 (2011)年	平成 28 (2016)年	令和3 (2021)年 (実績値)	令和3 (2021)年 (目標値)
1	市民意識調査 家庭生活において男女平等 になっていると思う割合	37.6%	37.3%	37.3%	50.0%
2	市民意識調査 社会通念、慣習、しきたりに おいて男女平等となっている と思う割合	13.9%	13.6%	13.3%	50.0%
3	市民意識調査 仕事と家庭生活を優先する ことを希望する人の割合と 現実に仕事と家庭生活を優 先している人の割合の差	10.2%	7.1%	4.4%	3.0%
4	市民意識調査 DV相談した人の割合 (DV相談した人/DV受けた ことがある人)	37.0% (30/81)	25.4% (16/63)	43.3% (26/60)	50.0% (20/40)
5	市民意識調査 「つくば市女性のための相 談室」を知っている割合	20.0%	33.8%	35.6%	50.0%
6	市民意識調査 女性活躍推進法の認知度	—	20.9%	37.4%	50.0%
7	事業所調査 雇用機会における均等の実 態：採用が均等になっている 割合	68.1%	64.6%	74.0%	80.0%
8	事業所調査 ワーク・ライフ・バランスに 取り組んでいる事業所の割 合	50.3%	48.5%	71.6%	70.0%
9	職員意識調査 男女共同参画の視点を持っ て事業・業務を行っている 人の割合	54.8%	57.5%	65.9%	90.0%
10	職員意識調査 ワーク・ライフ・バランスに 対する職場の理解度	—	66.6%	81.0%	90.0%

【男女共同参画社会の形成状況を把握するための参考値】

※参考値は、男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値です。

No.	項目	現状値	
		平成 29 年4月1日現在	令和4年 4月1日現在
1-3	消防吏員に占める女性の割合	2.0%	4.2% (13/310)
1-3	消防団員に占める女性の割合	2.8%	2.9%
2-1	女性の認定農業者数	9人 (うち法人代表 2人含む)	14人
2-2	地域子育て支援拠点施設数	8施設	9施設
2-3	区長に占める女性の割合	4.1%	6.5% (39/601)
2-3	市議会議員の女性の割合	25.0%	28.6% (8/28)
2-4	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	35.5% (54/152)	33.2% (64/193)
2-4	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	10.0% (8/80)	17.0% (17/100)
2-4	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	10.3% (4/39)	6.1% (2/33)
2-4	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	7.1% (1/14)	6.3% (1/16) ※令和4年7月1日現在

5 / 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題

■男女共同参画意識の醸成を図るための普及啓発

男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っているとされています。

つくば市においても、男女の地位の平等に関する意識は、前回調査から大きな変化はなく、依然として男性優遇の傾向が見られることから、引き続き男女共同参画意識の醸成が必要です。また、男女共同参画を進めることは、全ての人が暮らしやすくなるという理解が促進されるよう、意識啓発のためのセミナー開催や情報提供を充実させていく必要があります。

■ワーク・ライフ・バランスの推進とあらゆる分野での女性活躍の促進

意識調査において、結婚、出産、育児または介護に際して退職した従業員の割合は減少していますが、退職した従業員の割合のうち、大半を女性が占めている現状です。育児や介護等で一時離職しても、就業を希望する人の再チャレンジを応援するため、仕事と家庭の両立や再就職について、学習機会や情報の提供を図る必要があります。

また、つくば市の市政運営に女性の意見や視点が十分に活かされていると思う市民が約5割程度となっています。そのため、引き続き委員会や審議会等への女性の参画を促進し、政策・方針決定の場における女性の参画をより一層進める必要があります。さらに、市職員の女性管理職への昇進意欲を高めるための意識啓発や職場環境の整備も進める必要があります。

■一人一人の人権尊重の推進

DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、茨城県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

市民意識調査でも、DVを受けた際に相談する人の割合は増えているものの、相談しない人も依然として一定の割合を占めていることから、相談窓口の周知やDVに関する情報提供の充実を図るとともに、被害者の一時保護や自立支援に対し、関係機関との連携を図り、きめ細かく対応することが必要です。

また、性的少数者やLGBT、LGBTQ等の言葉や意味の認知度の割合は高くなってきており、性的少数者に関する正しい理解が深まるよう、引き続き情報提供、広報・啓発を図る必要があります。

■誰もが安心して暮らせる環境の整備

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、高齢者などがより多くの影響を受けると想定されます。市民意識調査においても、避難所における女性等への配慮が必要だと多くの市民が感じており、女性の視点からの防災の取組を進める必要があります。

我が国の令和3年の平均寿命は女性が87.57歳、男性が81.47歳と前年度を下回りはしたが、医療が進歩するなか、健康意識も浸透してきており、寿命の延びという大きなトレンドは今後も変わらないと考えられています。人生百年時代を見据えて、一人一人のヘルスリテラシー(健康について最低限知っておくべき知識)を向上させるなどの支援が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭への支援も必要となっています。

第3章

計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、平成16年3月に制定・施行した「つくば市男女共同参画社会基本条例」において、次の5つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の自立と多様な生き方の選択
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 4 あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換
- 5 国際的協調

<参考> つくば市男女共同参画社会基本条例一部抜粋

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるように配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

2 / 基本目標

本計画の基本理念に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、全ての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう、児童生徒の発達段階に応じて学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、育児休業や介護休業取得のための支援等、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組めます。

さらに、市や市の職員が、模範となるように女性委員や管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知などDV等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

また、性の多様性や性的少数者への正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発を進めます。

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

また、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、各種支援サービス等の環境整備を行い、生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った包括的なきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

3

施策の体系

[基本目標]

[施策の方向性]

[施策【施策番号】]

I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

○男女共同参画を推進するためのセミナー開催【1】
○男女共同参画情報発信【2,3】

(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実

○学校での男女共同参画の視点に立った教育【4,5】

II あらゆる分野における男女共同参画の推進（◆女性活躍推進計画）

(1) 職業生活における活躍推進

◆就労を希望する人への情報提供及び再就職・職場復帰への支援【6】
◆起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助【7】
◆女性の参画が少ない分野での支援【8,9】
◆女性活躍促進に向けた公共調達への加点評価項目の設定【10】

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備

◆男性の育児休業取得を促進するための企業への支援【11】
◆男性の家庭生活への参画促進【12,13,14】
◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり【15,16,17】
◆労働環境改善のための情報提供・啓発【18】

(3) 市政における女性の参画促進

◆審議会等委員の女性委員の登用【19】

(4) 市と市職員が率先して行う取組

◆女性職員の管理職等登用の推進【20】
◆育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり【21】
◆職場におけるハラスメント防止対策の推進【22】

III 一人一人の人権の尊重（■DV基本計画）

(1) 配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

■DV防止のための広報・啓発【23】

(2) 相談体制の充実と被害者の支援

■女性のための相談室の実施【24】
■相談員研修の充実【25】
■男性のための電話相談の実施【26】
■関係機関との連携強化【27】

(3) 性的少数者に関する差別の解消

○性的少数者に関する情報の発信と啓発【28】
○性的少数者に関する職員ハンドブックの作成【29】

(4) 多文化共生を踏まえた相談体制の充実

○つくば市外国人相談窓口の設置【30】

IV 安全・安心な暮らしの実現

(1) 生涯を通じた健康支援

○女性特有のがん検診事業の推進【31】
○妊婦の健康診査及び妊産婦保健指導の推進【32】
○性教育の推進【33】

(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

○女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり【34】
○地域防災における女性参画の促進【35】

(3) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

○ひとり親家庭に対する支援の充実【36】
○つくばこどもの青い羽根学習会の実施【37】

4 指標一覧

基本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「成果指標」「活動目標量」「参考値」の3つの指標を設定します。

5か年で達成すべき目標値を掲げ、毎年定点観測しながら、計画の進捗管理にいかしていきます。

成果指標	男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標
活動目標量	基本計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データ
参考値	男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値

【成果指標】

男女共同参画に関する市民意識調査項目	前回調査	現状値	目標値
	平成28年(2016年)	令和3年(2021年)	令和8年(2026年)
「社会全体」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	16.4%	15.1%	17%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、反対の割合	—	61.9%	67%
「職場」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	22.2%	26.7%	30%
「女性のための相談室」を知っている市民の割合	33.8%	35.6%	38%

つくば市民意識調査項目	前回結果	現状値	目標値
	平成29年(2016年)	令和3年(2021年)	令和8年(2026年)
男女共同参画に対する満足度	24.2%	26.9%	30%

【活動目標量】

基本目標	項目	現状値 令和3年度末又は 令和4年4月1日現在	目標値 令和8年度末又は 令和9年4月1日現在
I	男女共同参画セミナー参加人数 (延べ人数)	男 75 人 女 151 人	男 100 人 女 150 人
II	家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合	86.3%	87.3%
II	保育所待機児童数	2 人	0 人
II	放課後児童クラブ受け入れ児童員数	5,013 人	6,870 人 ※令和6年度(2024年度)までの目標値(第2期つくば市子ども・子育て支援プラン)
II	審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合	27.5%	40%以上
II	管理職を目指せるような職場環境満足度	年内抽出予定	年内設定予定
II	男性職員の育児休業取得率 (2週間以上)	89.6%	100% ※令和7年度(2025年度)までの目標値(つくば市職員のワークライフバランス推進プラン)
III	相談事業の周知活動 (チラシ配布、SNS配信等)	82 か所 (年 6 回周知)	90 か所 (年 10 回周知)
III	性的マイノリティに関するセミナーの参加人数(延べ人数)	男 8 人 女 32 人	男 50 人 女 150 人
IV	子宮がん/乳がん検診受診率	子宮がん 19.3% 乳がん 19.2%	当面 50% ※令和7年度(2025年度)までの目標値(第4期つくば市健康増進計画)
IV	つくばこどもの青い羽根学習会開設か所数	16 か所	18 か所 ※令和6年度(2024年度)までの目標値(市長公約事業のロードマップ2020-2024)

【参考値】

基本目標	項目	現状値 令和3年度末又は 令和4年4月1日現在
I	男女共同参画セミナー参加者満足度(アンケート実施)	93%
II	つくば市ふるさとハローワークでの女性正規雇用の就業者数	27.5%
II	特定創業支援事業による女性の創業件数	11 人

基本 目標	項 目	現状値 令和3年度末又は 令和4年4月1日現在
Ⅱ	家族経営協定締結累計	209 件
Ⅱ	女性の認定農業者数	14 人
Ⅱ	地域子育て支援拠点施設数	9 施設
Ⅱ	病児・病後児保育実施施設数	8 施設
Ⅱ	審議会等委員(附属機関)の女性の長の割合	6.1%
Ⅱ	区長に占める女性の割合	6.5%
Ⅱ	市議会議員の女性の割合	28.6%
Ⅱ	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	40.3%
Ⅱ	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	33.2%
Ⅱ	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	17%
Ⅱ	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	6.1%
Ⅱ	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	0%
Ⅱ	消防吏員に占める女性の割合	4.2%
Ⅲ	「女性のための相談室」相談件数	579件
Ⅲ	「男性のための電話相談」相談件数	10 件
Ⅳ	防災対策出前講座等実施回数	15 回
Ⅳ	消防団員に占める女性の割合	2.9%
Ⅳ	「つくば市外国人相談窓口」相談件数	711 件

第4章

施策の展開

基本目標 I / 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

広報紙や市ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関するセミナー開催により、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。

番号	施策	内容	担当課
1	男女共同参画を推進するためのセミナーの開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	男女共同参画室
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。	男女共同参画室
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー(仮称)に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。	男女共同参画室

コラム

【Q なぜ男女共同参画の推進が必要なの？】

A 「女性だから」「男性だから」といった、性別によってその人個人の考え方や行動、生き方などが制限されることなく、一人一人が持つ個性や能力に応じて自分らしく生きられる社会の実現をめざしています。

(2)男女共同参画意識醸成のための教育の充実

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育における男女共同参画意識の推進を図ります。

また、学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

番号	施策	内容	担当課
4	学校での男女共同参画の視点に立った教育	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	学び推進課
5		小中学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	

基本目標Ⅱ / あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 職業生活における活躍推進

働きたいという希望を持つ女性が就業できるよう、職業能力開発の機会を設けることや就業に向けた情報提供等を行います。

また、起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。

さらに、自営業・家族的経営において、男女がその果たしている役割に対して適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような就業環境の整備・支援に努めます。

番号	施策	内容	担当課
6	就労を希望する人への情報提供及び再就職・職場復帰への支援	つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、職業相談や職業紹介の補助及び雇用制度や職業情報の周知等を行います。	産業振興課
7	起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助	各種セミナーや支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	産業振興課
8	女性の参画が少ない分野での支援	家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。	農業政策課
9		大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。 さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。	科学技術振興課
10	女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	市の調達で総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組を進めます。	契約検査課

(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の家庭等への参画を促すための啓発、育児休業の取得促進、ライフスタイルや新たな生活様式に対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

番号	施策	内容	担当課
11	男性の育児休業取得を促進するための企業への支援	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。	産業振興課 ／男女共同参画室
12	男性の家庭生活への参画促進	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	健康増進課
13		男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。	生涯学習推進課
14		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	こども政策課
15	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	幼児保育課
16		仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	こども育成課
17		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。 ※「つくば市高齢者福祉計画」により推進	高齢福祉課 介護保険課
18	労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	産業振興課

(3) 市政における女性の参画促進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や委員会等への女性委員の推進に取り組みます。

番号	施策	内容	担当課
19	審議会等委員の女性委員の登用	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	男女共同参画室

(4) 市と市職員が率先して行う取組

市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

また、仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備に努めます。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

番号	施策	内容	担当課
20	女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	人事課
21	育児や介護等に関わる休暇等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児や介護、看護等の休暇等を利用することができる職場の雰囲気づくりに努めます。	ワークライフバランス推進室
22	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して職場単位での防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	ワークライフバランス推進室

コラム



【Q 政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えるとどうなるの?】

A 私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能となります。

基本目標Ⅲ / 一人一人の人権の尊重

(1) 配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発

配偶者等からの暴力(DV)は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行います。

番号	施策	内容	担当課
23	DV防止のための広報・啓発	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。	男女共同参画室

(2) 相談体制の充実と被害者の保護

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知を図り男女ともに相談事業へつなげていくとともに、相談や支援にかかわる相談員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

また、関係機関や庁内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

番号	施策	内容	担当課
24	女性のための相談室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV(配偶者・パートナー等からの暴力)、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
25	相談員研修の充実	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、相談員の資質向上を図ります。	男女共同参画室
26	男性のための電話相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
27	関係機関との連携強化	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。	男女共同参画室

(3)性的少数者に関する差別の解消

性的指向や性自認(性同一性)を理由とする差別的取扱いについては、不当なことであるとの認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるよう偏見を取り除くための啓発を行います。

番号	施策	内容	担当課
28	性的少数者に関する情報の発信と啓発	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。	男女共同参画室
29	性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	人事課／男女共同参画室

(4)多文化共生を踏まえた相談体制の充実

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、外国人が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図ります。

番号	施策	内容	担当課
30	つくば市外国人相談窓口の設置	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるように、相談体制の充実を図ります。	国際都市推進課



【Q 性のあり方の多様性ってなに？】

A 人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人ひとりに個性・特徴がありますが、性についても①からだの性(生物学的性):生まれた時の身体的特徴などによる性、②こころの性(性自認):自分が認識する自分の性、③好きになる性(性的指向):恋愛感情や性的な関心の対象となる性、④表現する性(性別表現):服装、しぐさ、言葉遣いなどに様々な性のあり方があります。

基本目標Ⅳ / 安全・安心な暮らしの実現

(1)生涯を通じた健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取り組みの充実を図ります。

番号	施策	内容	担当課
31	女性特有のがん検診事業の推進	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。	健康増進課
32	妊産婦の健康診査及び保健指導の推進	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じょくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。	健康増進課
33	性教育の推進	生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する指導を行います。	学び推進課

(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

番号	施策	内容	担当課
34	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	危機管理課
35	地域防災における女性の参画促進	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。	危機管理課

(3)男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

ひとり親家庭等が抱える複合的な問題に応じるため、関係機関との連携を図り、生活支援、就業支援、経済的支援等を充実していきます。

番号	施策	内容	担当課
36	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。	こども政策課
37	つくばこどもの青い羽根学習会の実施	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。	こども未来課



【Q なぜ防災の分野に女性の視点は必要なの？】

A 過去の災害における被災者への物資提供や避難所運営などに関し、女性の視点の欠如から様々な問題が起きています。人口の半分は女性であり、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上に繋がります。

第5章

推進体制

1 / 庁内の推進体制

庁内における男女共同参画推進のための組織である「つくば市男女共同参画推進本部」を中心として、全庁的な男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

2 / 男女共同参画審議会

「つくば市男女共同参画社会基本条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議するため設置している「つくば市男女共同参画審議会」において、本計画の推進について様々な意見等を聴取・反映し、男女共同参画の効果的な展開を図ります。

3 / 国や県、関係機関との連携

本計画を進めるうえで、国や県の取組みとの整合性を保ちつつ、必要に応じて連携・協力を図っていきます。特に、DVに関する相談業務などは、県の女性相談センターや警察などの関係機関と緊密な連携を図ります。

4 / 男女共同参画苦情等処理

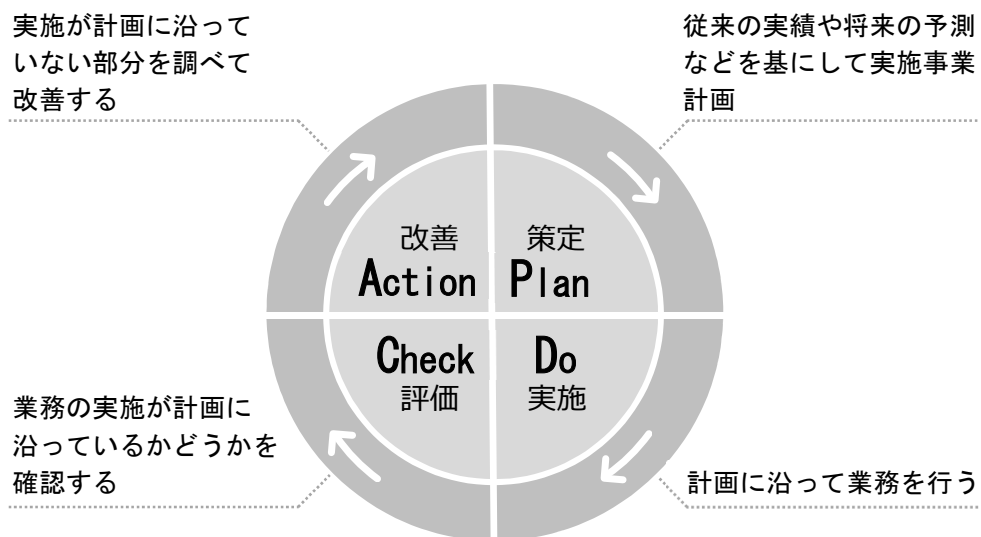
男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見について調査し、当該関係者に対し是正のための助言等を行う「苦情等処理制度」について周知を図ります。

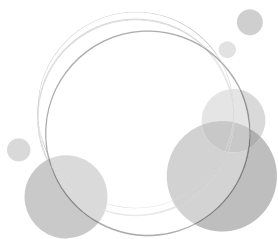
5 / PDCAサイクルによる進行管理

本計画では、各施策の進捗管理として、毎年度、施策の実施状況や活動目標量の達成度を把握・評価を行うとともに、庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部会議」及び外部組織である「つくば市男女共同参画審議会」において、計画の検証・審議を行い、適正な進行管理に努めます。また、毎年度推進状況及び評価結果を公表します。

進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを繰り返していきます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 抄(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 略
(2) 附則(中略)第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
(1) から (10) まで 略
(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 抄(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 一―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実、上

婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは その業務を行うに当たっては 必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援す

るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危

害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申

立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の

同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第

二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年法律第六十四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年法律第百十三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年法律第七十二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年法律第二十八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年法律第四十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正 令和元年六月五日同第二十四号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働

者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は

それらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところによ

り、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十

五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)、及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、

前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定
平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の

施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定
公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 つくば市男女共同参画社会基本条例

平成 16年3月26日条例第 25 号

男女共同参画社会は、男女が家庭生活においても、社会生活においても、互いに尊重し合い、共に責任を分担し、柔軟に役割を考え、あらゆる分野の活動に性別にかかわらず個性と能力に応じて対等に参画して、固有な人格の自由な発展を育む社会である。

21 世紀をむかえ、社会は少子高齢化の進行、経済活動の成熟化、情報通信をはじめとする科学技術の進歩など、急速な変化を遂げている。こうした中で、生きがいをもって自分らしく生き生きとした生活を送るためには、なお一層の男女共同参画社会の進展が図られなければならない。このことは、つくば市が掲げる人間性の尊重というまちづくりの理念にも合致するものである。

つくば市が、国際都市にふさわしく、他の都市の模範となるような活力あるまちづくりをするためには、男女共同参画社会の実現を市政の最重要課題の一つとして位置付け、総合的な施策を展開することが必要である。

よって、ここに男女共同参画社会を推進する取組を明らかにし、目指す社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、つくば市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女平等の実現を目指し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は不必要な身体への接触により、他の者を不快にさせ、当該者の社会生活のあらゆる場面においてその環境を害すること及び当該性的言動への対応を理由として、当該者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はかつて配偶者であった者に対する暴力的な行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及び当該暴力的行為に付随して生じる子への暴力的な行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるように配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を施策の主要な方針として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

3 市は、第1項に定める施策を企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、第3条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画社会の推進を阻害するセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、男女が仕事、育児及び介護を含めた家庭生活並びに地域内における活動について、両立できるような職場環境の整備に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、必要に応じ積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

第 2 章 基本計画

(基本計画の策定)

第 7 条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進を図るための総合的かつ計画的な施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進を図るための基本的施策の実施に必要な事項

3 市は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴取するとともに、つくば市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。(施策実施等の評価)

第 8 条 市は、男女共同参画の推進を図るため、基本的施策の策定及び実施について合理的かつ適切に評価するための措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、今後の施策の実施予定等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

第 3 章 基本的施策

(政策等決定過程における男女共同参画の推進)

第 10 条 市は、政策又は方針の決定過程への男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

(1) 市の各種委員会、審議会等の委員その他の構成員に関する男女共同参画

(2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対して必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の実施状況に関する報告及び適切な措置を講じるよう協力を求めることができる。

2 市は、前項に定める報告に基づき、男女共同参画に対する取組状況について公表することができるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関し主体的かつ積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、公表するものとする。(自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進)

第 12 条 市は、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 経営に女性が主体的に参画することができるような環境を整備するとともに、能力の開発及びその能力が適正に評価されるような支援体制を整備する措置

(2) 経営者、その配偶者及びその他の家族の自由な意思に基づき、経営の目標、収益の分配、経営の移譲の計画、就業時間等について取り決める家族経営協定などの就業に関する条件を整備するための措置

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るために必要な措置

(高度情報社会における男女共同参画の推進)

第 13 条 市は、高度情報社会における男女共同参画の推進を図るため、男女があらゆる機会に必要な情報を得ること及び男女が平等にその能力を發揮することができるよう、情報技術及び知識の習得等の学習環境を整備するための措置を講じるよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第 14 条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、学校教育及び生涯学習の場における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、学校教育及び生涯学習において、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及びその個性に応じて学校教育又は生涯学習の場に参加できるような環境を整備するとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活等の調和)

第 15 条 市は、家庭責任を有する男女が対等な立場で、家庭生活及び家庭生活以外の活動が両立することができるよう、支援その他の必要な措置を講じるものとする。

(健康の保持及び増進)

第 16 条 市は、男女が対等な立場において互いの性への理解を深めることにより、妊娠及び出産について女性の意思を尊重し、並びに性と生殖に係る健康保持を図るよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、男女がその生涯にわたる心身の健康を保持し、及び増進をするための教育、啓発、健康相談等の必要な措置を講じるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 17 条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を実施するため、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

第 4 章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止及び被害者保護等)

第 18 条 何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談等の申出があったときは、当該相談等の申出に速やかに対処するとともに、関係機関又は団体と密接に連携して一時保護等の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する情報等への対応)

第 19 条 何人も、広告、ポスター等の公衆に対して表示する情報において、異性に対する暴力的行為及び性の商品化を助長し、又はこれらを連想させる表現を行わないように努め、男女共同参画の推進を阻害しないようにしなければならない。

- 2 市は、前項の規定に反すると認めるときは、当該情報の表示にかかわった者に対して撤去勧告等の必要な措置を講じるものとする。

第5章 苦情等の処理

(苦情等の処理)

- 第20条 市民は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、必要と認めるときは、調査を行うことができる。
 - 3 前項の規定に基づく調査の対象となる関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告等)

- 第21条 市は、前条に規定する苦情等の処理に関し、つくば市男女共同参画審議会に報告するとともに、必要に応じ、当該関係者に対し是正のための助言、指導等を行うことができる。

第6章 審議会

(審議会の設置)

- 第22条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、答申するため、つくば市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長が任命する委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれかの一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 委任

(委任)

- 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第1号

会 議 録

会議の名称		令和4年度 第3回つくば市男女共同参画審議会		
開催日時		令和4年(2022年)10月25日 15:00~15:50		
開催場所		つくば市役所 2階 職員研修室(1)(2)		
事務局(担当課)		市民部市民活動課男女共同参画室		
出席者	委員	生田目 美紀委員(会長)、土井 隆義委員(副会長)、 有光 直子委員、石山 武委員、浦里 晴美委員、 大谷 加津代委員、栗山 賢司委員、川本 愛子委員、 北口 ひとみ委員、土井 裕人委員、長 卓良委員、 福村 佳美委員、間野 聡子委員、ヘイズ ジョン委員		
	その他	男女共同参画推進基本計画策定支援業務委託事業所		
	事務局	市民部：池畑次長、市民活動課：荒澤課長 男女共同参画室：横田室長、松崎係長、水谷主任主査		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		協議事項 (1)つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)素案 について		
会議録署名人		確定年月日		令和 年 月 日
会議次第	1	開会		
	2	会長あいさつ		
	3	議事		
	4	その他		
	5	閉会		

様式第1号

<あいさつ>

事務局：定刻になりましたので、令和4年度第3回つくば市男女共同参画審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会は、委員18名中14名の方に出席していただいております。過半数を超える出席でございますので、つくば市男女共同参画社会基本条例施行規則第7条第3項により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。なお、本会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条により公開となりますことを申し添えます。

それでははじめに、会長よりご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく申し上げます。

会長：皆様、こんにちは。あっという間に冬になってしましまして、気持ちが追い付いていきませんが、今日も元気よく会議のほう進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。ここで、審議会委員の変更がありましたのでご報告いたします。つくば市商工会事務局長の変更により、これまで審議会委員を務めていただいていた松信委員に変わりました。9月から柳田委員に変更になりました。なお、柳田委員は、本日、ご都合により欠席となっております。ここで皆さまにご報告を申し上げます。

それでは、ここからは条例施行規則第7条第2項に従いまして、生田目会長に議事の進行をお願いします。

会長：それでは次第に従いまして進めてまいります。前回8月の審議会の際には、事務局から男女共同参画推進基本計画の素案について説明していただき、委員の皆さまからさまざまなご意見・ご提案をいただいたところです。本日は、12月に予定しているパブリックコメント前の審議会となりますので、前回の審議会での意見等を踏まえて、どのように計画に反映されているか事務局から説明をお願いします。

<審議内容>

(1) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)素案について

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございます。ただ今、素案の修正について報告していただきました。前回の意見についてニュアンスが違うと感じたり、修正が必要だと思われたりする方は教えてください。本日は、パブコメ前ですので、新たな意見をいただくというよりは、こちらを仕上げていくという形でいきますのでよろしく願いいたします。

委員：会長のおっしゃったこととニュアンスは違いますが、49pの施策番号28番の「庁内及び関係機関」と修正したと説明ありましたが、私の資料では「庁内及び民間機関」になっています。変更していないのでしょうか。

事務局：28番のところですが、民間機関以外との連携もありますので、関係機関が正しいものとなります。修正いたします。申し訳ございません。

会長：正しくは、「庁内及び関係機関」となります。その他何かありますか。

委員：たくさん直していただいてありがとうございます。納得のいくものになっていると思います。施策のところの48pや44pに書かれているコラムがよいと思いました。できれば28pのところになじみのない言葉(アウトィング、SOGI、アライ)がいくつかありますので、コラムをつけていただけたらなと思います。また前回の基本計画のときは資料編の基本条例の後に審議会のメンバー表があったのですが、今回はないのでしょうか。

事務局：後ろの資料編に、審議会のメンバー表は今後載せさせていただく予定です。関連する法律などもここに載せる予定です。

会長：ありがとうございます。では他にありませんか。

副会長：2点あります。まず24pの(4)の②市政に「活かされていない理由」についてですが、グラフを見てみると回答の数値を足すと100%になると思います。しかし、複数回答なのでシングル回答であれば100%ですが、複数

回答にもかかわらず、100%ということはどれか一つしか選んでいないことになりませんが、本当にそれでいいのかどうか。もしも、複数回答をしている方がいるならば100%を超えるはずですから、そこは元のデータに戻さないといけないと思うので確認をお願いします。

事務局：こちらについては表記の方を見直しさせていただきたいと思います。

副会長：データを確認していただいて、複数答えた方がいれば100%を超えるはずなので、それが実態になりますからそれに合わせた方がいいと思います。もう一点確認ですが、差替で配ってある23pの追加された②のグラフですが、この追加の趣旨は令和3年度の調査だけではなく、平成28年度との比較を加えるという趣旨でよろしいですか。

事務局：23pの②のグラフについては、差替えたものが正しいものとなっております。誤った表記になっており申し訳ございません。

副会長：これはどちらも複数選択なんですよ。気になったのは数値の変化なのですが、平成28年度のときには増えない理由として「両立が難しいから」は多いのは分かるのですが、「希望する女性が少ないから」、「そういう雰囲気職場がないから」がほぼ拮抗していたのですが、令和3年度を見ると「そういう雰囲気が職場がないから」が減っていて、一方で「希望する女性が少ないから」が増えています。そうすると、環境は改善してきているのに、女性の意識は後退しているように見えてしまい、これでいいんですかってことなんです。環境は改善したのに、当の女性の意識は逆に向いているように読めるんですが、そういうことでいいのかという確認なんです。

事務局：こちらは職員意識調査の結果になるのですが、環境が変わってもやりたくないという人はいると思います。環境としては整っているのですが、自己の問題なのか仕事の複雑、多様化、責任の重さなのかはわかりませんが、若い人の中にはやりたくないということなのかもしれません。

副会長：世代が変わって若い人が増えてきたから管理職になりたくない人が増えているという理屈なら分かるのですが、このデータを見ると管理職を希望

しない女性が増えていると見えてしまうと思います。少し気になりました。
結果なので仕方ないとは思いますが。

事務局：出てしまった数字なのでこれが実態ということになります。

委員：以前聞いたことがあるのですが、管理職の希望調査をしたときに、管理職を希望する人が少なかったが、しない理由を明記せよというアンケート形態にしたら、管理職を希望する人が増えたということを知ったことがあります。聞き方によって結果が違うのだなと思いましたが、これではその効果もあまりないですね。折角頑張っているのに、効果が出ていなくて残念です。

委員：2点あります。まず、コラムについてですが、小中学校や高校で使われることを想定されるので、そういった児童生徒でもわかりやすいように用語解説などを付けていただきたいです。

もう一つは、50pの(3)の文章で一段落目では「偏見や差別」という言葉が使われているのですが、二段落目では差別が抜けて「偏見」だけになっています。差別解消に消極的なイメージを受け取ると思います。

会長：まず、用語解説は入れていく方向で検討していきたいと思います。また、50pのほうはトーンが落ちているということですが、これは意図があるのでしょうか。それともたまたまなのでしょう。

事務局：すみません、特に意図していたわけではありません。偏見の文字の前に追加したいと思います。

会長：せっかく一段落目でそう書かれているので、つなげていったほうが自然でいいと思います。

副会長：タイトルが「差別の解消」と書かれているので、そのまま生かした方がいいと思います。差別を解消し、偏見を取り除くという形がいいと思います。

会長：おかげさまでだいぶいい感じに仕上がっているかと思います。少し検討する部分等がありますけど、そちらの方は事務局のほうにお願いするとして、その他、事務局からご意見はありますでしょうか。

様式第1号

事務局：スケジュールの方を説明させていただきたいと思います。今後は、今回ご指摘いただいた部分を修正しまして、データの方を皆様にお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。また、概要版の作成を予定しております。今回は間に合わず申し訳ございません。内容がかたまり次第、皆様にお知らせしたいと思います。その後、12月から1カ月ほどパブリックコメントを実施いたしまして、意見等を募集する予定です。

次回の審議会は、1月末から2月上旬頃の開催を予定しており、パブリックコメントの結果の報告などを予定しております。

副会長：一点気づいたのですが、1pの2行目「性別に関わらず」のところはこの漢字を使わないので、変えた方がいいと思います。

委員：そこはひらがなで表記した方がいいかと思います。

委員：細かいところなのですが、45pの真ん中あたりの「小中学校において」のところを、つくば市には義務教育学校もありますので「小中義務教育学校」に変えていただきたいと思います。

事務局：そのように修正させていただきます。

会長：細かいところはまだ出てくるかと思いますが、遠慮なくお気づきのときに事務局のほうへお知らせいただければと思います。

それでは素案の修正と概要版につきましては、事務局に一任するということが進めていきたいと思っています。皆さまのお手元に届くと思いますので、表記のことや修正等ありましたらご連絡をお願いします。他にご質問はここままでよろしいでしょうか。

本日は、慎重な審議そして円滑な議事運営にご協力いただきありがとうございました。以上で、第3回つくば市男女共同参画審議会を閉会します。

ありがとうございました。

以上

令和4年度 第3回つくば市男女共同参画審議会次第

日時 令和4年(2022年)10月25日(火)

15:00～17:00

場所 市役所2階 職員研修室(1)(2)

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)素案について

4 その他

5 閉 会

第2回つくば市男女共同参画審議会における意見への対応について

No.	頁	意見内容	対応
1	1	策定の趣旨に、重要な「男女の違いでみんなの気持ちが変わる」ということが書かれていない。	2行目「～性別に関わらず、全ての個人が、互いに～」に修正した。
2	1	策定の趣旨10行目 しかし近年、様々な～の「しかし」は不要ではないか。	「しかし」を削除した。
3	1	策定の趣旨14行目 そうした状況を踏まえ～の「そのような」の文言がふさわしいのではないか。	「このような」に修正した。
4	7	国の動きに、2022年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を加えたほうが良い。	年表に追加した。
5	8	県の動きに、いばらきパートナーシップ宣誓制度を加えたほうが良い。	年表に追加した。
6	32	「将来指標」という表記ではなく、他の表現にしたほうが分かりやすい。	将来指標→前計画の将来指標に修正した。
7	35	ヘアロスに象徴されるルッキズムの問題を計画に盛り込むにはどのようにしたら良いか。	■男女共同参画意識の醸成を図るための普及啓発 5行目に『ルッキズム(外見に基づく差別・偏見)』を追記した。
8	36	「一人一人の人権尊重の推進」9行目「LGBT」と「LGBTQ等」という言葉が重なっている。	「LGBT」を削除して「LGBTQ等」を表記した。
9	39	基本目標Ⅲの3行目「～DV等被害者が～」に性犯罪も加えてはどうか。	「～DVや性犯罪等の被害者が～」に修正した。

No.	頁	意見内容	対応
10	39	基本目標Ⅲの5行目「性の多様性や～」の「性の」を取り、「多様性を認めることと、性的少数者への正しい理解」としてもよいのでは。	多様性とする、ダイバーシティと誤解される懸念もあり、この計画では、性の多様性への正しい理解を広げる施策を実施していくため、現状のままとする。
11	39	基本目標Ⅳの下から2行目「～減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画～」を、「災害による女性への多くの影響の発生に鑑み～」とすると、避難所のこと等も含まれるのでは。	「～減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点～」と修正した。
12	40	体系図で、基本目標の後に「◆女性活躍推進計画」と「■DV防止基本計画」を括弧書きで入れると、誤解の心配があるため、計画名を入れる必要がないのでは。	体系図の下欄に記入する形で修正した。
13	40	「DV基本計画」ではなくて「DV防止基本計画」が正しいのでは。	「DV防止基本計画」に修正した。
14	41	「女性のための相談室」を知っている市民の割合を100%に近づけていただきたい。目標値を上げてほしい。	市民の半数(女性)が知っていることを目標に、50%の設定で見直した。
15	42	「マタニティサロンの夫またはパートナーの参加者の割合」がP32の実績値の表記と一致しないため、数が倍になっている説明が必要である。	P42「活動目標量」の一覧表の下欄に※で説明書きを追記。
16	42	活動目標量の目標値の欄の表現が「令和8年度末又は令和9年4月1日現在」とあるが、「時点」ではないか。	「令和8年度(2026年度)」に修正した。
17	42	目標値が小数点第一位まで出ているが、そこまで細かくする必要はないのでは。	小数点第一位を削除した。

No.	頁	意見内容	対 応
18	45	「性教育の推進」を基本目標Ⅳではなく、基本目標Ⅰの学校教育の分野に位置づけてもよいのでは。	施策として実施していくのは、学校教育の場であることから、基本目標Ⅰ(2)に移動し、施策名を統一した。
19	46	施策番号7に「女性創業者」を追加してほしい。	創業支援は、男女問わず行っていることから、女性創業者に限定した事業の実施は難しい。そのため、施策名を変更し、「女性の多様な働き方に関する支援」とした。
20	46	くるみん認定を受けている事業所を総合評価でプラス加配してもよいのでは。	まずは、公共事業への女性技術者の項目を設定することを目標に進め、くるみん及びえるぼし認定企業等への取り組みは、認定企業の広がりを見て今後検討していくこととする。
21	49	基本目標Ⅲ(2)「被害者の早期発見、早期対応を図るため、利用しやすい時間等を拡充し、相談窓口の周知を図り～」とするとよいのでは。	「被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知や利用しやすい体制の充実を図り男女ともに相談事業へ～」に修正した。
22	49	施策番号28「関係機関との連携強化」に、「庁内及び民間の関係機関」を入れ、担当課にこども未来課を加えてはどうか。	「庁内及び関係機関」と修正した。 担当課にこども未来課を加えることは、庁内の連携先がこども未来課だけではなく、高齢福祉課や障害福祉課など、相談状況によって対応窓口が異なるため、こども未来課だけを担当課に加えるのは見送ることとする。
23	50	茨城県のパートナーシップ宣誓制度を広報する施策があってもよいのでは。	施策番号29に文言を追加した。
24	52	「ひとり親家庭に対する支援の充実」に、「ひとり親家庭および女性の貧困に対する支援の充実」としてはどうか。	生活困窮者支援は、女性に特化して支援する施策ではないため、施策名に入れることは難しいため、見送ることとした。

世界の
あしたが見えるまち。
TSUKUBA



つくば市 男女共同参画 推進基本計画

令和5年(2023年)3月

〔対象期間〕

令和5年度(2023年度)から
令和9年度(2027年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

男女共同参画都市宣言

つくば市は、万葉の昔から続く悠久の歴史と豊かな自然に恵まれ、世界と日本の文化が溶けあう、人と自然と科学が調和しながら共存するまちです。

つくば市は、男女が互いに人権を尊重し、ともに個性と能力に応じて社会のさまざまな分野に参画し、義務も責任も協力してにない、いきいきと暮らすことができる社会をめざします。

私たちは、このつくば市に誇りを持ち、希望あふれる未来に向かってさらに発展し、世界に友情と平和の輪を広げることを願い、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1 私たちは、男女が互いにひとりの人間として尊重しあい、自分らしく生きることのできるまち「つくば」をめざします。

1 私たちは、男女がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できるまち「つくば」をめざします。

1 私たちは、男女が家庭でも職場でも協力しあい、思いやりあふれる地域社会をつくり、ともに楽しむことのできるまち「つくば」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 男女共同参画を取り巻く現状	4
1 国内・外の男女共同参画に関する動向	4
2 男女共同参画に関わる本市の現状	11
3 男女共同参画に関する市民意識	19
4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)の推進状況	31
5 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題	35
第3章 計画の基本的考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策の体系	40
4 指標一覧	41
第4章 施策の展開	44
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備	44
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	46
基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重	49
基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現	51
第5章 推進体制	53
1 庁内の推進体制	53
2 男女共同参画審議会	53
3 国や県、関係機関との連携	53
4 男女共同参画苦情等処理	53
5 PDCAサイクルによる進行管理	54

資料編	55
1 策定経過	55
2 男女共同参画社会基本法	56
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	66
5 つくば市男女共同参画社会基本条例	72
6 つくば市男女共同参画推進本部設置要項	75
7 つくば市男女共同参画推進本部員名簿	76

1 策定の趣旨

本市では、平成9年に現在の「つくば市男女共同参画推進基本計画」の先駆けとなる「つくば市女性行動計画」を策定し、性別に関わらず、全ての個人が、互いに人権を尊重し合い、責任も分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年に「男女共同参画都市」を宣言しました。

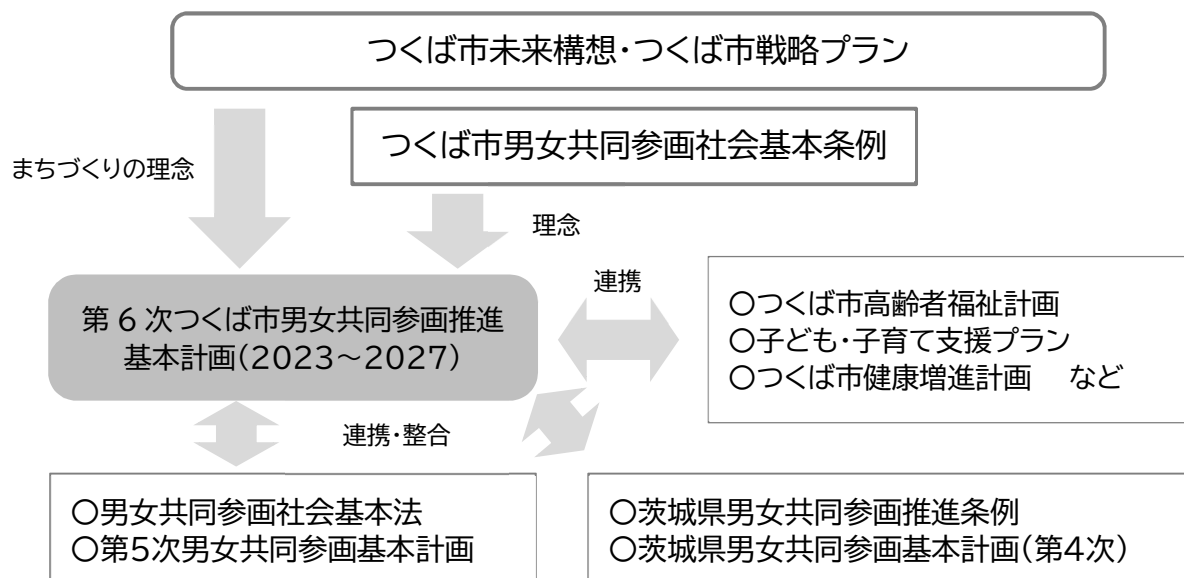
平成16年3月には「つくば市男女共同参画社会基本条例」(以下「条例」という。)を制定・施行し、この条例で男女共同参画社会の構築による人間性の尊重というまちづくりに向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取り組みを行うことを決めました。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

このような状況を踏まえ、この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の計画期間満了に当たり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、新たに「つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 / 計画の位置付け

- 本計画は、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の後継計画です。
- 本計画は、「つくば市未来構想」「つくば市戦略プラン」が示すまちづくりの理念、「つながりを力に未来をつくる」の実現に向けた個別計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」と整合するものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(DV防止基本計画)」を含みます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含みます。



3 / 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
つくば市	つくば市男女共同 参画推進基本計画 (2018~2022)		第6次つくば市男女共同参画推進基本計画 (2023~2027)				
茨城県	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)						
国	第5次男女共同参画基本計画						

1 国内・外の男女共同参画に関する動向

(1)世界の動き

○ 昭和 50(1975)年 「国際婦人年」設定

昭和51(1976)年からの10年間を「国連婦人の10年」とすることが決まりました。同年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の自立と地位向上を目指し、各国が10年間に取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

○ 昭和 55(1980)年 「女子差別撤廃条約」署名

デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年世界会議」で、国連憲章や女子差別撤廃宣言等に規定された性による差別禁止の原則を更に具体化した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式が行われました。

○ 昭和 60(1985)年 「ナイロビ将来戦略」採択

ケニアのナイロビで開催された「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」で、世界行動計画の実現期限を2000年まで延長することが決定され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

○ 平成5(1993)年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連総会で「宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

○ 平成7(1995)年 「北京行動綱領」採択

中国の北京で開催されたアジアで初めての世界女性会議で、21世紀に向けて各国、NGOなどが取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択されました。

○ 平成 12(2000)年 「女性 2000 年会議」開催

国連本部で開催された会議で、21世紀に向けての行動指針である「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

○ 平成 17(2005)年 「北京宣言及び行動綱領」等の再確認の実施

第49回国連婦人地域委員会において「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

○ 平成 23(2011)年 「UN Women」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワメントに取り組む組織として平成22(2010)年の国連総会決議により設立された「UN Women」が発足しました。

○ 平成 27(2015)年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連総会において採択された「2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境などの開発問題に対応するための17のゴール(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals: SDGs)のひとつに、「ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワメント」が掲げられました。

○ 平成 28(2016)年 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意

G7伊勢志摩サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダと全ての持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献するとの観点から、「女性の能力開花のためのG7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意しました。

○ 令和元(2019)年 G20 「大阪首脳宣言」を採択

G20大阪サミットにおいて、不平等への対処による成長の好循環の創出として、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの必要性が「G20大阪首脳宣言」が採択されました。

○ 令和2(2020)年 第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合開催

グローバルなデータと分析に裏打ちされ、女性の権利についての広範で参加型、かつ実地調査に基づいた包括的な報告書に基づいて、UN Womenは「北京報告書25年後の女性の権利レビュー」(Women's rights in Review 25 Years After Beijing Report)を刊行し、1995年の北京宣言及び行動綱領採択後の女性の権利の進展とそれを阻む障害を検証しました。

(2)国の動き

○ 昭和 50(1975)年 「婦人問題企画推進本部」設置

総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定されました。

○ 昭和 60(1985)年 「女子差別撤廃条約」批准

「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

○ 昭和 62(1987)年 「新国内行動計画」策定

長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本的方向を定めた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

○ 平成6(1994)年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置

○ 平成8(1996)年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定

21世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

○ 平成 11(1999)年 「男女共同参画社会基本法」公布

男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題として位置付ける「男女共同参画社会基本法」が公布されました。

○ 平成 12(2000)年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。

○ 平成 13(2001)年 「配偶者暴力(DV)防止法」公布

女性に対する暴力を人権に関わる問題と捉え、暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(「配偶者暴力防止法」又は「DV 防止法」)」が公布されました。

○ 平成 15(2003)年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」
閣議決定

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成32(2020)年までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。

- 平成 17(2005)年 「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 19(2007)年 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」
「仕事と生活の調和のための行動指針」策定

国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能なものにする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むための「憲章」と「行動指針」が、「官民トップ会議」において策定されました。

- 平成 22(2010)年 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 25(2013)年 「日本再興戦略」閣議決定

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが戦略の中核に位置付けられました。

- 平成 27(2015)年 「女性活躍推進法」公布

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするために、10年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布されました。

「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定

安保理決議第1325号(女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議)等の履行に関する行動計画を策定されました。

- 平成 30(2018)年 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行
「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定
- 令和元(2019)年 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布

- 令和2(2020)年 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

- 令和4(2022)年 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布

(令和 6 年 4 月施行)

(3)県の動き

- 昭和 53(1978)年 「青少年婦人課」設置
茨城県における男女共同参画への取組が開始されました。
- 平成3(1991)年 「いばらきローズプラン」策定
「茨城県女性対策推進本部」設置
茨城県における女性行政施策の推進を図るために、庁内の体制が整備されました。
- 平成8(1996)年 「いばらきハーモニープラン」策定
茨城県が取り組むべき女性施策の指針として、男女のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。
- 平成 13(2001)年 「茨城県男女共同参画推進条例」制定
「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、「茨城県女性対策推進本部」の「茨城県男女共同参画推進本部」への名称変更など、推進体制が整備されました。
- 平成 14(2002)年 「茨城県男女共同参画基本計画」策定
「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」と「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- 平成 17(2005)年 「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
男女共同参画施策を推進する拠点として、「女性プラザ男女共同参画支援室」が、茨城県女性青少年課に開設されました。
- 平成 18(2006)年 「茨城県男女共同参画実施計画」策定
- 平成 23(2011)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定
- 平成 28(2016)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
- 平成 30(2018)年 女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編
- 平成 31(2019)年 「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正

- 令和元(2019)年 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」導入
「パートナーシップ宣誓制度」は、性的少数者のカップルを自治体が結婚に相当する関係として認めるもので、茨城県が全国の都道府県で初めて導入しました。
- 令和2(2020)年 「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置
「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称

(4)市の動き

- 平成6(1994)年 女性行政担当を福祉部から企画部へ組織変更
- 平成7(1995)年 庁内組織である「つくば市女性行政連絡会議」設置
- 平成8(1996)年 市民による「つくば市女性懇話会」設置
- 平成9(1997)年 「つくば市女性行動計画」策定
- 平成 11(1999)年 市民環境部市民活動課女性行政室に組織変更
市内において「いばらき国際女性会議」開催
- 平成 12(2000)年 「つくば男・女のつどい」、「男・女セミナー」開始
国・県の主催による「いばらき国際女性会議」を継承・発展させ、市主催で、市民の交流を図る「つくば男・女(みんな)のつどい」と女性の能力開発支援などの学習会「男・女(ひとひと)セミナー」を開始しました。
- 平成 14(2002)年 「つくば市女性のための相談室」開設
- 平成 15(2003)年 男女共同参画推進課に組織変更
「つくば市男女共同参画推進計画(第2次)」策定
「男女共同参画都市」宣言

男女共同参画の推進を広く意思表示するために、県内5番目として「男女共同参画都市」宣言を行いました。

- 平成 16(2004)年 「つくば市男女共同参画社会基本条例」制定

行政と市民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくことを明らかにするため、「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。

庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部」設置
市民による「つくば市男女共同参画審議会」設置
「つくば市男女共同参画苦情等処理規則」制定

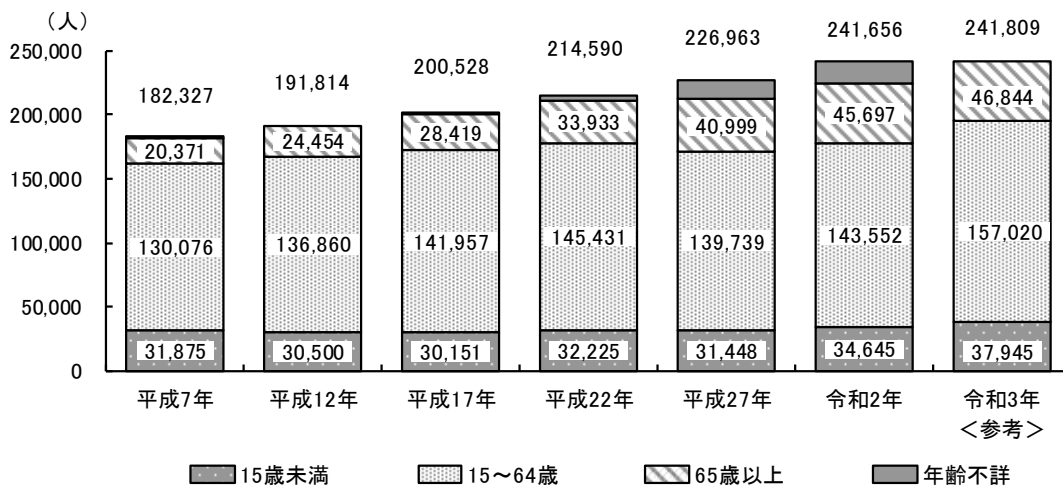
- 平成 19(2007)年 市民活動課男女共同参画室に組織変更
- 平成 20(2008)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2008~2012)」
策定
- 平成 22(2010)年 「つくば市男性のための電話相談」開設
- 平成 25(2013)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2013~2017)」
策定
- 平成 30(2018)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)」
策定
- 令和3(2021)年 「つくば市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

2 男女共同参画に関わる本市の現状

(1)人口に関する状況

① つくば市の人口の推移

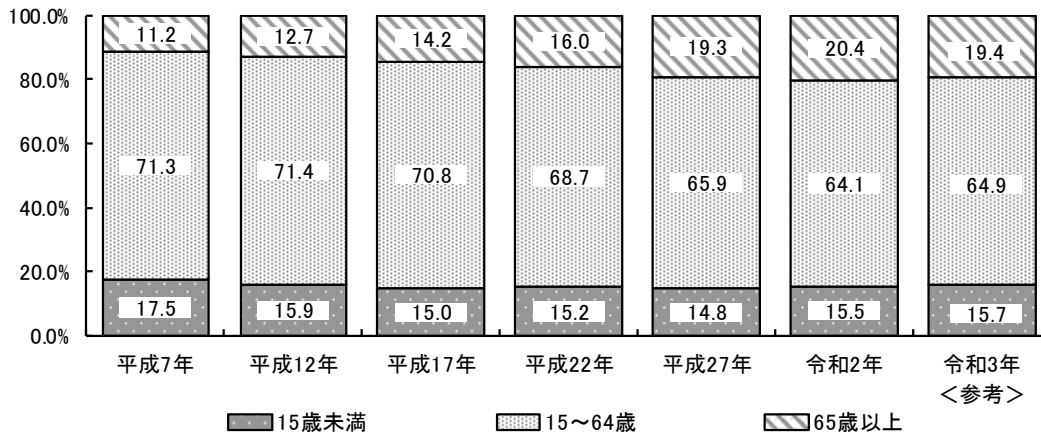
本市では、平成7年以降、5年ごとに9,000～14,000人の範囲で人口増加が続いており、令和2年には、約24万人となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在) <参考>は住民基本台帳による(令和3年1月1日)

② つくば市の年齢3区分別人口構成比の推移

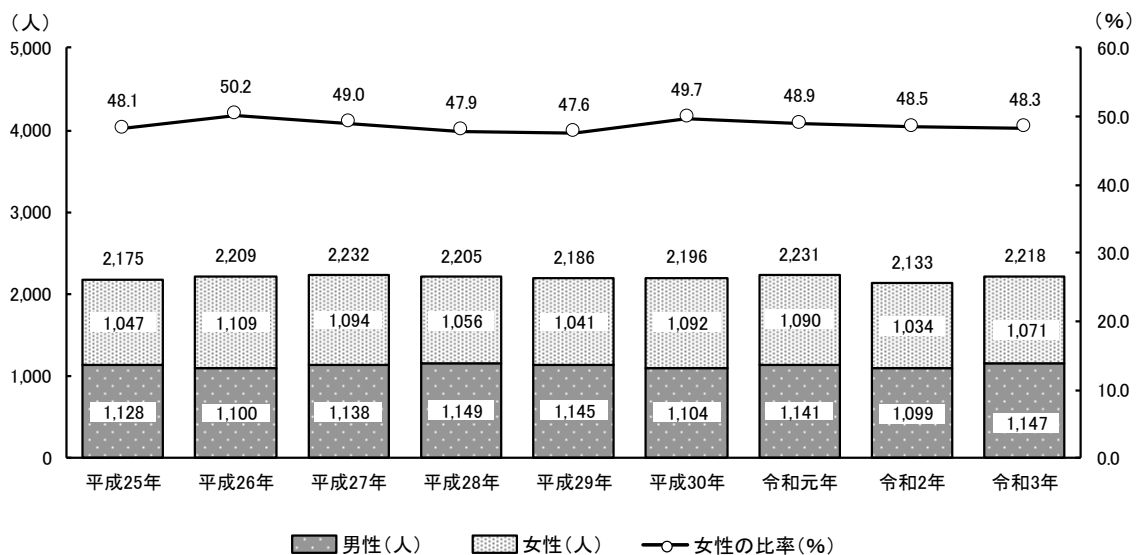
人口3区分別の構成比を見ると、65歳以上の高齢者人口割合が増加する一方で、15～64歳の人口構成比は減少傾向にあり、高齢化は徐々に進んでいることがわかります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在） <参考>は住民基本台帳による

③ つくば市の出生数と男女比の推移

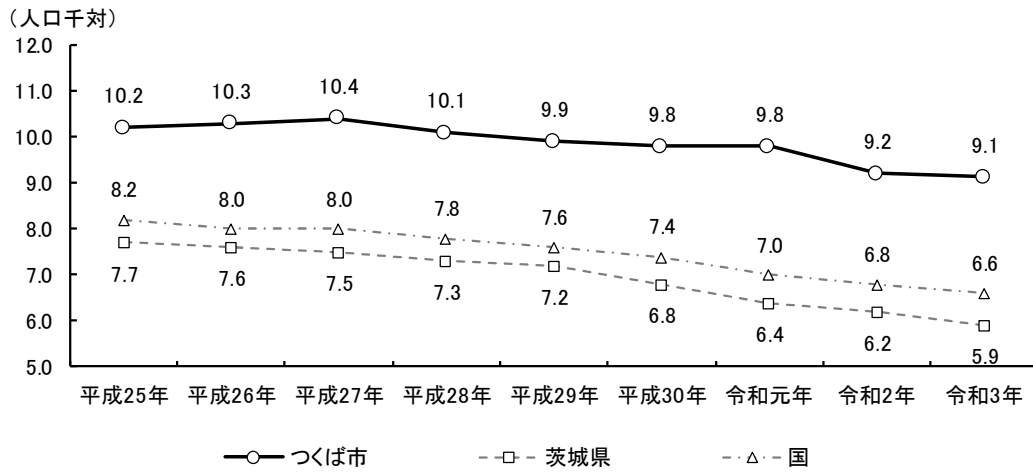
本市における年間の出生数は、平成25年から令和3年まで、ほぼ2,200人前後で安定した推移となっています。男女比については、女性の比率が50%をやや下回る年が多くなっています。



資料：人口動態統計（茨城県）

④ 出生率(人口千人当たり)の推移

人口千人当たりの出生率は、ゆるやかに低下している傾向がありますが、国や県に比べて、高くなっています。



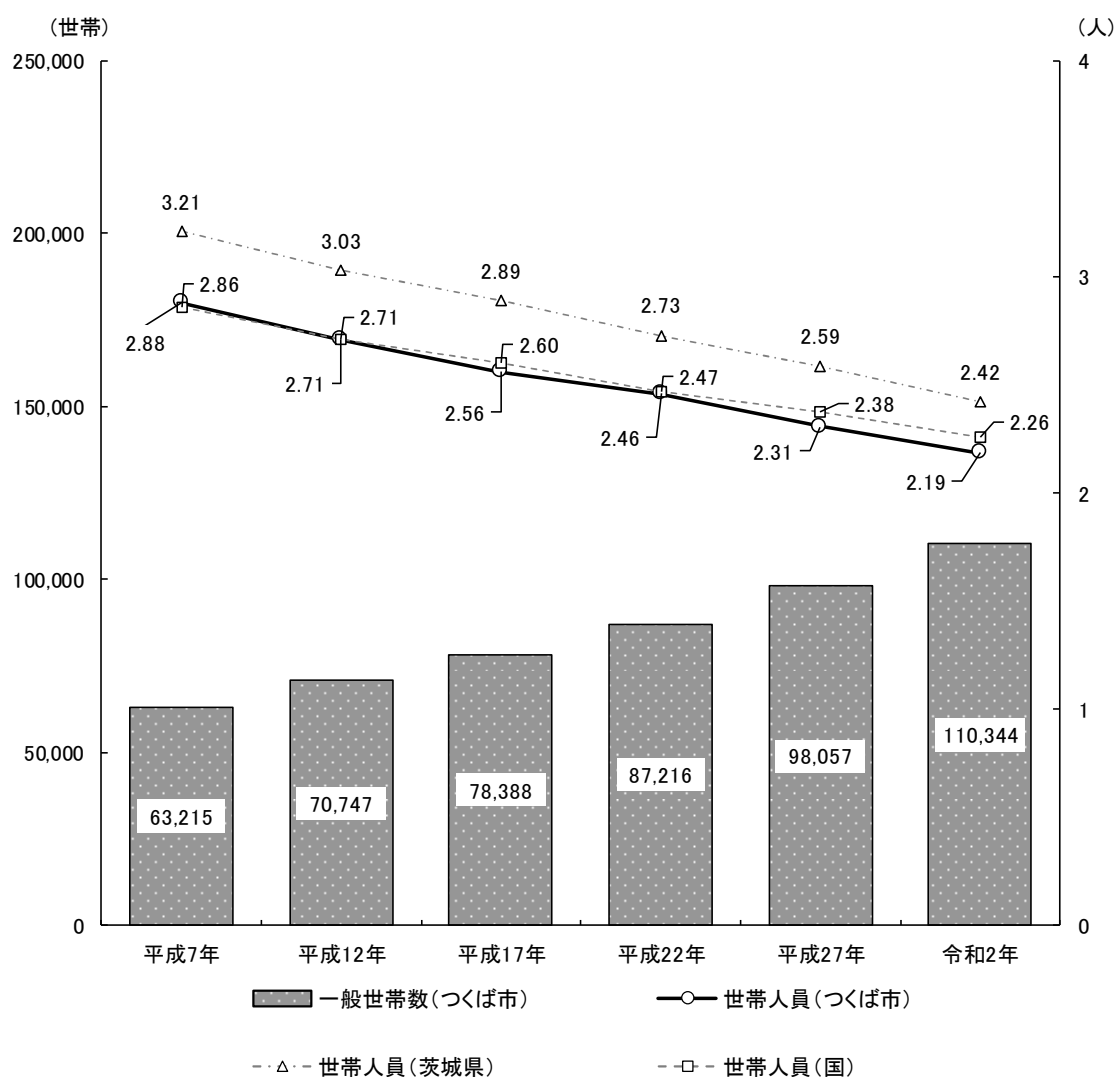
資料：人口動態統計(厚生労働省、茨城県)

(2)世帯に関する状況

⑤ 世帯数と世帯人員の推移

本市では世帯数も増加が続いており、令和2年では約11万世帯となっています。世帯当たりの人員(世帯人員)について見ると、世帯数の増加割合が人口の増加割合を上回っているため、減少傾向にあり、令和2年には2.19人となりました。

本市の世帯人員は、平成7年以降、茨城県全体よりも0.3人程度低く推移しています。また、国との比較では、ほぼ同様の値となっていますが、平成12年にクロスし、それ以降は本市の世帯人員のほうが低くなる傾向が見られます。



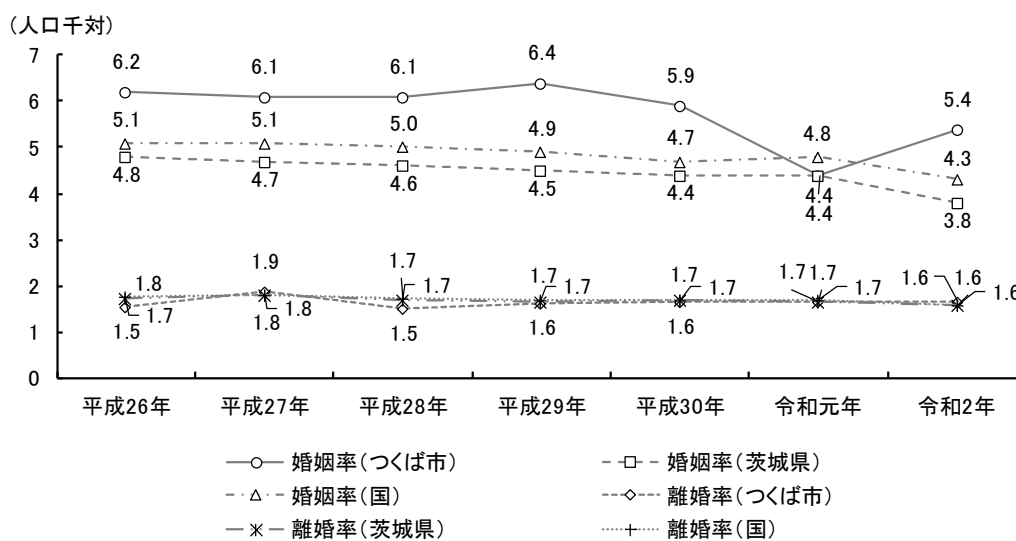
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(3)婚姻に関する状況

⑥ 人口千対の婚姻率・離婚率の推移

本市における人口千人当たりの婚姻率は、平成26年以降茨城県平均よりも高く推移し、令和2年で5.4となっています。

人口千人当たりの離婚率については、平成26年から令和2年まで、本市も茨城県も横ばいとなっています。



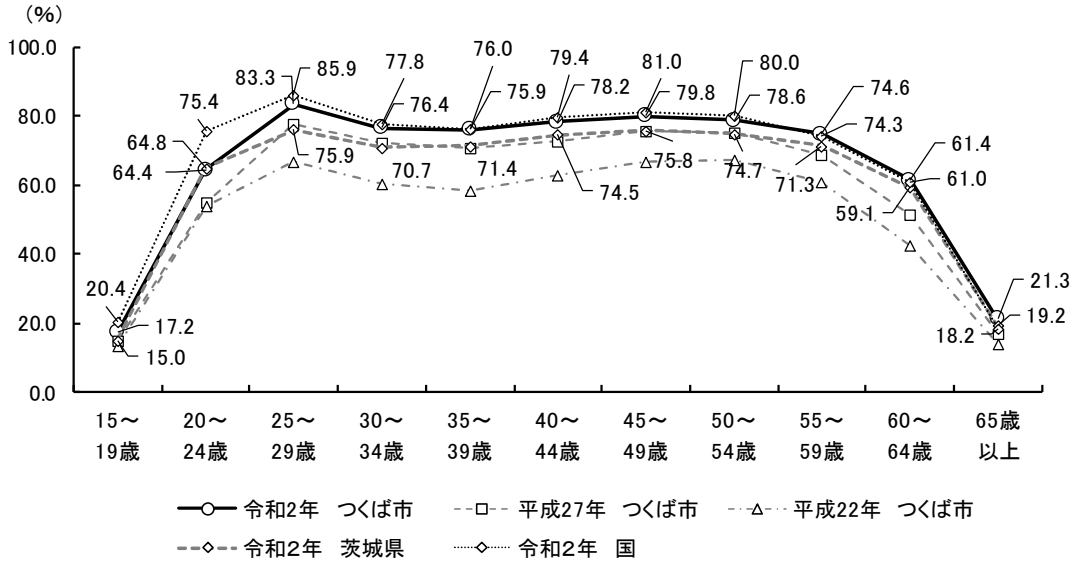
資料：茨城県人口動態統計、人口動態統計(厚生労働省)

※人口千対…1000人の人口集団の中での発生比率

(4) 就業に関する状況

⑦ 女性の年代別労働力率の推移

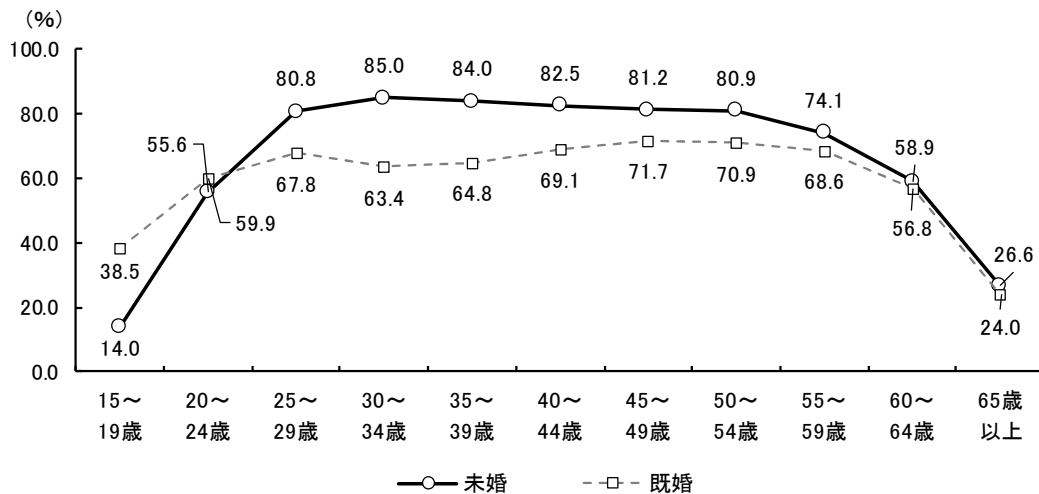
本市の令和2年における女性の労働力率は、25歳以上で茨城県に比べて高く、国と同程度となっています。また、本市の平成22年と比べると、30～44歳では、「M字カーブ」の凹みが浅くなっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

⑧ つくば市の女性の年代別・婚姻形態別労働力率の推移(令和2年)

婚姻形態別に見ると、令和2年において未婚女性と既婚女性の労働力率は、特に25歳から54歳までの年代で大きな差が見られています。

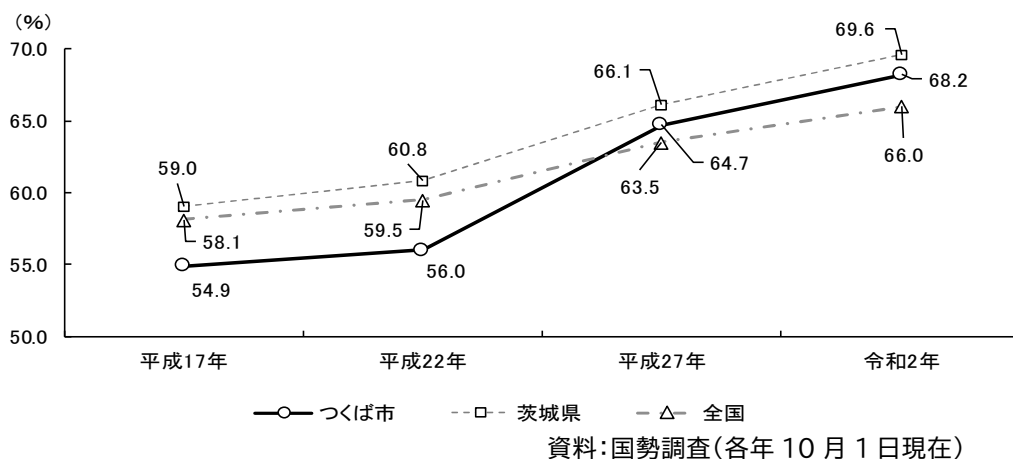


資料：国勢調査

※労働力率 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいいます。

⑨ 既婚女性の60歳未満の就業率の推移

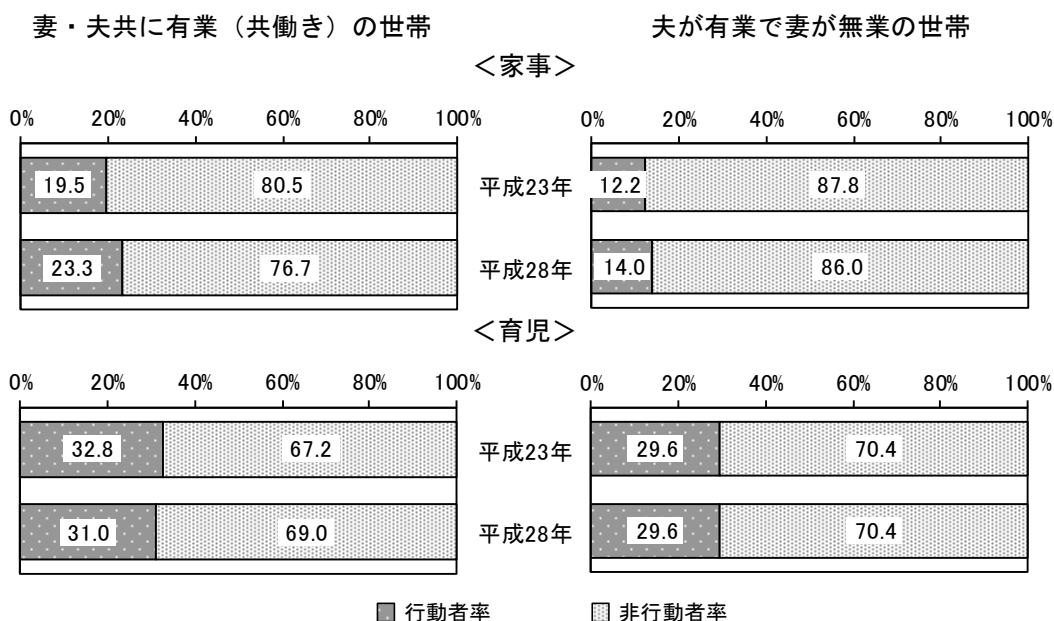
既婚女性の60歳未満の就業率の推移を見ると、平成17年以降増加傾向にあります。平成22年までは国、茨城県と比較して低かったが、平成27年以降は国、茨城県と同程度となっています。



(5) ワーク・ライフ・バランスに関する状況

⑩ 小さな子どもがいる夫婦の家事・育児の実施状況

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児の実施状況を、1日当たりの行動者率で見ると、平成28年で妻・夫共に有業(共働き)の世帯では家事で23.3%、育児で31.0%となっており、夫が有業で妻が無業の世帯では家事で14.0%、育児で29.6%となっています。平成23年と比較すると、大きな差異はみられません。



※「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの「家事」及び「育児」の行動者率(週全体平均)

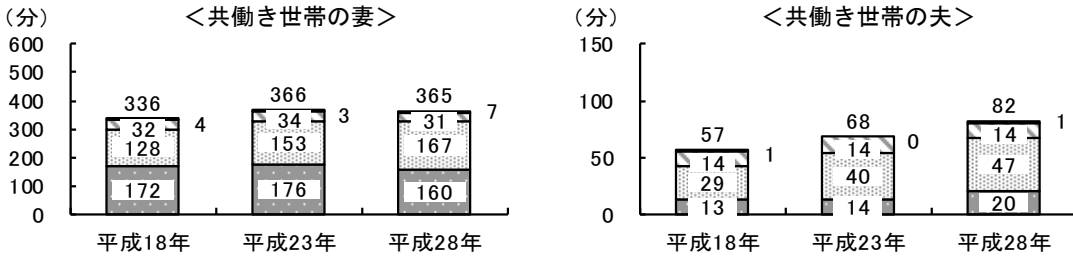
行動者率……該当する種類の行動をした人の割合(%)

非行動者率……100%－行動者率

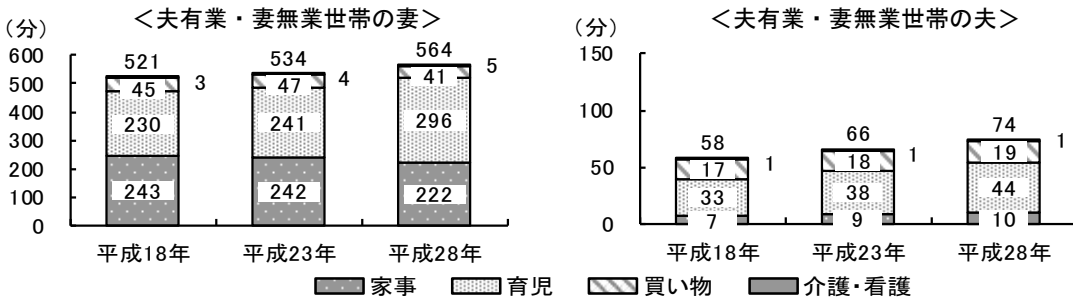
⑪ 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移を見ると、夫の家事・育児関連時間は、いずれの世帯も増加傾向にあるものの平成28年では共働き世帯の夫で82分、夫有業・妻無業世帯の夫で74分と妻と比較すると低くなっています。

6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻も有業（共働き）の世帯）



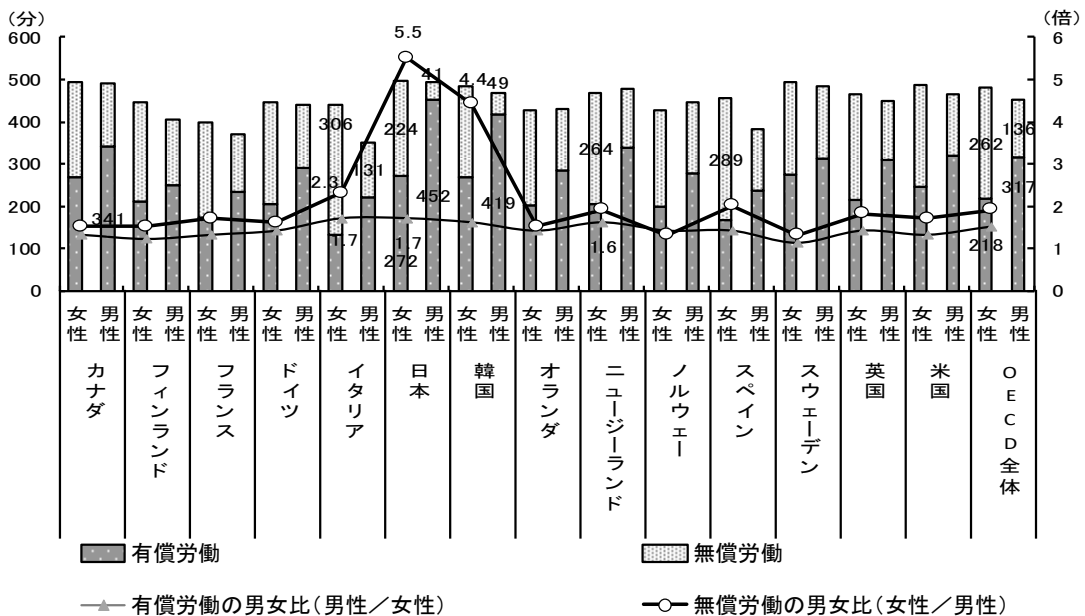
6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻は無業の世帯）



資料：令和3年版男女共同参画白書

⑫ 15～64歳の男女別に見た1日当たりの生活時間の国際比較(週全体平均)

日本女性の有償労働時間と無償労働時間は、比較国と大きな差はみられませんが、日本男性の有償労働時間は極端に長くなっており、総労働時間に占める割合は92%に達しています。



資料：令和2年版男女共同参画白書

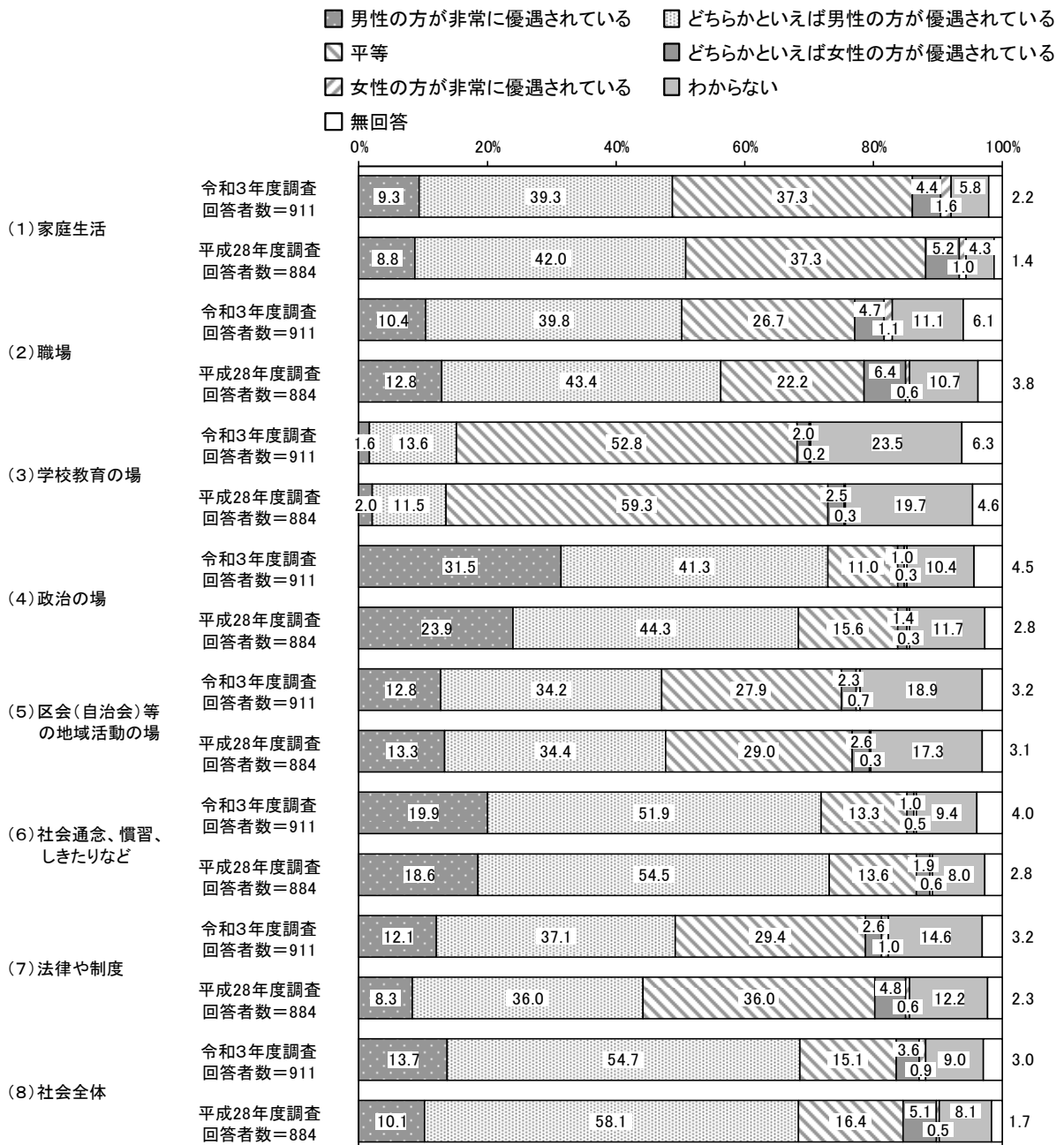
3 男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要)

(1)男女共同参画の意識について

① 男女の地位の平等感【市民意識調査】

『学校教育の場』以外の全ての項目で、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。特に、『政治の場』『社会通念、慣習、しきたりなど』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『学校教育の場』では「平等」の割合が最も高くなっています。

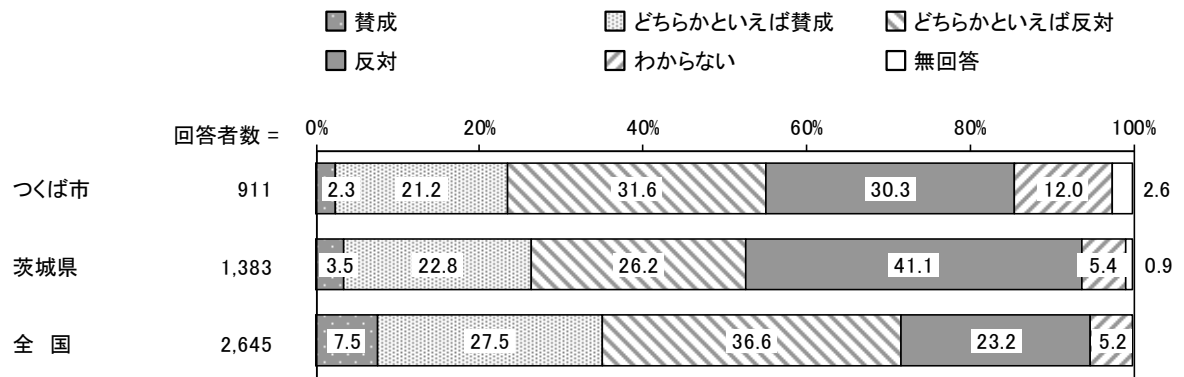
平成28年度調査と比較すると、『学校教育の場』『政治の場』『法律や制度』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が増加しています。



② 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方【市民意識調査】

「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が23.5%、「どちらかとい
えれば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が61.9%となっています。

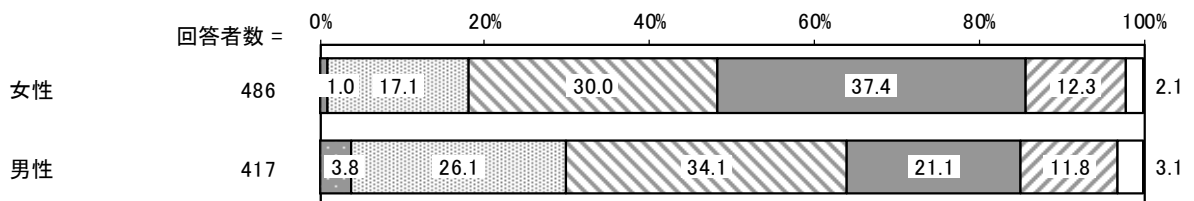
全国、茨城県と比較すると、“賛成”の割合が低くなっています。



※茨城県:令和元年度 県民意識調査
全国:令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査

【性別】

性別で見ると、男性に比べ、女性で“反対”の割合が高くなっています。一方、女性に比
べ、男性で“賛成”の割合が高くなっています。

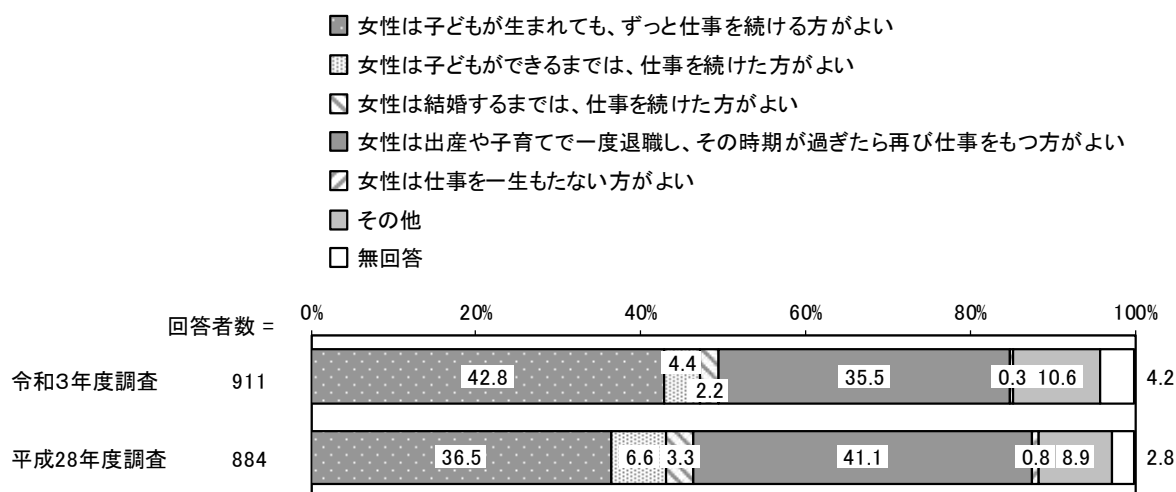


(2)女性の働き方

① 女性が職業をもつことに対する考え方【市民意識調査】

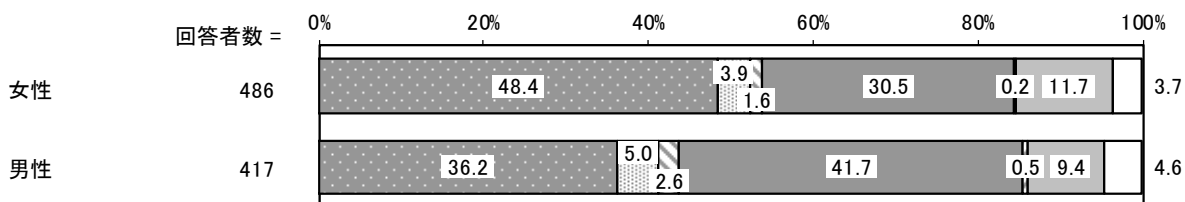
「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が42.8%と最も高く、次いで「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が35.5%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が増加しています。一方、「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が減少しています。



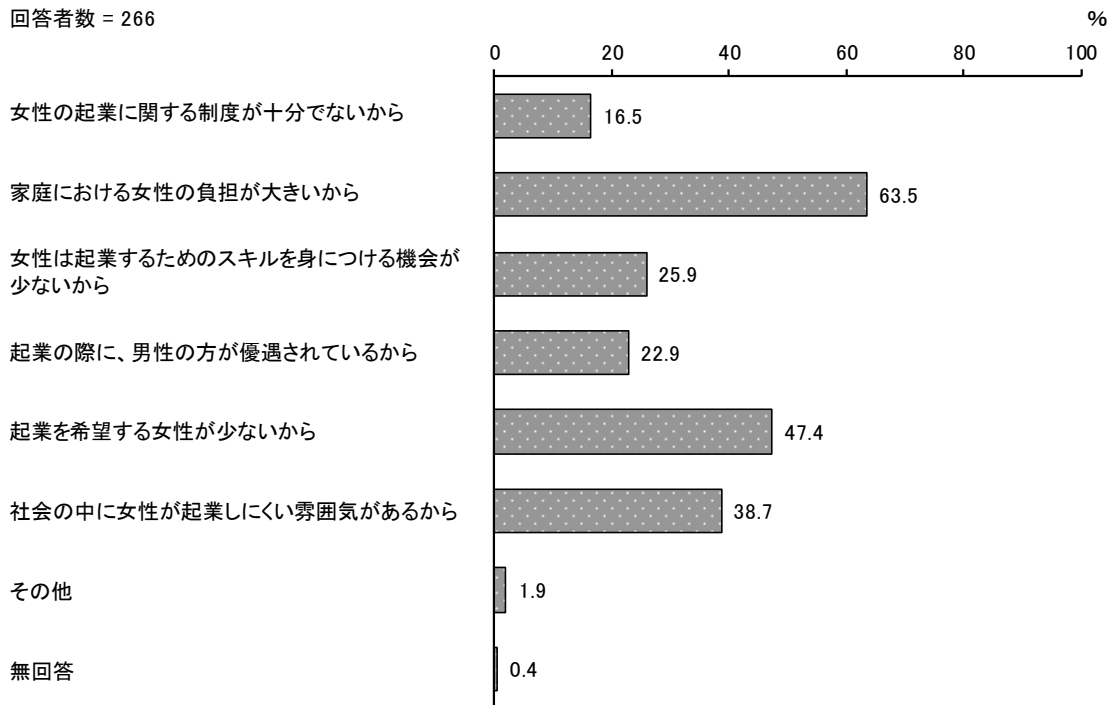
【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が高くなっています。



② 女性が起業して社会に出ていないと思う理由(複数選択)【市民意識調査】

「家庭における女性の負担が大きいから」の割合が63.5%と最も高く、次いで「起業を希望する女性が少ないから」の割合が47.4%、「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が38.7%となっています。



【性別】

性別で見ると、男性に比べ、女性で「家庭における女性の負担が大きいから」「起業の際に、男性の方が優遇されているから」「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が高くなっています。

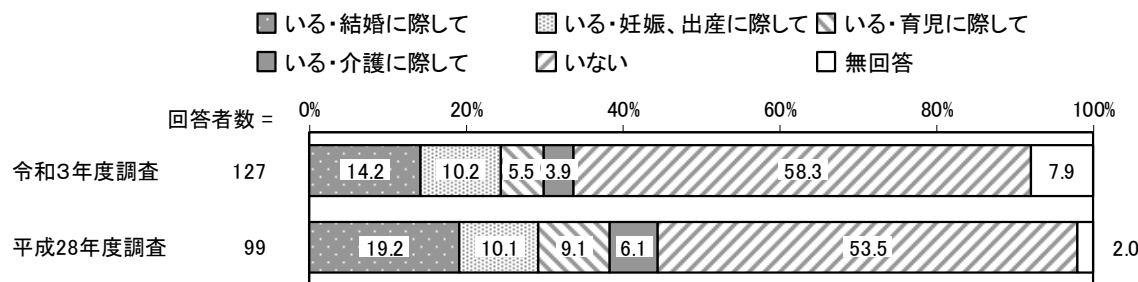
単位: %

区分	回答者数(件)	女性の起業に関する制度が十分でないから	家庭における女性の負担が大きいから	女性は起業するためのスキルを身につける機会が少ないから	起業の際に、男性の方が優遇されているから	起業を希望する女性が少ないから	社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから	その他	無回答
女性	131	15.3	70.2	24.4	29.8	45.0	42.0	0.8	0.8
男性	131	18.3	58.0	27.5	16.8	48.9	35.1	3.1	-

(3) ライフイベントにおける離職状況

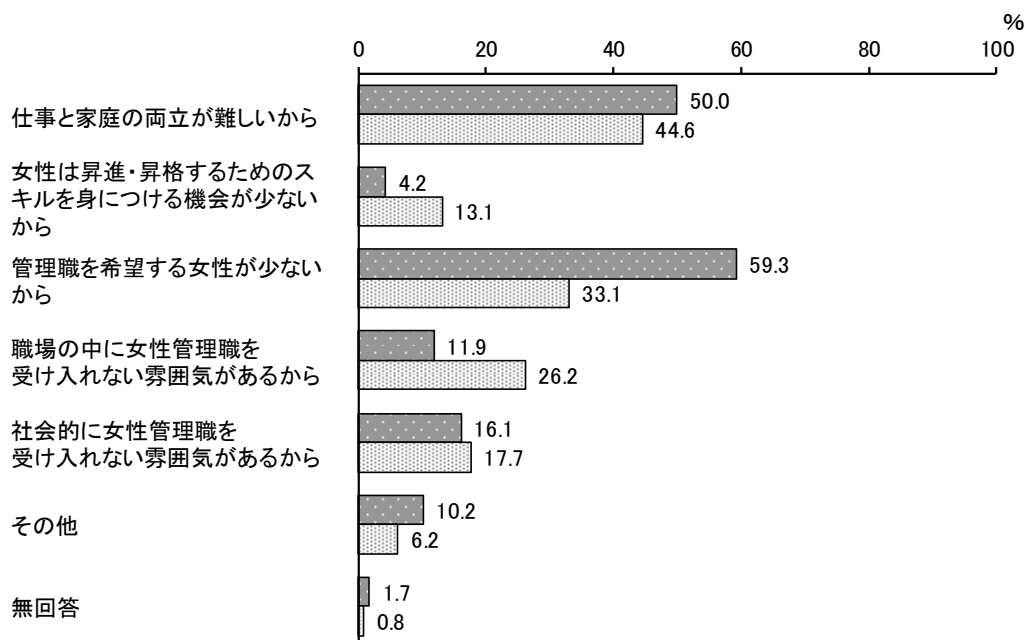
① 結婚、出産、育児、または介護に際して退職した従業員の有無【事業所調査】

「いない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「いる・結婚に際して」の割合が14.2%、「いる・妊娠、出産に際して」の割合が10.2%となっています。



② 市職員の女性管理職が増えないと思う理由(複数選択)【職員意識調査】

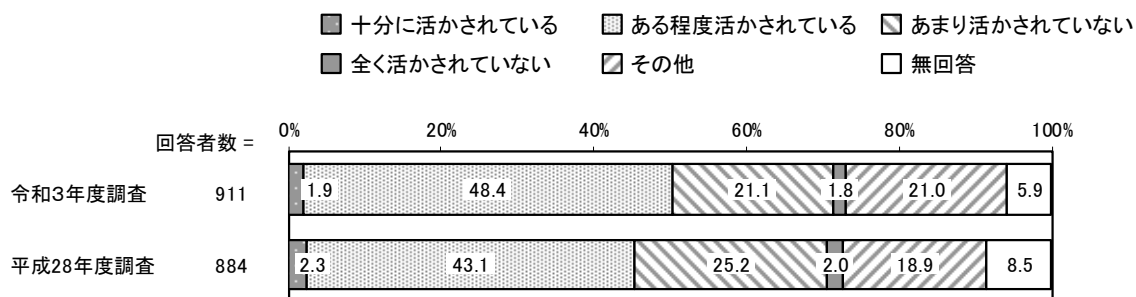
「管理職を希望する女性が少ないから」の割合が59.3%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立が難しいから」の割合が50.0%、「社会的に女性管理職を受け入れない雰囲気があるから」の割合が16.1%となっています。



(4) 市政運営について

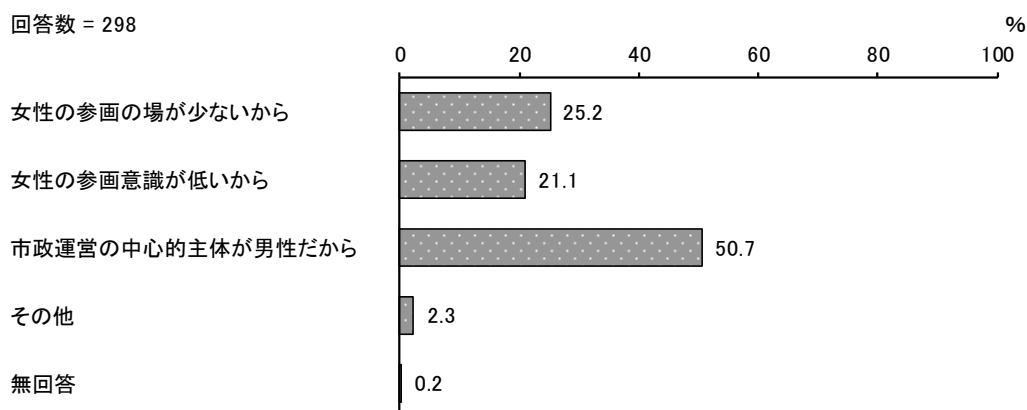
① つくば市の市政運営における女性の意見や視点の反映【市民意識調査】

「十分に活かされている」と「ある程度活かされている」をあわせた“活かされている”の割合が50.3%、「あまり活かされていない」と「全く活かされていない」をあわせた“活かされていない”の割合が22.9%となっています。



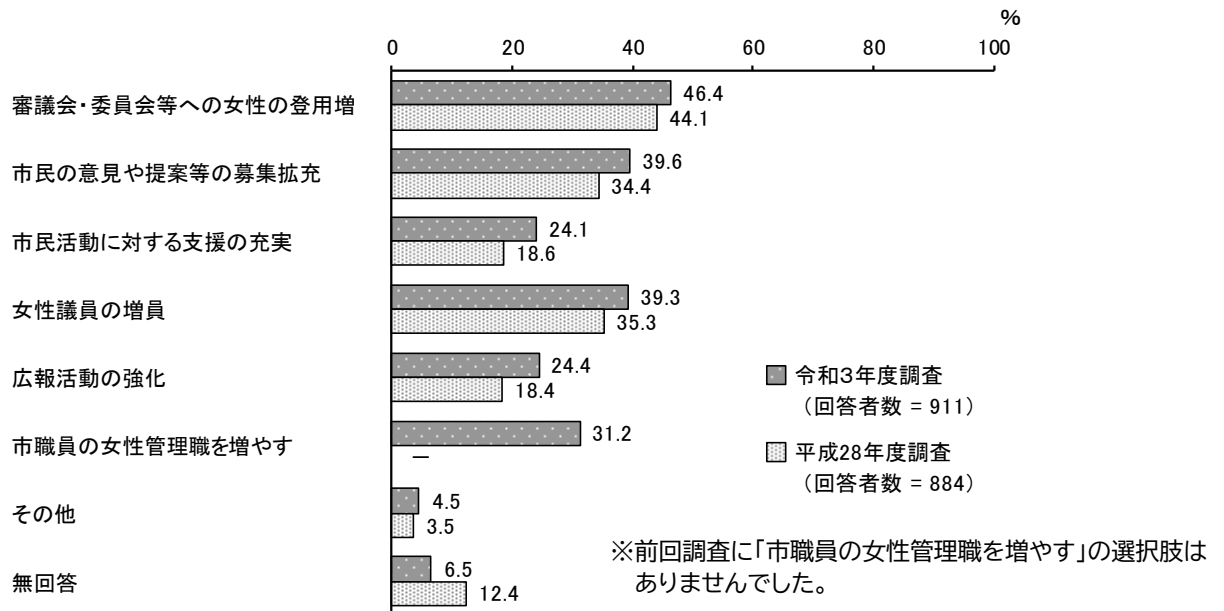
② 活かされていない理由(複数選択)【市民意識調査】

「市政運営の中心的主体が男性だから」の割合が50.7%と最も高く、次いで「女性の参画の場が少ないから」の割合が25.2%、「女性の参画意識が低いから」の割合が21.1%となっています。



③ 市政への女性参画の有効策(複数選択)【市民意識調査】

「審議会・委員会等への女性の登用増」の割合が46.4%と最も高く、次いで「市民の意見や提案等の募集拡充」の割合が39.6%、「女性議員の増員」の割合が39.3%となっています。

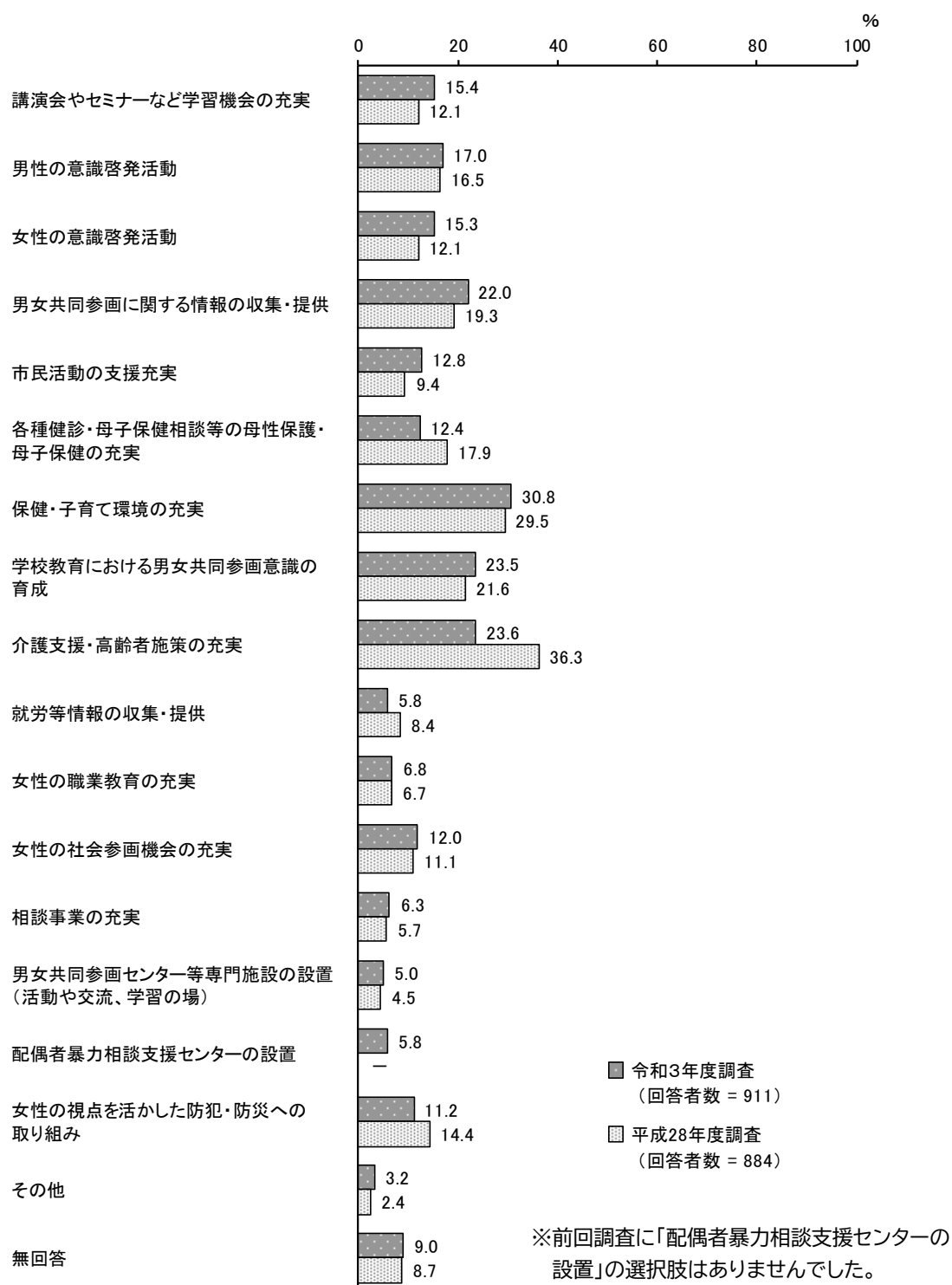


④ 男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべきこと(複数選択)

【市民意識調査】

「保健・子育て環境の充実」の割合が30.8%と最も高く、次いで「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が23.6%、「学校教育における男女共同参画意識の育成」の割合が23.5%となっています。

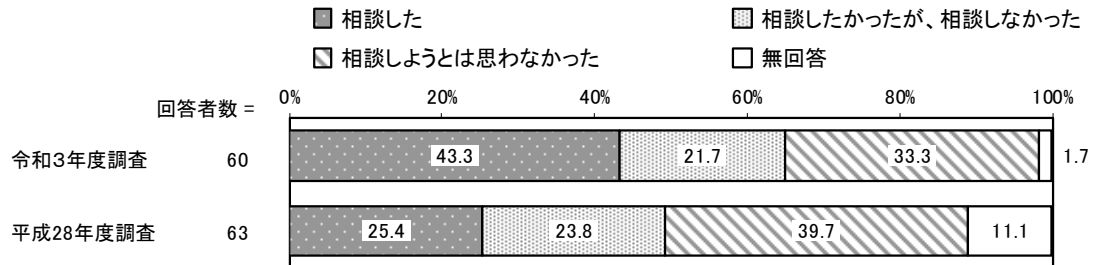
平成28年度調査と比較すると、「各種健診・母子保健相談等の母性保護・母子保健の充実」「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が減少しています。



(5)人権について

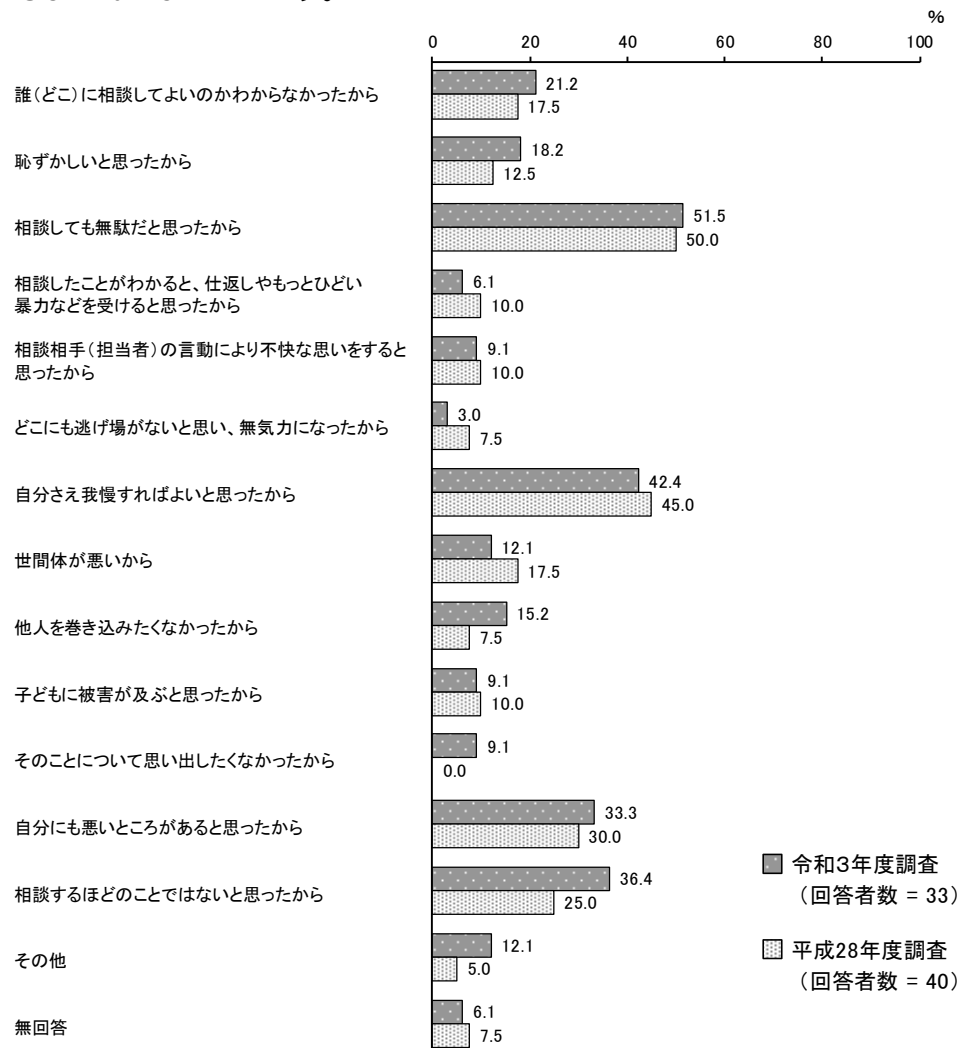
① DVを受けた人の相談の有無【市民意識調査】

「相談した」の割合が43.3%と最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」の割合が33.3%、「相談したかったが、相談しなかった」の割合が21.7%となっています。



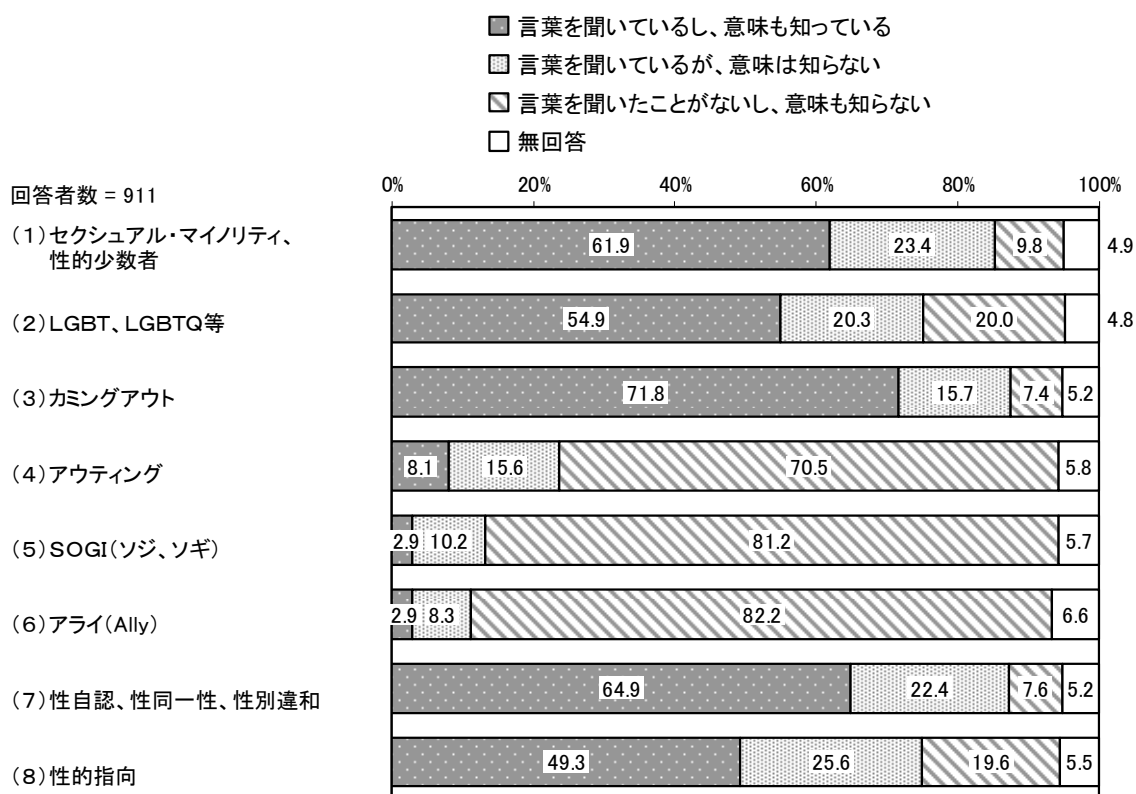
② 相談しなかった理由(複数選択)【市民意識調査】

「相談しても無駄だと思ったから」の割合が51.5%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればよいと思ったから」の割合が42.4%、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が36.4%となっています。



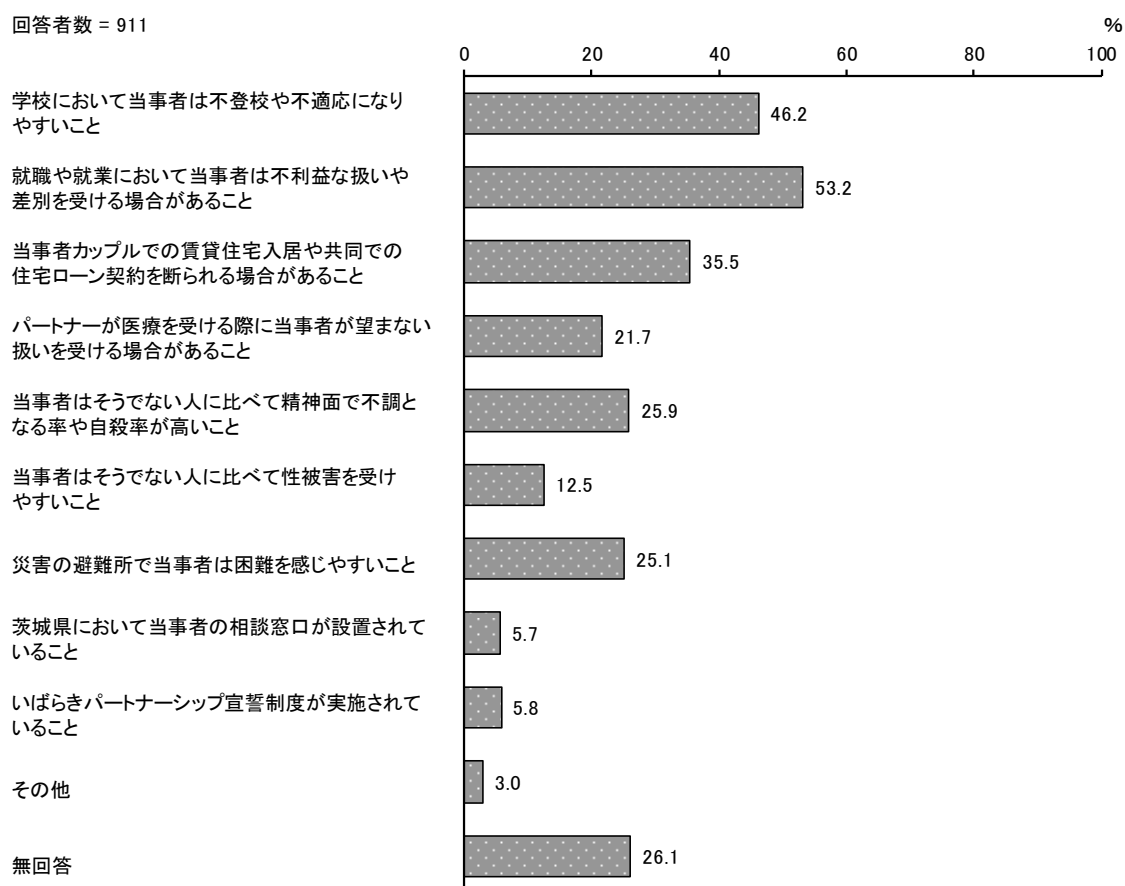
③ 性的少数者に関する言葉の認知度【市民意識調査】

『セクシュアル・マイノリティ、性的少数者』『LGBT、LGBTQ等』『カミングアウト』『性自認、性同一性、性別違和』『性的指向』の項目で、「言葉を聞いているし、意味も知っている」の割合が高くなっています。一方、『アウトティング』『SOGI(ソジ、ソギ)』『アライ(Ally)』の項目で、「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」の割合が高くなっています。



④ 性的少数者に関連することの認知度(複数選択)【市民意識調査】

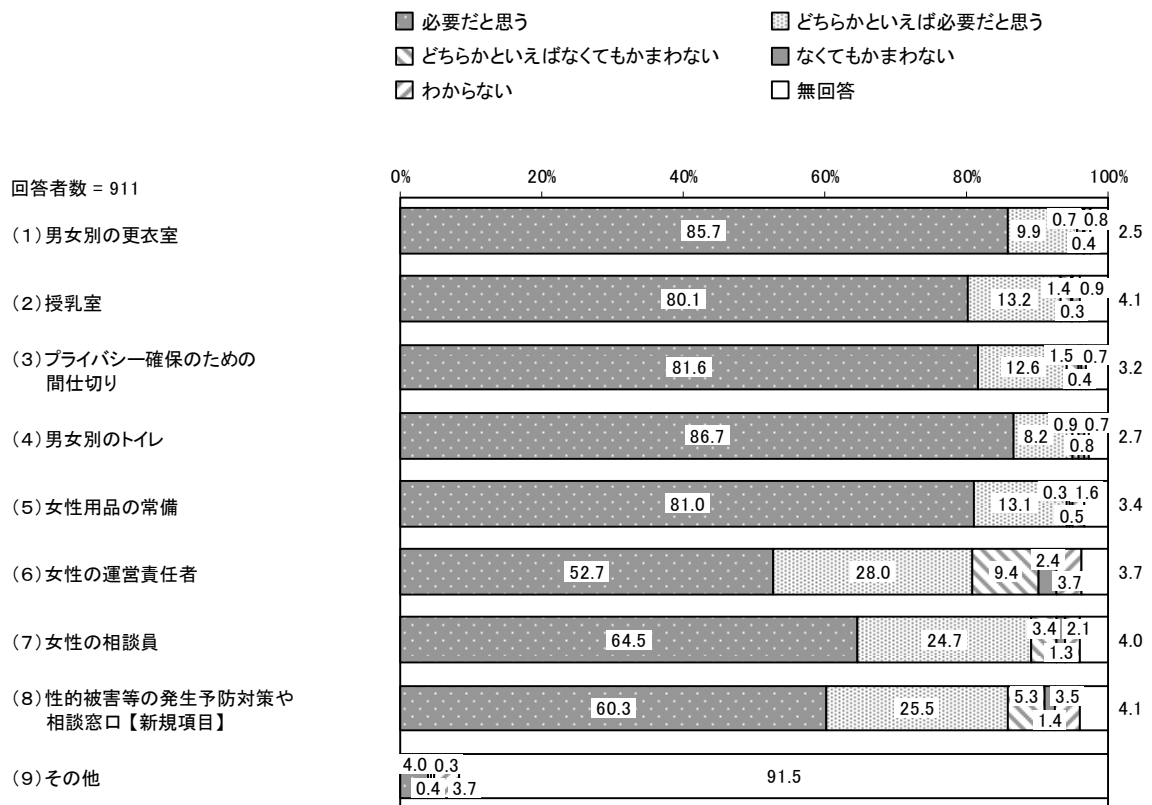
「就職や就業において当事者は不利益な扱いや差別を受ける場合があること」の割合が53.2%と最も高く、次いで「学校において当事者は不登校や不適應になりやすいこと」の割合が46.2%、「当事者カップルでの賃貸住宅入居や共同での住宅ローン契約を断られる場合があること」の割合が35.5%となっています。



(6)災害について

① 災害時に避難所に必要なもの【市民意識調査】

『男女別の更衣室』『授乳室』『プライバシー確保のための間仕切り』『男女別のトイレ』『女性用品の常備』の項目で、「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」をあわせた“必要だと思う”の割合が高くなっています。



4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)の推進状況

(1) 評価一覧

「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」では、3つの基本目標のもとで28の施策を推進してきました。令和3(2021)年度の推進計画について、以下のA～Eの基準により、各施策の実施度の評価を行った結果は、次のとおりでした。

【計画実施度の評価】

A	順調(当初の計画以上に施策を実施した)
B	おおむね順調(当初の計画どおり施策を実施した)
C	遅れ(当初計画した施策を一部実施できなかった)
D	未実施(当初計画した施策を全部実施できなかった)
E	終了(計画期間(2018～2022)途中で終了した施策)

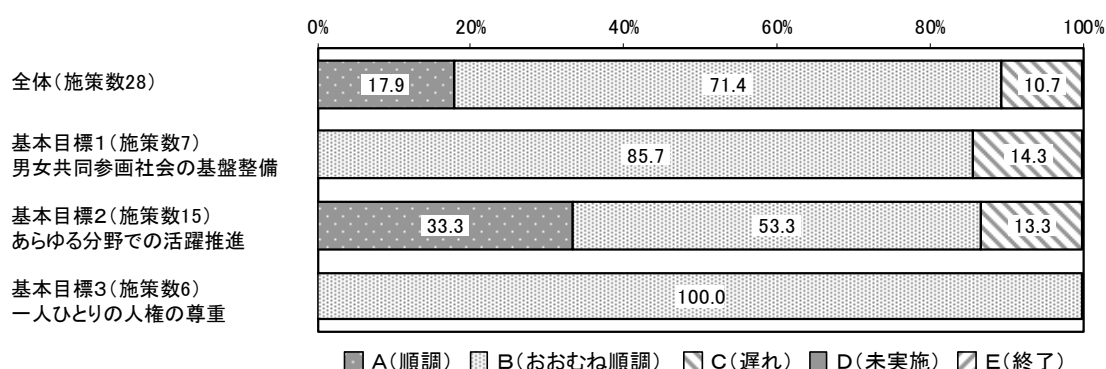
全体で見ると17.9%の施策が評価A、71.4%の施策が評価B、評価Cの施策は10.7%、評価D、評価Eはありませんでした。

基本目標別に見ると、基本目標3(一人ひとりの人権の尊重)では、全ての施策が評価Bでした。

また、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Aの施策が4つ(「起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助」「女性の参画が少ない分野での支援」「男性の家庭生活への参画促進」「男性職員の育児休業取得促進」)ありました。

一方、基本目標1(男女共同参画社会の基盤整備)で評価Cの施策が1つ(「男女共同参画を推進するためのセミナー開催」)、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Cの施策が2つ(「審議会等委員の女性委員の登用」「女性職員の管理職等登用の推進」)ありました。

施策の担当部署は、施策の85.7%は評価Aもしくは評価Bであり、順調又はおおむね順調に施策を実行していると評価しています。一方、市民意識調査では、社会全体の男女の地位に対する平等意識は、7割近くが男性優遇と回答する結果となっており、さらなる施策の推進が必要となっています。



また、計画で設定した指標について、令和3年度の実績値を前計画の将来指標(令和4年度)とともに以下に示します。

【指標一覧】

No.	項目	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和3年度)	前計画の将来指標 (令和4年度)
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	男 42 人 女 509 人	男 75 人 女 151 人	男 100 人 女 350 人
2-1	つくば市ふるさとハローワークでの女性の正規雇用の就業者数	273 人	143 人	350 人
2-1	特定創業支援事業による女性の創業者数	11 人	21 人	15 人
2-1	家族経営協定締結累計	193 件	209 件	205 件
2-2	マタニティサロンの夫又はパートナーの参加者の割合	41.5%	46.3%	44.4%
2-2	保育所待機児童数	114 人 <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	3 人 <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	0 人
2-2	病児・病後児保育実施施設数	3 施設	8 施設	4 施設
2-2	放課後児童クラブ受け入れ児童数	3,090 人	5,013 人	4,028 人
2-3	審議会等委員の女性委員の割合	全体で 30.0% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	女性委員 30%以上の審議会の割合 48.5% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	各審議会毎に 30.0% (目標 100%)
2-3	審議会等委員の女性の長の割合	全体で 9.4% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	全体で 6.1% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	全体で 30.0%
2-4	市職員(行政職)の管理職に占める女性の割合 (課長補佐職以上)	23.5% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	24.4% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	28.0%
2-4	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	19.1% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	40.3% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	50.0%
2-4	男性職員の2週間以上の育児休業取得	5.4%	89.6%	100.0%
3-2	男性のための電話相談	4回/年	6回/年	6回/年

【「男女共同参画に関する市民意識調査」における実績値】

No.	項目	平成23年 (2011年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	令和3年 (2021年) (目標値)
1	市民意識調査 家庭生活において男女平等 になっていると思う割合	37.6%	37.3%	37.3%	50.0%
2	市民意識調査 社会通念、慣習、しきたりに おいて男女平等となっている と思う割合	13.9%	13.6%	13.3%	50.0%
3	市民意識調査 仕事と家庭生活を優先する ことを希望する人の割合と 現実に仕事と家庭生活を優 先している人の割合の差	10.2%	7.1%	4.4%	3.0%
4	市民意識調査 DV相談した人の割合 (DV相談した人/DV受けた ことがある人)	37.0% (30/81)	25.4% (16/63)	43.3% (26/60)	50.0% (20/40)
5	市民意識調査 「つくば市女性のための相 談室」を知っている割合	20.0%	33.8%	35.6%	50.0%
6	市民意識調査 女性活躍推進法の認知度	—	20.9%	37.4%	50.0%
7	事業所調査 雇用機会における均等の実 態：採用が均等になってい る割合	68.1%	64.6%	74.0%	80.0%
8	事業所調査 ワーク・ライフ・バランスに 取り組んでいる事業所の割 合	50.3%	48.5%	71.6%	70.0%
9	職員意識調査 男女共同参画の視点を持っ て事業・業務を行っている 人の割合	54.8%	57.5%	65.9%	90.0%
10	職員意識調査 ワーク・ライフ・バランスに 対する職場の理解度	—	66.6%	81.0%	90.0%

【男女共同参画社会の形成状況を把握するための参考値】

No.	項目	現状値	
		平成29年(2017年)4月1日現在	令和4年(2022年)4月1日現在
1-3	消防吏員に占める女性の割合	2.0%	4.0% (13/323)
1-3	消防団員に占める女性の割合	2.8%	2.9%
2-1	女性の認定農業者数	9人 (うち法人代表 2人含む)	15人
2-2	地域子育て支援拠点施設数	8施設	10施設
2-3	区長に占める女性の割合	4.1%	6.5% (39/601)
2-3	市議会議員の女性の割合	25.0%	28.6% (8/28)
2-4	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	35.5% (54/152)	33.2% (64/193)
2-4	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	10.0% (8/80)	17.0% (17/100)
2-4	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	10.3% (4/39)	6.1% (2/33)
2-4	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	7.1% (1/14)	6.3% (1/16)

令和4年(2022年)7月1日現在

5 / 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題

■男女共同参画意識の醸成を図るための普及啓発

男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っているとされています。

このような固定的な意識や思い込みが、ジェンダー問題に対する認識の齟齬やルッキズム(外見に基づく差別・偏見)につながることも考えられ、引き続き、意識の醸成に努めていく必要があります。

つくば市においても、男女の地位の平等に関する意識は、前回調査から大きな変化はなく、依然として男性優遇の傾向が見られることから、引き続き男女共同参画意識の醸成が必要です。また、男女共同参画を進めることは、全ての人が暮らしやすくなるという理解が促進されるよう、意識啓発のためのセミナー開催や情報提供を充実させていく必要があります。

■ワーク・ライフ・バランスの推進とあらゆる分野での女性活躍の促進

意識調査において、結婚、出産、育児または介護に際して退職した従業員の割合は減少していますが、退職した従業員の割合のうち、大半を女性が占めている現状です。育児や介護等で一時離職しても、就業を希望する人の再チャレンジを応援するため、仕事と家庭の両立や再就職について、学習機会や情報の提供を図る必要があります。

また、つくば市の市政運営に女性の意見や視点が十分に活かされていると思う市民が約5割程度となっています。そのため、引き続き委員会や審議会等への女性の参画を促進し、政策・方針決定の場における女性の参画をより一層進める必要があります。さらに、市職員の女性管理職への昇進意欲を高めるための意識啓発や職場環境の整備も進める必要があります。

■一人一人の人権尊重の推進

DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、茨城県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

市民意識調査でも、DVを受けた際に相談する人の割合は増えているものの、相談しない人も依然として一定の割合を占めていることから、相談窓口の周知やDVに関する情報提供の充実を図るとともに、被害者の一時保護や自立支援に対し、関係機関との連携を図り、きめ細かく対応することが必要です。

また、性的少数者やLGBTQ等の言葉や意味の認知度の割合は高くなってきており、性的少数者に関する正しい理解が深まるよう、引き続き情報提供、広報・啓発を図る必要があります。

■誰もが安心して暮らせる環境の整備

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、高齢者などがより多くの影響を受けると想定されます。市民意識調査においても、避難所における女性等への配慮が必要だと多くの市民が感じており、女性の視点からの防災の取組を進める必要があります。

我が国の令和3年の平均寿命は女性が87.57歳、男性が81.47歳と前年度を下回りはしたが、医療が進歩するなか、健康意識も浸透してきており、寿命の延びという大きなトレンドは今後も変わらないと考えられています。人生百年時代を見据えて、一人一人のヘルスリテラシー(健康について最低限知っておくべき知識)を向上させるなどの支援が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭への支援も必要となっています。

第3章

計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、平成16年3月に制定・施行した「つくば市男女共同参画社会基本条例」において、次の5つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の自立と多様な生き方の選択
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 4 あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換
- 5 国際的協調

<参考> つくば市男女共同参画社会基本条例一部抜粋

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるように配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

2 / 基本目標

本計画の基本理念に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、全ての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう、児童生徒の発達段階に応じて学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、育児休業や介護休業取得のための支援等、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組めます。

さらに、市や市の職員が、模範となるように女性委員や管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知などDVや性犯罪等の被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

また、性の多様性や性的少数者への正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発を進めます。

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

また、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、各種支援サービス等の環境整備を行い、生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った包括的なきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

3

施策の体系

[基本目標]

[施策の方向性]

[施策【施策番号】]

I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

○男女共同参画を推進するためのセミナー開催【1】
○男女共同参画情報発信【2,3】

(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実

○学校での男女共同参画の視点に立った教育【4,5,6】

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 職業生活における活躍推進

◆女性の多様な働き方に関する支援【7,8】
◆女性の参画が少ない分野での支援【9,10】
◆女性活躍推進に向けた公共調達の評価項目の設定【11】

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備

◆男性の育児休業取得を促進するための企業への支援【12】
◆男性の家庭生活への参画促進【13,14,15】
◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり【16,17,18】
◆労働環境改善のための情報提供・啓発【19】

(3) 市政における女性の参画促進

◆審議会等委員の女性委員の登用【20】

(4) 市と市職員が率先して行う取組

◆女性職員の管理職等登用の推進【21】
◆育児や介護等に関わる休暇等が取得しやすい環境づくり【22】
◆職場におけるハラスメント防止対策の推進【23】

III 一人一人の人権の尊重

(1) 配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

■DV防止のための広報・啓発【24】

(2) 相談体制の充実と被害者の支援

■女性のための相談室の実施【25】
■相談員研修の充実【26】
■男性のための電話相談の実施【27】
■関係機関との連携強化【28】

(3) 性的少数者に関する差別の解消

○性的少数者に関する情報の発信と啓発【29】
○性的少数者に関する職員ハンドブックの作成【30】

(4) 多文化共生を踏まえた相談体制の充実

○つくば市外国人相談窓口の設置【31】

IV 安全・安心な暮らしの実現

(1) 生涯を通じた健康支援

○女性特有のがん検診事業の推進【32】
○妊産婦の健康診査及び保健指導の推進【33】

(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

○女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり【34】
○地域防災における女性の参画促進【35】

(3) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

○ひとり親家庭に対する支援の充実【36】
○つくばこどもの青い羽根学習会の実施【37】

（◆は女性活躍推進計画、■はDV防止基本計画）

4 指標一覧

基本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「成果指標」「活動目標量」「参考値」の3つの指標を設定します。

5か年で達成すべき目標値を掲げ、毎年定点観測しながら、計画の進捗管理にいかしていきます。

成果指標	男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標
活動目標量	基本計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データ
参考値	男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値

【成果指標】

様々な施策を総合的に実施することによって成果を生むと考えられることから、基本計画全体に対して設定しており、5年に一度実施している「男女共同参画に関する市民意識調査」及び2年に一度実施している「つくば市民意識調査」で計画期間終了時に達成度の評価をします。

男女共同参画に関する市民意識調査項目	前回調査	現状値	目標値
	平成28年(2016年)	令和3年(2021年)	令和8年(2026年)
「社会全体」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	16.4%	15.1%	17%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、反対の割合	—	61.9%	67%
「職場」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	22.2%	26.7%	30%
「女性のための相談室」を知っている市民の割合	33.8%	35.6%	50%

つくば市民意識調査項目	前回結果	現状値	目標値
	平成29年(2017年)	令和3年(2021年)	令和7年(2025年)
男女共同参画に対する満足度	24.2%	26.9%	30%

【活動目標量】

全ての施策について自課評価を実施するのではなく、各基本目標ごとに数値目標を立てることが適切な施策に具体的な活動をどの程度行ったかを測る目標量を設定し、その実施状況を毎年評価します。

基本目標	項目	現状値 令和3年度(2021年度)	目標値 令和8年度(2026年度)
I	男女共同参画セミナー参加人数	男 75人 女 151人	男 100人 女 200人
II	家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合 ※	86.3%	87%
II	保育所待機児童数	3人 令和4年(2022年)4月1日現在	0人 令和9年(2027年)4月1日時点
II	放課後児童クラブ受け入れ児童員数	5,272人 令和4年(2022年)4月1日現在	6,870人 ※令和6年度(2024年度)までの目標値(第2期つくば市子ども・子育て支援プラン)
II	審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合	27.5% 令和4年(2022年)4月1日現在	40%以上 令和9年(2027年)4月1日時点
II	女性管理職を目指せるような職場環境満足度	年内抽出予定	年内設定予定
II	男性職員の育児休業取得率(2週間以上)	89.6%	100% ※令和7年度(2025年度)までの目標値(つくば市職員のワークライフバランス推進プラン)
III	相談事業の周知活動(チラシ配布、SNS配信等)	82か所 (年6回周知)	90か所 (年10回周知)
III	性的マイノリティに関するセミナーの参加人数	40人	60人
IV	子宮がん/乳がん検診受診率	子宮がん 19.3% 乳がん 19.2%	当面 50% ※令和7年度(2025年度)までの目標値(第4期つくば市健康増進計画)
IV	つくばこどもの青い羽根学習会開設か所数	16か所	18か所 ※令和6年度(2024年度)までの目標値(市長公約事業のロードマップ2020-2024)

※ 前計画では、マタニティサロンに参加した夫またはパートナーの割合(最大値 50%)としていましたが、本計画では、妊婦に対して(妊婦を母数にして)、夫またはパートナーの割合(最大値100%)で算出しています。

【参考値】

基本目標に関連する数値ではあるが、外的要因による影響が大きいものや数値目標を設定することが必ずしも適当ではないものについては、数値の推移により状況を把握します。

基本目標	項目	現状値 (令和3年度)
I	男女共同参画セミナー参加者満足度(アンケート実施)	93%
II	つくば市ふるさとハローワークでの女性正規雇用の就業者数	143人
II	特定創業支援事業による女性の創業者数	21人
II	家族経営協定締結累計	209件
II	女性の認定農業者数	15人
II	地域子育て支援拠点施設数	10施設
II	病児・病後児保育実施施設数	8施設
II	審議会等委員(附属機関)の女性の長の割合	6.1% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	区長に占める女性の割合	6.5% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市議会議員の女性の割合	28.6% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	40.3% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	33.2% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	17% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	6.1% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	6.3% <small>令和4年(2022年)7月1日現在</small>
II	消防吏員に占める女性の割合	4.0% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
III	「女性のための相談室」相談件数	579件
III	「男性のための電話相談」相談件数	10件
IV	防災対策出前講座等実施回数	15回
IV	消防団員に占める女性の割合	2.9% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

広報紙や市ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関するセミナー開催により、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。

番号	施策	内容	担当課
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	男女共同参画室
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。	男女共同参画室
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー(仮称)に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。	男女共同参画室

コラム

【Q なぜ男女共同参画の推進が必要なの？】

A 「女性だから」「男性だから」といった、性別によってその人個人の考え方や行動、生き方などが制限されることなく、一人一人が持つ個性や能力に応じて自分らしく生きられる社会の実現をめざしています。

(2)男女共同参画意識醸成のための教育の充実

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育における男女共同参画意識の推進を図ります。

また、学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

番号	施策	内容	担当課
4	学校での男女共同参画の視点に立った教育	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	学び推進課
5		小中学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	学び推進課
6		生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。	学び推進課

基本目標Ⅱ / あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 職業生活における活躍推進

働きたいという希望を持つ女性が就業できるよう、職業能力開発の機会を設けることや就業に向けた情報提供等を行います。

また、起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。

さらに、自営業・家族的経営において、男女がその果たしている役割に対して適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような就業環境の整備・支援に努めます。

番号	施策	内容	担当課
7	女性の多様な働き方に関する支援	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。	産業振興課
8		起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	産業振興課
9	女性の参画が少ない分野での支援	家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。	農業政策課
10		大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。 さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。	科学技術振興課
11	女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	市の調達で総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組を進めます。	契約検査課

(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の家庭等への参画を促すための啓発、育児休業の取得促進、ライフスタイルや新たな生活様式に対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

番号	施策	内容	担当課
12	男性の育児休業取得を促進するための企業への支援	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。	産業振興課 ／男女共同参画室
13	男性の家庭生活への参画促進	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	健康増進課
14		男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。	生涯学習推進課
15		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	こども政策課
16	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	幼児保育課
17		仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	こども育成課
18		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。 ※「つくば市高齢者福祉計画」により推進	高齢福祉課 ／介護保険課
19	労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	産業振興課

(3) 市政における女性の参画促進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や委員会等への女性委員の推進に取り組みます。

番号	施策	内容	担当課
20	審議会等委員の女性委員の登用	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	男女共同参画室

(4) 市と市職員が率先して行う取組

市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

また、仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備に努めます。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

番号	施策	内容	担当課
21	女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	人事課
22	育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	ワークライフバランス推進室
23	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	ワークライフバランス推進室

コラム



【Q 政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えるとどうなるの?】

A 私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能となります。

基本目標Ⅲ / 一人一人の人権の尊重

(1) 配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発

配偶者等からの暴力(DV)は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行います。

番号	施策	内容	担当課
24	DV防止のための広報・啓発	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。	男女共同参画室

(2) 相談体制の充実と被害者の保護

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知や利用しやすい体制の充実を図り男女ともに相談事業へつなげていくとともに、相談や支援にかかわる相談員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

また、関係機関や庁内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

番号	施策	内容	担当課
25	女性のための相談室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV(配偶者・パートナー等からの暴力)、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
26	相談員研修の充実	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、相談員の資質向上を図ります。	男女共同参画室
27	男性のための電話相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
28	関係機関との連携強化	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び民間機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。	男女共同参画室

(3)性的少数者に関する差別の解消

性的指向や性自認(性同一性)を理由とする差別的取扱いについては、不当なことであるとの認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるよう偏見を取り除くための啓発を行います。

番号	施策	内容	担当課
29	性的少数者に関する情報の発信と啓発	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	男女共同参画室
30	性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	男女共同参画室／人事課

(4)多文化共生を踏まえた相談体制の充実

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、性別に関わらず外国人が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図ります。

番号	施策	内容	担当課
31	つくば市外国人相談窓口の設置	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	国際都市推進課



【Q 性のあり方の多様性ってなに？】

A 人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人一人に個性・特徴がありますが、性についても①からだの性(生物学的性):生まれた時の身体的特徴などによる性、②こころの性(性自認):自分が認識する自分の性、③好きになる性(性的指向):恋愛感情や性的な関心の対象となる性、④表現する性(性別表現):服装、しぐさ、言葉遣いなどに様々な性のあり方があります。

基本目標Ⅳ / 安全・安心な暮らしの実現

(1)生涯を通じた健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取り組みの充実を図ります。

番号	施策	内容	担当課
32	女性特有のがん検診事業の推進	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。	健康増進課
33	妊産婦の健康診査及び保健指導の推進	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じょくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。	健康増進課

(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

番号	施策	内容	担当課
34	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるように、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	危機管理課
35	地域防災における女性の参画促進	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。	危機管理課

(3)男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

ひとり親家庭や経済的に困難を抱える家庭等が抱える複合的な問題に応じるため、関係機関との連携を図り、生活支援、就業支援、経済的支援、子育て支援等を充実していきます。

番号	施策	内容	担当課
36	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。	こども政策課
37	つくばこどもの青い羽根学習会の実施	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。	こども未来課



【Q なぜ防災の分野に女性の視点は必要なの？】

A 過去の災害における被災者への物資提供や避難所運営などに関し、女性の視点の欠如から様々な問題が起きています。人口の半分は女性であり、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上に繋がります。

第5章

推進体制

1 / 庁内の推進体制

庁内における男女共同参画推進のための組織である「つくば市男女共同参画推進本部」を中心として、全庁的な男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

2 / 男女共同参画審議会

「つくば市男女共同参画社会基本条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議するため設置している「つくば市男女共同参画審議会」において、本計画の推進について様々な意見等を聴取・反映し、男女共同参画の効果的な展開を図ります。

3 / 国や県、関係機関との連携

本計画を進めるうえで、国や県の取組みとの整合性を保ちつつ、必要に応じて連携・協力を図っていきます。特に、DVに関する相談業務などは、県の女性相談センターや警察などの関係機関と緊密な連携を図ります。

4 / 男女共同参画苦情等処理

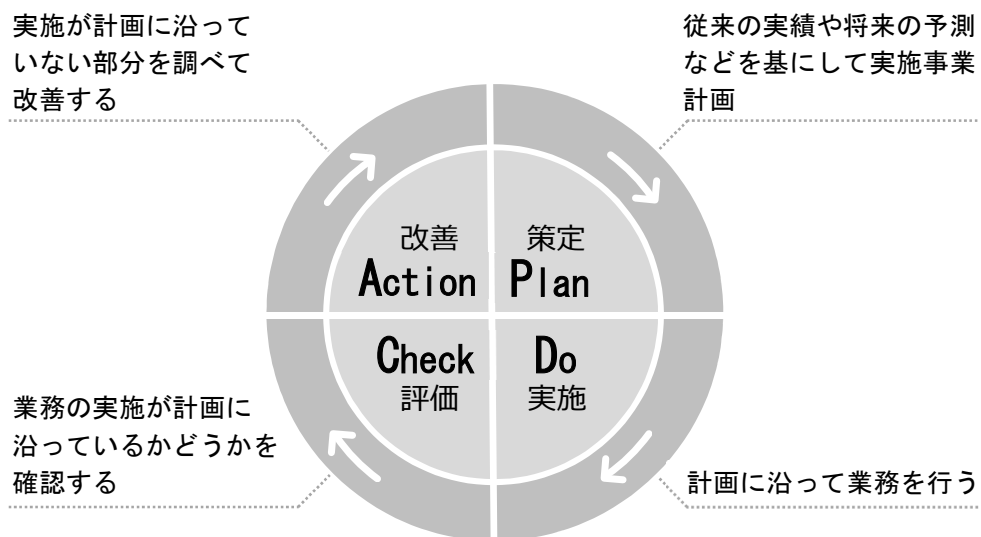
男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見について調査し、当該関係者に対し是正のための助言等を行う「苦情等処理制度」について周知を図ります。

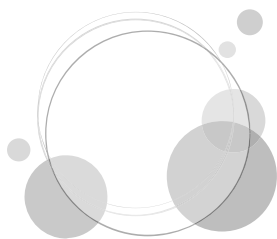
5 / PDCAサイクルによる進行管理

本計画では、各施策の進捗管理として、毎年度、施策の実施状況や活動目標量の達成度を把握・評価を行うとともに、庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部会議」及び外部組織である「つくば市男女共同参画審議会」において、計画の検証・審議を行い、適正な進行管理に努めます。また、毎年度推進状況及び評価結果を公表します。

進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを繰り返していきます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容
令和3年度 6月30日	第1回つくば市男女共同参画審議会（諮問） ・男女共同参画に関する市民意識調査について
8月30日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査について
10月27日～ 11月30日	男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査・職員意識調査の実施
令和4年度 5月25日	第1回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画の概要及び策定スケジュールについて ・男女共同参画推進基本計画の体系について
7月4日	第1回つくば市男女共同参画推進本部会議
6月～7月	施策担当部課調査依頼、ヒアリング
8月30日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
9月30日	第2回つくば市男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
10月25日	第3回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
11月24日	庁議（男女共同参画推進基本計画（案）パブリックコメントの実施について）
12月1日 ～1月9日	男女共同参画推進基本計画（案）パブリックコメントの実施
2月 日	第4回つくば市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの実施結果及び男女共同参画推進基本計画（案）について
1月 日	男女共同参画推進基本計画（案）の答申
2月22日	庁議（パブリックコメントの実施結果及び男女共同参画推進基本計画の策定について）

2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施

するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄(平成11年6月23日法律第78号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命

された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 抄(平成11年7月16日法律第102号)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 附則(中略)第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 抄(平成11年12月22日法律第160号)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 一―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実、上

婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは その業務を行うに当たっては 必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援す

るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危

害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申

立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の

同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第

二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年法律第六十四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年法律第百十三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年法律第七十二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年法律第二十八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年法律第四十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正 令和元年六月五日同第二十四号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働

者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は

それらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところによ

り、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十

五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)、及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、

前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定
平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の

施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定
公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 つくば市男女共同参画社会基本条例

平成 16年3月26日条例第 25 号

男女共同参画社会は、男女が家庭生活においても、社会生活においても、互いに尊重し合い、共に責任を分担し、柔軟に役割を考え、あらゆる分野の活動に性別にかかわらず個性と能力に応じて対等に参画して、固有な人格の自由な発展を育む社会である。

21 世紀をむかえ、社会は少子高齢化の進行、経済活動の成熟化、情報通信をはじめとする科学技術の進歩など、急速な変化を遂げている。こうした中で、生きがいをもって自分らしく生き生きとした生活を送るためには、なお一層の男女共同参画社会の進展が図られなければならない。このことは、つくば市が掲げる人間性の尊重というまちづくりの理念にも合致するものである。

つくば市が、国際都市にふさわしく、他の都市の模範となるような活力あるまちづくりをするためには、男女共同参画社会の実現を市政の最重要課題の一つとして位置付け、総合的な施策を展開することが必要である。

よって、ここに男女共同参画社会を推進する取組を明らかにし、目指す社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、つくば市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女平等の実現を目指し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は不必要な身体への接触により、他の者を不快にさせ、当該者の社会生活のあらゆる場面においてその環境を害すること及び当該性的言動への対応を理由として、当該者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はかつて配偶者であった者に対する暴力的な行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及び当該暴力的行為に付随して生じる子への暴力的な行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるように配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を施策の主要な方針として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

3 市は、第1項に定める施策を企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、第3条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画社会の推進を阻害するセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、男女が仕事、育児及び介護を含めた家庭生活並びに地域内における活動について、両立できるような職場環境の整備に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、必要に応じ積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

第 2 章 基本計画

(基本計画の策定)

第 7 条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進を図るための総合的かつ計画的な施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進を図るための基本的施策の実施に必要な事項

3 市は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴取するとともに、つくば市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。(施策実施等の評価)

第 8 条 市は、男女共同参画の推進を図るため、基本的施策の策定及び実施について合理的かつ適切に評価するための措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、今後の施策の実施予定等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

第 3 章 基本的施策

(政策等決定過程における男女共同参画の推進)

第 10 条 市は、政策又は方針の決定過程への男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

(1) 市の各種委員会、審議会等の委員その他の構成員に関する男女共同参画

(2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対して必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の実施状況に関する報告及び適切な措置を講じるよう協力を求めることができる。

2 市は、前項に定める報告に基づき、男女共同参画に対する取組状況について公表することができるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関し主体的かつ積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、公表するものとする。(自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進)

第 12 条 市は、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 経営に女性が主体的に参画することができるような環境を整備するとともに、能力の開発及びその能力が適正に評価されるような支援体制を整備する措置

(2) 経営者、その配偶者及びその他の家族の自由な意思に基づき、経営の目標、収益の分配、経営の移譲の計画、就業時間等について取り決める家族経営協定などの就業に関する条件を整備するための措置

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るために必要な措置

(高度情報社会における男女共同参画の推進)

第 13 条 市は、高度情報社会における男女共同参画の推進を図るため、男女があらゆる機会に必要な情報を得ること及び男女が平等にその能力を發揮することができるよう、情報技術及び知識の習得等の学習環境を整備するための措置を講じるよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第 14 条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、学校教育及び生涯学習の場における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、学校教育及び生涯学習において、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及びその個性に応じて学校教育又は生涯学習の場に参加できるような環境を整備するとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活等の調和)

第 15 条 市は、家庭責任を有する男女が対等な立場で、家庭生活及び家庭生活以外の活動が両立することができるよう、支援その他の必要な措置を講じるものとする。

(健康の保持及び増進)

第 16 条 市は、男女が対等な立場において互いの性への理解を深めることにより、妊娠及び出産について女性の意思を尊重し、並びに性と生殖に係る健康保持を図るよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、男女がその生涯にわたる心身の健康を保持し、及び増進をするための教育、啓発、健康相談等の必要な措置を講じるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 17 条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を実施するため、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

第 4 章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止及び被害者保護等)

第 18 条 何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談等の申出があったときは、当該相談等の申出に速やかに対処するとともに、関係機関又は団体と密接に連携して一時保護等の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する情報等への対応)

第 19 条 何人も、広告、ポスター等の公衆に対して表示する情報において、異性に対する暴力的行為及び性の商品化を助長し、又はこれらを連想させる表現を行わないように努め、男女共同参画の推進を阻害しないようにしなければならない。

- 2 市は、前項の規定に反すると認めるときは、当該情報の表示にかかわった者に対して撤去勧告等の必要な措置を講じるものとする。

第 5 章 苦情等の処理

(苦情等の処理)

- 第 20 条 市民は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、必要と認めるときは、調査を行うことができる。
 - 3 前項の規定に基づく調査の対象となる関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。
 - 4 前 3 項に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告等)

- 第 21 条 市は、前条に規定する苦情等の処理に関し、つくば市男女共同参画審議会に報告するとともに、必要に応じ、当該関係者に対し是正のための助言、指導等を行うことができる。

第 6 章 審議会

(審議会の設置)

- 第 22 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、答申するため、つくば市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長が任命する委員 20 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれかの一方の委員の数は、委員の総数の 4 割未満であってはならない。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 委任

(委任)

- 第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 つくば市男女共同参画推進本部設置要項

(設置)

第1条 つくば市における男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、つくば市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進計画の進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画推進施策の推進に係る重要事項の総合調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、つくば市庁議等規則(平成元年つくば市規則第17号)第3条に定める部長等をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、主宰する。

2 本部長が必要と認めるときは、前項の会議における事案に特に関係のある職員を当該会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

附則

この要項は、平成16年6月15日から施行する。

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年11月14日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

7 つくば市男女共同参画推進本部員名簿

組 織	所 属	氏 名
本 部 長	市 長	五十嵐 立青
副本部長	副市長	飯野 哲雄
副本部長	副市長	松本 玲子
本 部 員	教育長	森田 充
本 部 員	市長公室長	片野 博司
本 部 員	総務部長	篠塚 英司
本 部 員	政策イノベーション部長	藤光 智香
本 部 員	財務部長	中島 弘志
本 部 員	市民部長	大久保 克己
本 部 員	福祉部長	安曾 貞夫
本 部 員	保健部長	小室 伸一
本 部 員	こども部長	塚本 浩行
本 部 員	経済部長	野澤 政章
本 部 員	都市計画部長	大里 和也
本 部 員	建設部長	富田 剛
本 部 員	生活環境部長	谷内 俊昭
本 部 員	上下水道局長	坂入 善晴
本 部 員	会計管理者	飯島 正志
本 部 員	教育局長	吉沼 正美
本 部 員	消防長	木村 勝平
本 部 員	議会事務局長	川崎 誠
本 部 員	選挙管理委員会事務局長	窪庭 隆
本 部 員	監査委員事務局長	坂本 人史
本 部 員	農業委員会事務局長	吉原 利夫

様式第1号

会 議 録

会議の名称		令和4年度 第4回つくば市男女共同参画審議会		
開催日時		令和5年(2023年)1月26日 14:00~15:10		
開催場所		つくば市役所 2階 職員研修室		
事務局(担当課)		市民部市民活動課男女共同参画室		
出席者	委員	生田目 美紀委員(会長)、土井 隆義委員(副会長)、 有光 直子委員、石山 武委員、浦里 晴美委員、 川本 愛子委員、北口 ひとみ委員、長 卓良委員、 間野 聡子委員、柳田 貢委員、山中 真弓委員		
	その他	男女共同参画推進基本計画策定支援業務委託事業所		
	事務局	市民部:池畑次長 男女共同参画室:横田室長、松崎係長、水谷主任主査		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		協議事項 (1)パブリックコメントの実施結果及びつくば市男女共同参画推進基本計画(案)について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会議次第	1	開会		
	2	会長あいさつ		
	3	議事		
	4	その他		
	5	閉会		

様式第1号

<あいさつ>

事務局：定刻になりましたので、ただいまより、つくば市男女共同参画審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席者は11名です。過半数以上の出席でございますので、つくば市男女共同参画社会基本条例施行規則第7条第3項により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。なお、本会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条により公開となっておりますことを申し添えます。

まず初めに、会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

会長：皆さま、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、今年度最後の会議というよりも、このメンバーで議論する最後の会議になります。ご協力をいただきながら、まとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：ここからは、条例施行規則第7条第2項に従い、会長に議事進行をお願いいたします。

会長：次第に沿って進めます。前回10月の第3回審議会は、パブリックコメントの実施前ということで、素案の内容を仕上げる形でご審議いただきました。本日は、市長に答申を行う前の最後の審議会になりますので、ここでは計画書の内容を確認しながら確定していく内容にさせていただきたいと思っておりますので、大幅な変更ということではなく、最終仕上げというお気持ちで取り組んでいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<審議内容>

- (1) パブリックコメントの実施結果及びつくば市男女共同参画推進基本計画(案)について

様式第1号

会長：議事（1）パブリックコメントの実施結果及びつくば市男女共同参画推進基本計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料説明）

会長：ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、何かお気づきの点等があればお願いいたします。

委員：9ページの（4）「市の動き」の2行目、平成7年のところですが、「つくば市女性行政連絡会議」の部分でスペースが出来てしまっていて、前はなかったものがついてしまっています。

事務局：修正させていただきます。

会長：他にございますか。

委員：パブリックコメントの意見について、市の考え方は大変よくわかりましたが、ご指摘のところで、39ページの「女性等」の「等」がわかりにくいという指摘があり、市の考え方としては、「女性等にはこのようなことを想定しています」という注釈があります。確かに、最初に読んだ人にとっては、なかなかわかりにくいかなと私も思いましたので、ここところは市がそのような考えで書いてあるのであれば、このまま市の想定している考えを欄外に書くか、書き込むか何かしたほうがいいのかという意見を持っています。いかがでしょうか。

会長：皆さまから何かご意見ありますか。事務局のほうは何かありますか。

事務局：委員のご発言は、39ページの第3章の「女性等」という表現についてのご意見だと思いますが、市としては、包含した形で掲載できればよいと考えていました。欄外に書き出すような形がよいということでしょうか。多様な属性が考えられますので、すべてを書き出すことは難しく、漏れてしまうことを懸念しています。

委員：市の考え方としては、「女性をはじめ、乳幼児や子ども、妊婦、外国人、高齢者、障がい者、性的少数者等、多様な属性の方」としているの、概ね包括できているかなと思うのと、これ以外にもあれば、それは今後ご指摘を

様式第1号

受ければいいことで、この委員会の中ではこれを作るにあたって、そういうことを想定して書きましたという意味ならば、書き込んでも差し障りはないと私は考えました。むしろ、「女性等への配慮」と書くだけではわかりにくいというか、「具体的な記述になるとよい」という指摘もありますので、具体的にしても良いのではないかと思います。パブリックコメントの回答としてこれは公表されているものですので、どうでしょうか。

事務局：まだ公表はされていません。市の考え方としては、このような答えになるということです。漏れが出れば、その時にということかと思うのですが、そもそもこの計画自体が、女性の地位向上というものを主眼に置いたもので、一部の属性の人だけを書くことにしますと、漏れるということを防ぐために、あえて「女性等」としています。また、属性のすべてを欄外に羅列するということは考えておりません。

会長：この点は、我々のメンバーで何度も議論してきた内容で、まさに直結している問題だと思います。確かに記述すればわかりやすくなると思いますが、今の任期中の最後の締めくくりとして話そうと思っていたのですが、まず第一歩として、市長にこのこととお話して、こういう意見が出ているので、これから積極的に取組まなければいけないと私たちは考えている、ということをお伝えするのが第一歩だと思います。例えば、今の段階で高齢者など具体的にどこまで書いて問題がないかを並行して検討する必要があると思いますが、今後高齢者や障がい者を包括した構想があるとしたら、男女共同参画が先走って明言するのも時期尚早になるのではという恐れもあり、個人的には一歩待ってみてもよいと思います。

この推進計画は5年間ですが、私たち5年前に今ほどいろいろなことを知っていましたか、例えばLGBTQやルッキズムの話も5年前にはあまり語られなかったと思います。5年間で世の中が大きく変わることを考えると、明記することが足かせになるとよくないと思います。

副会長：例えば、ご意見のように「等」が入っているので、「他にも何がある

のか議論されている」ということはわかります。一方、議論してきたように、性的少数者や障がい者の問題は、極めて重要な問題ではありますが、この男女共同参画室がやるべきことなのかは疑問です。本来は、市の人権課で取り組むべきことだと思います。本計画は、あくまでも男女共同参画推進基本計画で、「男女の不平等をなくすこと」を主眼とする計画なので、幅を広げないほうがよいと思います。

そのように考えると、ここでは「女性」と限定してもよいと思います。限定することは性的少数者を省くことではなく、あくまでも「この計画の対象は女性である」と示すということです。ただ、重要な問題もあるので「等」をつけて、「女性だけではない」というニュアンスは持たせてもよいと思います。性的少数者や障がい者などの問題を明記すると、別の部署で施策を考へるときに、この計画との調整が必要になってくると思うため、足かせになることも考えられます。今回は、男女の不平等の問題ですので、「女性等」でよいかと思います。

委員：お話は大変よくわかります。ここに「障がい者、高齢者」という文言が入ると、その担当課が動かなければいけなくなるということも理解しています。少なくとも、性的少数者はどこの課の施策の対象にもなっておらず、現在、男女共同参画計画で取り扱っていますので、そのくらいは書き込めるかと思いました。本文に記載すると、そのような混乱が生じるのであれば、欄外に、このような議論があったことや結論は出ていないこと等を記載してもよいと思います。「等」に含まれる内容について、審議会に参加している私どもは十分に議論して理解していますが、一読した人には理解できないと思います。それを解消する案はないのかという提案です。

副会長：いくつかある中に、性的少数者の問題も入っている扱いのほうがよいと思います。ここで、性的少数者だけを記載すると、男女共同参画室がこの問題も今後扱っていかねばいけなくなります。それは私たちの意思ではなかったと思います。男女共同参画室では、あくまでも「男女の不平等の是

正」を目的にしています。そこの部署に、性的少数者の問題も任せると中途半端になってしまうため、市に性的少数者の問題を扱う部門をきちんとつくっていただきたいと思います。そのためにも、ここでは明記しないほうがよいと思います。

会長：このような意見があったことは市長に伝えますので、大きなうねりにつながるように、ここではあえて未来のために記載しないということによろしいでしょうか。

事務局：追加で、修正を報告させていただきます。パブリックコメントの回答の2枚目裏面、45 ページ第4章の施策の展開、基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤の整備、(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実について」の市の考え方の部分です。「基本目標Ⅱ」と記載していますが、正しくは「基本目標Ⅰ(2)」ですので、修正をお願いいたします。

会長：他にご意見等はございませんか。

委員：パブリックコメントの実施結果の2ページ目、表の中央の段、41、43 ページ、計画の根拠、考え方の1番の意見で、「女性のための相談室を知っている市民の割合と男女共同参画に対する満足度をもう少し高い目標値にできないか」という意見があります。「女性のための相談室を知っている市民の割合の目標値をもう少し高い目標でもよいのではないか」という意見は、審議会の中でも出たと記憶しています。その際の議論として、最終的には100%に近い形まで持っていくべきとの意見でしたが、変動値や伸び幅を踏まえると、50%程度がよいという議論があってこの目標値になったかと思います。審議会に出て最終的には100%に近い値にするべきという審議会での経緯を理解した上でこの目標値を見るのと、ただの50%という目標値を見るのでは、受ける印象はかなり違うのではないかと考えます。「現実的な目標値を設定しています」という考え方だと思うのですが、例えば、この考え方の一段落前に、「最終的にはより高い目標値をめざしていくべきであるとは考えますが、現実的にはこの目標値になります」というような説明を明記

したほうが、意見を寄せてくださった方にも納得してもらえenと思いますし、最終的により高い値をめざすべきだと市が考えているということ自体を伝えることの方が、市民の男女共同参画に対する理解や満足度も深まるように思います。結論に至る前に議論した部分を計画書の中には入れられないとしても、パブリックコメントの回答には記載できるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

会長：皆さま、いかがですか。パブリックコメントの回答に、より高い目標を目指しているとの一文を入れていただけますか。

事務局：はい、「50%が最終目標ではない」という内容の一文を加えさせていただきます。

会長：他にご意見等はございませんか。

委員：計画の50ページの「性的少数者に関する差別の解消」で、職員の研修等が含まれていると思いますが、教育の45ページでは、教育を受ける側の目標が書かれています。心配していることは、教員がどのように理解しているのかという研修を指導課で組み立てるしかないのか、ここに少し入れることができるのであれば、50ページは男女共同参画室が担当課になっていますが、ここに教育指導課が含まれて、教育局も共に性的少数者に関する情報の発信と啓発をしていくという姿勢が取れるのかどうか、ここでは決められませんよね、いかがでしょうか。

事務局：もちろん、そういう意識を持って関係部署には働きかけていますが、決まっていないものをここで回答することは難しいと考えています。

委員：以前にも計画の議論でお話ししましたが、計画に入らなかったということは、決まっていないと理解します。

事務局：決してやらないと言っているわけではありませんのでご理解ください。

副会長：教員の研修は確かに必要なことだと思います。

委員：なぜご意見を申し上げたかといえば、計画を見た人は、この部分しか見

様式第1号

ません。議事録まで遡って見ることはしませんので、それではなかなか進まないのではないかと、教育の方はどうなっているかなど、ご意見が出てくるかもしれないのでお聞きしました。次期の計画には記載してもらえるようお願いしたいと思います。

会長：市長にお話しするときに、具体的に話せるようにしたいと思います。「人権を大きく扱うところが必要だ」、「先生が理解していないと子どもも育たない」等、いただいた意見をいくつか混ぜながら具体的にお話しできたらと思います。

委員：計画を統括するのは男女共同参画室で、実施は各課でやっていくようになります。教育局はまた行政の壁を越えた別のジャンルになってくるため、本当に難しいと思うのですが、そこが基本になってくると思うのでお聞きしました。

委員：45 ページ「教育の充実」で、性の多様性を教育の中でも取り上げることが必要だと思いますので、性的少数者のことなども、教育の中で学ばれていけば、先生方も一緒に学ぶことができると思います。もう盛り込むことは難しいですか。

会長：本日は最終確認ですので、文言を追加することはパブリックコメントも実施していますので難しいと思います。

委員：分かりました。では、次期計画の中に入れていただき、また実際に教育を進める中で、ぜひ取り上げていただきたいと思います。

6 番の「生命の尊さ」についても、妊娠、出産に関する知識についての教育が日本の性教育の中では大きく遅れています。子どもたちの身の上にかかる様々なリスクを早い段階で教えていくことが大事だと思います。男女共同参画室はもちろん、教育の中で取り上げていただきたいと、口頭で伝えていただけるとありがたいです。

副会長：教育者に対する意識啓発はとても重要であると考えます。ただ、男女共同参画室が学校の現場に対して「こういう研修会をやってください」と言

うのは恐らく言えないと思います。男女共同参画室でできることは、44 ページにあるセミナーを開くときに、一般市民向けのセミナーと同時に、教育者向けのセミナーを企画して、学校の先生方に来ていただくということならばできると思いますので、そのようなことから始めるとよいのではないかと考えています。

会長：ありがとうございます。

委員：50 ページ 30 番の「性的少数者に関する差別の解消」に、職員ハンドブックの作成がありますが、これは行政の職員のことを指すのでしょうか。職員に、小中学校の教員も入るのでしょうか。ぜひ配布してほしいです。

現在、小学校で配布している、子ども向けの男女共同参画室だよりが大変よくできているので、あれを先生にも読んでいただき、クラスでも共有して活用していただければ効果的だと思います。子どもたちに伝えることが、先生の啓発にもなると思います。これは男女共同参画室が担当課になっているので、ハンドブックの配布は先生方の教育にもつながると思います。

事務局：こちらに書かれている職員向けハンドブックの作成については、具体的には今後進めていくものですので、現在、はっきりとしたことが回答できませんが、基本的には窓口対応職員に理解していただきたいということで職員向けのハンドブックの作成を考えています。教職員への配布は、本日のご意見を参考に検討させていただきます。

事務局：男女共同参画室だよりについては、先生方にもぜひ読んでいただきたいということで、配布していることを申し添えます。

会長：他にご意見等はございませんか。

委員：24 ページ、4 番の「市政運営について」②「活かされていない理由」について、前回、副会長から複数回答なのに 100% となっていることについてのご指摘があり、今回は改善されています。ただ、回答数が、前は 298 だったものが、今回は 208 になっています。その理由は何か教えていただけますか。

事務局：前回の298は回答数で、今回の208は回答者数です。複数選択ですので、人数と回答数は異なります。

会長：よろしいでしょうか。

他にご意見等はございませんか。いただいたご意見やアイデアを今後の計画に活かしていただきたいと思います。

審議会は、以上で終了します。

4 その他

会長：続いて、答申（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：答申については、現在、秘書課と日程調整をしており、2月中に実施する予定です。答申は、会長、副会長から、市長に対し、お手元の計画書の素案と概要版を答申書として提出する予定です。答申後の流れとしては、市長、副市長、各部の部長で構成される庁議に付議事案として報告し、3月下旬には計画書が出来上がる予定です。

会長：答申案の内容、素案については、会長と副会長にお任せいただけますか。

委員：8月の審議会の際に、副会長から議論を踏まえて、「男女共同参画では取り扱う範ちゅうを超えているようなことも検討していただきたい」という意見をつけて答申するというお話だったかと思いますので、よろしく願いいたします。

会長：文章で書くかどうかはこれから検討しますが、人権の問題が男女共同参画では扱いきれないほど大きくなっているという意見が多く出たこと、また具体的に教育の分野など、まだ対策できることがあるが、男女共同参画だけでは進めることができないという点は、はっきりとお伝えしたいと思います。答申の文章に書き込むべきかはこれから相談して検討します。

副市長：市長から諮問があり、それに対して答申をいたしますので、答申自体は諮問内容に対して出すものです。諮問内容に関して議論する過程で出た意見を付帯意見として提出することになると思います。その付帯意見を文章化

できるかは私も分かりませんが、個人的には文章化することが望ましいと思います。調整させていただきたいと思います。

会長：本日の議題はここまでにあります。

この委員での審議会は、今回が最後で任期満了となりますので、委員の皆さんからお言葉をいただきたいと思います。

委員：この会議でもしばしば話題になったように、「男女共同参画」から「ダイバーシティ」の問題にかなり広がってきています。ダイバーシティは重要ですが、男女共同参画、男女平等はまだまだ発展途上だと思いますので、ダイバーシティだけを重点的にすると、本来の男女共同参画が薄れてくるのではないかと危惧しています。仕分けは大変難しいと思いますが、このまま男女共同参画が発展していくことを願っています。

委員：今回初めて委員に応募して、実際に参加してみて、社会の中でジェンダーの問題は非常に大きな課題であるということでしたが、実態や現実的な問題を少しは理解することができたと思います。大卒では認識していても、自分自身としてどこまで理解できているのか、自分自身にとっては理解が深まりました。ただ、個人的には議論についていけず、せっかく委員になったのに役に立てたのかは疑問に残っています。この機会に、一人一人がこのような問題への理解を深めていけるようになるとよいと思いました。

委員：私は、つくば市がアッププランを立ち上げたときから、男女共同参画の事業に関わってきました。当時は桜支所で会議をして、ミンナのつどいでは、講師の選定から会場を押さえるなど、全てのことをやっておりました。色々関わって四半世紀経ちますが、私たちを取り巻く環境や価値観がずいぶん変わり、つくば市地域活動連絡協議会という名前ではありますが、末端のクラブに対しては、「母親クラブ」という名称がついておりました。この時代に「母親クラブ」という名称にとっても敏感になりまして、名称変更したほうがよいという話になっております。厚生労働省の傘下にある団体ですので、名称変更が難しく議論をしているところです。今後もよろしく願います。

たします。

委員：今回、市民委員も初めてで、審議会に参加することも初めてでした。議論のお役にたてたかどうかは自信がないのですが、私自身皆さんの議論やご意見を伺う中で、社会人として周囲に対する見方が変わり、視野がすごく広がったと感じます。市民委員として参加させていただいて感謝しています。

「市政の男女共同参画を進めるためにどのようにしたらよいか」という理由の一番上の回答が、「審議会等への女性の参加の促進」となっていたと思いますので、私自身、この経験が自分の人生に活きたと感じていますので、市民委員の募集を積極的に色々な方に届くように進めていただければ、このようないい経験を積める方がこれからも増えるのではないかと思いますのでぜひよろしくをお願いします。

委員：様々な勉強をさせていただきました。男女共同参画に関しては、ダイバーシティのように広げ過ぎると、未達成なものさえも見失ってしまうのではないかというご意見も身にしみます。家庭の中で、男女共同というものが自分自身のテーマになっていると思います。いかに折り合っていくか、いかにお互いの人権を尊重し合っているかということは、日々感じています。

一方で、世の中色々な情報も入ってくる。ヘアロスの問題に関して、身をもってご提案された方々のことを思うと、男女共同とは根強く人権の問題だということも忘れてはならないと考えました。多くの意見を発言させていただき、十分思いを達成しましたので感謝申し上げます。

委員：私の知っている男女共同参画の計画は、アップルプログラムの頃の時代でありまして、そのころから比べると、環境の違いもありますが、かなり複雑になり、多面的になっているというのが印象に残りました。私どもの協議会では、高齢者や障がい者と直接接することがあり、福祉的な意味合いも含めて、この計画の中に盛り込まれて、守備範囲が広いという印象を受けました。ただ、委員からも出ているように、やはり広げ過ぎると、「男女共同参画」という焦点がぼけてしまうと思いますので、餅は餅屋でやっていくとい

うのが大事なのではないかと印象を受けました。ただ私としては、この審議会は、議論するというよりも研修の場、学びの場だったように感じています。大変勉強になり、今後、社会福祉協議会での活動の中でも反映できる部分が見えてきました。ありがとうございました。

委員：子育て支援を普段している立場から思うことはいろいろあり、意見を申し上げることができて、大変ありがたく思いました。気づかなかった視点や考え方にも気づき、得るものが多くとても勉強になりました。自分の活動に活かしていきたいと思うことも多くありました。

最近、男性で育休を取る人が増えてきています。子育て支援拠点を運営しているのですが、以前は父親の姿は全く見ませんでした。母親と一緒に見学に来る父親も増え、赤ちゃんと父親で来る場合もあります。男性でも子どもが好きな人もいますし、女性が必ず子どもの面倒をみななければいけないわけでもありません。男性からしても、女性からしても縛られているところがあるように最近感じているところです。

男女共同参画の標語の募集を見させていただきましたが、子どもたちの方が素直な表現をしていると感じました。まず知って、そこからどうしていけばよいのかを考えていくというプロセスの場でもあったと思います。自分の現場に持ち帰って活かしていきたいと思います。ありがとうございました。

委員：昨年の途中から前任者から引き継ぎ、本日初めて審議会に参加させていただきました。男女共同参画という言葉は耳にすることがありましたが、詳しい内容は知りませんでした。資料を見ますと広い範囲でやっているのので、男女という言葉では足りないように感じました。大変勉強になりました。ありがとうございました。

委員：私自身も勉強不足で、育児をしながらの参加で、その中で自分も勉強しながら、それを子どもにどのように伝えていこうかと、試行錯誤の中で過ごしてきたところです。今後、男と女に分けるものではない世の中になっていく社会の中で、ジェンダーのことに興味のある方がたくさんおられて、私自

身も一つ一つの発言を指摘されることも多々あり、どのように表現したらよいのかと考えます。年齢により表現に使う言葉が違い、例えば「旦那さん」「奥さん」という言葉も差別用語だといわれていますが、それが伝わらない年代の方もおられますので、日々勉強しながら過ごしているところです。性によって人々が分けられ、仕事や給料に差ができる世の中自体がおかしく、本来であればこのような委員会も、これからの未来にはいずれなくなってほしいと思っています。10年、20年後に大きく変わったときに、このような委員会は、今後必要ない世の中になっていけるといいなと思いつつ、私自身も仕事の中で活かしながら、今後も勉強を続けていきたいと思っています。皆様には多くのことを学ばせていただき、感謝しております。

副会長：総論賛成各論反対という言葉があります。私自身は、社会人として気をつけながら生きているつもりですが、一方、家庭人としてどれほど気をつけているか考えると、難しい場合もあります。日本のジェンダー・ギャップ指数が改善しないことは、制度も大事だが同時に、個々の場面で個人がどのように、特に男性が自分を振り返っていくのか、正していくのかが大きな問題であると思います。行政が指導するものではなく、基本的には市民の意識に寄り添っていくものだと思います。その際に、私たち市民の意識がどれだけジェンダー・イクオリティに近づけられるのかということ、一人一人が考えなければいけないと思います。その環境づくりをしていくことは、行政の大きな仕事だと思いますので、今後、さらに必要になると思います。

この男女共同参画室が残っている以上は、まだ達成されていないということです。男女共同参画室がなるべく早く解散できるように、個人個人が動いていかなければいけないと思いました。

私の大学での専門はジェンダーではなく、最初の時に、大学にジェンダーの専門家がおらず、私が委員を引き受けましたが、最近ジェンダーの専門家が新しく来られましたので、できればそのような若い方にも、ぜひ加わっていただいて、世代を変えながらジェンダーの問題を改善へとつなげていければ

と考えております。また機会があると思いますので、その際にはよろしくお願いたします。ありがとうございました。

会長：会長を務めるには力不足で、皆さまに助けられてなんとか任期を満了できました。皆さまとお話できて大変勉強になりました。私自身は、常日頃、障がいをお持ちの方と接していますので、何年か前に「なぜ、男女共同参画室なのか」「ダイバーシティ推進室に名前を変えたほうがよい」と考えていた時期があります。こうして皆さまと勉強している間に、男女共同参画室自体もまだ役目を達成できていないどころか、この数年の間に、新型コロナウイルス感染症やアメリカで赤ちゃんを設ける自由の権利の話があり、女性を取り巻くさまざまな問題が残っており、本当にまだまだなんだと感じました。私自身が一番勉強になったのは、ダイバーシティを推進する大きなうねりは、是非色々なところから、例えば高齢者を扱っているところ等から、同時自然発生的に起きてほしいとともに、男女共同参画、ジェンダー・イクオリティの問題は、太古の昔からあり、なくなってほしいけれども「うねりに乗ってぼけてもいけない」ということも非常に勉強になりました。参加させていただいて皆様と議論することができて本当に良かったと思っています。ありがとうございました。

事務局：本日は、同じ時間に、自治会の市長区長サミットがある関係で、市長、部長とも欠席させていただいておりますので代わりにお礼を申し上げます。計画の改定にあたり、お忙しい中、4回の審議会にご参加いただきました。4回で足りているとは私共も考えておりません。計画の中に盛り込んだ内容についても、ここに盛り込むべきなのかも含めて検討いただきました。この計画に皆さんの思いが全て入ったのか、足りていない部分もあると思いますけれども、決して、計画に書いていないから行わないということではありません。これからの5年間に取り組めるものは、各セクションが何らかの形で施策に反映していければよいと考えていますし、私共も働きかけていきたいと思っています。全庁的に進める中で、しっかり目標をたてて進めていける

様式第1号

ものが、これからの5年間に生まれてくれば、次の計画の中で新たな施策として取り入れていければと思います。今後とも、市政の推進にご協力ください。

この計画の諮問に対する答申案の作成と、審議会の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございました。

5 閉 会

会長：以上をもちまして、第4回つくば市男女共同参画審議会を閉会します。

ありがとうございました。

以上

令和4年度 第4回つくば市男女共同参画審議会次第

日時 令和5年(2023年)1月26日(木)

14:00～16:00

場所 市役所2階 職員研修室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

パブリックコメントの実施結果及びつくば市男女共同参画推進基本計画
(案)について

4 その他

つくば市男女共同参画推進基本計画(案)答申について

5 閉 会

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書（案）
【案件名：つくば市男女共同参画推進基本計画
（2023～2027）】

令和 年（ 年） 月
つくば市 市民部 市民活動課 男女共同参画室

■ 意見集計結果

令和4年12月2日から令和5年1月4日までの間、つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)(案)について、意見募集を行った結果、2人(団体を含む。)から8件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	2人
合計	2人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 男女共同参画都市宣言 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	宣言文中『…できるまち「つくば」をめざします。』の「つくば」の意味が不明で何を指すのか全く分からなくなってしまう。	1件	男女共同参画都市宣言については、本市における男女共同参画の推進を広く意思表示するため、平成15年11月に宣言したもので、当時の宣言文を掲載しています。

○ p.39 第3章 計画の基本的考え方、2 基本目標、基本目標Ⅳ、安全・安心な暮らしの実現 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「女性等」で記載している箇所を「女性をはじめ、障害者、性的少数者など、災害時に、より困難に直面する可能性が高い人たちへの配慮の視点」のように、より具体的な記述になるとよい。	1件	「女性等」には、女性のほか、乳幼児や子ども、妊婦、外国人、高齢者、障害者、性的少数者など、多様な属性の方を想定しており、全てを記述することは困難であるため、包含した形として「女性等」としています。

○ p.40 第3章 計画の基本的考え方、3 施策の体系 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	◆女性活躍推進計画及び ■DV防止基本計画の記述 を一番上に目立つように書 いてはどうか。	1件	新計画では、注釈の説明等は 欄外の下欄に表示し、統一する ようにしています。そのため、 女性活躍推進計画及びDV防止 基本計画の記載についても、下 欄に記載する形にしたいと考 えています。

○ p.41、p.43 第3章 計画の基本的考え方、4 指標一覧 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	【成果指標】の「女性のた めの相談室」を知っている市 民の割合と「男女共同参画に 対する満足度」は、もう少し 高い目標値でもよいのでは ないか。	1件	成果指標については、前回調 査や現状値、外的要因の予測等 を踏まえて目標値を設定してい ます。
2	【参考値】が現状値だけ では分かりづらい。前回調査値 等があるものについては、そ れも出してはどうか。	1件	前回調査値については、策定中 の計画書 34 ページに、平成 29 年 4 月 1 日現在のデータを掲載 しています。

○ p.44 第4章 施策の展開 について

1	前計画にはなかった新し い施策には、分かりやすいマ ークを付けた方が、より分か りやすくなってよいのでは ないか。	1件	新規施策のほか、前計画から の継続施策について、統合又は 施策内容を一部変更して取組む ものがあり、新規施策の線引き が難しいことから、マーク等 での表示は考えておりません。
---	---	----	--

○ p.45 第4章 施策の展開、基本目標Ⅰ男女共同参画社会に向けた基盤の整備、(2)男女共同参画意識醸成のための教育の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に…」の文言に、「性の多様性を学ぶ」ことも明記出来るとうい。	1件	基本目標Ⅱの(2)は、学校教育での男女共同参画意識を育むための施策です。 性の多様性に関する施策は、基本目標Ⅲの(3)にまとめて掲載しています。

○ p.51 第4章 施策の展開、基本目標Ⅳ安全・安心な暮らしの実現、(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「女性の視点」に加え、「女性をはじめ、障害者や性的少数者など、災害時により困難に直面する可能性が高い人たちへの配慮の視点」のように出来ると望ましい。	1件	防災分野における女性の参画を推進し、防災の意思決定の場への参画促進や、女性のニーズの反映、性暴力等の人権侵害の防止など、ジェンダーの視点を取り入れた取組が必要であると考えています。また、このような取組は、乳幼児や子ども、妊婦、外国人、高齢者、障害者、性的少数者などの方々への配慮にも資するものであると考えています。

■ 修正の内容

○ 目次 第2章 男女共同参画を取り巻く現状 について

修正前	修正後
3 令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識	3 令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要)

※パブリックコメントによるものではありませんが、文言の追記をしました。

○ p.9 第2章 男女共同参画を取り巻く現状 1 国内・外の男女共同参画に関する動向 (3)県の動き について

修正前	修正後
記載なし	○令和3(2021)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」策定

※パブリックコメントによるものではありませんが、文言の追記をしました。

○ p.23 3令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要) (3)ライフイベントにおける離職状況 ②市職員の女性管理職が増えないと思う理由(複数選択)【職員意識調査】 について

修正前	修正後
記載なし	市職員において、今後女性が管理職に就く機会が増えると「思う」の割合は86.3%で、「思わない」の割合は13.1%でした。「思わない」と回答した職員のうち、女性管理職が増えないと思う理由として、…(以降変更なしのため省略)

※パブリックコメントによるものではありませんが、文言の追記をしました。

※パブリックコメント意見募集時は、本編・概要版共にモノクロでしたが、フルカラーになりました。



つくば市 男女共同参画 推進基本計画 (2023~2027)

令和5年(2023年)3月

〔対象期間〕

令和5年度(2023年度)から
令和9年度(2027年度)まで

男女共同参画都市宣言

つくば市は、万葉の昔から続く悠久の歴史と豊かな自然に恵まれ、世界と日本の文化が溶けあう、人と自然と科学が調和しながら共存するまちです。

つくば市は、男女が互いに人権を尊重し、ともに個性と能力に応じて社会のさまざまな分野に参画し、義務も責任も協力してにない、いきいきと暮らすことができる社会をめざします。

私たちは、このつくば市に誇りを持ち、希望あふれる未来に向かってさらに発展し、世界に友情と平和の輪を広げることを願い、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女が互いにひとりの人間として尊重しあい、自分らしく生きることのできるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女が家庭でも職場でも協力しあい、思いやりあふれる地域社会をつくり、ともに楽しむことのできるまち「つくば」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 男女共同参画を取り巻く現状	4
1 国内・外の男女共同参画に関する動向	4
2 男女共同参画に関わる本市の現状	11
3 令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要)	19
4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)の推進状況	31
5 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題	35
第3章 計画の基本的考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策の体系	40
4 指標一覧	41
第4章 施策の展開	44
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備	44
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	46
基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重	49
基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現	51
第5章 推進体制	53
1 庁内の推進体制	53
2 男女共同参画審議会	53
3 国や県、関係機関との連携	53
4 男女共同参画苦情等処理	53
5 PDCAサイクルによる進行管理	54

資料編	55
1 策定経過	55
2 男女共同参画社会基本法	56
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	66
5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	72
6 つくば市男女共同参画社会基本条例	76
7 つくば市男女共同参画審議会委員名簿	79
8 つくば市男女共同参画推進本部設置要項	80
9 令和4年度つくば市男女共同参画推進本部員名簿	81



第1章

計画の策定に当たって

1 / 策定の趣旨

本市では、平成9年に現在の「つくば市男女共同参画推進基本計画」の先駆けとなる「つくば市女性行動計画」を策定し、性別にかかわらず、全ての個人が、互いに人権を尊重し合い、責任も分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年に「男女共同参画都市」を宣言しました。

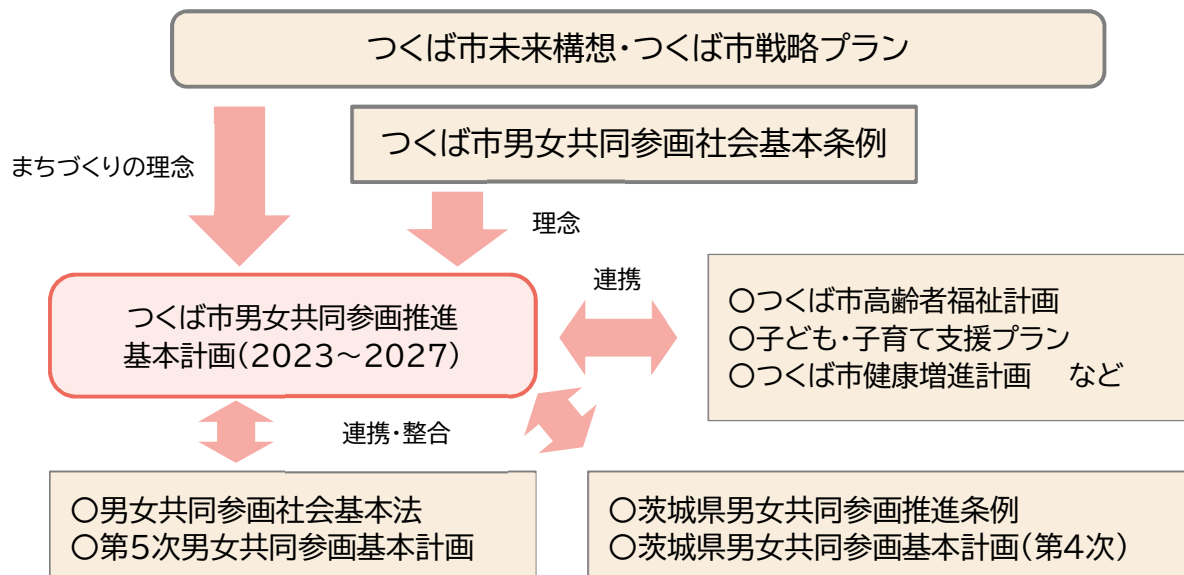
平成16年3月には「つくば市男女共同参画社会基本条例」(以下「条例」という。)を制定・施行し、この条例で男女共同参画社会の構築による人間性の尊重というまちづくりに向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取り組みを行うことを決めました。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

このような状況を踏まえ、この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の計画期間満了に当たり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、新たに「つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 / 計画の位置付け

- 本計画は、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の後継計画です。
- 本計画は、「つくば市未来構想」「つくば市戦略プラン」が示すまちづくりの理念、「つながりを力に未来をつくる」の実現に向けた個別計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」と整合するものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(DV防止基本計画)」を含みます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含みます。



3 / 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
つくば市	つくば市男女共同 参画推進基本計画 (2018~2022)		つくば市男女共同参画推進基本計画 (2023~2027)				
茨城県	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)						
国	第5次男女共同参画基本計画						

1 / 国内・外の男女共同参画に関する動向

(1)世界の動き

○ 昭和 50(1975)年 「国際婦人年」設定

昭和51(1976)年からの10年間を「国連婦人の10年」とすることが決まりました。同年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の自立と地位向上を目指し、各国が10年間に取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

○ 昭和 55(1980)年 「女子差別撤廃条約」署名

デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年世界会議」で、国連憲章や女子差別撤廃宣言等に規定された性による差別禁止の原則を更に具体化した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式が行われました。

○ 昭和 60(1985)年 「ナイロビ将来戦略」採択

ケニアのナイロビで開催された「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」で、世界行動計画の実現期限を2000年まで延長することが決定され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

○ 平成5(1993)年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連総会で「宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

○ 平成7(1995)年 「北京行動綱領」採択

中国の北京で開催されたアジアで初めての世界女性会議で、21世紀に向けて各国、NGOなどが取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択されました。

○ 平成 12(2000)年 「女性 2000 年会議」開催

国連本部で開催された会議で、21世紀に向けての行動指針である「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

○ 平成 17(2005)年 「北京宣言及び行動綱領」等の再確認の実施

第49回国連婦人地域委員会において「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

○ 平成 23(2011)年 「UN Women」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として平成22(2010)年の国連総会決議により設立された「UN Women」が発足しました。

○ 平成 27(2015)年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連総会において採択された「2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境などの開発問題に対応するための17のゴール(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals: SDGs)のひとつに、「ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメント」が掲げられました。

○ 平成 28(2016)年 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意

G7伊勢志摩サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダと全ての持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献するとの観点から、「女性の能力開花のためのG7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意しました。

○ 令和元(2019)年 G20 「大阪首脳宣言」を採択

G20大阪サミットにおいて、不平等への対処による成長の好循環の創出として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの必要性が「G20大阪首脳宣言」が採択されました。

○ 令和2(2020)年 第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合開催

グローバルなデータと分析に裏打ちされ、女性の権利についての広範で参加型、かつ実地調査に基づいた包括的な報告書に基づいて、UN Womenは「北京報告書25年後の女性の権利レビュー」(Women's rights in Review 25 Years After Beijing Report)を刊行し、1995年の北京宣言及び行動綱領採択後の女性の権利の進展とそれを阻む障害を検証しました。

(2)国の動き

○ 昭和 50(1975)年 「婦人問題企画推進本部」設置

総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定されました。

○ 昭和 60(1985)年 「女子差別撤廃条約」批准

「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

○ 昭和 62(1987)年 「新国内行動計画」策定

長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本的方向を定めた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

○ 平成6(1994)年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置

○ 平成8(1996)年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定

21世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

○ 平成 11(1999)年 「男女共同参画社会基本法」公布

男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題として位置付ける「男女共同参画社会基本法」が公布されました。

○ 平成 12(2000)年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。

○ 平成 13(2001)年 「配偶者暴力(DV)防止法」公布

女性に対する暴力を人権に関わる問題と捉え、暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(「配偶者暴力防止法」又は「DV 防止法」)」が公布されました。

○ 平成 15(2003)年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」
閣議決定

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成32(2020)年までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。

- 平成 17(2005)年 「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 19(2007)年 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」
「仕事と生活の調和のための行動指針」策定

国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能なものにする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むための「憲章」と「行動指針」が、「官民トップ会議」において策定されました。

- 平成 22(2010)年 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 平成 25(2013)年 「日本再興戦略」閣議決定

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが戦略の中核に位置付けられました。

- 平成 27(2015)年 「女性活躍推進法」公布

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするために、10年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布されました。

「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定

安保理決議第1325号(女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議)等の履行に関する行動計画を策定されました。

- 平成 30(2018)年 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行
「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定
- 令和元(2019)年 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布

- 令和2(2020)年 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

- 令和4(2022)年 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布

(令和 6 年 4 月施行)

(3)県の動き

- 昭和 53(1978)年 「青少年婦人課」設置
茨城県における男女共同参画への取組が開始されました。
- 平成3(1991)年 「いばらきローズプラン」策定
「茨城県女性対策推進本部」設置
茨城県における女性行政施策の推進を図るために、庁内の体制が整備されました。
- 平成8(1996)年 「いばらきハーモニープラン」策定
茨城県が取り組むべき女性施策の指針として、男女のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。
- 平成 13(2001)年 「茨城県男女共同参画推進条例」制定
「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、「茨城県女性対策推進本部」の「茨城県男女共同参画推進本部」への名称変更など、推進体制が整備されました。
- 平成 14(2002)年 「茨城県男女共同参画基本計画」策定
「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」と「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- 平成 17(2005)年 「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
男女共同参画施策を推進する拠点として、「女性プラザ男女共同参画支援室」が、茨城県女性青少年課に開設されました。
- 平成 18(2006)年 「茨城県男女共同参画実施計画」策定
- 平成 23(2011)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定
- 平成 28(2016)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
- 平成 30(2018)年 女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編
- 平成 31(2019)年 「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正

- 令和元(2019)年 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」導入
「パートナーシップ宣誓制度」は、性的少数者のカップルを自治体が結婚に相当する関係として認めるもので、茨城県が全国の都道府県で初めて導入しました。
- 令和2(2020)年 「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置
「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称
- 令和3(2021)年 「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」策定

(4)市の動き

- 平成6(1994)年 女性行政担当を福祉部から企画部へ組織変更
- 平成7(1995)年 庁内組織である「つくば市女性行政連絡会議」設置
- 平成8(1996)年 市民による「つくば市女性懇話会」設置
- 平成9(1997)年 「つくば市女性行動計画」策定
- 平成 11(1999)年 市民環境部市民活動課女性行政室に組織変更
市内において「いばらき国際女性会議」開催
- 平成 12(2000)年 「つくば男・女のつどい」、「男・女セミナー」開始
国・県の主催による「いばらき国際女性会議」を継承・発展させ、市主催で、市民の交流を図る「つくば男・女(みんな)のつどい」と女性の能力開発支援などの学習会「男・女(ひとひと)セミナー」を開始しました。
- 平成 14(2002)年 「つくば市女性のための相談室」開設
- 平成 15(2003)年 男女共同参画推進課に組織変更
「つくば市男女共同参画推進計画(第2次)」策定
「男女共同参画都市」宣言

男女共同参画の推進を広く意思表示するために、県内5番目として「男女共同参画都市」宣言を行いました。

- 平成 16(2004)年 「つくば市男女共同参画社会基本条例」制定

行政と市民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくことを明らかにするため、「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。

庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部」設置
市民による「つくば市男女共同参画審議会」設置
「つくば市男女共同参画苦情等処理規則」制定

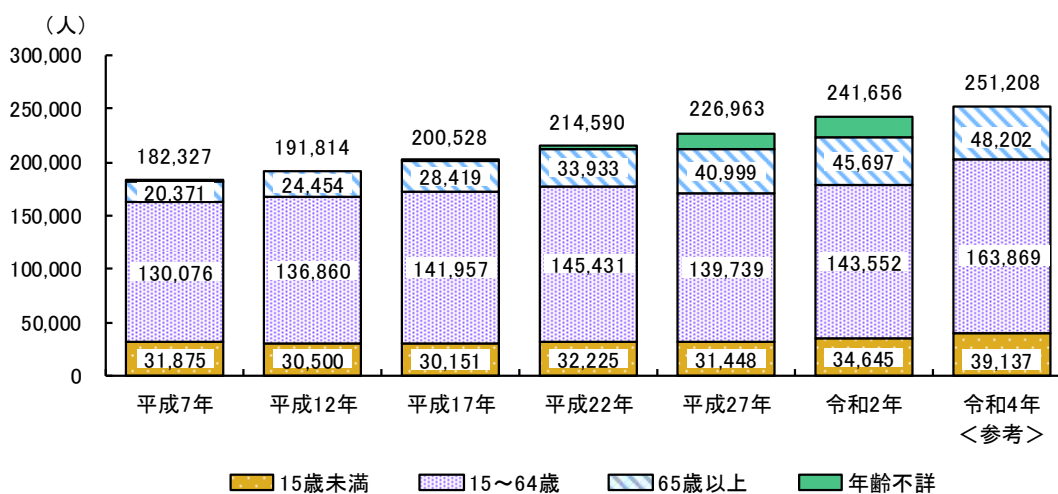
- 平成 19(2007)年 市民活動課男女共同参画室に組織変更
- 平成 20(2008)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2008~2012)」
策定
- 平成 22(2010)年 「つくば市男性のための電話相談」開設
- 平成 25(2013)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2013~2017)」
策定
- 平成 30(2018)年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)」
策定
- 令和3(2021)年 「つくば市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

2 / 男女共同参画に関わる本市の現状

(1)人口に関する状況

① つくば市の人口の推移

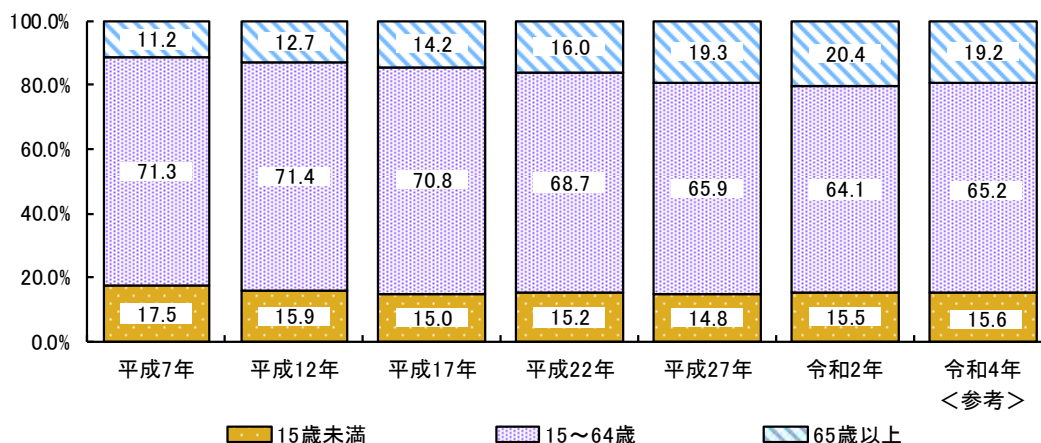
本市では、平成7年以降、5年ごとに9,000～14,000人の範囲で人口増加が続いており、令和2年には、約24万人となっています。住民基本台帳人口では、令和4年に人口は25万人に到達しています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在) <参考>は住民基本台帳による(令和4年10月1日)

② つくば市の年齢3区分別人口構成比の推移

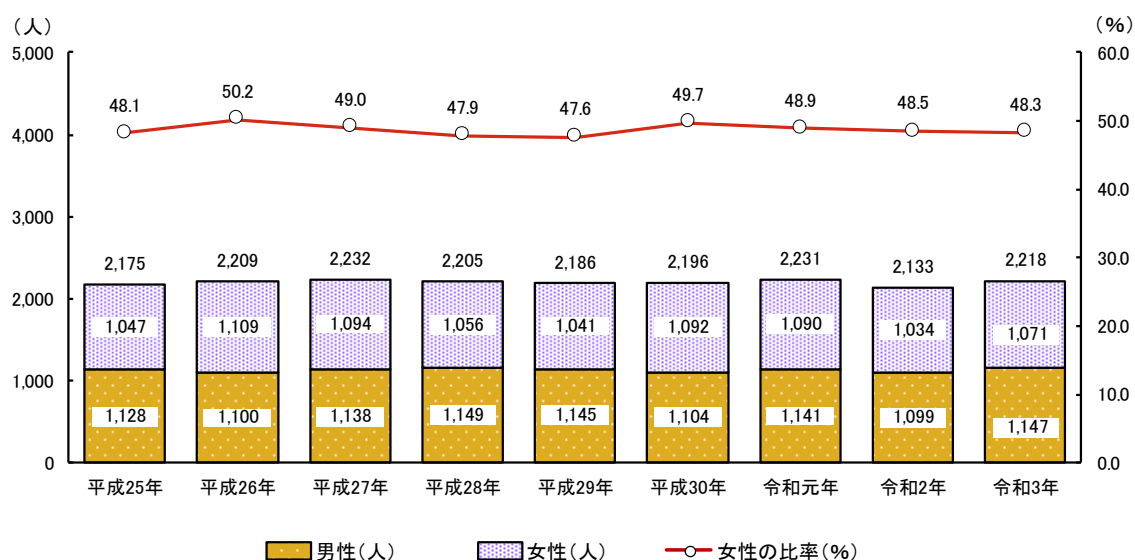
人口3区分別の構成比を見ると、65歳以上の高齢者人口割合が増加する一方で、15～64歳の人口構成比は減少傾向にあり、高齢化は徐々に進んでいることがわかります。



資料:国勢調査(各年10月1日現在) <参考>は住民基本台帳による

③ つくば市の出生数と男女比の推移

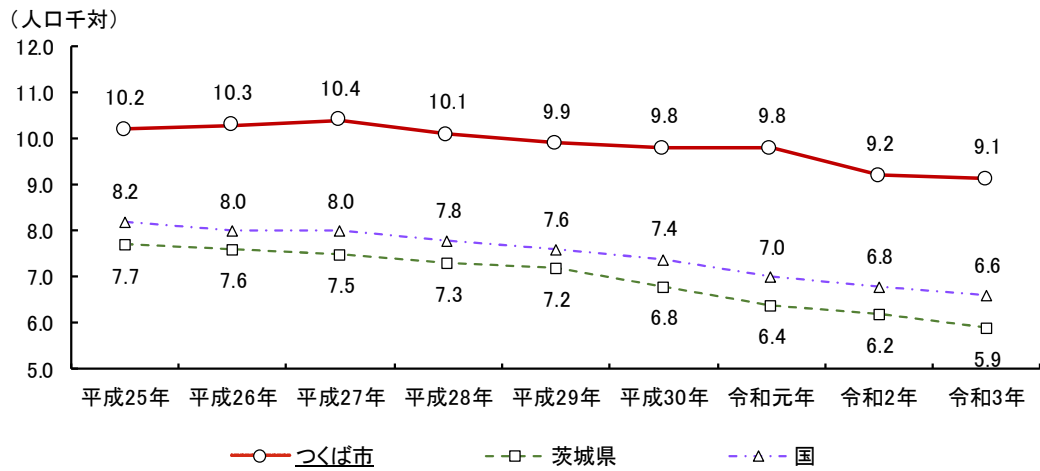
本市における年間の出生数は、平成25年から令和3年まで、ほぼ2,200人前後で安定した推移となっています。男女比については、女性の比率が50%をやや下回る年が多くなっています。



資料:人口動態統計(茨城県)

④ 出生率(人口千人当たり)の推移

人口千人当たりの出生率は、ゆるやかに低下している傾向がありますが、国や県に比べて、高くなっています。



資料：人口動態統計(厚生労働省、茨城県)

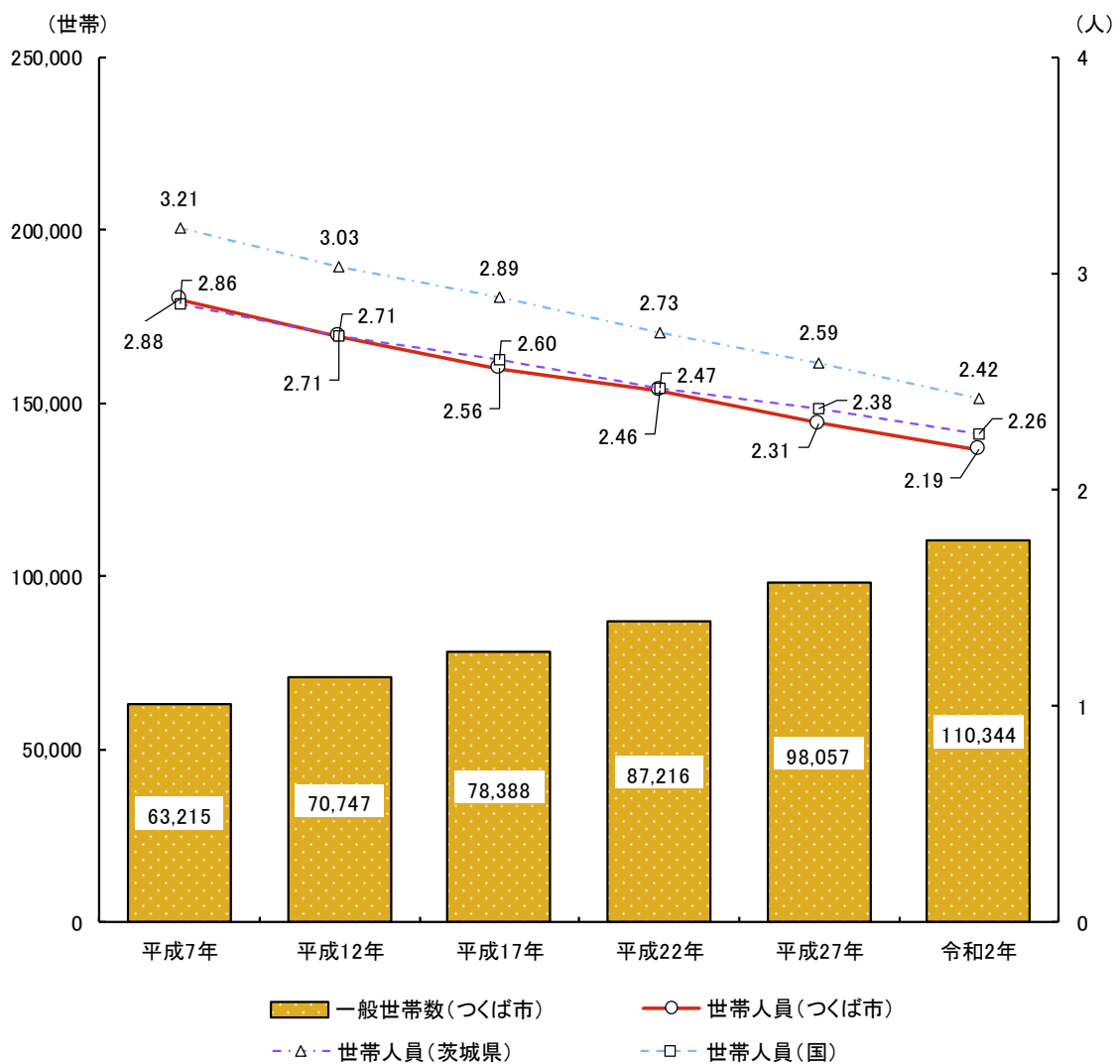
※人口千対…1000人の人口集団の中での発生比率

(2)世帯に関する状況

⑤ 世帯数と世帯人員の推移

本市では世帯数も増加が続いており、令和2年では約11万世帯となっています。世帯当たりの人員(世帯人員)について見ると、世帯数の増加割合が人口の増加割合を上回っているため、減少傾向にあり、令和2年には2.19人となりました。

本市の世帯人員は、平成7年以降、茨城県全体よりも0.3人程度低く推移しています。また、国との比較では、ほぼ同様の値となっていますが、平成12年にクロスし、それ以降は本市の世帯人員のほうが低くなる傾向が見られます。



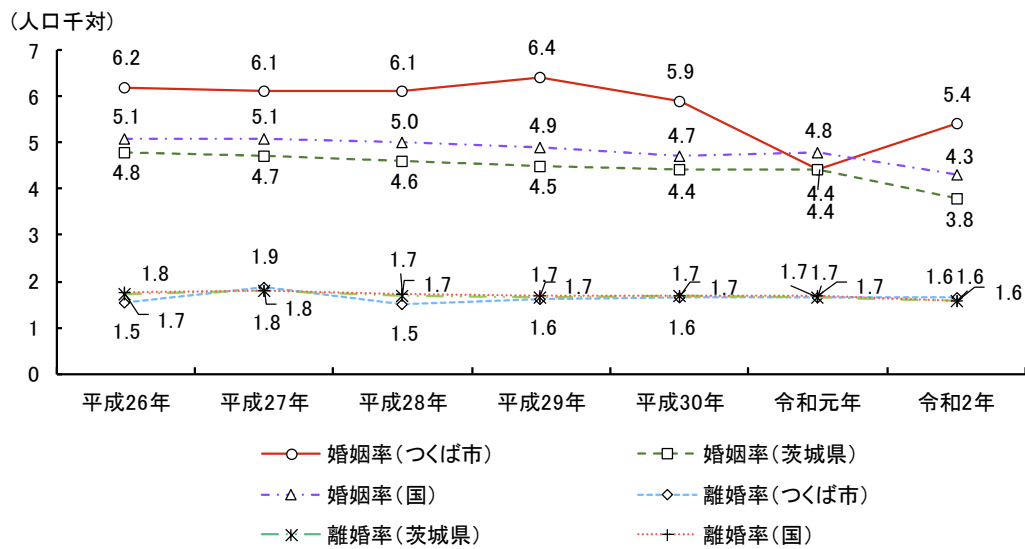
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(3)婚姻に関する状況

⑥ 人口千対の婚姻率・離婚率の推移

本市における人口千人当たりの婚姻率は、平成26年以降茨城県平均よりも高く推移し、令和2年で5.4となっています。

人口千人当たりの離婚率については、平成26年から令和2年まで、本市も茨城県も横ばいとなっています。



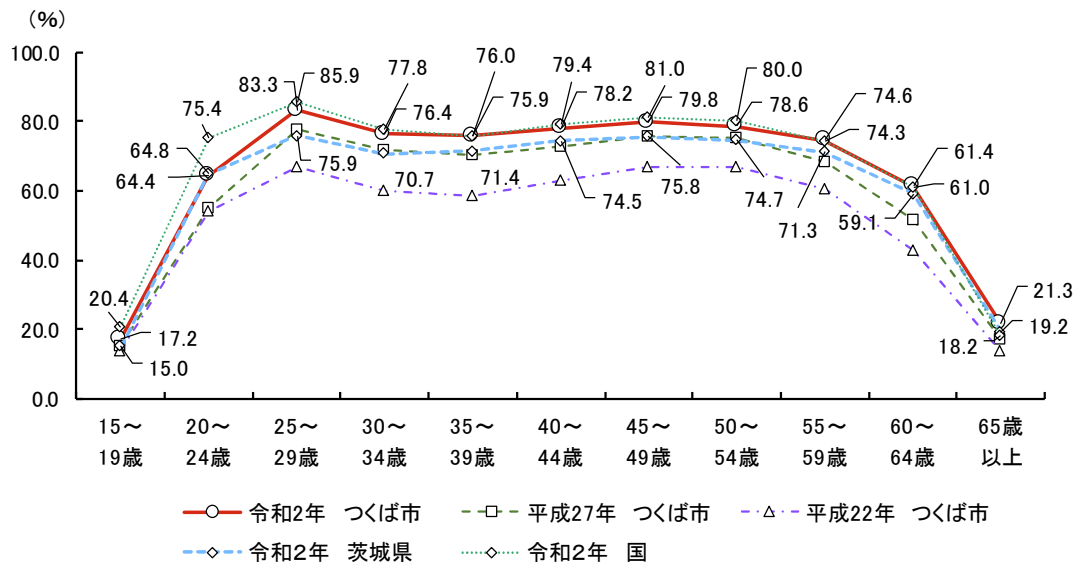
資料：茨城県人口動態統計、人口動態統計(厚生労働省)

※人口千対…1000人の人口集団の中での発生比率

(4) 就業に関する状況

⑦ 女性の年代別労働力率の推移

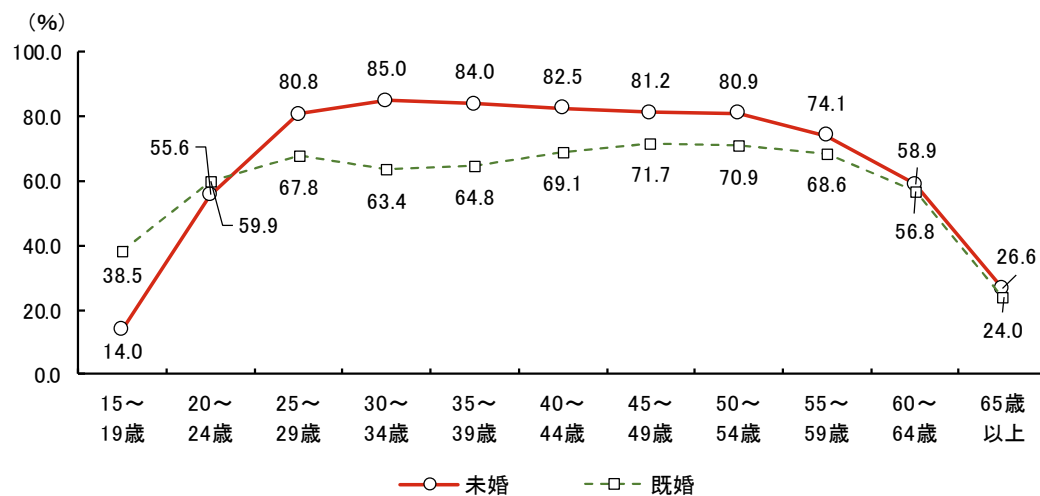
本市の令和2年における女性の労働力率は、25歳以上で茨城県に比べて高く、国と同程度となっています。また、本市の平成22年と比べると、30～44歳では、「M字カーブ」の凹みが浅くなっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

⑧ つくば市の女性の年代別・婚姻形態別労働力率の推移(令和2年)

婚姻形態別に見ると、令和2年において未婚女性と既婚女性の労働力率は、特に25歳から54歳までの年代で大きな差が見られています。

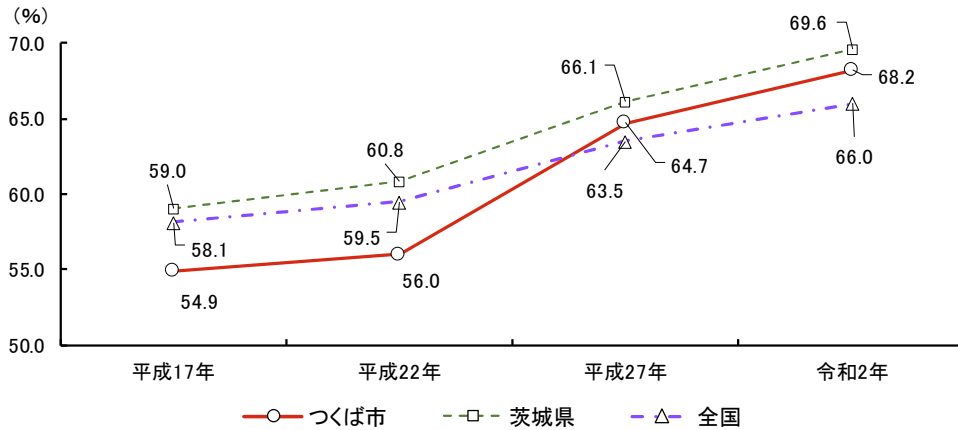


資料：国勢調査

※労働力率 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいいます。

⑨ 既婚女性の60歳未満の就業率の推移

既婚女性の60歳未満の就業率の推移を見ると、平成17年以降増加傾向にあります。平成22年までは国、茨城県と比較して低かったが、平成27年以降は国、茨城県と同程度となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

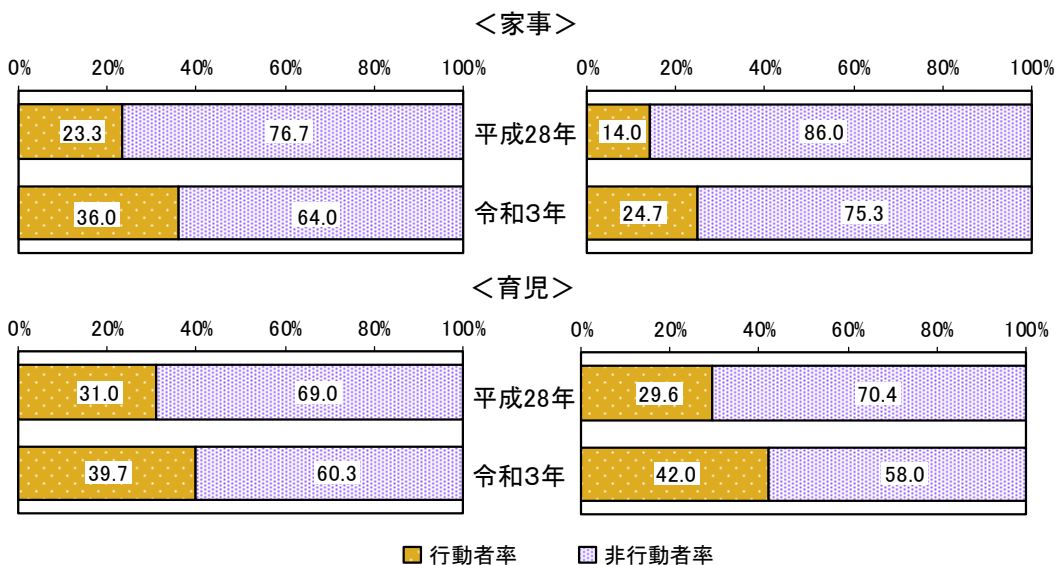
(5) ワーク・ライフ・バランスに関する状況

⑩ 小さな子どもがいる夫婦の家事・育児の実施状況

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児の実施状況を、夫の1日当たりの行動者率で見ると、令和3年で妻・夫共に有業(共働き)の世帯では家事で36.0%、育児で39.7%となっており、夫が有業で妻が無業の世帯では家事で24.7%、育児で42.0%となっています。平成28年と比較すると、家事、育児ともに増加しています。

妻・夫共に有業(共働き)の世帯

夫が有業で妻が無業の世帯



資料：令和3年社会生活基本調査

※「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの「家事」及び「育児」の行動者率(週全体平均)

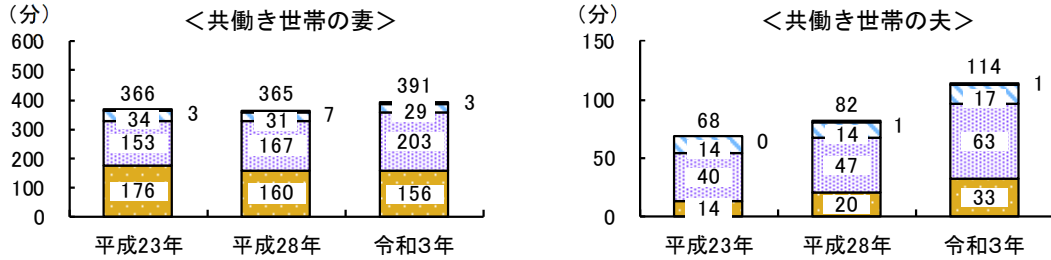
行動者率……該当する種類の行動をした人の割合(%)

非行動者率……100%－行動者率

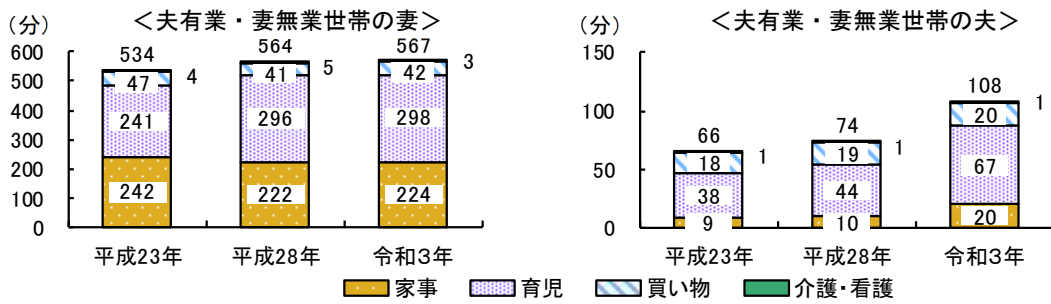
⑪ 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移を見ると、夫の家事・育児関連時間は、いずれの世帯も増加傾向にあるものの令和3年では共働き世帯の夫で114分、夫有業・妻無業世帯の夫で108分と妻と比較すると低くなっています。

6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻も有業（共働き）の世帯）



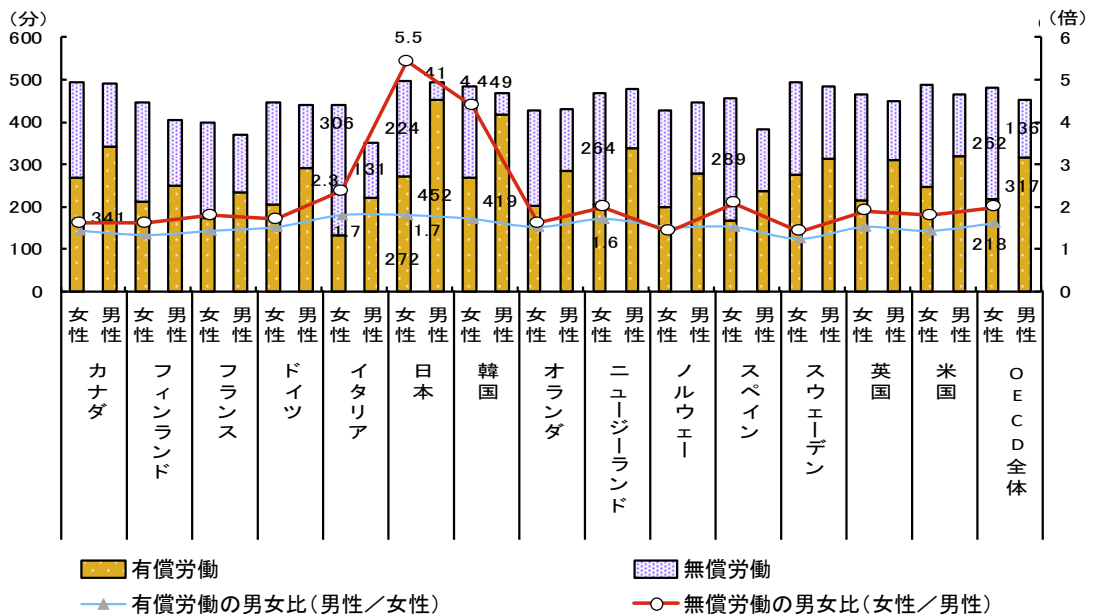
6歳未満の子供を持つ夫婦（夫が有業で妻は無業の世帯）



資料：令和3年社会生活基本調査

⑫ 15～64歳の男女別に見た1日当たりの生活時間の国際比較(週全体平均)

日本女性の有償労働時間と無償労働時間は、比較国と大きな差はみられませんが、日本男性の有償労働時間は極端に長くなっており、総労働時間に占める割合は92%に達しています。



資料：令和2年版男女共同参画白書

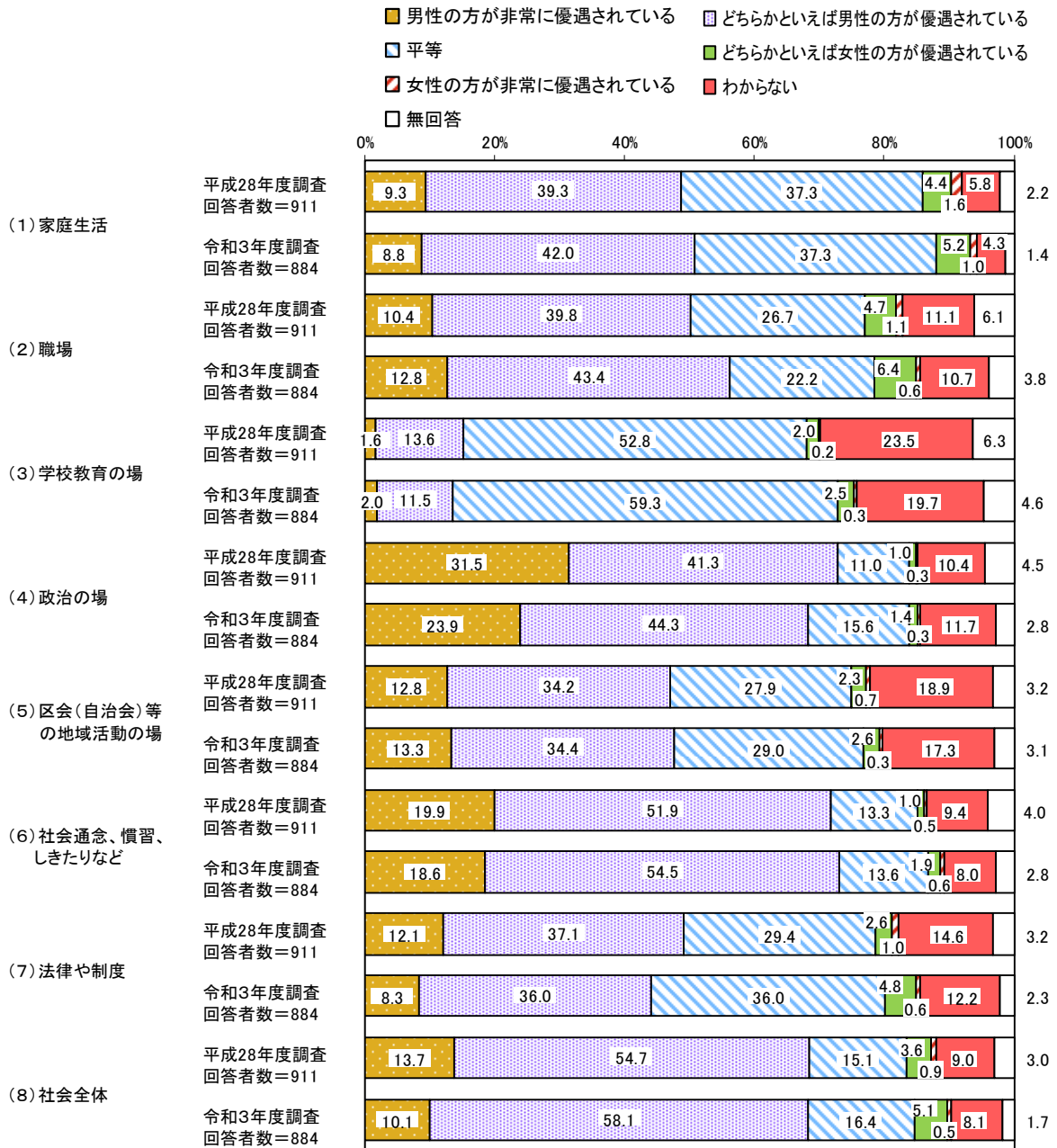
3 令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果(概要)

(1)男女共同参画の意識について

① 男女の地位の平等感【市民意識調査】

『学校教育の場』以外の全ての項目で、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。特に、『政治の場』『社会通念、慣習、しきたりなど』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『学校教育の場』では「平等」の割合が最も高くなっています。

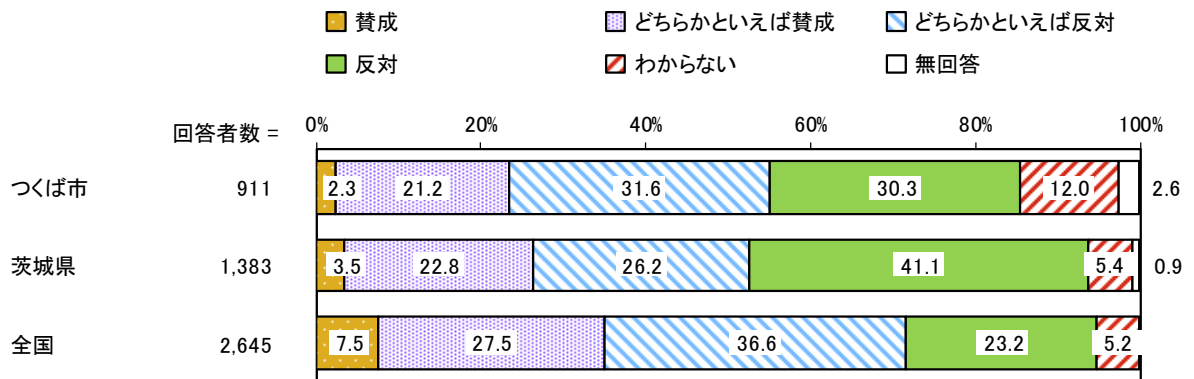
平成28年度調査と比較すると、『学校教育の場』『政治の場』『法律や制度』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が増加しています。



② 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方【市民意識調査】

「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が23.5%、「どちらかといえれば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が61.9%となっています。

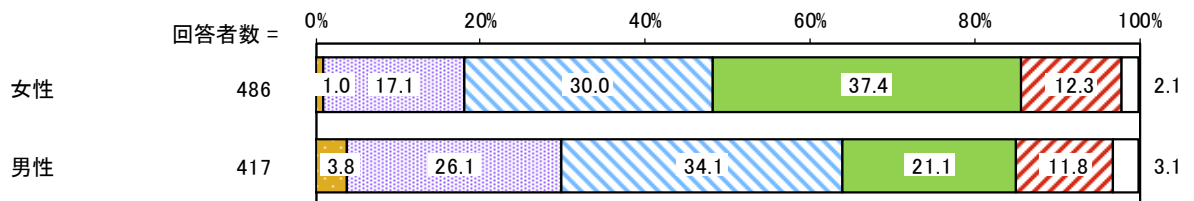
全国、茨城県と比較すると、“賛成”の割合が低くなっています。



※茨城県:令和元年度 県民意識調査
 全国:令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査

【性別】

性別で見ると、男性に比べ、女性で“反対”の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で“賛成”の割合が高くなっています。

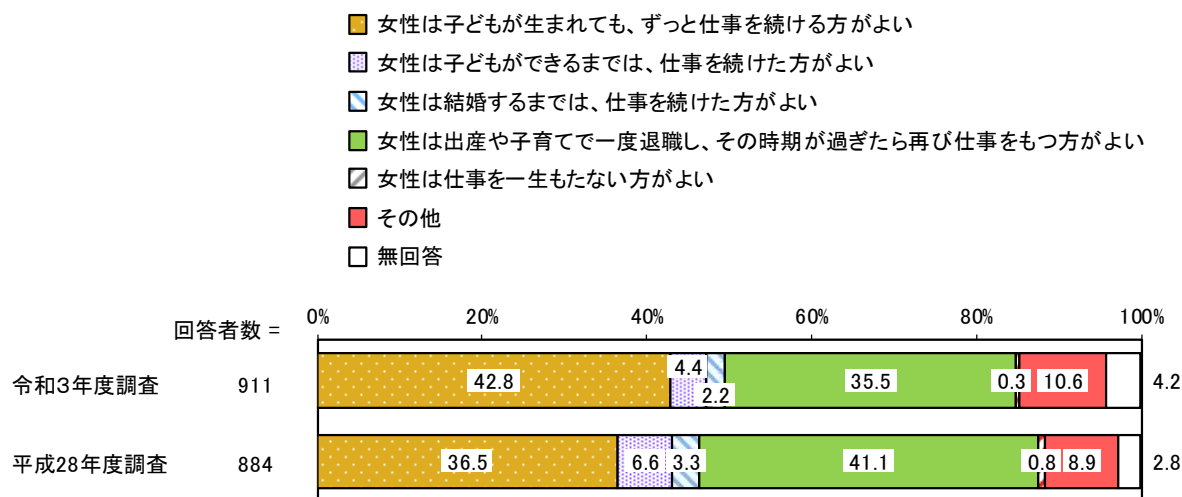


(2)女性の働き方

① 女性が職業をもつことに対する考え方【市民意識調査】

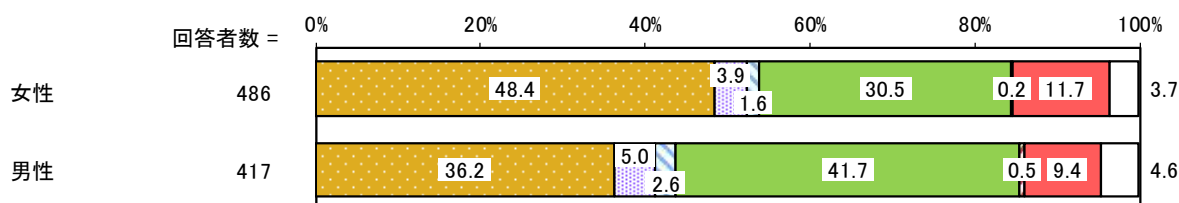
「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が42.8%と最も高く、次いで「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が35.5%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が増加しています。一方、「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が減少しています。



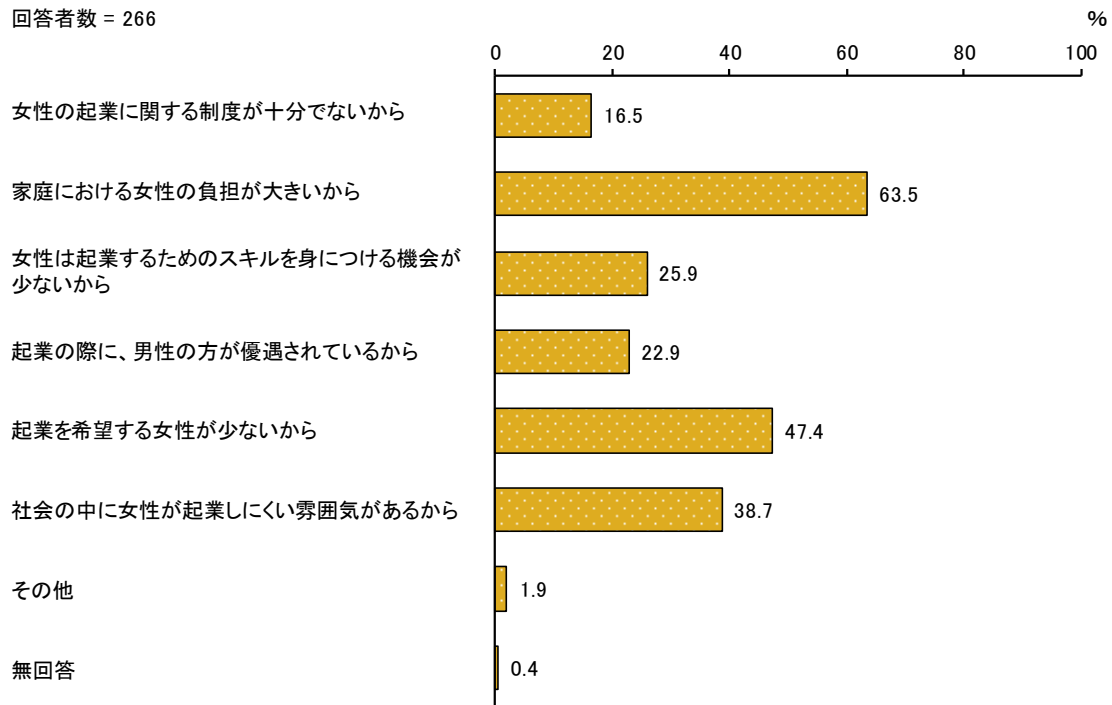
【性別】

性別でみると、男性に比べ、女性で「女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事をもつ方がよい」の割合が高くなっています。



② 女性が起業して社会に出ていないと思う理由(複数選択)【市民意識調査】

「家庭における女性の負担が大きいから」の割合が63.5%と最も高く、次いで「起業を希望する女性が少ないから」の割合が47.4%、「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が38.7%となっています。



【性別】

性別で見ると、男性に比べ、女性で「家庭における女性の負担が大きいから」「起業の際に、男性の方が優遇されているから」「社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから」の割合が高くなっています。

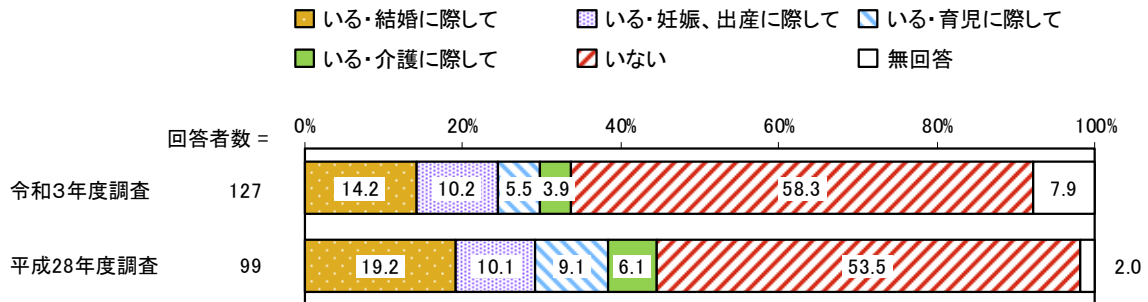
単位: %

区分	回答者数(件)	女性の起業に関する制度が十分でないから	家庭における女性の負担が大きいから	女性は起業するためのスキルを身につける機会が少ないから	起業の際に、男性の方が優遇されているから	起業を希望する女性が少ないから	社会の中に女性が起業しにくい雰囲気があるから	その他	無回答
女性	131	15.3	70.2	24.4	29.8	45.0	42.0	0.8	0.8
男性	131	18.3	58.0	27.5	16.8	48.9	35.1	3.1	-

(3) ライフイベントにおける離職状況

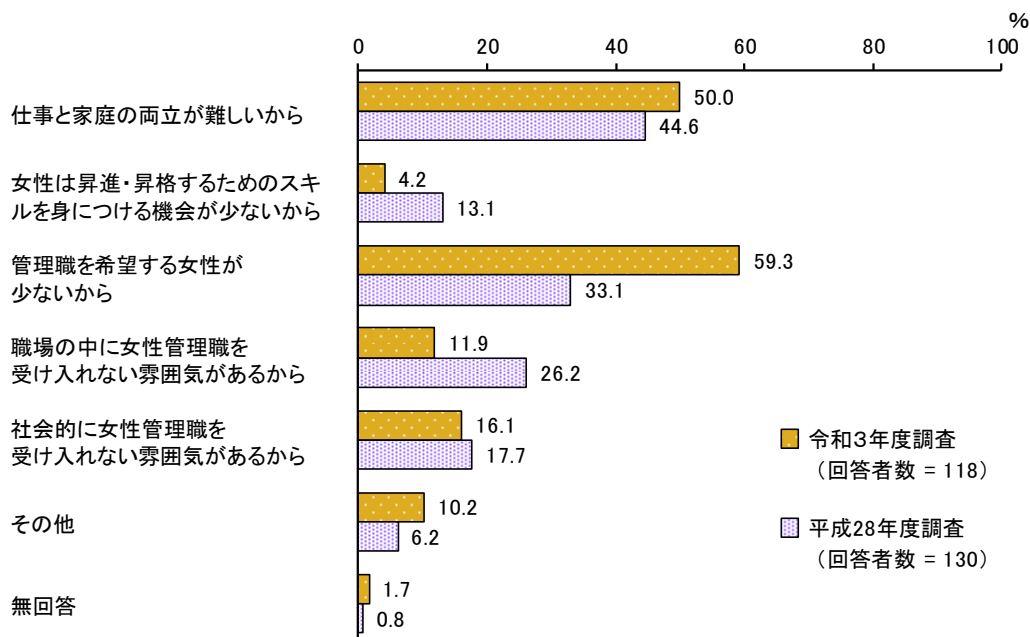
① 結婚、出産、育児、または介護に際して退職した従業員の有無【事業所調査】

「いない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「いる・結婚に際して」の割合が14.2%、「いる・妊娠、出産に際して」の割合が10.2%となっています。



② 市職員の女性管理職が増えないと思う理由(複数選択)【職員意識調査】

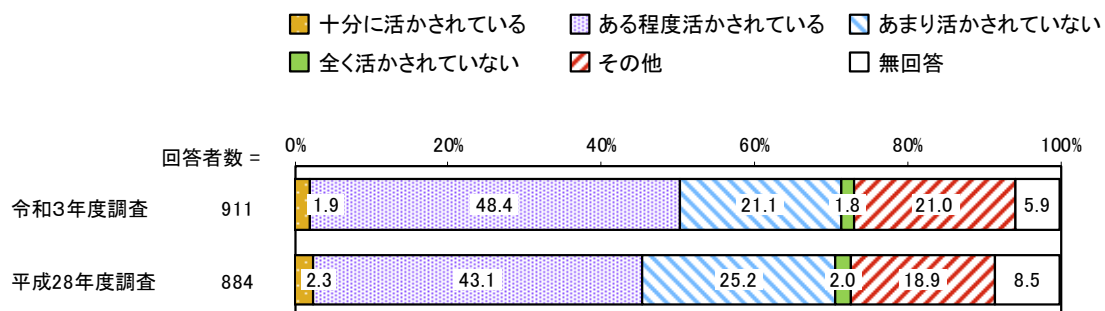
市職員において、今後女性が管理職に就く機会が増えると「思う」の割合は86.3%で、「思わない」の割合は13.1%でした。「思わない」と回答した職員のうち、女性管理職が増えないと思う理由として、「管理職を希望する女性が少ないから」の割合が59.3%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立が難しいから」の割合が50.0%、「社会的に女性管理職を受け入れない雰囲気があるから」の割合が16.1%となっています。



(4) 市政運営について

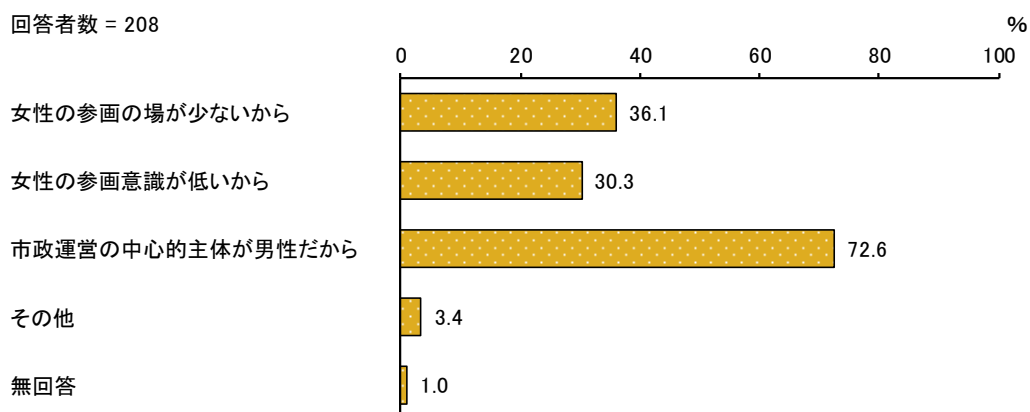
① つくば市の市政運営における女性の意見や視点の反映【市民意識調査】

「十分に活かされている」と「ある程度活かされている」をあわせた“活かされている”の割合が50.3%、「あまり活かされていない」と「全く活かされていない」をあわせた“活かされていない”の割合が22.9%となっています。



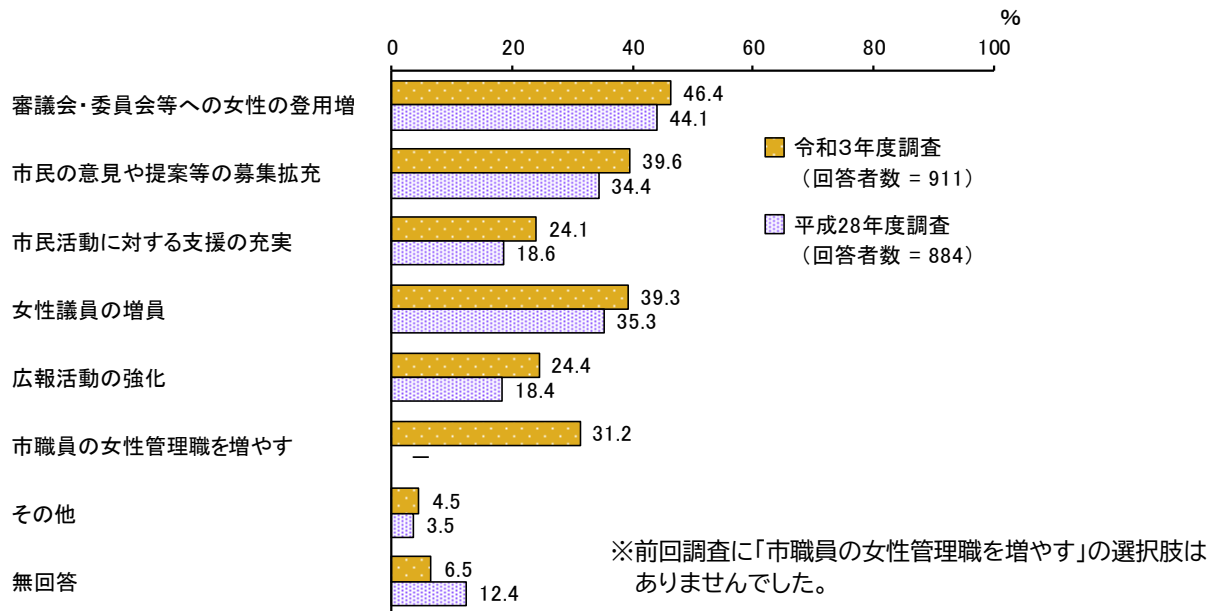
② 活かされていない理由(複数選択)【市民意識調査】

「市政運営の中心的主体が男性だから」の割合が72.6%と最も高く、次いで「女性の参画の場が少ないから」の割合が36.1%、「女性の参画意識が低いから」の割合が30.3%となっています。



③ 市政への女性参画の有効策(複数選択)【市民意識調査】

「審議会・委員会等への女性の登用増」の割合が46.4%と最も高く、次いで「市民の意見や提案等の募集拡充」の割合が39.6%、「女性議員の増員」の割合が39.3%となっています。

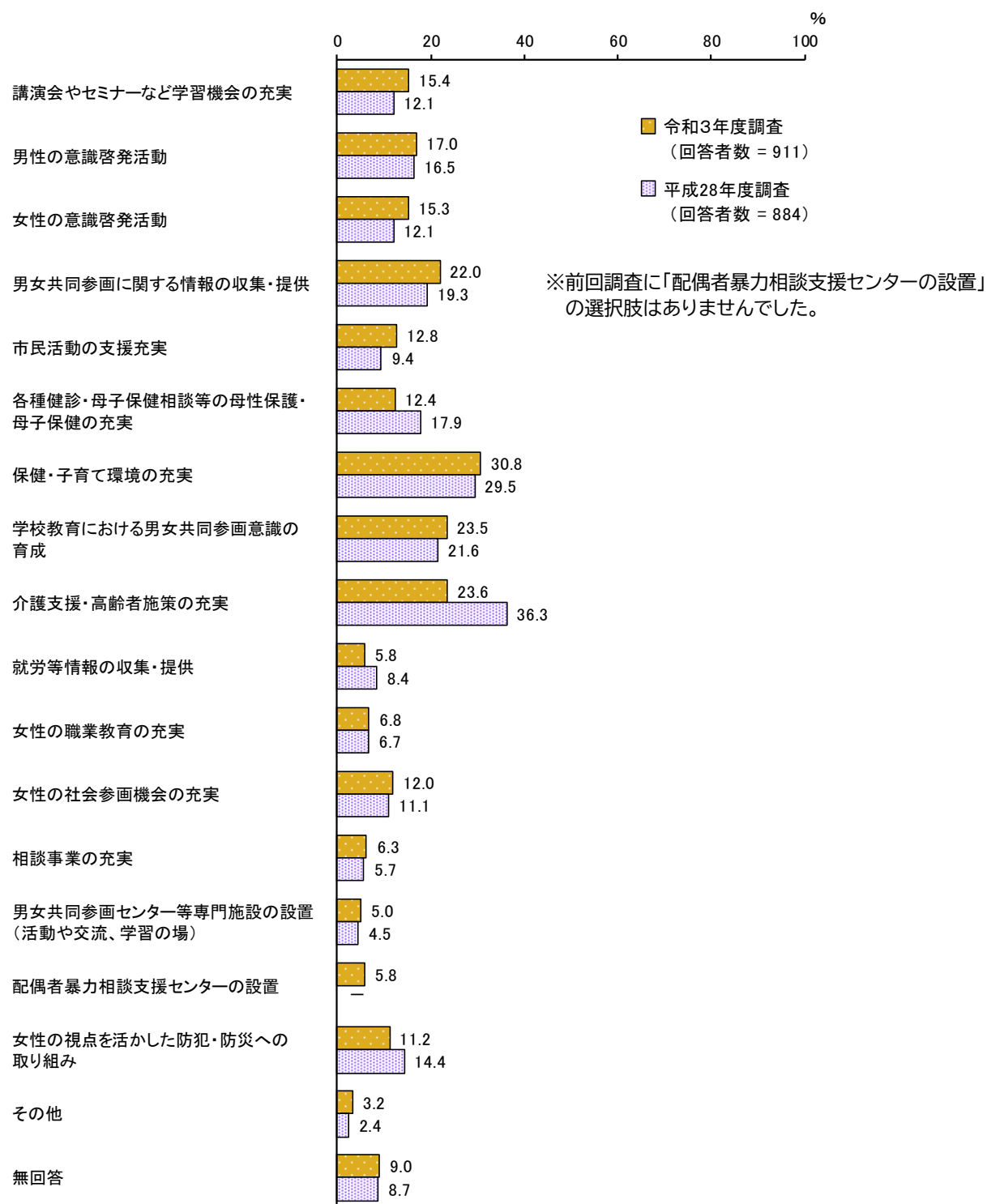


④ 男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべきこと(複数選択)

【市民意識調査】

「保健・子育て環境の充実」の割合が30.8%と最も高く、次いで「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が23.6%、「学校教育における男女共同参画意識の育成」の割合が23.5%となっています。

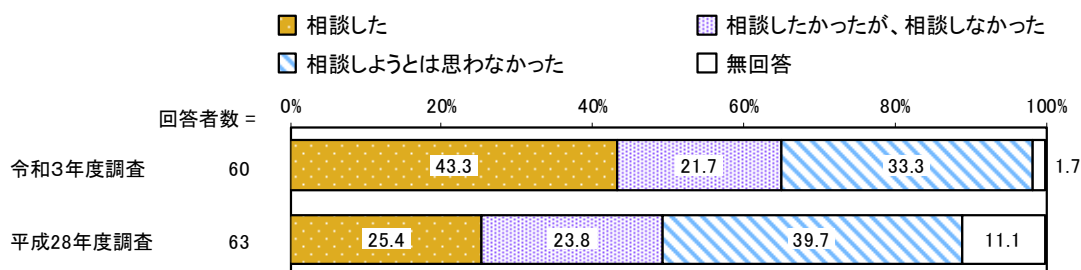
平成28年度調査と比較すると、「各種健診・母子保健相談等の母性保護・母子保健の充実」「介護支援・高齢者施策の充実」の割合が減少しています。



(5)人権について

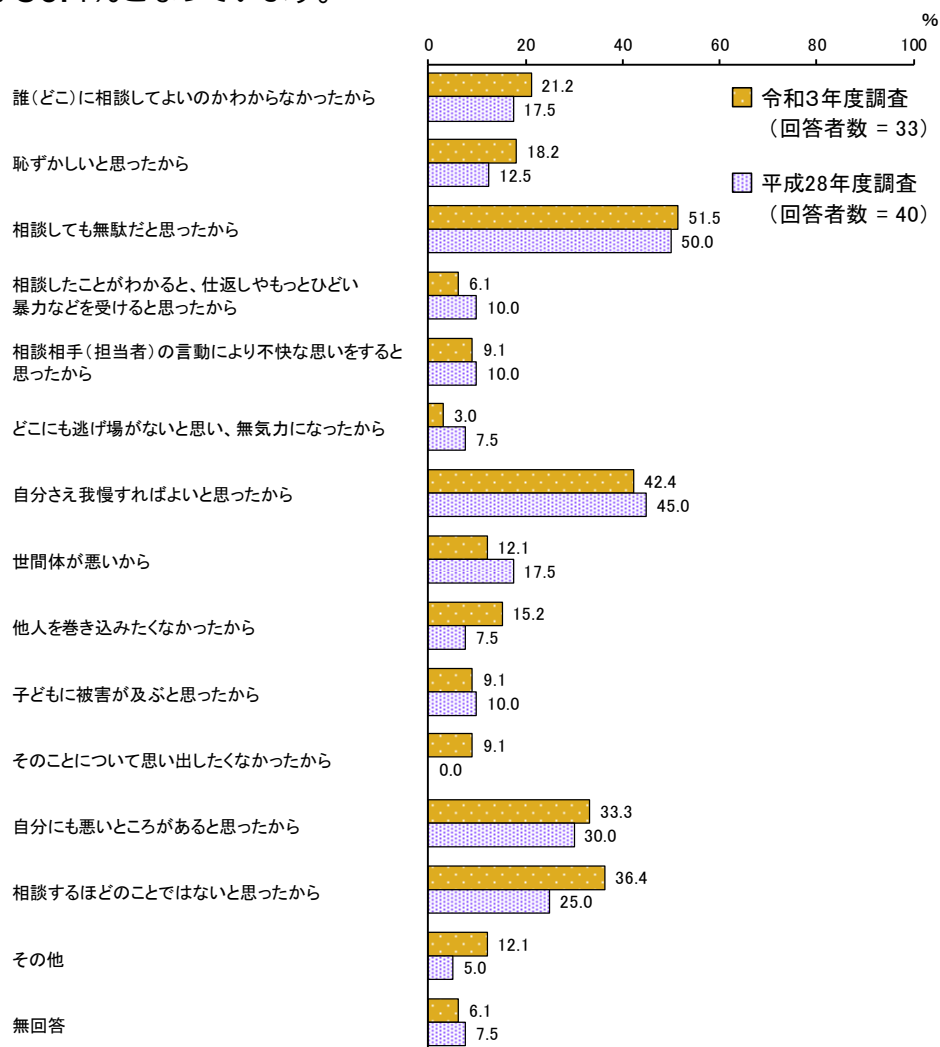
① DVを受けた人の相談の有無【市民意識調査】

「相談した」の割合が43.3%と最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」の割合が33.3%、「相談したかったが、相談しなかった」の割合が21.7%となっています。



② 相談しなかった理由(複数選択)【市民意識調査】

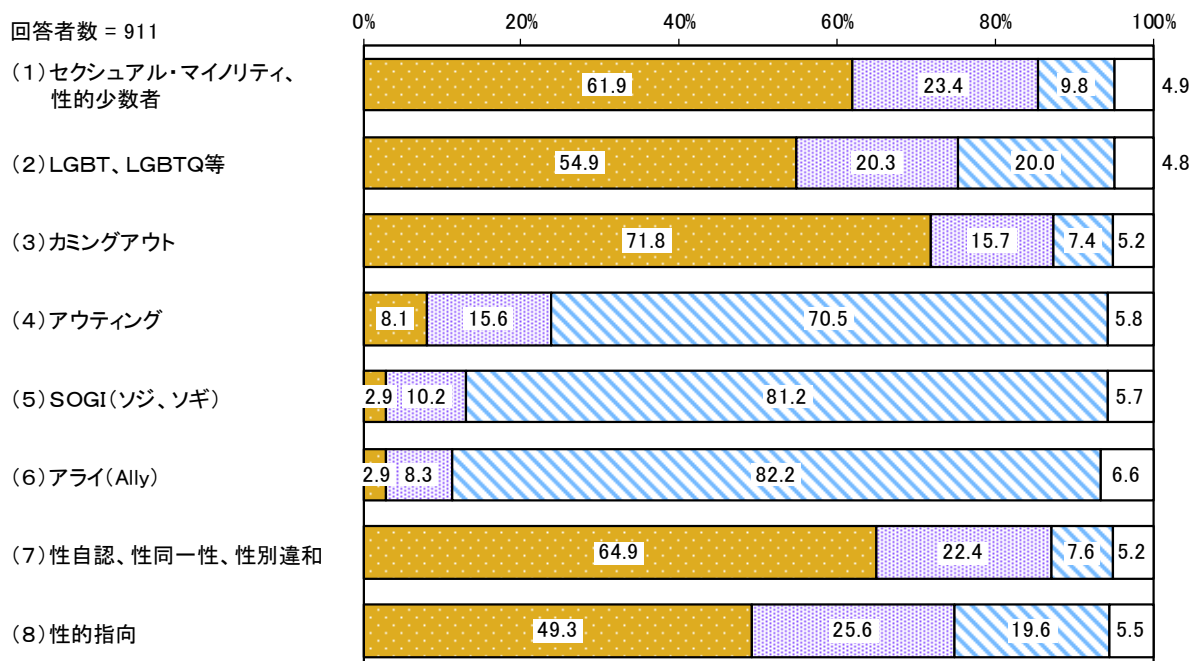
「相談しても無駄だと思ったから」の割合が51.5%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればよいと思ったから」の割合が42.4%、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が36.4%となっています。



③ 性的少数者に関する言葉の認知度【市民意識調査】

『セクシュアル・マイノリティ、性的少数者』『LGBT、LGBTQ等』『カミングアウト』『性自認、性同一性、性別違和』『性的指向』の項目で、「言葉を聞いているし、意味も知っている」の割合が高くなっています。一方、『アウトティング』『SOGI(ソジ、ソギ)』『アライ(Ally)』の項目で、「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」の割合が高くなっています。

- 言葉を聞いているし、意味も知っている
- 言葉を聞いているが、意味は知らない
- 言葉を聞いたことがないし、意味も知らない
- 無回答



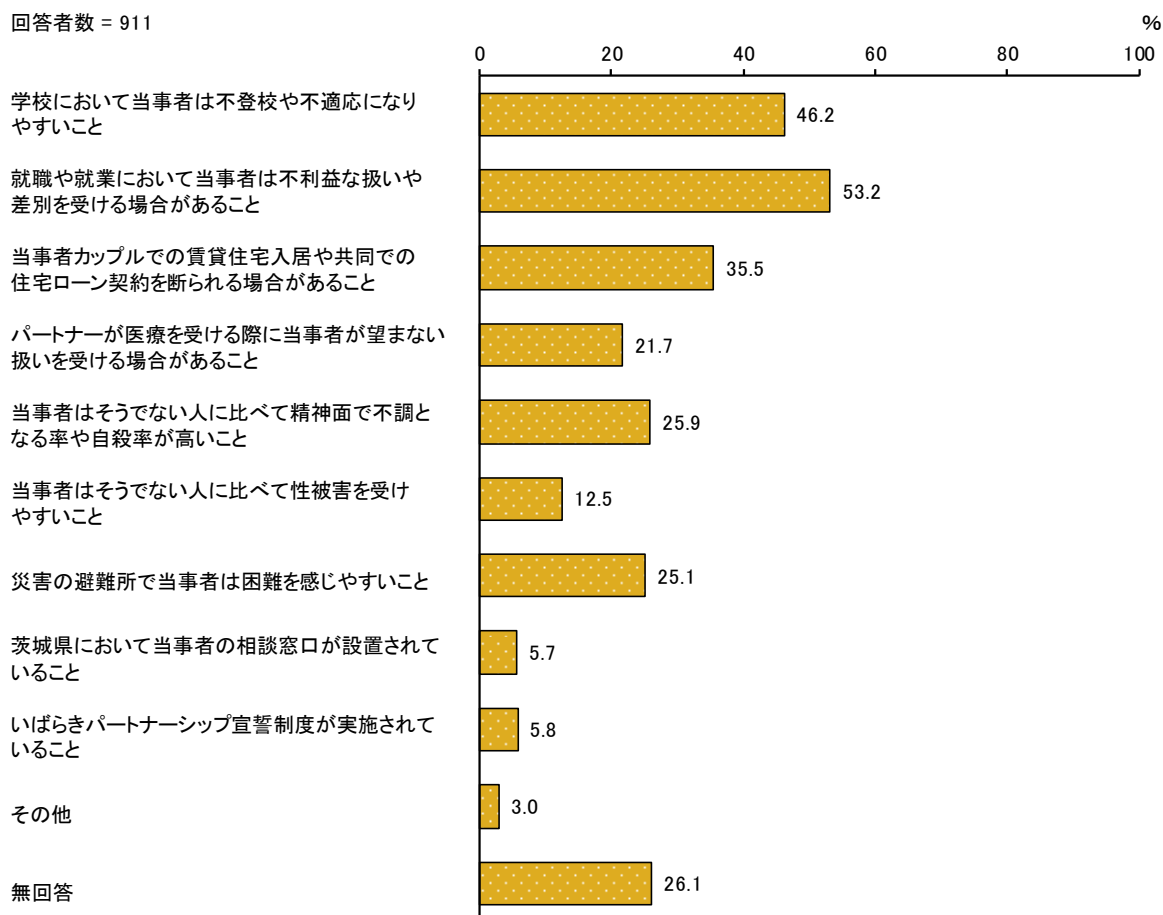
用語解説

アウトティング	人の性自認、性的指向を、本人の了承を得ずに他の人に暴露すること。
SOGI(ソジ、ソギ)	セクシュアルオリエンテーションとジェンダーアイデンティティ(Sexual Orientation and Gender Identity)の頭文字をとった略語で、「性的指向と性自認」のことを指す。
アライ(Ally)	性的マイノリティの人達を理解し支援する人達のこと、またはその考え方。

④ 性的少数者に関連することの認知度(複数選択)【市民意識調査】

「就職や就業において当事者は不利益な扱いや差別を受ける場合があること」の割合が53.2%と最も高く、次いで「学校において当事者は不登校や不適應になりやすいこと」の割合が46.2%、「当事者カップルでの賃貸住宅入居や共同での住宅ローン契約を断られる場合があること」の割合が35.5%となっています。

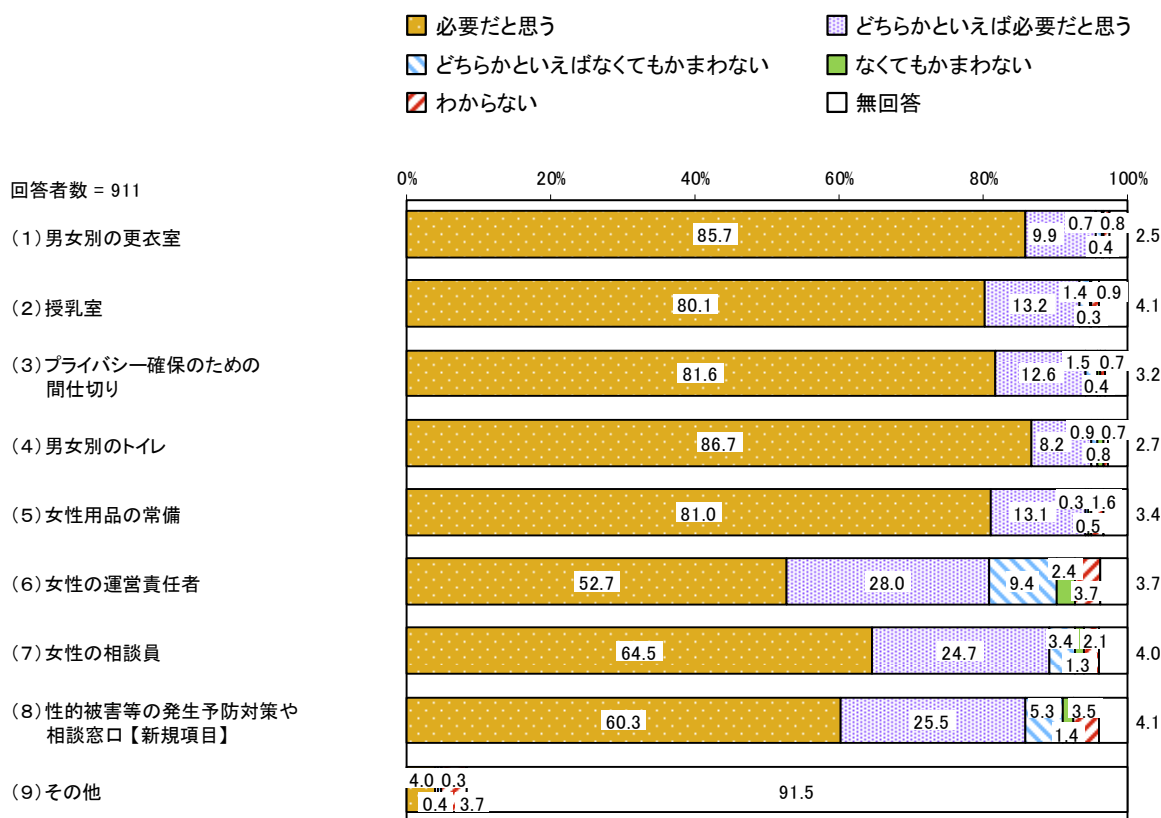
回答者数 = 911



(6)災害について

① 災害時に避難所に必要なもの【市民意識調査】

『男女別の更衣室』『授乳室』『プライバシー確保のための間仕切り』『男女別のトイレ』『女性用品の常備』の項目で、「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」をあわせた“必要だと思う”の割合が高くなっています。



4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)の推進状況

(1) 評価一覧

「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」では、3つの基本目標のもとで28の施策を推進してきました。令和3(2021)年度の推進計画について、以下のA～Eの基準により、各施策の実施度の評価を行った結果は、次のとおりでした。

【計画実施度の評価】

A	順調(当初の計画以上に施策を実施した)
B	おおむね順調(当初の計画どおり施策を実施した)
C	遅れ(当初計画した施策を一部実施できなかった)
D	未実施(当初計画した施策を全部実施できなかった)
E	終了(計画期間(2018～2022)途中で終了した施策)

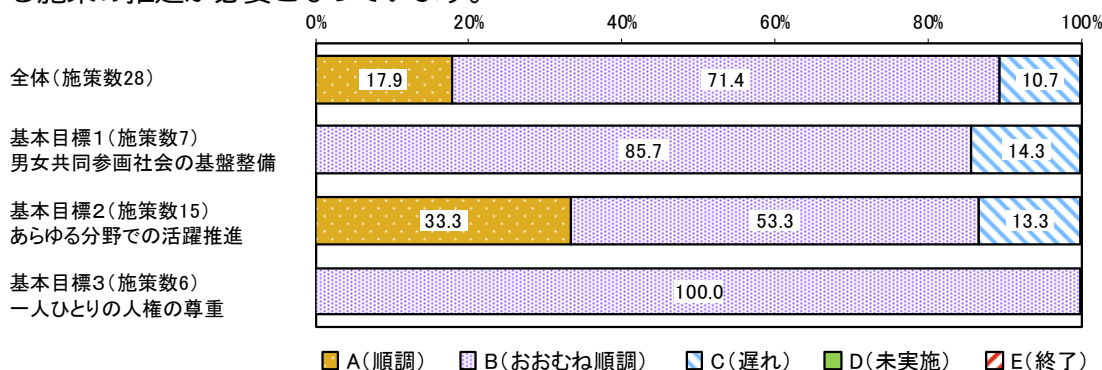
全体で見ると17.9%の施策が評価A、71.4%の施策が評価B、評価Cの施策は10.7%、評価D、評価Eはありませんでした。

基本目標別に見ると、基本目標3(一人ひとりの人権の尊重)では、全ての施策が評価Bでした。

また、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Aの施策が4つ(「起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助」「女性の参画が少ない分野での支援」「男性の家庭生活への参画促進」「男性職員の育児休業取得促進」)ありました。

一方、基本目標1(男女共同参画社会の基盤整備)で評価Cの施策が1つ(「男女共同参画を推進するためのセミナー開催」)、基本目標2(あらゆる分野での活躍推進)で評価Cの施策が2つ(「審議会等委員の女性委員の登用」「女性職員の管理職等登用の推進」)ありました。

施策の担当部署は、施策の85.7%は評価Aもしくは評価Bであり、順調又はおおむね順調に施策を実行していると評価しています。一方、市民意識調査では、社会全体の男女の地位に対する平等意識は、7割近くが男性優遇と回答する結果となっており、さらなる施策の推進が必要となっています。



また、計画で設定した指標について、令和3年度の実績値を前計画の将来指標(令和4年度)とともに以下に示します。

【指標一覧】

No.	項目	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和3年度)	前計画の将来指標 (令和4年度)
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	男 42 人 女 509 人	男 75 人 女 151 人	男 100 人 女 350 人
2-1	つくば市ふるさとハローワークでの女性の正規雇用の就業者数	273 人	143 人	350 人
2-1	特定創業支援事業による女性の創業者数	11 人	21 人	15 人
2-1	家族経営協定締結累計	193 件	209 件	205 件
2-2	マタニティサロンの夫又はパートナーの参加者の割合	41.5%	46.3%	44.4%
2-2	保育所待機児童数	114 人 <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	3 人 <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	0 人
2-2	病児・病後児保育実施施設数	3 施設	8 施設	4 施設
2-2	放課後児童クラブ受け入れ児童数	3,090 人	5,013 人	4,028 人
2-3	審議会等委員の女性委員の割合	全体で 30.0% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	女性委員 30%以上の審議会の割合 48.5% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	各審議会毎に 30.0% (目標 100%)
2-3	審議会等委員の女性の長の割合	全体で 9.4% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	全体で 6.1% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	全体で 30.0%
2-4	市職員(行政職)の管理職に占める女性の割合 (課長補佐職以上)	23.5% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	24.4% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	28.0%
2-4	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	19.1% <small>平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在</small>	40.3% <small>令和 4 年(2022 年)4 月 1 日現在</small>	50.0%
2-4	男性職員の2週間以上の育児休業取得	5.4%	89.6%	100.0%
3-2	男性のための電話相談	4回/年	6回/年	6回/年

【「男女共同参画に関する市民意識調査」における実績値】

No.	項目	平成23年 (2011年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	令和3年 (2021年) (目標値)
1	市民意識調査 家庭生活において男女平等 になっていると思う割合	37.6%	37.3%	37.3%	50.0%
2	市民意識調査 社会通念、慣習、しきたりに おいて男女平等となっている と思う割合	13.9%	13.6%	13.3%	50.0%
3	市民意識調査 仕事と家庭生活を優先する ことを希望する人の割合と 現実に仕事と家庭生活を優 先している人の割合の差	10.2%	7.1%	4.4%	3.0%
4	市民意識調査 DV相談した人の割合 (DV相談した人/DV受けた ことがある人)	37.0% (30/81)	25.4% (16/63)	43.3% (26/60)	50.0% (20/40)
5	市民意識調査 「つくば市女性のための相 談室」を知っている割合	20.0%	33.8%	35.6%	50.0%
6	市民意識調査 女性活躍推進法の認知度	—	20.9%	37.4%	50.0%
7	事業所調査 雇用機会における均等の実 態：採用が均等になってい る割合	68.1%	64.6%	74.0%	80.0%
8	事業所調査 ワーク・ライフ・バランスに 取り組んでいる事業所の割 合	50.3%	48.5%	71.6%	70.0%
9	職員意識調査 男女共同参画の視点を持っ て事業・業務を行っている 人の割合	54.8%	57.5%	65.9%	90.0%
10	職員意識調査 ワーク・ライフ・バランスに 対する職場の理解度	—	66.6%	81.0%	90.0%

【男女共同参画社会の形成状況を把握するための参考値】

No.	項目	現状値	
		平成29年(2017年)4月1日現在	令和4年(2022年)4月1日現在
1-3	消防吏員に占める女性の割合	2.0%	4.0% (13/323)
1-3	消防団員に占める女性の割合	2.8%	2.9%
2-1	女性の認定農業者数	9人 (うち法人代表 2人含む)	15人
2-2	地域子育て支援拠点施設数	8施設	10施設
2-3	区長に占める女性の割合	4.1%	6.5% (39/601)
2-3	市議会議員の女性の割合	25.0%	28.6% (8/28)
2-4	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	35.5% (54/152)	33.2% (64/193)
2-4	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	10.0% (8/80)	17.0% (17/100)
2-4	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	10.3% (4/39)	6.1% (2/33)
2-4	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	7.1% (1/14)	6.3% (1/16)

令和4年(2022年)7月1日現在

5 / 本市が取り組むべき男女共同参画における今後の課題

■ 男女共同参画意識の醸成を図るための普及啓発

男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っているとされています。

このような固定的な意識や思い込みが、ジェンダー問題に対する認識の齟齬やルッキズム(外見に基づく差別・偏見)につながることも考えられ、引き続き、意識の醸成に努めていく必要があります。

つくば市においても、男女の地位の平等に関する意識は、前回調査から大きな変化はなく、依然として男性優遇の傾向が見られることから、引き続き男女共同参画意識の醸成が必要です。また、男女共同参画を進めることは、全ての人が暮らしやすくなるという理解が促進されるよう、意識啓発のためのセミナー開催や情報提供を充実させていく必要があります。

■ ワーク・ライフ・バランスの推進とあらゆる分野での女性活躍の促進

意識調査において、結婚、出産、育児または介護に際して退職した従業員の割合は減少していますが、退職した従業員の割合のうち、大半を女性が占めている現状です。育児や介護等で一時離職しても、就業を希望する人の再チャレンジを応援するため、仕事と家庭の両立や再就職について、学習機会や情報の提供を図る必要があります。

また、つくば市の市政運営に女性の意見や視点が十分に活かされていると思う市民が約5割程度となっています。そのため、引き続き委員会や審議会等への女性の参画を促進し、政策・方針決定の場における女性の参画をより一層進める必要があります。さらに、市職員の女性管理職への昇進意欲を高めるための意識啓発や職場環境の整備も進める必要があります。

■一人一人の人権尊重の推進

DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、茨城県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

市民意識調査でも、DVを受けた際に相談する人の割合は増えているものの、相談しない人も依然として一定の割合を占めていることから、相談窓口の周知やDVに関する情報提供の充実を図るとともに、被害者の一時保護や自立支援に対し、関係機関との連携を図り、きめ細かく対応することが必要です。

また、性的少数者やLGBTQ等の言葉や意味の認知度の割合は高くなってきており、性的少数者に関する正しい理解が深まるよう、引き続き情報提供、広報・啓発を図る必要があります。

■誰もが安心して暮らせる環境の整備

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、高齢者などがより多くの影響を受けると想定されます。市民意識調査においても、避難所における女性等への配慮が必要だと多くの市民が感じており、女性の視点からの防災の取組を進める必要があります。

我が国の令和3年の平均寿命は女性が87.57歳、男性が81.47歳と前年度を下回りはしたが、医療が進歩するなか、健康意識も浸透してきており、寿命の延びという大きなトレンドは今後も変わらないと考えられています。人生百年時代を見据えて、一人一人のヘルスリテラシー(健康について最低限知っておくべき知識)を向上させるなどの支援が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭への支援も必要となっています。

第3章

計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、平成16年3月に制定・施行した「つくば市男女共同参画社会基本条例」において、次の5つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の自立と多様な生き方の選択
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 4 あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換
- 5 国際的協調

<参考> つくば市男女共同参画社会基本条例一部抜粋

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるように配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

2 / 基本目標

本計画の基本理念に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、全ての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう、児童生徒の発達段階に応じて学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、育児休業や介護休業取得のための支援等、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組めます。

さらに、市や市の職員が、模範となるように女性委員や管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知などDVや性犯罪等の被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

また、性の多様性や性的少数者への正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発を進めます。

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

また、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、各種支援サービス等の環境整備を行い、生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った包括的なきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

3

施策の体系

[基本目標]

[施策の方向性]

[施策【施策番号】]

I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

○男女共同参画を推進するためのセミナー開催【1】
○男女共同参画情報発信【2,3】

(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実

○学校での男女共同参画の視点に立った教育【4,5,6】

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 職業生活における活躍推進

◆女性の多様な働き方に関する支援【7,8】
◆女性の参画が少ない分野での支援【9,10】
◆女性活躍推進に向けた公共調達の評価項目の設定【11】

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備

◆男性の育児休業取得を促進するための企業への支援【12】
◆男性の家庭生活への参画促進【13,14,15】
◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり【16,17,18】
◆労働環境改善のための情報提供・啓発【19】

(3) 市政における女性の参画促進

◆審議会等委員の女性委員の登用【20】

(4) 市と市職員が率先して行う取組

◆女性職員の管理職等登用の推進【21】
◆育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり【22】
◆職場におけるハラスメント防止対策の推進【23】

III 一人一人の人権の尊重

(1) 配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

■DV防止のための広報・啓発【24】

(2) 相談体制の充実と被害者の支援

■女性のための相談室の実施【25】
■男性のための電話相談の実施【26】
■相談員研修の充実【27】
■関係機関との連携強化【28】

(3) 性的少数者に関する差別の解消

○性的少数者に関する情報の発信と啓発【29】
○性的少数者に関する職員ハンドブックの作成【30】

(4) 多文化共生を踏まえた相談体制の充実

○つくば市外国人相談窓口の設置【31】

IV 安全・安心な暮らしの実現

(1) 生涯を通じた健康支援

○女性特有のがん検診事業の推進【32】
○妊産婦の健康診査及び保健指導の推進【33】

(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

○女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり【34】
○地域防災における女性の参画促進【35】

(3) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

○ひとり親家庭に対する支援の充実【36】
○つくばこどもの青い羽根学習会の実施【37】

（◆は女性活躍推進計画、■はDV防止基本計画）

4 / 指標一覧

基本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「成果指標」「活動目標量」「参考値」の3つの指標を設定します。

5か年で達成すべき目標値を掲げ、毎年定点観測しながら、計画の進捗管理にいかしていきます。

成果指標	男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標
活動目標量	基本計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データ
参考値	男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値

【成果指標】

様々な施策を総合的に実施することによって成果を生むと考えられることから、基本計画全体に対して設定しており、5年に一度実施している「男女共同参画に関する市民意識調査」及び2年に一度実施している「つくば市民意識調査」で計画期間終了時に達成度の評価をします。

男女共同参画に関する市民意識調査項目	前回調査	現状値	目標値
	平成28年(2016年)	令和3年(2021年)	令和8年(2026年)
「社会全体」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	16.4%	15.1%	17%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、反対の割合	—	61.9%	67%
「職場」における男女の地位の平等感を感じる市民の割合	22.2%	26.7%	30%
「女性のための相談室」を知っている市民の割合	33.8%	35.6%	50%

つくば市民意識調査項目	前回結果	現状値	目標値
	平成29年(2017年)	令和3年(2021年)	令和7年(2025年)
男女共同参画に対する満足度	24.2%	26.9%	30%

【活動目標量】

全ての施策について自課評価を実施するのではなく、各基本目標ごとに数値目標を立てることが適切な施策に具体的な活動をどの程度行ったかを測る目標量を設定し、その実施状況を毎年評価します。

基本目標	項目	現状値	目標値
		令和3年度(2021年度)	令和8年度(2026年度)
I	男女共同参画セミナー参加人数	226人 (男75人、女151人)	300人
II	家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合 ※	86.3%	90%
II	保育所待機児童数	3人 <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	0人 <small>令和9年(2027年)4月1日時点</small>
II	放課後児童クラブ受け入れ児童員数	5,272人 <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	6,870人 <small>※令和6年度(2024年度)までの目標値(第2期つくば子ども・子育て支援プラン)</small>
II	審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合	27.5% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>	40%以上 <small>令和9年(2027年)4月1日時点</small>
II	管理職を目指したいと思える職場環境が整っていると思う職員の割合	41.4%	50%
II	男性職員の育児休業取得率(2週間以上)	89.6%	100% <small>※令和7年度(2025年度)までの目標値(つくば市職員のワークライフバランス推進プラン)</small>
III	相談事業の周知活動(チラシ配布、SNS配信等)	82か所 (年6回周知)	90か所 (年10回周知)
III	性的マイノリティに関するセミナーの参加人数	40人/回	60人/回
IV	子宮がん/乳がん検診受診率	子宮がん 19.3% 乳がん 19.2%	当面 50% <small>※令和7年度(2025年度)までの目標値(第4期つくば市健康増進計画)</small>
IV	つくばこどもの青い羽根学習会開設か所数	16か所	18か所 <small>※令和6年度(2024年度)までの目標値(市長公約事業のロードマップ2020-2024)</small>

※ 前計画では、マタニティサロンに参加した夫またはパートナーの割合(最大値50%)としていましたが、本計画では、妊婦に対して(妊婦を母数にして)、夫またはパートナーの割合(最大値100%)で算出しています。

【参考値】

基本目標に関連する数値ではあるが、外的要因による影響が大きいものや数値目標を設定することが必ずしも適当ではないものについては、数値の推移により状況を把握します。

基本目標	項目	現状値 (令和3年度)
I	男女共同参画セミナー参加者満足度(アンケート実施)	93%
II	つくば市ふるさとハローワークでの女性正規雇用の就業者数	143人
II	特定創業支援事業による女性の創業者数	21人
II	家族経営協定締結累計	209件
II	女性の認定農業者数	15人
II	地域子育て支援拠点施設数	10施設
II	病児・病後児保育実施施設数	8施設
II	審議会等委員(附属機関)の女性の長の割合	6.1% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	区長に占める女性の割合	6.5% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市議会議員の女性の割合	28.6% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	40.3% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	33.2% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	17% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	6.1% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
II	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	6.3% <small>令和4年(2022年)7月1日現在</small>
II	消防吏員に占める女性の割合	4.0% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>
III	「女性のための相談室」相談件数	579件
III	「男性のための電話相談」相談件数	10件
IV	防災対策出前講座等実施回数	15回
IV	消防団員に占める女性の割合	2.9% <small>令和4年(2022年)4月1日現在</small>

第4章

施策の展開

基本目標 I / 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

広報紙や市ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関するセミナー開催により、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。

番号	施策	内容	担当課
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	男女共同参画室
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。	男女共同参画室
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー(仮称)に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。	男女共同参画室



【Q なぜ男女共同参画の推進が必要なの？】

A 「女性だから」「男性だから」といった、性別によってその人個人の考え方や行動、生き方などが制限されることなく、一人一人が持つ個性や能力に応じて自分らしく生きられる社会の実現をめざしています。

(2)男女共同参画意識醸成のための教育の充実

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育における男女共同参画意識の推進を図ります。

また、学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

番号	施策	内容	担当課
4	学校での男女共同参画の視点に立った教育	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	学び推進課
5		小・中・義務教育学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	学び推進課
6		生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。	学び推進課

基本目標Ⅱ / あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 職業生活における活躍推進

働きたいという希望を持つ女性が就業できるよう、職業能力開発の機会を設けることや就業に向けた情報提供等を行います。

また、起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。

さらに、自営業・家族的経営において、男女がその果たしている役割に対して適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような就業環境の整備・支援に努めます。

番号	施策	内容	担当課
7	女性の多様な働き方に関する支援	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。	産業振興課
8		起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	産業振興課
9	女性の参画が少ない分野での支援	家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。	農業政策課
10		大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。 さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。	科学技術振興課
11	女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	市の調達で総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組を進めます。	契約検査課

(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の家庭等への参画を促すための啓発、育児休業の取得促進、ライフスタイルや新たな生活様式に対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

番号	施策	内容	担当課
12	男性の育児休業取得を促進するための企業への支援	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。	産業振興課 ／男女共同参画室
13	男性の家庭生活への参画促進	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	健康増進課
14		男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。	生涯学習推進課
15		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	こども政策課
16	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	幼児保育課
17		仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	こども育成課
18		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。 ※「つくば市高齢者福祉計画」により推進	高齢福祉課 ／介護保険課
19	労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	産業振興課

(3) 市政における女性の参画促進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や委員会等への女性委員の推進に取り組みます。

番号	施策	内容	担当課
20	審議会等委員の女性委員の登用	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	男女共同参画室

(4) 市と市職員が率先して行う取組

市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

また、仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備に努めます。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

番号	施策	内容	担当課
21	女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	人事課
22	育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	ワークライフバランス推進課
23	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	ワークライフバランス推進課



【Q 政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えるとどうなるの？】

A 私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定の場に、女性が参画できる機会が増えることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能となります。

基本目標Ⅲ / 一人一人の人権の尊重

(1) 配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発

配偶者等からの暴力(DV)は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行います。

番号	施策	内容	担当課
24	DV防止のための広報・啓発	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。	男女共同参画室

(2) 相談体制の充実と被害者の支援

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知や利用しやすい体制の充実を図り男女ともに相談事業へつなげていくとともに、相談や支援にかかわる相談員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

また、関係機関や庁内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

番号	施策	内容	担当課
25	女性のための相談室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV(配偶者・パートナー等からの暴力)、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
26	男性のための電話相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
27	相談員研修の充実	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。	男女共同参画室
28	関係機関との連携強化	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。	男女共同参画室

(3)性的少数者に関する差別の解消

性的指向や性自認(性同一性)を理由とする差別的取扱いについては、不当なことであるとの認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるよう差別を解消し、偏見を取り除くための啓発を行います。

番号	施策	内容	担当課
29	性的少数者に関する情報の発信と啓発	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	男女共同参画室
30	性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	男女共同参画室／人事課

(4)多文化共生を踏まえた相談体制の充実

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、性別にかかわらず外国人が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図ります。

番号	施策	内容	担当課
31	つくば市外国人相談窓口の設置	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	国際都市推進課



【Q 性のあり方の多様性ってなに？】

A 人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人一人に個性・特徴がありますが、性についても①からだの性(生物学的性):生まれた時の身体的特徴などによる性、②こころの性(性自認):自分が認識する自分の性、③好きになる性(性的指向):恋愛感情や性的な関心の対象となる性、④表現する性(性別表現):服装、しぐさ、言葉遣いなどに様々な性のあり方があります。

基本目標Ⅳ / 安全・安心な暮らしの実現

(1)生涯を通じた健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取り組みの充実を図ります。

番号	施策	内容	担当課
32	女性特有のがん検診事業の推進	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。	健康増進課
33	妊産婦の健康診査及び保健指導の推進	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じょくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。	健康増進課

(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

番号	施策	内容	担当課
34	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるように、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	危機管理課
35	地域防災における女性の参画促進	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。	危機管理課

(3)男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

ひとり親家庭や経済的に困難を抱える家庭等が抱える複合的な問題に応じるため、関係機関との連携を図り、生活支援、就業支援、経済的支援、子育て支援等を充実していきます。

番号	施策	内容	担当課
36	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。	こども政策課
37	つくばこどもの青い羽根学習会の実施	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。	こども未来課



【Q なぜ防災の分野に女性の視点は必要なの？】

A 過去の災害における被災者への物資提供や避難所運営などに関し、女性の視点の欠如から様々な問題が起きています。人口の半分は女性であり、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上に繋がります。



第5章

推進体制

1 / 庁内の推進体制

庁内における男女共同参画推進のための組織である「つくば市男女共同参画推進本部」を中心として、全庁的な男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

2 / 男女共同参画審議会

「つくば市男女共同参画社会基本条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議するため設置している「つくば市男女共同参画審議会」において、本計画の推進について様々な意見等を聴取・反映し、男女共同参画の効果的な展開を図ります。

3 / 国や県、関係機関との連携

本計画を進めるうえで、国や県の取組みとの整合性を保ちつつ、必要に応じて連携・協力を図っていきます。特に、DVに関する相談業務などは、県の女性相談センターや警察などの関係機関と緊密な連携を図ります。

4 / 男女共同参画苦情等処理

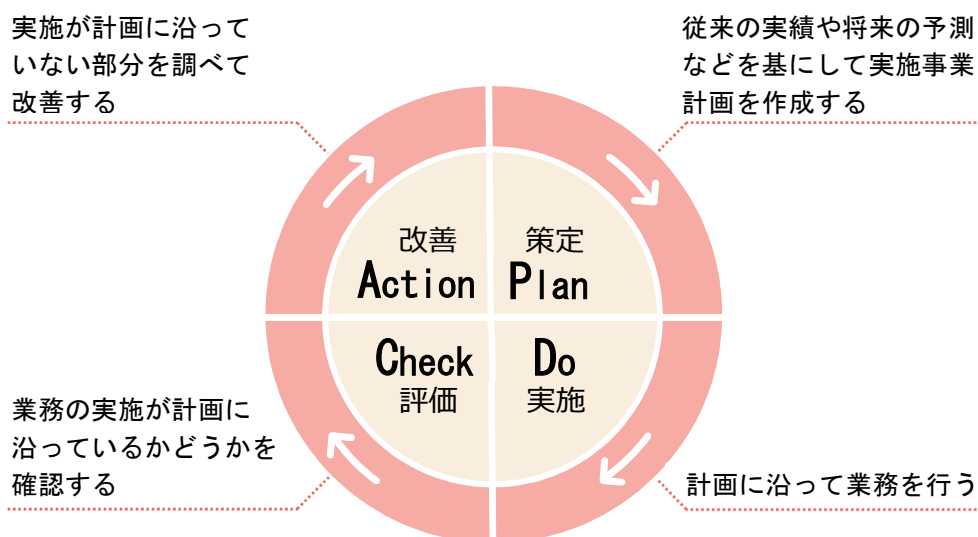
男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見について調査し、当該関係者に対し是正のための助言等を行う「苦情等処理制度」について周知を図ります。

5 / PDCAサイクルによる進行管理

本計画では、各施策の進捗管理として、毎年度、施策の実施状況や活動目標量の達成度を把握・評価を行うとともに、庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部会議」及び外部組織である「つくば市男女共同参画審議会」において、計画の検証・審議を行い、適正な進行管理に努めます。また、毎年度推進状況及び評価結果を公表します。

進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを繰り返していきます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 / 策定経過

年 月 日	内 容
令和3年度 6月30日	第1回つくば市男女共同参画審議会（諮問） ・男女共同参画に関する市民意識調査について
8月30日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査について
10月27日～ 11月30日	男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査・職員意識調査の実施
令和4年度 5月25日	第1回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画の概要及び策定スケジュールについて ・男女共同参画推進基本計画の体系について
7月4日	第1回つくば市男女共同参画推進本部会議
6月～7月	施策担当部課調査依頼、ヒアリング
8月30日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
9月30日	第2回つくば市男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
10月25日	第3回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画（原案）について
11月24日	庁議（男女共同参画推進基本計画（案）パブリックコメントの実施について）
12月2日 ～1月4日	男女共同参画推進基本計画（案）パブリックコメントの実施
1月26日	第4回つくば市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの実施結果及び男女共同参画推進基本計画（案）について
2月17日	男女共同参画推進基本計画（案）の答申
3月22日	庁議（パブリックコメントの実施結果及び男女共同参画推進基本計画の策定について）

2 / 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施

するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命

された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 抄(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 附則(中略)第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 抄(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 一―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実、上

婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援す

るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危

害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申

立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の

同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第

二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年法律第六十四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年法律第百十三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年法律第七十二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年法律第二十八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年法律第四十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正 令和元年六月五日同第二十四号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働

者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は

それらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところによ

り、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十

五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。))及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、

前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定
平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の

施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定
公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6年4月1日施行
令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
(女性相談支援員)
- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
 - 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。
(女性自立支援施設)
 - 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
 - 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。
(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人で

あることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、

- 同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄
(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
 - 三 略
 - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

- 第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

- 第十条 婦人補導院法は、廃止する。
(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

6 / つくば市男女共同参画社会基本条例

平成 16年3月26日条例第 25 号

男女共同参画社会は、男女が家庭生活においても、社会生活においても、互いに尊重し合い、共に責任を分担し、柔軟に役割を考え、あらゆる分野の活動に性別にかかわらず個性と能力に応じて対等に参画して、固有な人格の自由な発展を育む社会である。

21 世紀をむかえ、社会は少子高齢化の進行、経済活動の成熟化、情報通信をはじめとする科学技術の進歩など、急速な変化を遂げている。こうした中で、生きがいをもって自分らしく生き生きとした生活を送るためには、なお一層の男女共同参画社会の進展が図られなければならない。このことは、つくば市が掲げる人間性の尊重というまちづくりの理念にも合致するものである。

つくば市が、国際都市にふさわしく、他の都市の模範となるような活力あるまちづくりをするためには、男女共同参画社会の実現を市政の最重要課題の一つとして位置付け、総合的な施策を展開することが必要である。

よって、ここに男女共同参画社会を推進する取組を明らかにし、目指す社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、つくば市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女平等の実現を目指し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は不必要な身体への接触により、他の者を不快にさせ、当該者の社会生活のあらゆる場面においてその環境を害すること及び当該性的言動への対応を理由として、当該者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はかつて配偶者であった者に対する暴力的な行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及び当該暴力的行為に付随して生じる子への暴力的な行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるように配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を施策の主要な方針として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

3 市は、第1項に定める施策を企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、第3条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画社会の推進を阻害するセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、男女が仕事、育児及び介護を含めた家庭生活並びに地域内における活動について、両立できるような職場環境の整備に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、必要に応じ積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

第 2 章 基本計画

(基本計画の策定)

第 7 条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進を図るための総合的かつ計画的な施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進を図るための基本的施策の実施に必要な事項

3 市は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴取するとともに、つくば市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。(施策実施等の評価)

第 8 条 市は、男女共同参画の推進を図るため、基本的施策の策定及び実施について合理的かつ適切に評価するための措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、今後の施策の実施予定等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

第 3 章 基本的施策

(政策等決定過程における男女共同参画の推進)

第 10 条 市は、政策又は方針の決定過程への男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

(1) 市の各種委員会、審議会等の委員その他の構成員に関する男女共同参画

(2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対して必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の実施状況に関する報告及び適切な措置を講じるよう協力を求めることができる。

2 市は、前項に定める報告に基づき、男女共同参画に対する取組状況について公表することができるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関し主体的かつ積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、公表するものとする。(自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進)

第 12 条 市は、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 経営に女性が主体的に参画することができるような環境を整備するとともに、能力の開発及びその能力が適正に評価されるような支援体制を整備する措置

(2) 経営者、その配偶者及びその他の家族の自由な意思に基づき、経営の目標、収益の分配、経営の移譲の計画、就業時間等について取り決める家族経営協定などの就業に関する条件を整備するための措置

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るために必要な措置

(高度情報社会における男女共同参画の推進)

第 13 条 市は、高度情報社会における男女共同参画の推進を図るため、男女があらゆる機会に必要な情報を得ること及び男女が平等にその能力を發揮することができるよう、情報技術及び知識の習得等の学習環境を整備するための措置を講じるよう努めるものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 14 条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、学校教育及び生涯学習の場における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、学校教育及び生涯学習において、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及びその個性に応じて学校教育又は生涯学習の場に参加できるような環境を整備するとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活等の調和)

第 15 条 市は、家庭責任を有する男女が対等な立場で、家庭生活及び家庭生活以外の活動が両立することができるよう、支援その他の必要な措置を講じるものとする。

(健康の保持及び増進)

第 16 条 市は、男女が対等な立場において互いの性への理解を深めることにより、妊娠及び出産について女性の意思を尊重し、並びに性と生殖に係る健康保持を図るよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、男女がその生涯にわたる心身の健康を保持し、及び増進をするための教育、啓発、健康相談等の必要な措置を講じるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 17 条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を実施するため、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

第 4 章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止及び被害者保護等)

第 18 条 何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談等の申出があったときは、当該相談等の申出に速やかに対処するとともに、関係機関又は団体と密接に連携して一時保護等の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する情報等への対応)

第 19 条 何人も、広告、ポスター等の公衆に対して表示する情報において、異性に対する暴力的行為及び性の商品化を助長し、又はこれらを連想させる表現を行わないように努め、男女共同参画の推進を阻害しないようにしなければならない。

- 2 市は、前項の規定に反すると認めるときは、当該情報の表示にかかわった者に対して撤去勧告等の必要な措置を講じるものとする。

第5章 苦情等の処理

(苦情等の処理)

- 第20条 市民は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、必要と認めるときは、調査を行うことができる。
 - 3 前項の規定に基づく調査の対象となる関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告等)

- 第21条 市は、前条に規定する苦情等の処理に関し、つくば市男女共同参画審議会に報告するとともに、必要に応じ、当該関係者に対し是正のための助言、指導等を行うことができる。

第6章 審議会

(審議会の設置)

- 第22条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、答申するため、つくば市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長が任命する委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれかの一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 委任

(委任)

- 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 / つくば市男女共同参画審議会委員名簿

任期:令和3年(2021年)4月1日~令和5年(2023年)3月31日

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職	備考
有光 直子	市民委員	
飯田 哲雄	つくば市区会連合会会長	
石山 武	市民委員	
浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会会長	
大谷 加津代	産業技術総合研究所総務本部ダイバーシティ推進室長	
岡野 光浩	つくば市校長会会長(秀峰筑波義務教育学校長)	R3/4/13~R4/3/31
川本 愛子	市民委員	
北口 ひとみ	市民委員	
栗山 賢司	つくば市校長会会長(春日学園義務教育学校長)	R4/4/13~
長 卓良	つくば市社会福祉協議会副会長兼常務理事	
土井 隆義	筑波大学人文社会系教授	副会長
土井 裕人	筑波大学人文社会系助教	
生田目 美紀	筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科教授	会長
福村 佳美	市民委員	
ハイズ ジョン	つくば市議会議員	~R4/12/1
松信 利彦	つくば市商工会事務局長	~R4/8/31
間野 聡子	NPO 法人ままとーん代表理事	
柳田 貢	つくば市商工会事務局長	R4/9/1~
山中 真弓	つくば市議会議員	
湯澤 夏樹	市民委員	

8 / つくば市男女共同参画推進本部設置要項

(設置)

第1条 つくば市における男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、つくば市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画推進計画の進行管理に関する事。
- (3) その他男女共同参画推進施策の推進に係る重要事項の総合調整に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、つくば市庁議等規則(平成元年つくば市規則第17号)第3条に定める部長等をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、事務を総理する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、前項の会議における事案に特に関係のある職員を当該会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

附則

- この要項は、平成16年6月15日から施行する。
この要項は、平成17年4月1日から施行する。
この要項は、平成18年4月1日から施行する。
この要項は、平成19年4月1日から施行する。
この要項は、平成19年11月14日から施行する。
この要項は、平成22年4月1日から施行する。

9 / 令和4年度つくば市男女共同参画推進本部員名簿

組 織	所 属	氏 名
本 部 長	市 長	五十嵐 立青
副本部長	副市長	飯野 哲雄
副本部長	副市長	松本 玲子
本 部 員	教育長	森田 充
本 部 員	市長公室長	片野 博司
本 部 員	総務部長	篠塚 英司
本 部 員	政策イノベーション部長	藤光 智香
本 部 員	財務部長	中島 弘志
本 部 員	市民部長	大久保 克己
本 部 員	福祉部長	安曾 貞夫
本 部 員	保健部長	小室 伸一
本 部 員	こども部長	塚本 浩行
本 部 員	経済部長	野澤 政章
本 部 員	都市計画部長	大里 和也
本 部 員	建設部長	富田 剛
本 部 員	生活環境部長	谷内 俊昭
本 部 員	上下水道局長	坂入 善晴
本 部 員	会計管理者	飯島 正志
本 部 員	教育局長	吉沼 正美
本 部 員	消防長	木村 勝平
本 部 員	議会事務局長	川崎 誠
本 部 員	選挙管理委員会事務局長	窪庭 隆
本 部 員	監査委員事務局長	坂本 人史
本 部 員	農業委員会事務局長	吉原 利夫


つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）

発行年月 令和5年（2023年）3月

発行 つくば市 市民部 市民活動課 男女共同参画室

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7586



I つくば市 男女共同参画 推進基本計画

(2023~2027)【概要版】
令和5年(2023年)3月

〔対象期間〕

令和5年度(2023年度)から
令和9年度(2027年度)まで

1 / 策定の趣旨

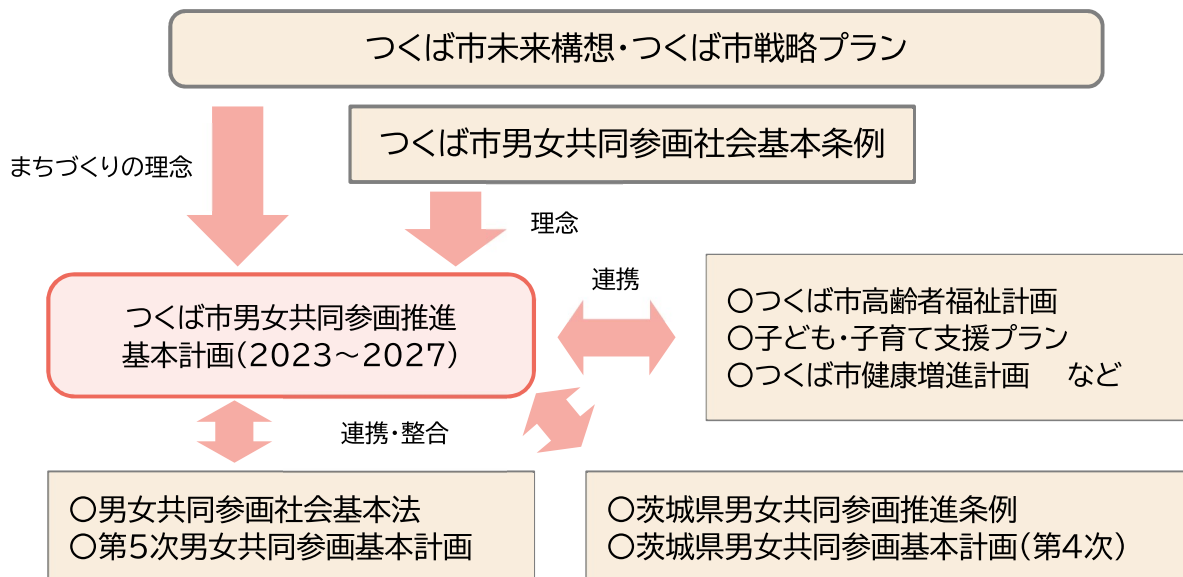
本市では、平成16年3月に「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定・施行し、この条例で男女共同参画社会の構築による人間性の尊重というまちづくりに向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取り組みを行うことを決めました。

この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の計画期間満了に当たり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、新たに「つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)」を策定しました。

2 / 計画の位置付け

本計画は、

- ① 「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018～2022)」の後継計画です。
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を含みます。



3 / 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。

4 / 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の自立と多様な生き方の選択
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 4 あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換
- 5 国際的協調

5 / 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていけるよう、男女共同参画に関する認識を深められる分かりやすい広報・啓発活動や教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女がともに、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、女性の多様な働き方が選択できる環境づくりや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、審議会等への女性委員の積極的な登用を図ります。

基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知や相談しやすい体制づくりなど、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。また、性的少数者等に関する差別の解消に向けた取り組みを推進します。

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。また、男女共同参画の視点に立った生活上の困難を抱える人々に対する包括的な支援体制の構築や「防災」の取り組みを充実します。

6

施策の体系

[基本目標]

[施策の方向性]

[施策]

I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

(1) 広報・啓発のさらなる推進

- 男女共同参画を推進するためのセミナー開催
- 男女共同参画情報発信

(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実

- 学校での男女共同参画の視点に立った教育

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 職業生活における活躍推進

- ◆女性の多様な働き方に関する支援
- ◆女性の参画が少ない分野での支援
- ◆女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備

- ◆男性の育児休業取得を促進するための企業への支援
- ◆男性の家庭生活への参画促進
- ◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり
- ◆労働環境改善のための情報提供・啓発

(3) 市政における女性の参画促進

- ◆審議会等委員の女性委員の登用

(4) 市と市職員が率先して行う取組

- ◆女性職員の管理職等登用の推進
- ◆育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり
- ◆職場におけるハラスメント防止対策の推進

III 一人一人の人権の尊重

(1) 配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

- DV防止のための広報・啓発

(2) 相談体制の充実と被害者の支援

- 女性のための相談室の実施
- 男性のための電話相談の実施
- 相談員研修の充実
- 関係機関との連携強化

(3) 性的少数者に関する差別の解消

- 性的少数者に関する情報の発信と啓発
- 性的少数者に関する職員ハンドブックの作成

(4) 多文化共生を踏まえた相談体制の充実

- つくば市外国人相談窓口の設置

IV 安全・安心な暮らしの実現

(1) 生涯を通じた健康支援

- 女性特有のがん検診事業の推進
- 妊産婦の健康診査及び保健指導の推進

(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- 女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり
- 地域防災における女性の参画促進

(3) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

- ひとり親家庭に対する支援の充実
- つくばこどもの青い羽根学習会の実施

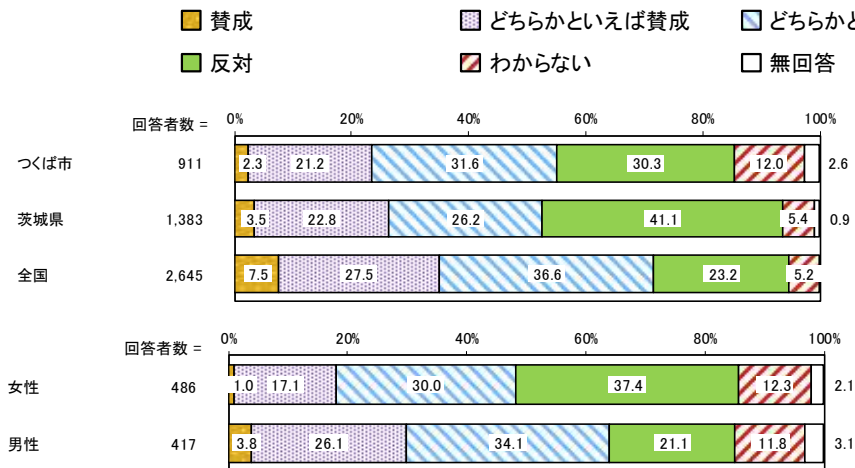
（◆は女性活躍推進計画、■はDV防止基本計画）

基本目標Ⅰ / 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

■現状

○「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

全国、茨城県と比べて、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛成する割合が低くなっています。また、女性に比べ男性の方が賛成する割合は高くなっています。



資料：令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査

■今後の取り組み

(1) 広報・啓発のさらなる推進

- 男女共同参画への理解及び一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。
- さまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関するセミナー開催により、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。

(2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実

- 子どもの個性と能力を十分に発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育における男女共同参画意識の推進を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

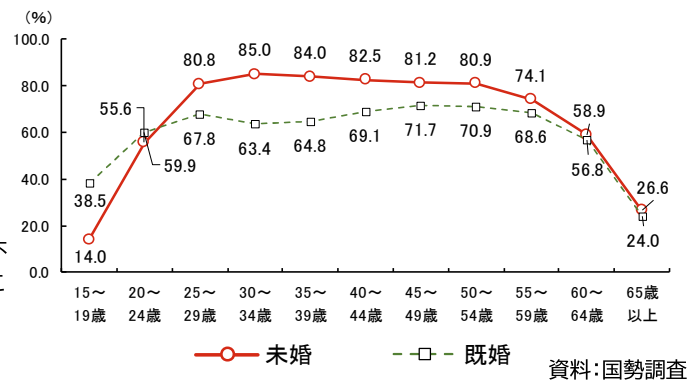
基本目標Ⅱ / あらゆる分野における男女共同参画の推進

■現状

○つくば市の女性の年代別・婚姻形態別労働力率の推移(令和2年)

令和2年において未婚女性と既婚女性の労働力率は、特に25歳から54歳までの年代で大きな差が見られます。

※労働力率 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいいます。



■今後の取り組み

(1) 職業生活における活躍推進

- 就労希望の女性に、職業能力開発の機会を設け、就業に向けた情報提供等を行います。
- 起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。
- 自営業・家族的経営において、男女が互いに協力して経営等に参画できるような就業環境の整備・支援に努めます。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備

- 長時間労働の削減など働き方改革の推進や男性の家庭等への参画促進、育児休業の取得促進、多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

(3) 市政における女性の参画促進

- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や委員会等への女性委員の推進に取り組みます。

(4) 市と市職員が率先して行う取組

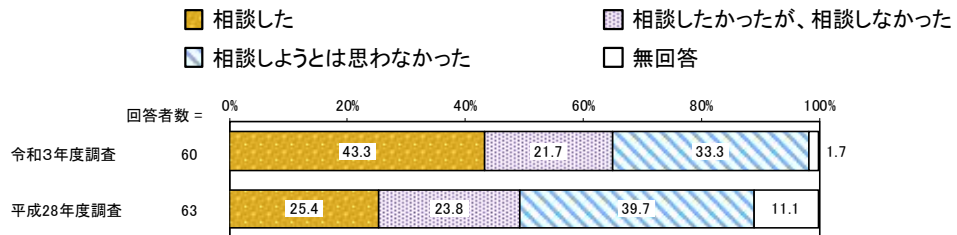
- 市の女性職員に対する職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組み仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備を進めます。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

基本目標Ⅲ / 一人一人の人権の尊重

■現状

○DVを受けた人の相談の有無の状況

DVを受けた際に相談する人は増加していますが、依然として相談しない人もいるため、相談窓口の周知やDVに関する情報提供の充実等が必要です。



資料：令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査

■今後の取り組み

(1)配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発

○配偶者等からの暴力(DV)は重大な人権侵害であり、社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行います。

(2)相談体制の充実と被害者の保護

- 被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知や利用しやすい体制の充実とともに、相談や支援にかかわる相談員の専門性の向上を図ります。
- 関係機関や庁内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

(3)性的少数者に関する差別の解消

○誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるよう差別や偏見を取り除くための啓発を行います。

(4)多文化共生を踏まえた相談体制の充実

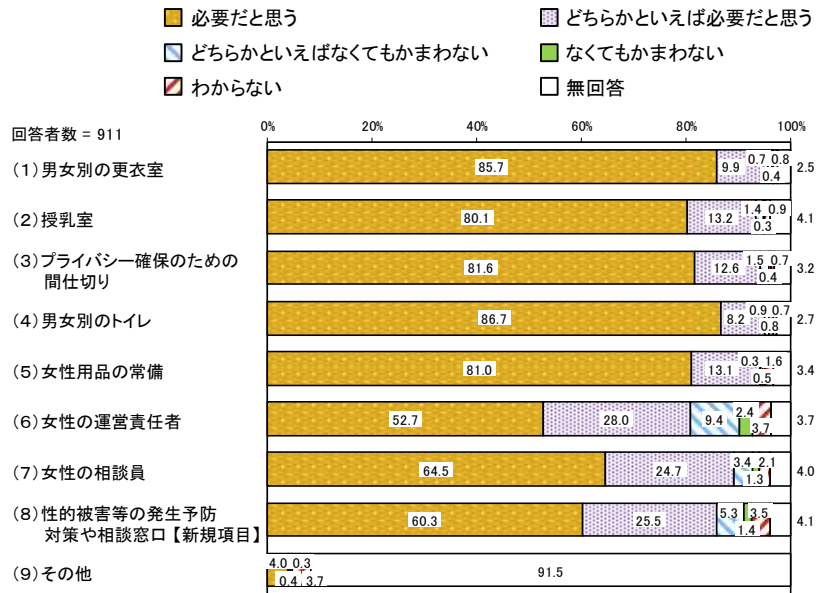
○互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、外国人が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図ります。

基本目標Ⅳ / 安全・安心な暮らしの実現

■ 現状

○ 災害時に避難所に必要なもの

災害時に避難所における女性等への配慮が必要だと多くの市民が感じており、必要なものとして「男女別の更衣室」「授乳室」「プライバシー確保のための間仕切り」「男女別のトイレ」「女性用品の常備」などの項目が高い割合になっています。



資料：令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査

■ 今後の取り組み

(1) 生涯を通じた健康支援

○ 男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、ライフステージに応じた心身の健康管理・保持増進を支援する取り組みを充実します。

(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

○ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

(3) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

○ ひとり親家庭や経済的に困難を抱える家庭等に対して、関係機関との連携を図り、生活支援、就業支援、経済的支援等を充実していきます。

つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）

発行年月 令和5年（2023年）3月
 発行 つくば市 市民部 市民活動課 男女共同参画室
 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
 電話：029-883-1111（代表） F A X：029-868-7586